

KAMEOKA CITY

第5次亀岡市総合計画

令和3年4月



人と時代に選ばれる
リーディングシティ
亀岡

city.kameoka.kyoto.jp

亀岡市民憲章

平成17年11月3日制定

京都から西へ、老ノ坂を越えれば朝霧の晴れ間に亀岡盆地が広がる。豊潤な水脈は、田園や里山に多彩な実りをもたらし、舟運を支えてきた保津川は、いまでも溪流の舟下りで賑わっている。

古来、人びとは自然との調和やお互いの絆、家族のぬくもりを大切にしながら暮らしてきた。そこには石門心学が生まれ、円山応挙の芸術が育まれた。城下町のたたずまいを色濃くとどめ、華麗な山鉦が巡り、地域に根ざした芸能が息づいている。

そんな亀岡に生きるわたくしたち市民は、こうした平安の営みを未来につなぐことを願って、市民憲章を掲げます。

-
- 一 水と緑の恵みを大切にし、豊かな環境を次代に引き継ぐまちをつくれます
 - 一 いのちを尊重し、共に輝き、心の通いあう家族とまちをつくれます
 - 一 健やかな心とからだを育て、安らぎのあるまちをつくれます
 - 一 互いにまなび、高めた力を活かす生涯学習のまちをつくれます
 - 一 歴史と伝統を生かし、先人の知恵が香る文化のまちをつくれます
 - 一 世界にはばたく、豊かな感性と英知を育むまちをつくれます
 - 一 一人ひとりが主役となって、共に生き、ともに支え、平和と人権の根づくまちをつくれます
-

人と時代に選ばれる リーディングシティ亀岡



亀岡市では、この度、今後10年のまちづくりの指針となる「第5次亀岡市総合計画」を策定いたしました。

私たちのふるさと亀岡は、豊かな自然環境や歴史・文化に育まれ、かつては陸運・舟運の要衝として、近年では「京」の住まいの地として発展してまいりました。

これまでのまちづくりを振り返りますと、昭和63年に関西初となる「生涯学習都市」を宣言、平成20年には、日本初となるセーフコミュニティの国際認証を取得、さらに平成30年の「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を受け、令和2年、全国初のプラスチック製レジ袋提供禁止条例を制定し、『世界に誇れる環境先進都市』の実現に向けた取組を進めています。また、同年、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されるなど、昭和・平成・令和へと新たなまちづくりに向けた取組を他の自治体に先駆けてチャレンジしてまいりました。

地方都市における社会経済状況を見ますと、少子化・高齢化の進展、都市部への人口流出に伴い、地域社会の担い手不足や経済活動の維持拡大が困難な状況に直面しています。

併せて令和2年には、世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化など、新たな局面を迎える中、全国各地で地方創生に向けた取組が進められています。

亀岡市においても、若年層の流出や合計特殊出生率の低下による人口減少が進み、全国の地方都市と同様の課題に直面し、新型コロナウイルス感染症の猛威は、市民の皆様の健康、社会生活、地域経済にも大きな影響を及ぼしています。

このような社会経済の潮流を踏まえ、本計画では、第4次亀岡市総合計画期間内の取組や成果を次なるステップとして、誰もが住み続けたいと思える持続可能なまちづくりに向け、良好な暮らしの環境や安全・安心の確保、定住・交流の促進など、あらゆる分野で次の時代を見据え、人に選ばれるまちを目指す決意の表れとして、目指す都市像を「人と時代に選ばれる リーディングシティ亀岡」としています。

引き続き輝かしい未来を実現するためのチャレンジを続けてまいりますので、市民の皆様の御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、第5次亀岡市総合計画の策定に際し、幅広い御意見をいただいた市民の皆様や、慎重に審議をいただいた亀岡市総合計画審議会、亀岡市議会の皆様に感謝申し上げます。

令和3年4月

亀岡市長 桂 川 孝 裕



第1部 はじめに 8

第1章 第5次亀岡市総合計画について 8

- 1 計画の目的 8
- 2 計画の性格 9
- 3 計画の構成と期間 9
- 4 基本計画の進行管理 9

第2章 亀岡市を取り巻く社会経済の潮流 10

- 1 少子化・高齢化と人口減少 10
- 2 地域に波及する人・モノ・情報の国際化 11
- 3 情報通信技術の進化と普及 12
- 4 常態化する自然災害や感染症等のリスク 13
- 5 地球環境問題の深刻化 14
- 6 産業を巡る環境変化 15
- 7 「ポストコロナ」社会に向けた変化の胎動 16

第3章 亀岡市のまちづくりの進展 17

第4章 亀岡市の人口の見通し 19

- 1 10年後の定住人口 19
- 2 活力・にぎわいを支える人口施策 22

第2部 まちづくりの展望 24

第1章 目指す都市像 24

第2章 重点テーマ 25

- 1 子育てしたい、住み続けたいまちへ 25
- 2 スポーツ、歴史・文化、観光の魅力で産業が輝くまちへ 25
- 3 世界に誇れる環境先進都市へ 25
- 4 だれもが安心して暮らせる防災・減災、セーフコミュニティ、
多文化共生のまちへ 25
- 5 次代をリードする新産業を創出するまちへ 25

第3章 土地利用の基本方針 26

- 1 エリア別土地利用の基本方針 26
- 2 都市構造の基本方針 28
- 3 ゾーン別地域振興の基本方針 30

第3部 施策の基本方針〔施策の大綱〕 33

第1	互いを認め合う、ふれあいのまちづくり	33
第2	安全で安心して暮らせるまちづくり	34
第3	子育て・福祉・健康のまちづくり	35
第4	豊かな学びと文化を育むまちづくり	36
第5	地球にやさしい環境先進都市づくり	37
第6	活力あるにぎわいのまちづくり	38
第7	快適な生活を支えるまちづくり	39
第8	効率的で持続可能な行財政運営	40
	施策の基本方針〔施策の大綱〕と重点テーマの関係性	41
	持続可能な開発目標（SDGs）と自治体の取組	42
	施策の基本方針〔施策の大綱〕とSDGsの関係性	44

基本計画

	施策分野別基本計画の見方	46
第1章	互いを認め合う、ふれあいのまちづくり	47
第1節	人権尊重・平和	48
第2節	男女共同参画	50
第3節	コミュニティ・市民協働・移住定住	52
第4節	国際交流・多文化共生	55
第2章	安全で安心して暮らせるまちづくり	57
第1節	セーフコミュニティ	58
第2節	防災・消防・危機管理	59
第3節	交通安全・防犯	62
第4節	市民生活	64
第3章	子育て・福祉・健康のまちづくり	65
第1節	子育て支援	66
第2節	高齢者福祉	69
第3節	障がい福祉	71

第4節 地域福祉	73
第5節 健康づくり・医療・感染症対策	75
第4章 豊かな学びと文化を育むまちづくり	78
第1節 就学前教育・学校教育	79
第2節 生涯学習・社会教育	83
第3節 スポーツ	86
第4節 文化芸術・歴史文化	88
第5章 地球にやさしい環境先進都市づくり	90
第1節 地球環境・自然環境	91
第2節 資源循環・廃棄物処理	94
第3節 公園・緑地	96
第6章 活力あるにぎわいのまちづくり	98
第1節 商業	99
第2節 工業	101
第3節 観光	103
第4節 農業	106
第5節 林業	109
第6節 労働	111
第7章 快適な生活を支えるまちづくり	113
第1節 道路	114
第2節 公共交通	116
第3節 河川	118
第4節 水道・下水道	120
第5節 都市計画・都市整備・住環境	122
第6節 火葬場	124
第7節 情報・通信	125
第8章 効率的で持続可能な行財政運営	127
第1節 行政運営	128
第2節 財政運営	130
第3節 広域連携	132
基本計画の進行管理	133
第5次亀岡市総合計画とSDGs（17のゴール）の関係性整理表	134

1	目指す目標	138
2	市民意見	
2-1	市民会議設置要綱	140
2-2	市民会議提言書	142
2-3	まちづくりアンケート	153
2-4	WEBアンケート	168
2-5	高校生アンケート	174
2-6	地域別まちづくりへの意見	184
3	今後の財政見通し	186
4	策定体制図	191
5	諮問書・答申書	192
6	総合計画 審議会条例・部会設置規則	
6-1	審議会条例	193
6-2	審議会部会設置規則	194
7	総合計画審議会委員名簿	195
8	総合計画策定推進委員会設置規程	196
9	総合計画策定推進委員会委員名簿	197
10	策定経過	198
11	亀岡市のあゆみ	201
12	ゆかりの人物	208
13	用語解説	210

基本構想

第1部 はじめに

第1章 第5次亀岡市総合計画について

1 計画の目的

私たちは、今、少子化・高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎えています。その中で、情報通信技術の急速な発展が、高度情報化や国際化の流れを加速させ、産業、文化、教育、福祉医療など社会のあらゆる分野に大きな変化をもたらすとともに、人々のライフスタイルや価値観にも多様な影響を及ぼしています。

また、人口や政治、経済、文化などの東京一極集中が進む裏側で、地方における若年層の流出、経済活力の低下、コミュニティの希薄化などの課題が深刻化し、移住・定住の促進や地域の特性を生かした経済活性化など「地域創生」の取組が全国各地で展開されています。

さらに近年、地球温暖化や継続的な地殻変動などを要因とする大規模な自然災害が多発しています。南海トラフ巨大地震も今から30年以内には高い確率で発生すると予測されています。自然災害から人命を守り、社会・経済の被害を最小限に食い止めるための防災・減災・危機管理対策の強化が一層重要となっています。

令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症が、世界的な流行（パンデミック）を引き起こしました。医療分野だけでなく、人々の暮らしや働き方、学校教育など社会全般に影響を及ぼし、特に、グローバル化した経済にとっては世界恐慌以来といわれる停滞をもたらすことになりました。ウイルスとの闘いは今後も長丁場を覚悟する必要があり、感染拡大防止のための医療体制の充実や新しい生活様式の定着などとともに、「ポストコロナ」社会や経済の再構築が重要な課題となっています。

一方、こうした社会・経済を取り巻く様々な課題を解決するため、「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」の取組が個人、団体、企業、地方公共団体、国など多様な主体のもとで始まっています。SDGsは貧困や地球環境など私たちの社会が直面する諸問題を乗り越えて、持続可能な世界を実現していくために達成すべき国際社会共通の目標であり、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択されたものです。

本市は、こうした内外の激しい変化や動きに対応しつつ、豊かな自然環境を守り育て、子どもから高齢者まですべての市民が幸せを実感しながら暮らし、新たな交流や賑わいの中で生き活きとした経済活動が営まれる持続可能なふるさとを市民みんなの力で創っていくことを目指しています。

そのため、本市を取り巻く社会や経済の大きな流れを展望し、市民や各種団体、NPO、事業者などあらゆる主体が共有できる本市の未来の姿を明らかにするとともに、それを実現していくための総合的かつ計画的な指針として、第5次亀岡市総合計画を策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、本市が目指す都市像を示すとともに、その実現のための基本指針としての役割を担うものであり、次のような性格を有しています。

- ◆ 市民の参画と協働による計画
- ◆ 市民の視点に立った、わかりやすい計画
- ◆ 市民ニーズを踏まえた重点課題を戦略的に取り組む計画

3 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第5次亀岡市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層構造で構成します。

基本構想	目標年次に向け、本市が目指す都市像や土地利用の基本方針と、それを実現するための施策の基本方針（施策の大綱）を示しており、基本構想の計画期間におけるまちづくりの指針となるものです。
基本計画	「基本構想」に掲げる施策の基本方針（施策の大綱）に基づき、取り組むべき施策を体系的・総合的に示した計画です。計画は、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるように必要に応じて見直すこととしています。

(2) 計画の期間

「基本構想」「基本計画」は、いずれも令和3（2021）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標とします。なお、「基本計画」については、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

年度	2021 (令和 3)	2022 (令和 4)	2023 (令和 5)	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)	2026 (令和 8)	2027 (令和 9)	2028 (令和 10)	2029 (令和 11)	2030 (令和 12)
基本構想	10年間									
基本計画	10年間（必要に応じて見直し）									

4 基本計画の進捗管理

基本計画は、変化する社会動向に柔軟に対応するとともに、市民ニーズを的確に捉えた施策を計画に反映するため、必要に応じて見直すこととしています。

その進捗管理は、事務事業評価など施策評価を実施することにより、中期的には成果、短期的には事業の実施量を中心に把握・検証し、この結果の公表等を通じて、情報を市民と共有しながら行っていきます。

第2章

亀岡市を取り巻く社会経済の潮流

1 少子化・高齢化と人口減少

日本の総人口は平成20（2008）年をピークに減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和35（2053）年には総人口が1億人を下回ると予測されています。年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は平成27（2015）年の1,589万人から令和38（2056）年には1,000万人を割り込む一方、老年人口（65歳以上）は平成27（2015）年の3,347万人から令和24（2042）年の3,935万人まで増加する見込みです。

その後老年人口は減少するものの、総人口に占める割合は30%台後半で推移し、3人に1人以上が高齢者となり、特に75歳以上の後期高齢者が増加することが見込まれています。

一方、一人の女性が生涯に産む子どもの平均人数である合計特殊出生率は、最も落ち込んだ平成17（2005）年の1.26から、平成27（2015）年の1.45まで上昇傾向が続いていたものの、令和元（2019）年には1.36まで低下し、出生数は86.5万人と過去最低を記録しています。

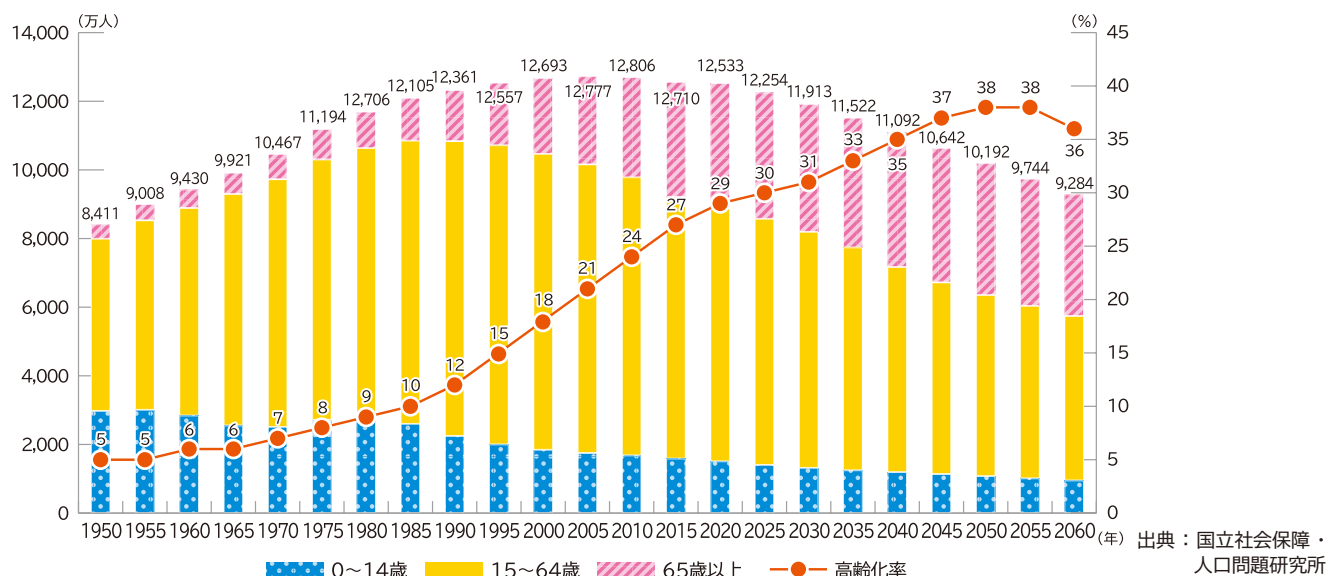
このような人口構造の変化は、医療や介護サービスの需要増加に伴う、社会保障費の現役世代の負担増加や、経済規模の縮小など社会経済に大きな影響を及ぼすものと考えられます。

また、地域社会においても、担い手不足による祭りなどのコミュニティ活動の衰退をはじめ、防災・防犯や子育て、介護等の幅広い分野への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、東京をはじめとした都市部への一極集中を要因とした地方の人口減少に歯止めをかけるため、全国の自治体で移住・定住の促進や仕事の創出、交流人口の増加に向けて、地域資源を活用しながらまちの魅力を向上し、広く発信する地方創生の取組が進められています。

本市においても、少子化・高齢化、人口減少が進行している中で、安心して子育てができる環境づくりや若者の雇用の場の創出、高齢者や女性が活躍できる場の拡大などにより、年齢や性別に関係なく、全世代で支え合える社会をつくることが求められています。

図表1 日本の将来推計人口（平成29年推計／出生中位・死亡中位）



2 地域に波及する人・モノ・情報の国際化

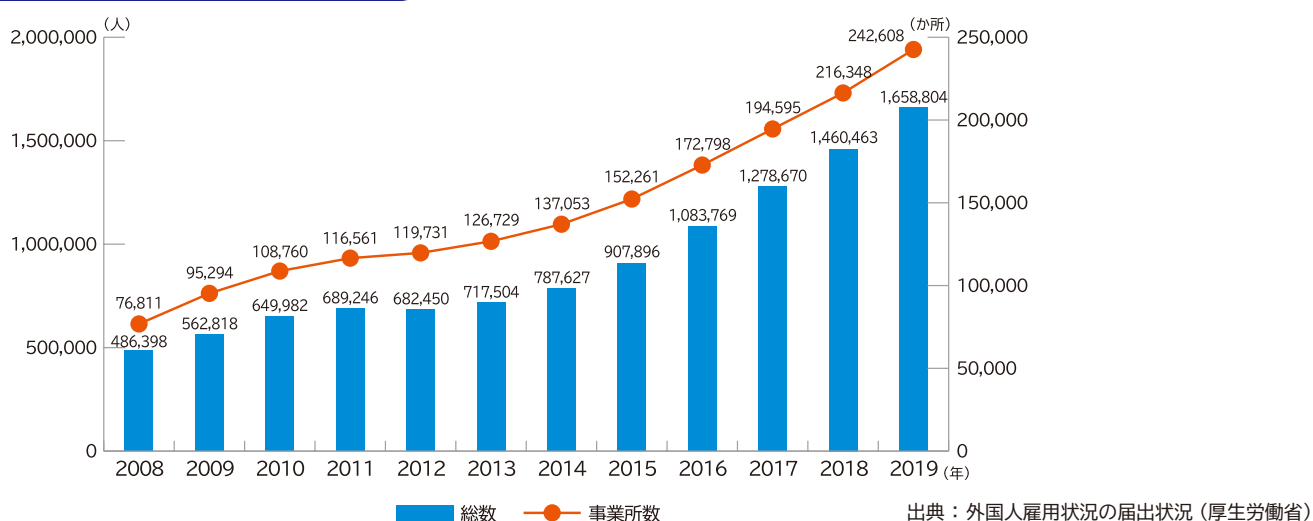
国際的な貿易・投資の拡大を背景に、あらゆる経済分野において、資本や労働力・情報の国境を越えた移動が活発になっており、知的財産、金融サービス、電子商取引など幅広い分野におけるさらなるグローバル化の進展が予想されます。

経済のグローバル化や人口減少による労働力確保の必要性を背景に、就労を目的として来日する外国人が増加しつつあります。

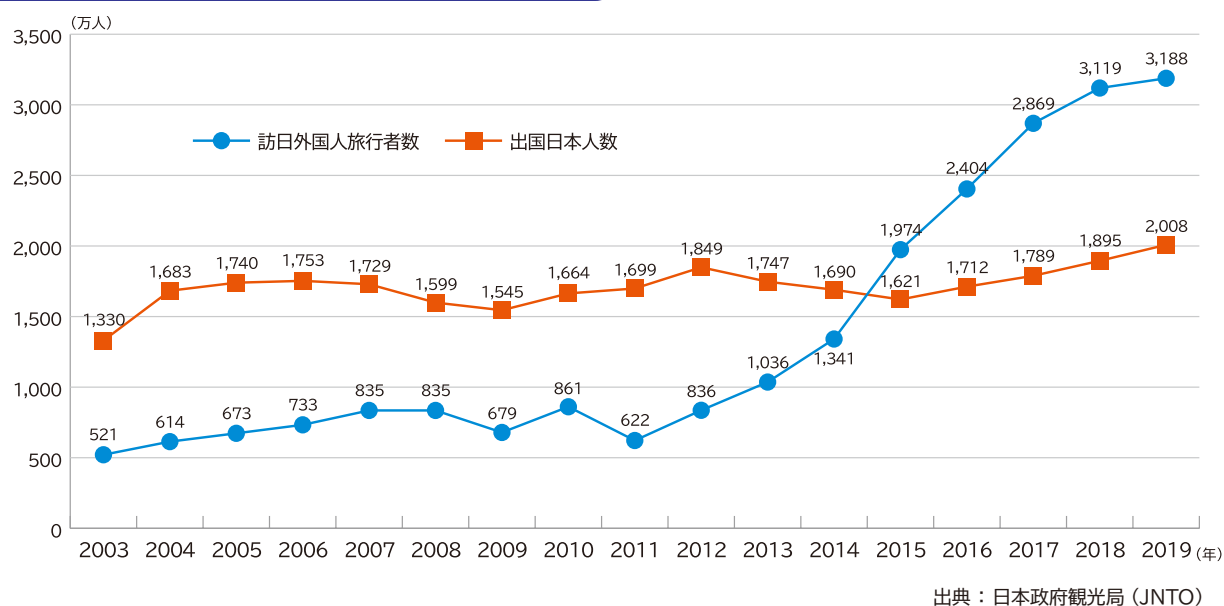
また、「東京オリンピック・パラリンピック」、「ワールドマスタースゲーム関西」、「大阪・関西万博」など、国際的なイベントを契機としながら、さらなる訪日外国人の増加、それに伴う国内消費の拡大などが見込まれています。

本市においても、市民生活をはじめ、企業活動、観光など様々な分野において、人・モノ・情報の交流が活発化する中で、文化や生活様式の違いなどを越えて、相互理解により人権意識を高め、多様性を認め合う多文化共生の社会づくりを進めていくことが求められています。

図表2 外国人雇用状況の推移



図表3 訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



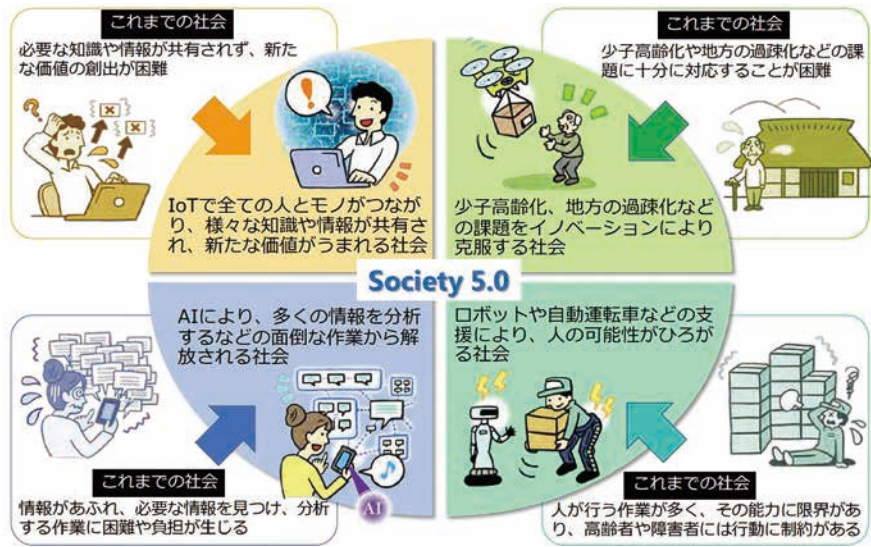
3 情報通信技術の進化と普及

近年のICTの発達やスマートフォンなどの情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活や文化、社会経済の仕組みは大きく変化しています。特にIoT（Internet of Things：モノのインターネット）により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることで、ビッグデータの活用をはじめAI（Artificial Intelligence：人工知能）による業務処理の効率化や最適な予測によるアドバイスの提供等、新たな価値が生み出され、生活や仕事の面での変化をもたらすことが見込まれます。

IoTをさらに普及、推進するべく、高速・大容量化、端末接続数の増加、低遅延・超高信頼性などを可能とする次世代通信システムの整備・開発が進められており、こうした情報通信基盤を活かして、これまで以上に便利で効率的な超スマート社会（Society5.0）の実現に向けた取組が推進されています。

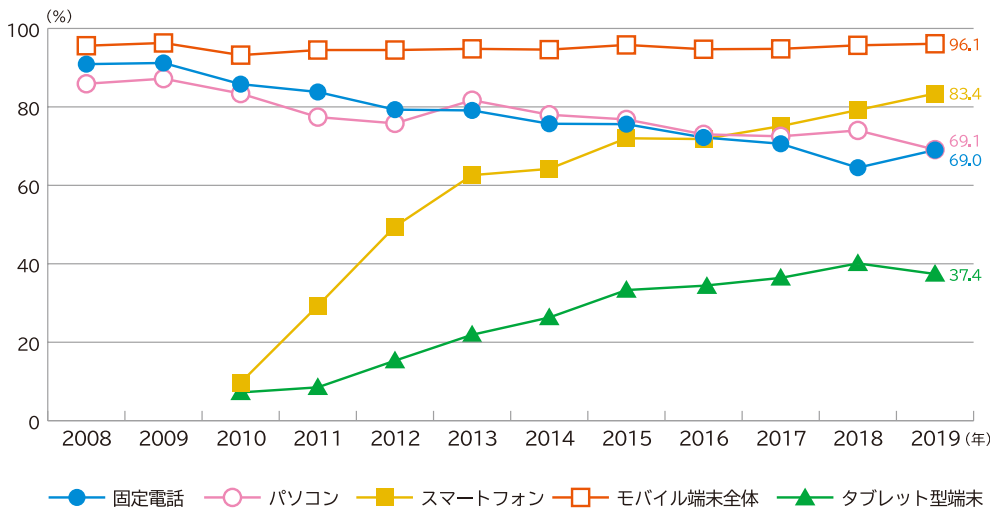
今後の少子化・高齢化・人口減少社会における人材不足への対応など、ICTは様々な社会課題の解決に貢献することが期待されており、本市においても、急速に進む情報通信技術の進化を産業・教育・市民生活に活かしていけるよう、いわゆるGIGA（Global and Innovation Gateway for All）スクール構想などによる人材の育成、イノベーション創出や生産性向上に向けた企業支援、安全・安心に技術を活用できる環境整備が求められています。

図表4 Society 5.0で実現する社会



出典：内閣府作成
(科学技術政策Society5.0)

図表5 情報通信機器の世帯保有率



出典：通信利用動向調査
(総務省)

4 常態化する自然災害や感染症等のリスク

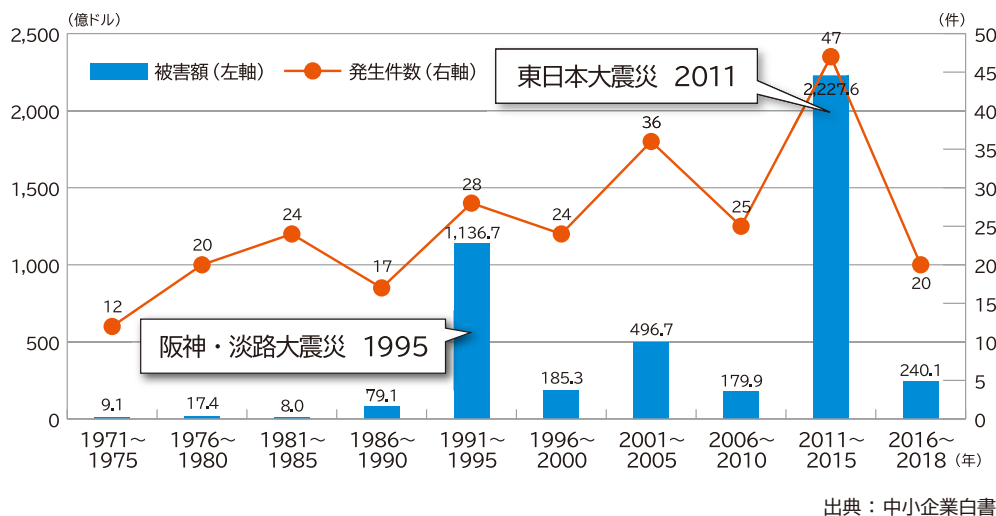
平成23（2011）年3月の東日本大震災をはじめ、平成28（2016）年4月の熊本地震、平成30（2018）年6月の大阪府北部地震などの地震の発生や台風や豪雨などによる河川の氾濫・決壊、土砂災害など、全国各地で大きな自然災害が頻発しています。

今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震など、大規模地震の発生の可能性が高まるとともに、地球温暖化などの気候変動に伴って、局地的な豪雨などの災害も、いつ、どこで発生するかわかりません。

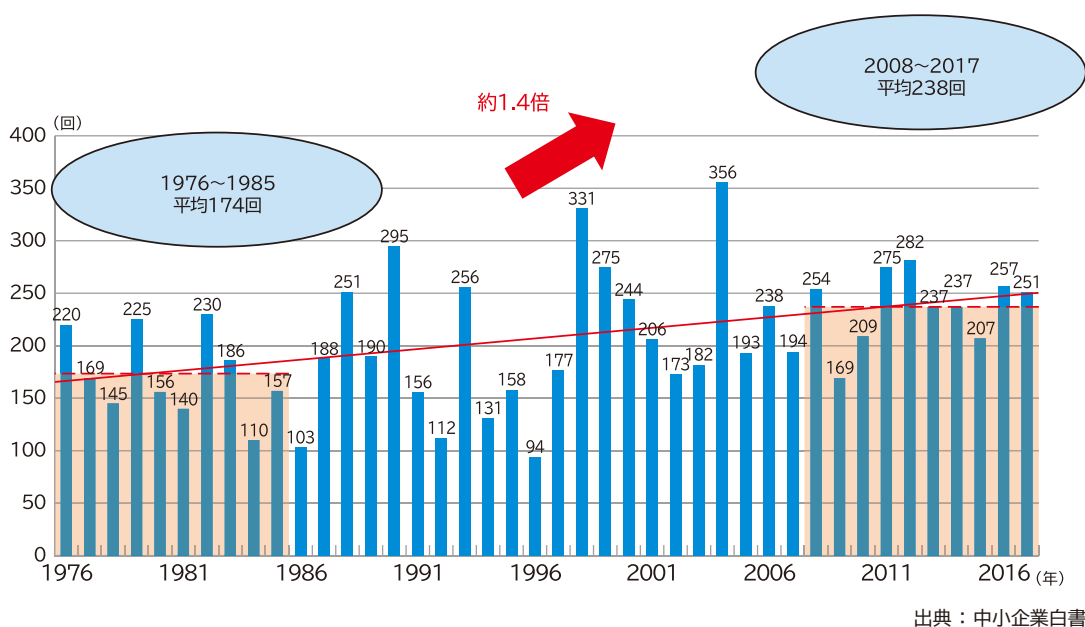
さらに、人や物の移動の高速化に伴い、感染症が短期間で広範囲にまん延し、地球規模での流行が市民生活を脅しています。特に近年ではエボラ出血熱、SARS、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症といわれる新たな病原体の出現が世界的な脅威となっており、迅速な対応が求められています。

本市においても、市民の安全安心を脅かす様々なリスクを想定し、それに備えた危機管理体制を確立することが求められています。

図表6 我が国の自然災害発生件数及び被害額の推移



図表7 1時間降水量50mm以上の年間発生回数（アメダス1,000地点あたり）



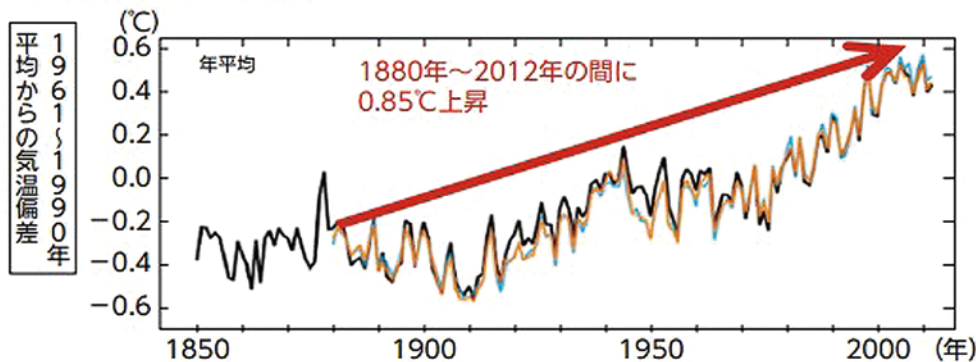
5 地球環境問題の深刻化

地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、人間の活動に伴う地球環境への負荷が増大し、地球温暖化や生物多様性の喪失、プラスチックごみによる海洋汚染などの環境問題をもたらしています。このような環境の危機を踏まえ、平成27（2015）年にCOP21（Conference of Parties：気候変動枠組条約締結国会議）で採択された「パリ協定」において、温室効果ガスの削減に向けた国際的な合意がされました。

また、令和元（2019）年には、大阪で開催されたG20サミット（金融・世界経済に関する首脳会合）において、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されるなど、世界が持続可能な社会の実現に向けて動き出しています。

本市においても、平成24（2012）年に内陸部の自治体で初めて「海ごみサミット」を開催し、海ごみを無くす取組を発信してきました。また、保津川をはじめとする自然景観や市民の生活環境、観光に大きな影響を与えるだけでなく、市の魚であるアユモドキに代表される川の生態系にも影響を及ぼす使い捨てプラスチックごみを無くしていくための運動を展開しています。こうした取組を更に推進することで、市民一人ひとりの行動や地域における様々な活動を通じて地球環境問題の解決をリードする環境先進都市として先導的な役割を果たすことが求められています。

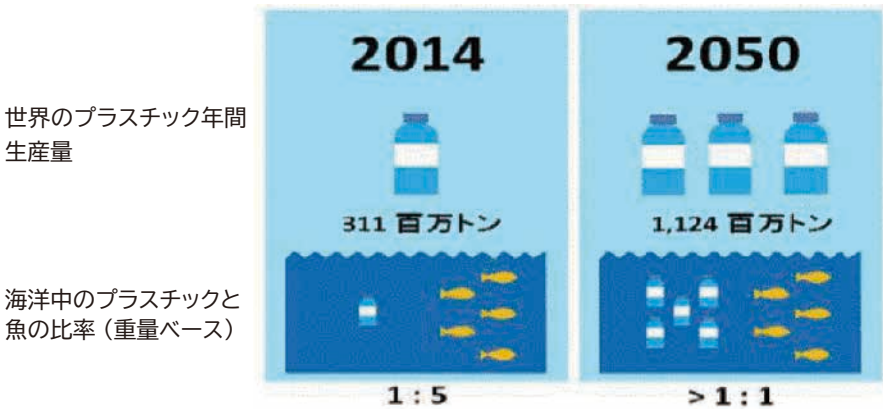
図表8 世界平均地上気温の変化



資料：気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「第5次評価報告書統合報告書政策決定者要約」

図表9 BAUシナリオにおけるプラスチック量の拡大

このままでは、2050年には海洋中のプラスチックごみの量が魚の量を上回る



出典：令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書
(https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r01/html/hj19010301.html#n1_3_1_1) を加工して作成
※BAUはbusiness as usualの略。「対策を実施しなかった場合、どうなるか」

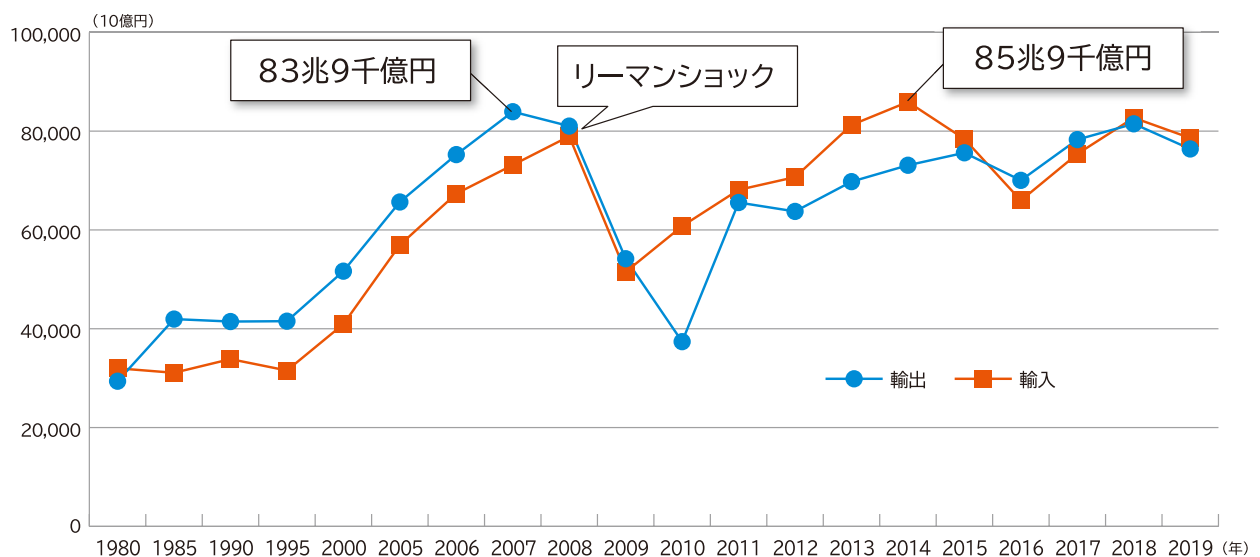
6 産業を巡る環境変化

これまで見てきた様々な潮流が、わが国の産業全体に大きな環境変化をもたらしています。
人口減少に伴い国内市場が縮小する中、国際的な経済連携が進み国際競争力が求められています。
また、海外の活力（人的資源、市場）を取り込むことで、工業のみならず農業分野でも成長につながる
ことが期待されています。

AIやICTによる省力化や工場へのRPA（Robotic Process Automation：ロボット技術）導入、高
品質生産等を可能にするスマート農業など、先端技術の活用が進んでいます。

本市としても、こうした産業を巡る環境変化に柔軟に対応し、特に産業分野において先端技術を積極的
に取り入れるとともに、環境に配慮した企業の誘致や観光資源との連携など本市の特性を活かし、新たな
価値を創造することで、後継者や担い手を確保し、持続可能な地域経済基盤を構築していくことが求めら
れています。

図表10 日本の輸出入総額の推移



出典：財務省貿易統計

図表11 産業用ロボットイメージ



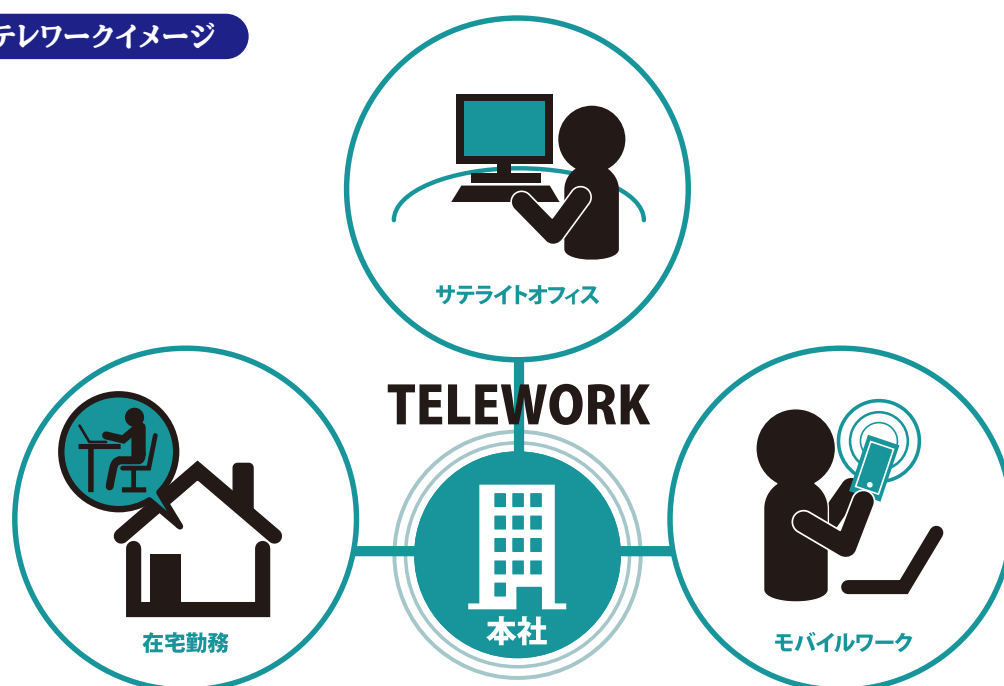
7 「ポストコロナ」社会に向けた変化の胎動

新型コロナウイルス感染症の拡大は、生活様式の変化をはじめ社会・経済に大きな影響を及ぼしました。感染拡大防止の観点から、外出自粛が余儀なくされる中で、ICT技術を活用したテレワークやリモートワークによる働き方が広がるとともに、学校等における遠隔授業、医療機関における遠隔診療などにも大きな関心が寄せられています。

このような人々の生活行動や経済活動における変化が、社会の構造にも影響を及ぼしつつあり、特に、感染が容易に生じやすい“3密”（密閉・密集・密接）といわれる状態が常態化し易い大都市の脆弱性が明らかになる中で、都市集中型の社会から地方分散型の社会への移行の必要性が指摘されています。

こうした流れに対応して、京都や大阪の大都市圏に隣接する利便性と、豊かな自然や美しい田園景観を有する本市は、そのポテンシャルを生かして、ポストコロナ社会に適応した新しいライフスタイルや経済活動を展開できるまちとして発展していくことが期待されています。

図表12 テレワークイメージ



第3章

亀岡市のまちづくりの進展

本市では、平成23（2011）年を初年とする「第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～」に基づき、「水・緑・文化が織りなす 笑顔と共生のまち かめおか～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり～」を目指す都市像として、施策を展開してきました。その中でも今後の方向性の基礎となる以下の成果を「第5次亀岡市総合計画」へのステップとして、次なる展開へ繋げていく必要があります。

交通ネットワーク基盤の充実

平成22（2010）年にはJR山陰本線（嵯峨野線）の複線化工事が完成し、平成25（2013）年には京都縦貫自動車道の沓掛～大山崎間である京都第二外環状道路が完成し、続いて平成27（2015）年には全線（宮津～大山崎間）が開通しました。さらに、新名神高速道路（高槻～神戸間）の平成30（2018）年開通など、本市を取り巻く道路網が飛躍的に向上し、鉄道と道路の整備により京阪神都市圏との交通の利便性が向上しました。また、主要地方道亀岡園部線の春日坂交差点～三日市交差点間、市道北古世西川線の開通、国道423号バイパス工事の着工等、各種道路網の充実が図られました。また、地域の交通手段として「コミュニティバス」や「ふるさとバス」の運行など、多様な交通手段の整備が進んでいます。



市道北古世西川線開通

セーフコミュニティの推進

事故やけがは偶然に起こるのではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、全ての人たちが安心して暮らすことができるまちづくりを目指して、平成20（2008）年に本市が全国で初めてセーフコミュニティの国際認証を取得しました。平成30（2018）年に3度目の認証を取得するとともに、安全で健やかな学校や保育所づくりを進めるインターナショナルセーフスクール認証についても2度目の認証を取得しています。本市では市民、地域、学校、行政などの多様な主体の協働による安全・安心なまちづくりの取組が着実に根付いており、継続的な取組が交通事故負傷者数の減少や街頭犯罪認知数の減少など成果として表れています。



セーフコミュニティ認証式

スタジアムを核としたまちづくり

スポーツを通じて青少年に夢や希望、勇気を与えるとともに、地域にぎわいを呼び起こす新たなまちづくりの拠点として、令和2（2020）年に「府立京都スタジアム」が竣工しました。周辺に生息する天然記念物アユモドキなどの生態系を保全するために様々な対策を講じて完成した自然共生型のスタジアムです。スタジアムを中心に、本市の新たな発展の核となる都市整備が進展しています。

また、同年のNHK大河ドラマの放送を契機とした「大河ドラマ館」の設置による亀岡を舞台とした歴史の観光資源としての活用、平成30（2018）年「かめおか霧のテラスの設置」、平成30（2018）年から「かめおか霧の芸術祭の開催」といった亀岡市ならではの取組も進めており、三大観光（嵯峨野トロッコ列車、保津川下り、湯の花温泉）をはじめとする観光資源と合わせて、多様なスポーツやアクティビティを活用して、本市の新たな魅力を創出しています。



サポーターの熱気が満ちる府立京都スタジアム

環境先進都市を目指す取組

平成24（2012）年の内陸部自治体での開催は初となる「海ごみサミット」を契機として、平成26（2014）年からプラスチック製容器包装とペットボトルの分別収集の開始、平成30（2018）年の“かめおかプラスチックごみゼロ宣言”、令和元（2019）年には環境問題について考え行動する機会が増えることを願い、「KAMEOKA FLY BAG Project」を実施しました。

さらに、令和2（2020）年には「亀岡市ポイ捨て等禁止条例」の制定、同年、全国初の「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」の制定へとつながっています。

また、エネルギーの地産地消として、平成30（2018）年には地域新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」の設立、平成31（2019）年には下水処理時に発生する消化ガスの発電事業化など、全国に先駆けた取組を推進し、世界に誇れる環境先進都市を目指しています。



KAMEOKA FLY BAG Project

第4章 亀岡市の人口の見通し

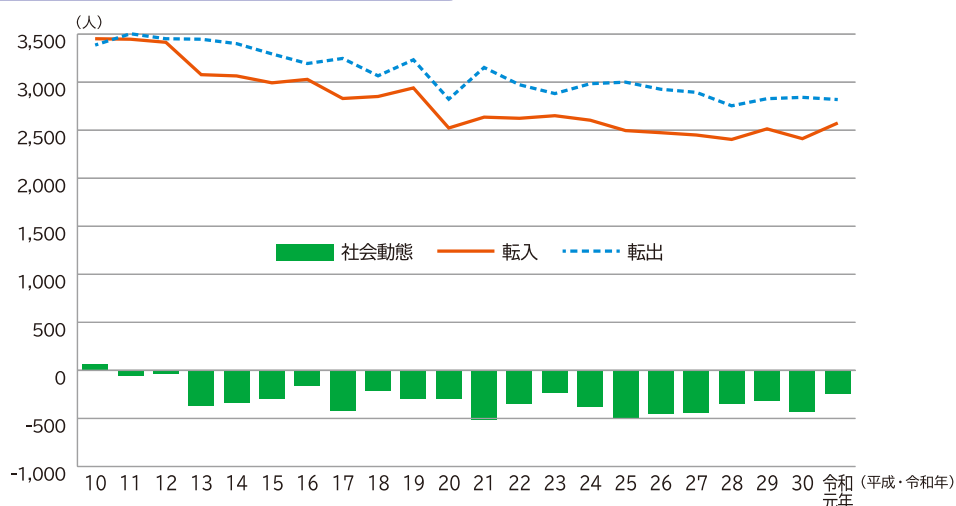
1 10年後の定住人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の人口は令和12（2030）年に約77,000人、令和22（2040）年には約66,000人にまで減少すると予測されています。

人口減少には、出生数を死亡者数が上回る自然減、転入者数より転出者数が多いことによる社会減がありますが、本市ではその両方が併行して進んでいます。

社会減は平成11（1999）年に転入超過から転出超過に転じて以降継続しており、一方、自然減も平成21（2009）年から継続しています。平成27（2015）年から令和元（2019）年までの最近5年間は、転出超過による社会減が1,782人、自然減が1,304人となっています。

図表13 社会動態（転出転入）の推移

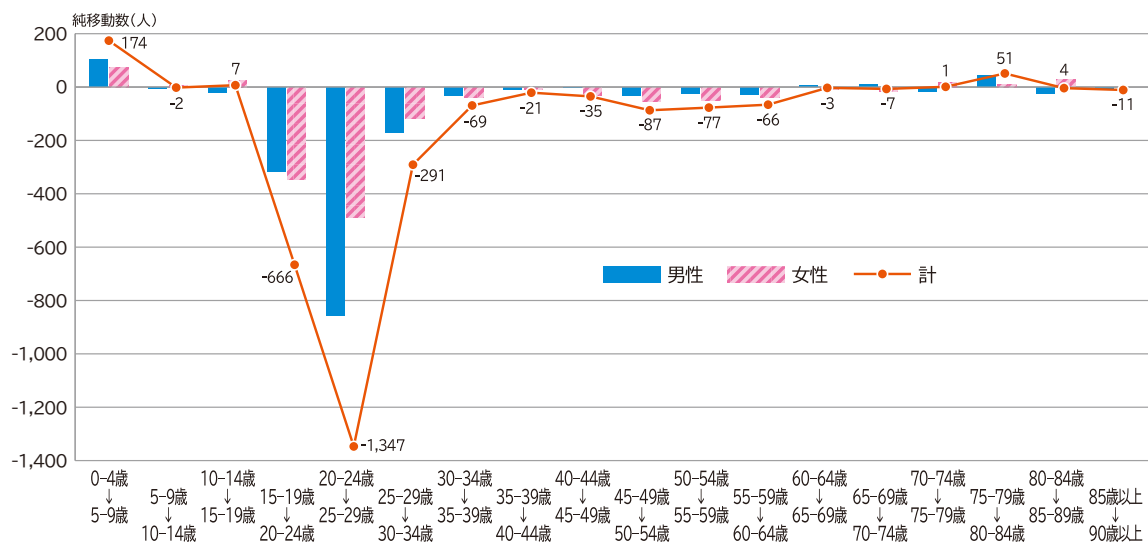


資料：亀岡市統計書

社会減の内訳を世代別にみると、10歳代から30歳代にかけての若年層の転出が顕著であり、進学や就職に伴って市外へ移動する人が多いことが推測されます。転出先・転入元をみると、京都市や南丹市など京都府内のほか大阪府内の近隣地域間の移動が多くなっています。

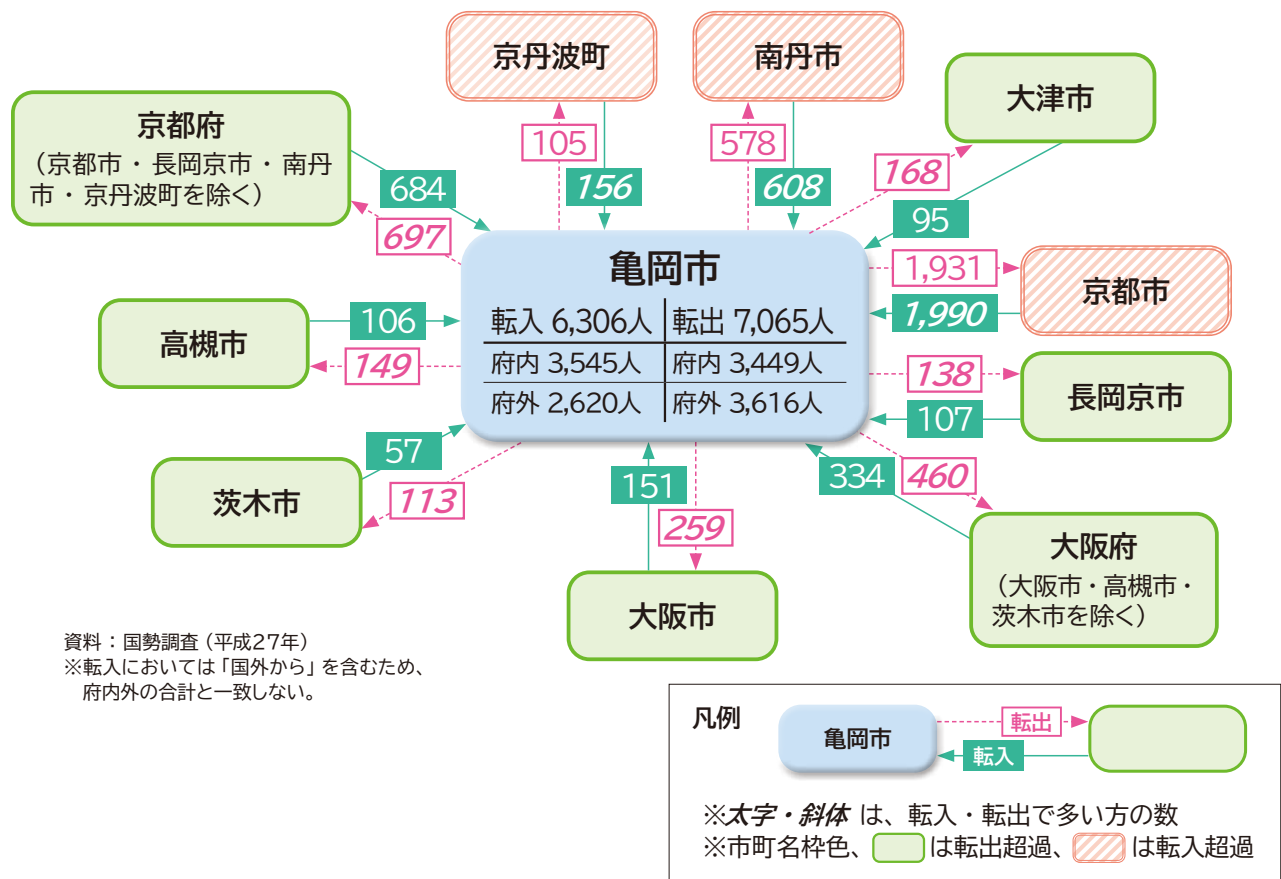
自然減の要因については、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す合計特殊出生率が、全国平均と比べて低くなっていること、また、合計特殊出生率と関連が深い若年女性人口（20～39歳）の全人口に占める割合が全国平均や京都府平均に比べて低い水準で推移していることをあげることができます。

図表14 男女別・年齢別移動数（2010年→2015年）



資料：国提供基礎データ（令和元年6月版）

図表15 5年前の常住地からみた亀岡市への転入元、亀岡市からの転出先（主な自治体）



資料：国勢調査（平成27年）
※転入においては「国外から」を含むため、
府内外の合計と一致しない。

図表16 合計特殊出生率の状況

	H20(2008)～H24(2012)年	H25(2013)～H29(2017)年
亀岡市	1.32	1.35
京都府	1.27	1.32
全国	1.38	1.43

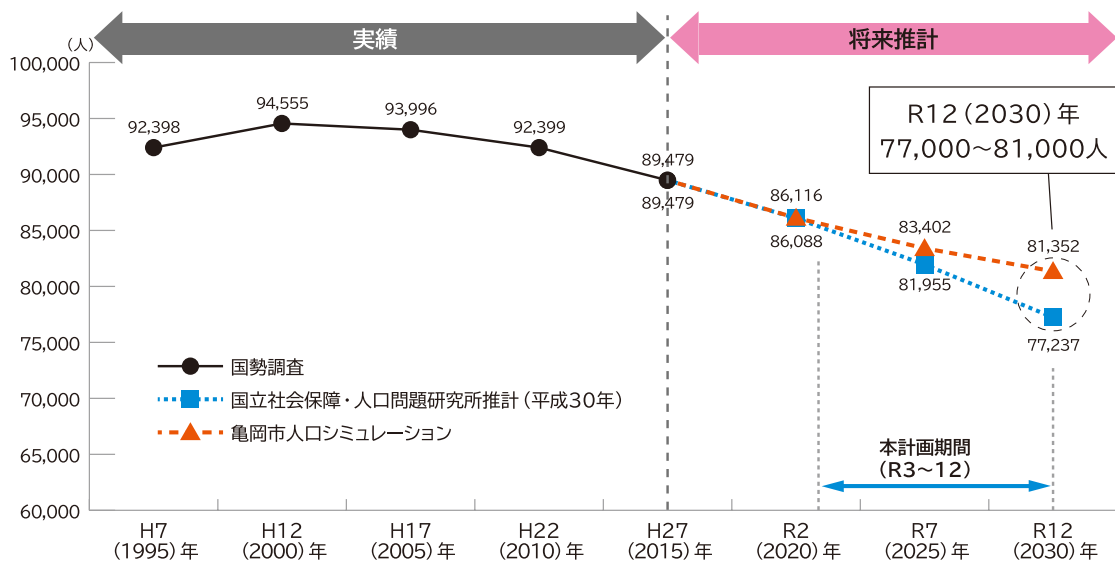
資料：「人口動態保健所・市区町村別統計」

このような現状を踏まえると、本市の定住人口を維持し拡大していくためには、若年層を中心とする転出超過を転入超過に転換していくことや、安心して子育てできる環境を整えて合計特殊出生率を引き上げていくことが必要です。一方で、こうした政策が人口増加効果をもたらすまでには相当の時間を要することから、長期的な視点で取組を進める必要があります。

本計画期間における定住人口については、さきに述べた国立社会保障・人口問題研究所の推計約77,000人をベースとして、UIJターンや外国人労働者の増加などにより、転出超過が段階的に解消され、2030年に転出入が均衡し、かつ合計特殊出生率が1.32から1.8まで向上すると仮定した場合、本市の人口は約81,000人になると推計されます。

以上の分析を踏まえ、本計画の目標年次である10年後の本市の人口見通しをおよそ77,000人から81,000人と設定し、将来の定住人口の維持拡大を図るための政策を積極的に推進します。

図表17 亀岡市の人口の将来推計



■国立社会保障・人口問題研究所推計 (H30)：直近の人口動態（自然減、社会減）の傾向が将来にわたって一定続くと仮定して試算

▲亀岡市人口シミュレーション：将来の定住人口の維持拡大を図るための政策を積極的に推進した結果として、2030年に向かってUIJターンなどにより、転出超過が段階的に解消され、かつ合計特殊出生率が1.8まで向上した場合を仮定する。

※合計特殊出生率1.8：人口減少に歯止めがかかり、定常状態（人口規模及び構造が安定する状態）になる考え方として、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」で2030年に1.8程度が仮定されていることを踏まえ、亀岡市人口シミュレーションにおいても1.8を仮定値として採用する。

2 活力・にぎわいを支える人口施策

10年後の定住人口の縮小が避けられない現状の中で、人口減少がもたらす地域経済への影響を最小限に止めるとともに、地域における祭りなどの行催事や防犯・防災、子育て、介護などのコミュニティ機能を低下させることなく維持し発展させていくための取組が重要です。

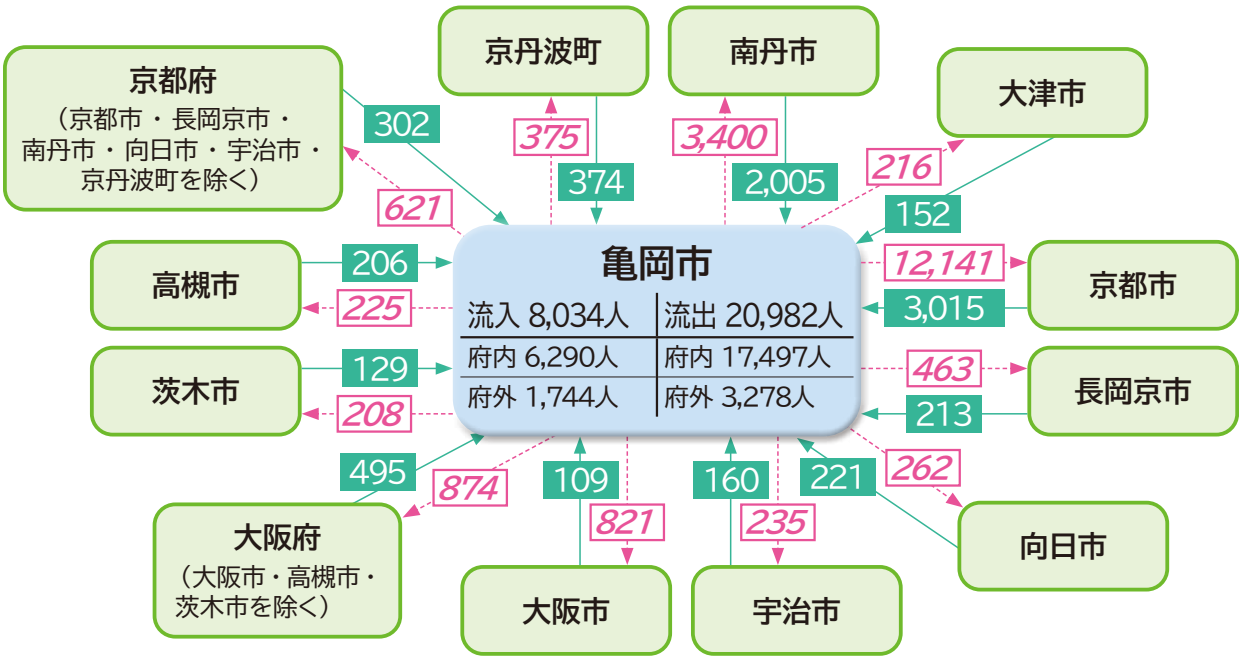
本市は、定住人口の確保に向けた施策に加えて、地域の活力やにぎわいなどを支える人口を拡大するための多面的な施策を推進します。

(昼間人口の増加)

定住人口のうち日中も市内で生活し活動する市民と、市外からの通勤・通学者とを合わせた昼間人口は、地域経済における消費や生産活動の主体であり、地域コミュニティの主要な担い手でもあります。

本市の夜間人口に対する昼間人口の比率（昼夜間人口比率）は、平成27（2015）年で85.5%と近年ほぼ同水準で推移しており、日中に通勤・通学者が市外へと流出する大都市近郊のベッドタウンとしての傾向が表れています。一方で、京都市や南丹市などから、本市に通勤・通学する人の流れも一定存在しています。さらに新型コロナウイルス感染症の流行に対応したテレワークやリモートワークなどの定着がこれまでの通勤・通学流動に変化をもたらすことが予想されます。今後は、こうした流れを拡大し昼間人口を増加させるため、働く場や学ぶ場としての都市機能の充実を目指します。

図表18 就業者・通学者の流出・流入の状況



資料：国勢調査（平成27年）
※流出においては「不詳・外国」を含むため、府内外の合計と一致しない。

凡例

亀岡市

流出 (red arrow pointing right)

流入 (blue arrow pointing left)

※太字・斜体 は、流入・流出で多い方の数

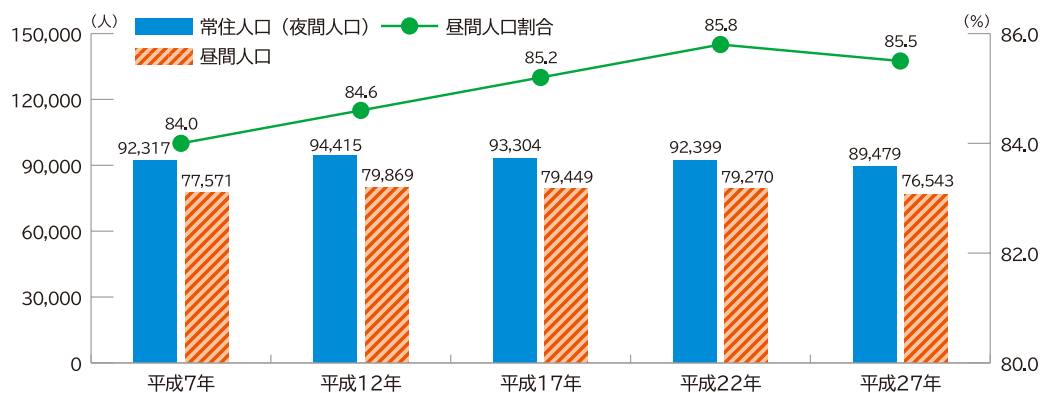
（交流・関係人口の拡大）

日常の通勤・通学以外で、観光やイベント参加などのために本市を訪れるいわゆる交流人口のほか、本市で生産される農林畜産品や商工業品を選好して購入したり利用する人、さらには本市のまち・歴史・文化などに興味・関心を持つ人など、本市の活力・にぎわいに関連する幅広い人口層（関係人口）が想定できます。

本市の観光入込客数は令和元（2019）年で約347万人となっています。近年のインバウンド観光の追い風を受けて、三大観光（嵯峨野トロッコ列車、保津川下り、湯の花温泉）を中心に増加傾向にあり、平成27（2015）年から令和元（2019）年にかけての増加率は29.7%となっています。今後も、「府立京都スタジアム」の完成やNHK大河ドラマの放送を契機に、スポーツ、歴史・文化などの魅力が向上し、既存の観光資源との相乗効果により、さらなる観光客の増加につながることが予測されます。

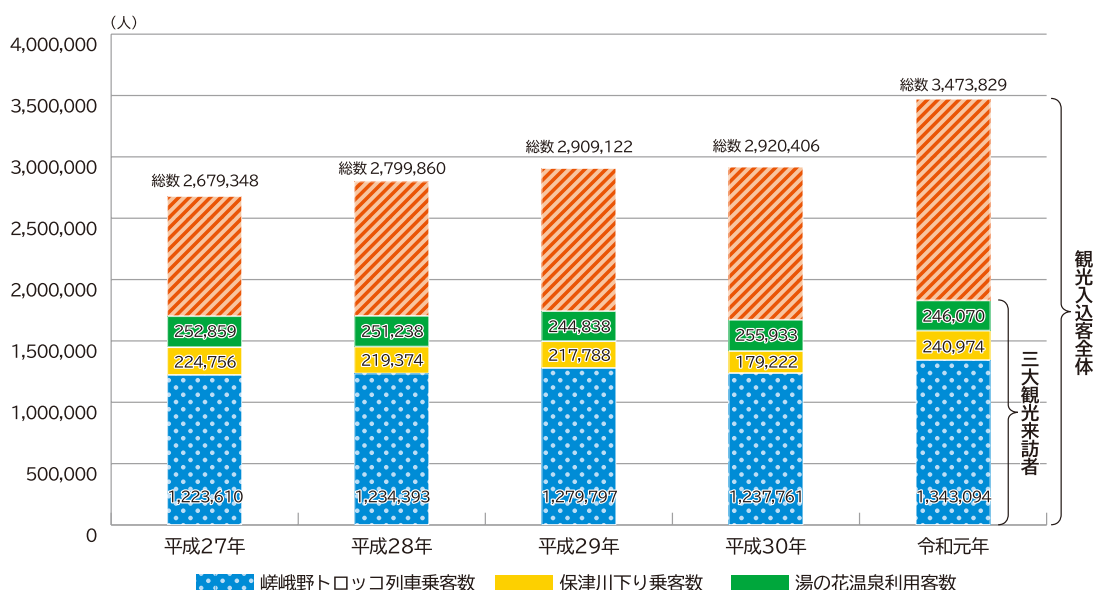
令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症によるインバウンドの減少などの影響がみられますが、中長期的な視点で交流人口や関係人口はもとより地域の魅力を広く発信するシティプロモーションの強化を図ります。

図表19 昼夜間人口比率の推移



資料：国勢調査

図表20 観光入込客数と三大観光来訪者数の推移



資料：亀岡市統計書等

第2部 まちづくりの展望

第1章 目指す都市像

魅力あるまちづくりを進めるため、次の都市像を掲げ、その実現に向け取り組みます。

人と時代に選ばれる リーディングシティ亀岡

目指す都市像の意図

美しい保津川の流れと緑あふれる山々に象徴される自然環境、良質な米や京野菜を生み出す農業を中心とした生業から生まれた里山・田園景観、円山応挙や石田梅岩に代表される芸術・学術などの文化や明智光秀公の丹波統治の拠点となった丹波亀山城などの歴史。亀岡市は多彩な魅力の中で暮らしのぬくもりを育み、かつての陸運・舟運の要衝から、「京」の住まいの地として発展してきました。昭和63（1988）年には他の自治体に先駆けて関西初となる生涯学習都市を宣言、そして現在、日本初のセーフコミュニティ認証都市、環境先進都市の実現に向けた取組など、全国に先駆けたチャレンジをするまちとして存在感を発揮しています。

一方で進学・就職を契機とした若年層の流出により、人口減少が進んでおり、地域コミュニティ機能の衰退や医療・介護などの社会保障に関する費用の増大など、様々な問題に直面しています。また、台風や豪雨等による風水害が全国的に頻発しており、河川や山林とともに暮らす本市では洪水や山地災害などへの対策により、暮らしの安全・安心を守ることが大きな課題となっています。

さらに、私たちの暮らす地域から世界へと目を転じると、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題が連鎖し合いながら、貧困・格差、健康、教育など様々な分野で深刻な問題を引き起こしています。こうした現状に対して、世界中のすべての人々が将来にわたってより幸せに暮らせる社会を創るため、国際社会では「SDGs」（エスディー・ジーズ＝持続可能な開発目標）と呼ばれる目標の達成に向けた活動が始まっています。

本市は、このSDGsの理念を市民みんなで共有し、「SDGs未来都市」として、特色ある豊かな資源を生かし、持続可能な環境・経済・社会を創造するための先駆的な取組を進めます。

良好な暮らしの環境や安全・安心の確保、定住・交流の促進など、あらゆる分野におけるまちづくりについて、次の時代をリードするまちを「リーディングシティ」と位置づけ、人に選ばれるまちを目指し、市民とともに輝かしい未来を切り拓いていきます。

第2章 重点テーマ

目指す都市像を実現するため、重点テーマを設定し、取り組むこととします。

1 子育てしたい、住み続けたいまちへ

考え方

少子化や若年層の転出超過を踏まえ、子育てワンストップ窓口である「BCome+」の充実や妊娠期からの切れ目のない支援の推進を図るとともに、自然保育や子どもの遊び場整備を進めるなど、楽しく安心して子育てができる環境を整えます。誕生から教育まで全ての子どもの将来への希望と地域への愛着を育みます。併せて、健やかに暮せる福祉・健康のまちづくりを進め、すべての市民が住み続けたい、転出しても帰ってきたいまちづくりを目指します。

2 スポーツ、歴史・文化、観光の魅力で産業が輝くまちへ

考え方

「府立京都スタジアム」をはじめ様々な施設・フィールドで楽しむ多様なスポーツ、光秀・梅岩・応挙などに象徴される豊かな歴史文化、亀岡ゆかりの芸術家等により展開される新しい芸術運動、嵯峨野トロツコ列車、保津川下り、湯の花温泉をはじめとする多様な観光など亀岡の魅力を広く発信するとともに、それらの力を産業の活性化に結び付け地域経済の発展を目指します。

3 世界に誇れる環境先進都市へ

考え方

平成24（2012）年に内陸部の自治体では初めてとなる「海ごみサミット」を開催、平成30（2018）年12月には「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を発出しました。「世界に誇れる環境先進都市」の実現に向けて、プラスチックごみ、廃棄物を出さない循環型社会やエネルギーの地産地消などによる脱炭素社会の実現、生物多様性の保全、自然と共生するエコ農業の普及など、地域資源を活用した持続可能なまちづくりに取り組みます。

4 だれもが安心して暮らせる防災・減災、セーフコミュニティ、多文化共生のまちへ

考え方

防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、日本初のセーフコミュニティ国際認証都市として、市民協働による取組を継続します。市内企業への外国籍就労者の増加に対し、国籍や民族などの文化的違いを互いに認め合う、多文化共生のまちづくりを目指します。

5 次代をリードする新産業を創出するまちへ

考え方

京都先端科学大学・企業との産学官連携によるものづくり産業の発展や企業・学術研究機関の誘致とその受け皿となる産業立地基盤の整備、起業家や経営・技術人材の育成などにより若者に魅力ある雇用と次の時代をリードする産業を創出するまちづくりを目指します。

第3章 土地利用の基本方針

1 エリア別土地利用の基本方針

(1) 土地利用の考え方

本市の地勢は、周囲を丹波山地の山々に囲まれ、市域の北から東へと桂川（大堰川・保津川）が貫流しています。桂川に合流する多くの支川の周辺には農地が広がり、古くから京の都に食糧を供給する農林業を生業とする多くの集落が営まれてきました。また、市域の中心部には、城下町を起源とする市街地が発展するとともに、近代になって、京都都市圏にアクセスする鉄道や幹線道路が整備され、その沿線に住宅、商業、工業・流通、大学などの都市機能が集積して新たな市街地が形成されています。

こうした本市の地理的特性を活かしながら、市域を次の4つのエリアに区分し、計画的な土地利用を進めることとします。

- ① 緑のエリア … 亀岡盆地の周辺に広がる森林地域
- ② 街のエリア … 鉄道駅周辺や幹線道路沿線の住宅・商業等が集積する市街地
- ③ 実りのエリア … 森林地域と市街地の間に広がる農地や集落の地域
- ④ 潤いのエリア … 桂川（大堰川・保津川）及びその周辺の河川空間

(2) エリア別土地利用の方向

① 緑のエリア

林業のほか水源の涵養をはじめ環境や防災など多様な公益的機能を有する森林の保全を基本としつつ、市民や来訪者が自然にふれあうレクリエーションの場、自然の大切さを学ぶ環境学習のフィールドとして多面的な活用を図ります。

② 街のエリア

住宅、工業、商業などの用途に応じて、それぞれの機能が効果的に発揮できるよう最適な土地利用を図ります。

ア．快適な住宅地域

ゆとりある公共空間の確保と、適正な都市機能の配置・誘導や地域の歴史・文化・自然を活かした景観づくりによる質の高い住宅地域の形成を図ります。また、耐震性建築物の誘導による災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

イ．活力ある工業地域

活力ある産業活動の展開を誘導・支援するとともに、企業や市民と連携し、環境に配慮したまちづくりを進めます。

ウ. にぎわいのある商業地域

JR4駅周辺及び国道9号沿線の商業地域を多様化する消費行動の変化を受け止め、活力ある経済活動が展開される地域活性化の拠点と位置付け、既存商店街の振興と併せ、新たな商業・業務機能の立地誘導を図ります。

また、医療・福祉・商業などの都市機能の集約拠点化を図り都市の中心性を高めていくことにより、にぎわいの創出を図るとともに、子育て世代や高齢者をはじめすべての市民の生活にとって利便性の高いまちづくりを進めます。

③ 実りのエリア

京阪神大都市圏に隣接した立地を活かし、都市近郊農業を展開するため、優良な農地の保全整備を進めるとともに、「既存集落まちづくり区域指定制度」などを活用して移住定住の促進を図ります。

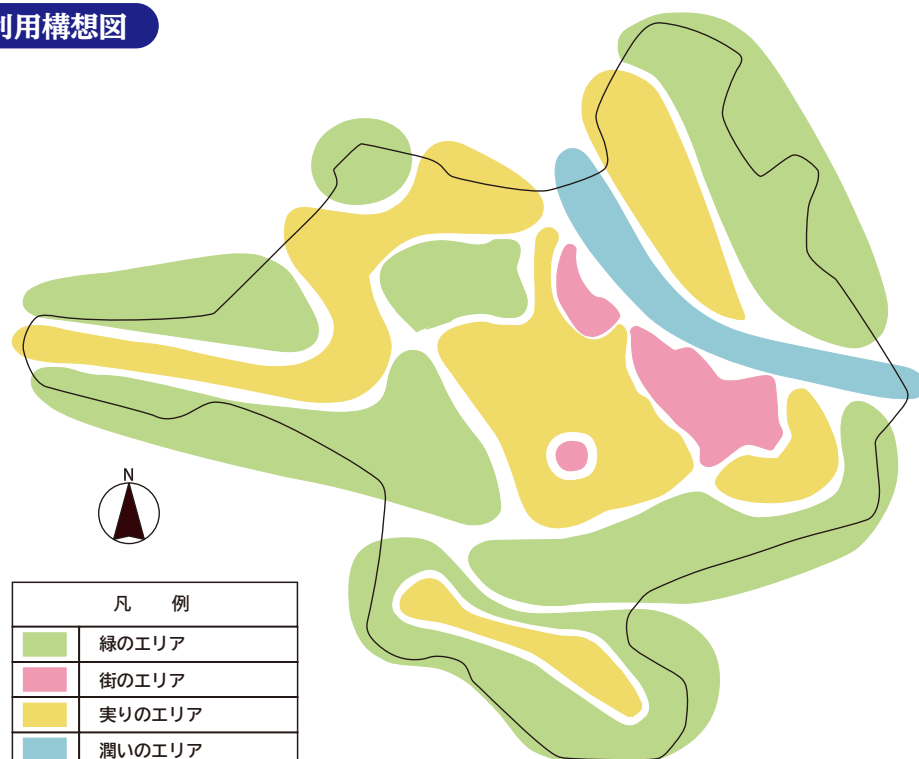
また、京都縦貫自動車道IC周辺においては、「市街化調整区域における地区計画制度」などを活用し、新たな産業や流通機能の立地誘導を目指します。

④ 潤いのエリア

桂川及び支川の河川改修を促進するとともに、その沿川に市民や来訪者が憩い、交流することができる親水性のある水辺空間を整備します。

また、市民との連携により、使い捨てプラスチックごみの削減や不法投棄（ポイ捨て）防止などによる河川美化、市の魚アユモドキをはじめとする生態系の保全などの取組を進めます。

エリア別土地利用構想図



2 都市構造の基本方針

(1) 都市構造の考え方

本市の都市構造は、京都都市圏近郊の住宅都市としての性格を有しており、基幹交通網であるJR山陰本線（嵯峨野線）と国道9号に沿って、細長く連担した市街地が形成されています。

城下町を起源とするJR亀岡駅南側の旧市街地のほか、JR馬堀・並河・千代川の各駅周辺には古くからの農村と比較的新しい住宅が混在する形で市街地が形成され、また、京都都市圏に近接する市域東部には戦後の高度経済成長期に開発されたニュータウンが広がっています。

商業・業務などの機能は、JR亀岡駅周辺の旧市街地を中心とする集積がみられますが、モータリゼーションの発達やライフスタイルの変化に伴って、次第に、国道9号沿線に立地・更新が進む大規模商業店舗や沿道サービス型の店舗、オフィスビルなどに賑わいの重心が移行してきています。

工業・流通などの機能は、国道9号の沿線や京都縦貫自動車道IC周辺など事業活動に適した立地条件を求めて集積が進んでいます。

また、市街地の周辺部には、昭和の大合併以前の旧村を起源とする集落を中心にコミュニティが形成されています。これらの集落は、1980～90年代のいわゆるバブル経済期の山林部の住宅団地造成によって一時的な人口急増を経験した地域はあるものの、現在では中心部の市街地よりも一層厳しい人口流出や少子化、高齢化の波に晒されています。

このような現状を踏まえ、本市のまちづくりを支える都市構造について、次の6つの構成要素を視野におき、中心的な市街地における都市機能の効率的配置や再構築を図るとともに、中心市街地と周辺部の集落とを結ぶ地域ネットワーク網、京阪神都市圏や国土軸につながる広域ネットワーク網などの整備を進め、市域全体のすべての世代にとって住みやすく、経済活力を生み出すことのできる環境を創ります。

- ① 都 市 核 … 基幹交通軸に沿って形成された市の中心的な市街地
- ② 地域コミュニティ核 … 旧村などを起源とする周辺部の集落
- ③ 産 業 拠 点 … 工業・流通などの産業機能が高度に集積する工業団地等
- ④ 基 幹 交 通 軸 … JR山陰本線、国道9号、京都縦貫自動車道からなる交通軸
- ⑤ 地域ネットワーク網 … 都市核と地域コミュニティ核を結ぶ交通網
- ⑥ 広域ネットワーク網 … 市から阪神大都市圏や国土軸につながる広域交通網

(2) 都市核、交流核の整備方向

① 都 市 核

伝統的な街並みの保全、オールドタウン化が進むニュータウンの再生、区画整理事業等による新たな住宅地の造成など住宅機能の特性に応じた整備を進めます。

同時に、都市核の中に、商業・業務・健康・福祉・子育て・文化・スポーツなどの高次な都市機能を重点的に誘導する区域（都市機能誘導区域）をJR各駅周辺に設定し、当該区域に市内全域からアクセスし易い条件を整えることにより、すべての市民が効率的に都市サービスを楽しむことができるコンパクトなまちづくりを進めます。

② 地域コミュニティ核

それぞれの地域がもつ歴史風土や文化の保存・継承を通じて、コミュニティの高揚を図るとともに、「既存集落まちづくり区域指定制度」などの運用により、定住人口の維持・地域の活性化を目指します。

③ 産業拠点

京都縦貫自動車道の大井IC及び篠IC周辺に形成された企業団地において企業活動の展開を支援する環境整備を進めるとともに、その他のIC周辺においても、都市計画法に基づく「市街化調整区域における地区計画制度」などを活用してそれぞれの地域特性を活かした産業拠点の形成を目指します。

④ 基幹交通軸

JR山陰本線、国道9号、京都縦貫自動車道からなる基幹交通軸について、豪雨や地震などの大規模災害に対応した国土強靱化（レジリエンス）の観点から、整備を進めます。特に、災害対応とともに日常的に交通渋滞が発生する国道9号については京都市とのネットワーク強化（いわゆるダブルルート化）を目指します。

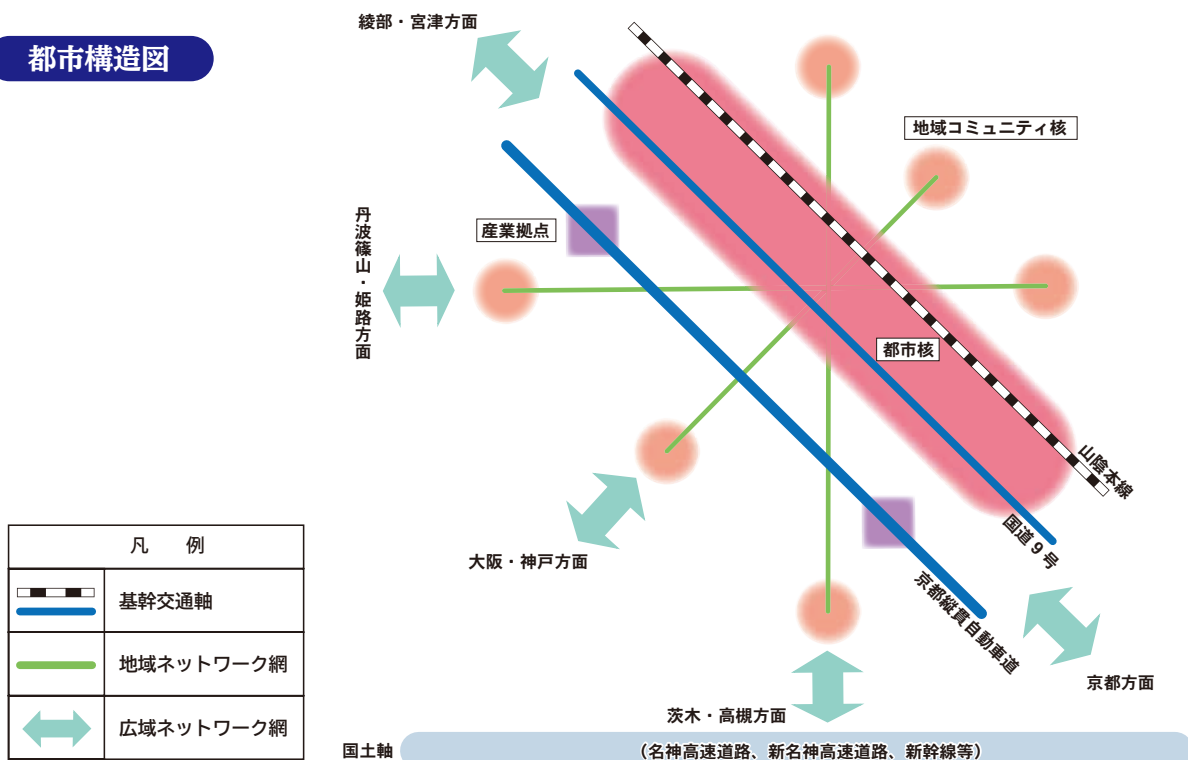
⑤ 地域ネットワーク網

都市核と地域コミュニティ核をネットワークする道路網の整備と併せて、鉄道・ふるさとバス・コミュニティバス・路線バス、さらに地域主体型交通等により、市民、特に交通弱者とされる子どもや高齢者の移動手段を支える総合交通体系の構築を目指します。

⑥ 広域ネットワーク網

阪神大都市圏方面や整備が進捗する新名神高速道路に繋がる国道423号などの広域的な道路網の整備を促進します。

都市構造図



3 ゾーン別地域振興の基本方針

(1) 地域振興の考え方

上で述べた土地利用と都市構造に関する基本方針をもとに、市域を「川東ゾーン」「市街地ゾーン」「西南部ゾーン」の3つのゾーンに区分し、地域の多様性やそれぞれの個性を尊重するとともに、地域相互の連携を図りながら各ゾーンの地域振興を図ることとします。

(2) ゾーン別地域振興の方向

① 川東ゾーン

■ 桂川の北東に位置するゾーン

美しい田園風景をなす優良農地が集積するゾーンとして、集落営農体制を強化し、効率的で高付加価値型の農業を振興します。また、地域固有の歴史文化資源や自然環境を活かして、農業体験のほか農業と芸術のコラボレーションなどによる新たな交流を市域全体へと展開する取組を通じて、移住・定住の促進を図ります。

■ 振興方針

- 地域幹線道路の整備とバス路線等公共交通の機能向上
- 優良農地を活かした農業振興及び交流機能の向上
- 河川空間などの自然環境や地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の向上
- 森林・河川及び農地等の環境保全とふるさと景観の保全
- 「既存集落まちづくり区域指定制度」の活用など、地域への定住促進に向けた取組を支援

② 市街地ゾーン

②-1

■ JR山陰本線（嵯峨野線）・国道9号沿線に広がる市街地のゾーン

JR山陰本線（嵯峨野線）の駅周辺に形成された新旧の住宅地や、国道9号沿道に集積する商業・業務・サービス・工業などの産業機能により、活発な消費・経済活動が展開されるゾーンとして、ターミナルを生かした快適で利便性の高い住居機能の整備を図るとともに、多くの企業の立地を促進し経済活動の更なる発展を支えるためのインフラ整備を進めます。

■ 振興方針

- 京都市方面等へのアクセス強化を目指した広域幹線道路の整備要請（国道9号のいわゆるダブルルート化）
- 地域幹線道路の整備とバス路線等公共交通の機能向上
- 駅周辺のにぎわいの創出など都市核機能の向上
- 地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の向上
- 良好な住宅地の誘導
- 河川の環境保全と景観行政の推進
- 企業誘致の促進と既存立地企業の活性化とこれに係る土地利用転換の誘導

②-2

■ JR 亀岡駅南側のゾーン

かつての城下町を起源とする旧市街地を中心に、住宅のほか商業、業務、文化などの都市的サービス機能が集積するゾーンとして、多世代が共生しながら街なかで暮らすことができ、歴史的な街並みや伝統的な行催事を訪ねる観光客で賑わう中心市街地の再生を進めます。

■ 振興方針

- 駅前広場の機能性の向上
- 駅前通り・エントランスエリア全体のにぎわいの創出
- エントランスエリアと城下町をつなぐ歩行空間の強化
- 歴史的資産や文化資産の保全・活用
- 地域資源を活かした観光振興

②-3

■ JR 亀岡駅北側のゾーン

「府立京都スタジアム」を中心に、本市の新たな顔となる都市核を形成するゾーンとして、JR 亀岡駅に近接した利便性の高い立地条件を生かして、住宅、商業、ホテル、公園などの都市機能が集積する魅力的な市街地の整備を促進します。

■ 振興方針

- 駅周辺のにぎわいの創出など都市核機能の向上
- スポーツ施設などの地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の向上
- 新しいコミュニティが生まれ育つ住宅地の誘導
- 生態系保全やグリーンインフラの機能を備え、田園の原風景を再現した公園の整備
- 商業・サービスを中心とする企業誘致の促進と近隣地域との回遊性の確保

③ 西南部ゾーン

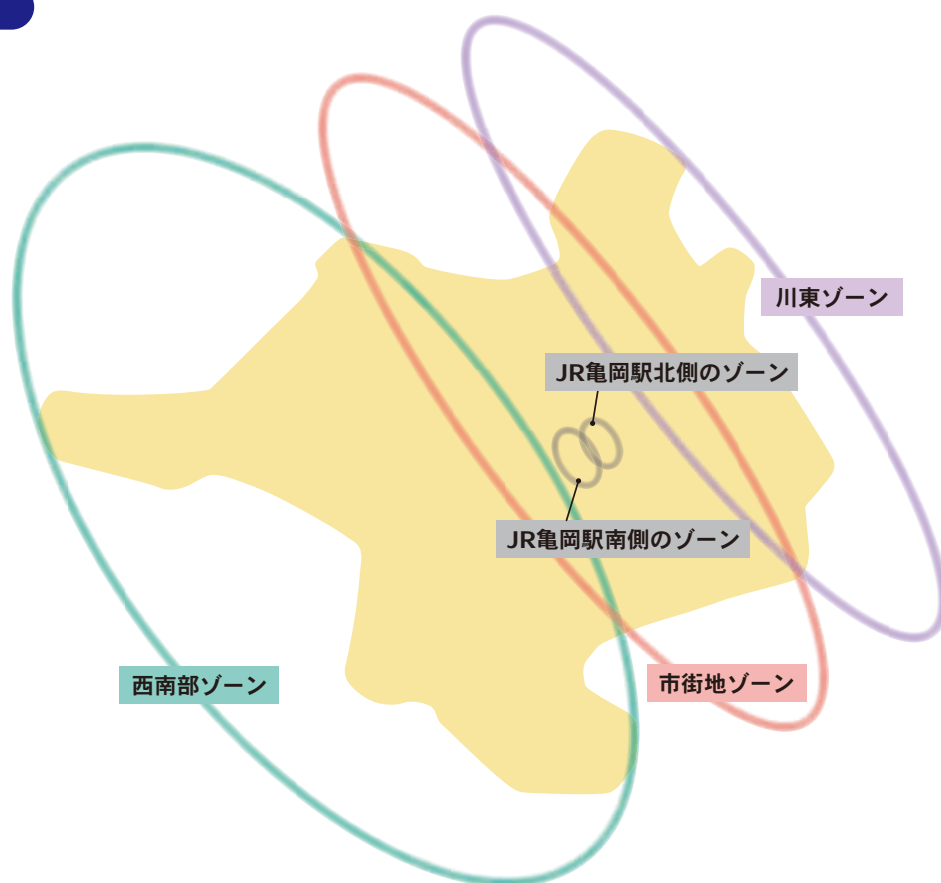
■ 京都縦貫自動車道の西南部に位置するゾーン

森林や里山、温泉など特色ある地域資源を有するゾーンとして、多様なレクリエーションや学びを楽しめる環境を創出するとともに、農業基盤整備の進展に合わせて、集落営農の体制整備を進めます。また、阪神大都市圏に通じる広域幹線道路の整備を促進し、交流と定住の拡大による地域の活性化を目指します。

■ 振興方針

- 阪神方面へのアクセス強化を目指した広域幹線道路の整備要請
- 地域幹線道路の整備とバス路線等公共交通の機能向上
- 水道未普及地域の飲料水確保に関する支援
- 温泉地や伝統文化などの多様な地域資源を活かした観光・レクリエーション機能の向上
- 森林・河川及び農地等の環境保全及び農林業の振興
- 交流施設等を活かした環境学習機会の提供
- 「既存集落まちづくり区域指定制度」の活用など、地域への定住促進に向けた取組を支援
- 地域の特性に応じた土地利用の推進

ゾーン区分図



第3部 施策の基本方針〔施策の大綱〕

目指す都市像を実現するための、分野別の基本方針（施策の大綱）を次のように定めます。

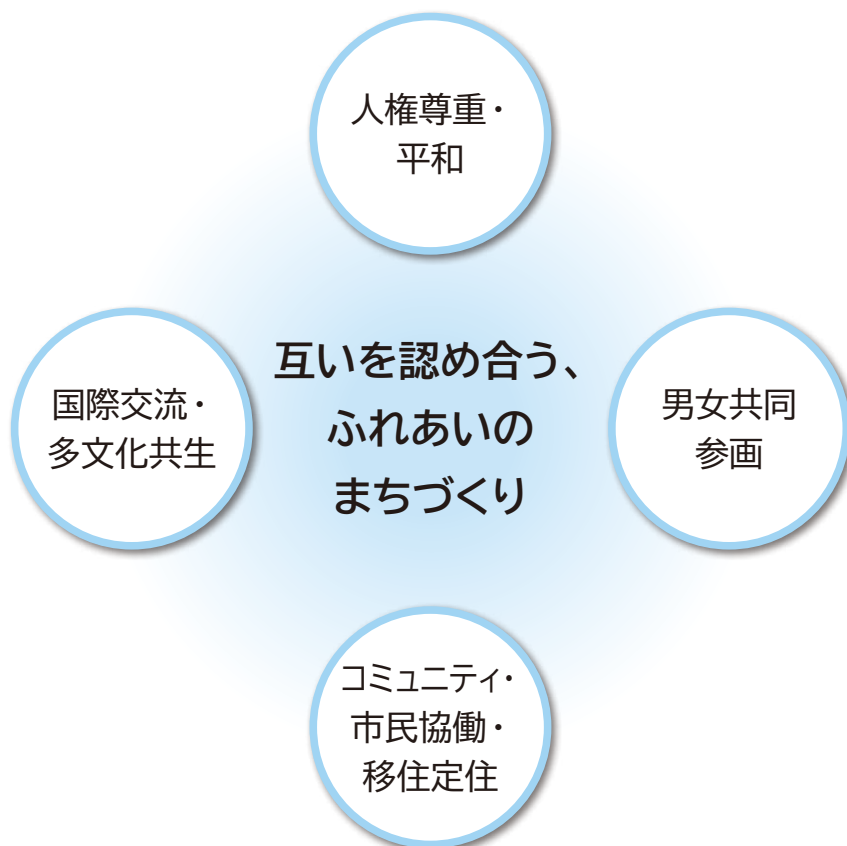
第1

互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

誰もが互いを尊重し、認め合いながら、いつまでも幸せに住み続けられる、人権と平和が根づくまちづくりを進めます。

また、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わりなく、誰もが自分の個性や能力を発揮し、共に生き、支え合い、ふれあいのあるコミュニティづくりを進めます。

さらに、市民と行政がパートナーシップと適切な役割分担のもと、協力し合いながら人口減少や高齢化などに起因する地域課題の解決に向けて取り組み、互いに成長していく協働のまちづくりを進めます。



第2

安全で安心して暮らせるまちづくり

市民の安全が守られ、誰もが安心して暮らせるまちを目指し、地域の安全をみんなで守るセーフコミュニティ活動を推進します。

また、市民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づく地域の強靱化を図るとともに、予期せぬ事態に迅速に対応できる防災・消防体制の整備を進めます。

さらに、事故や犯罪被害を未然に防ぐ取組として、交通安全や防犯、消費者保護など様々な安全対策を市民・事業者との協働によって進めます。



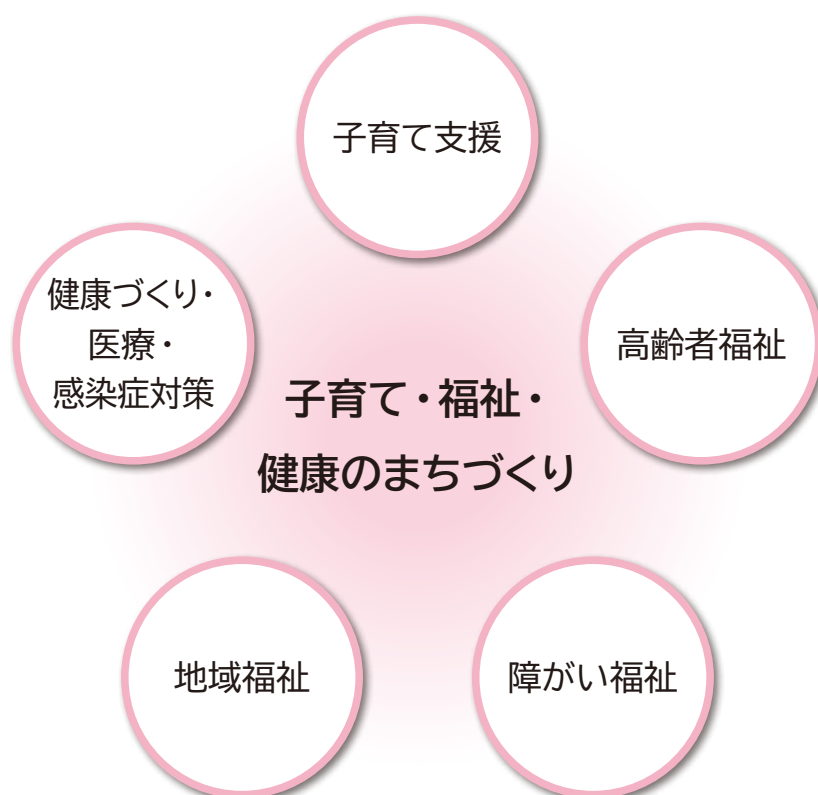
第3

子育て・福祉・健康のまちづくり

安心して子育てできる環境づくりと併せ、子どもの権利を守り未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるまちづくりを進めるとともに、高齢者・障がいのある人の自立した生活を支えるため、保健・医療・福祉・介護の連携強化を図ります。

また、身近な地域で支え合う地域福祉の促進や、誰もが健康で安心して、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

市民や地域の主体的な健康づくりへの支援や安心して医療にかかることができる医療体制の充実、新型コロナウイルス感染症などに対応した感染予防・感染拡大防止対策の強化を図ります。



第4

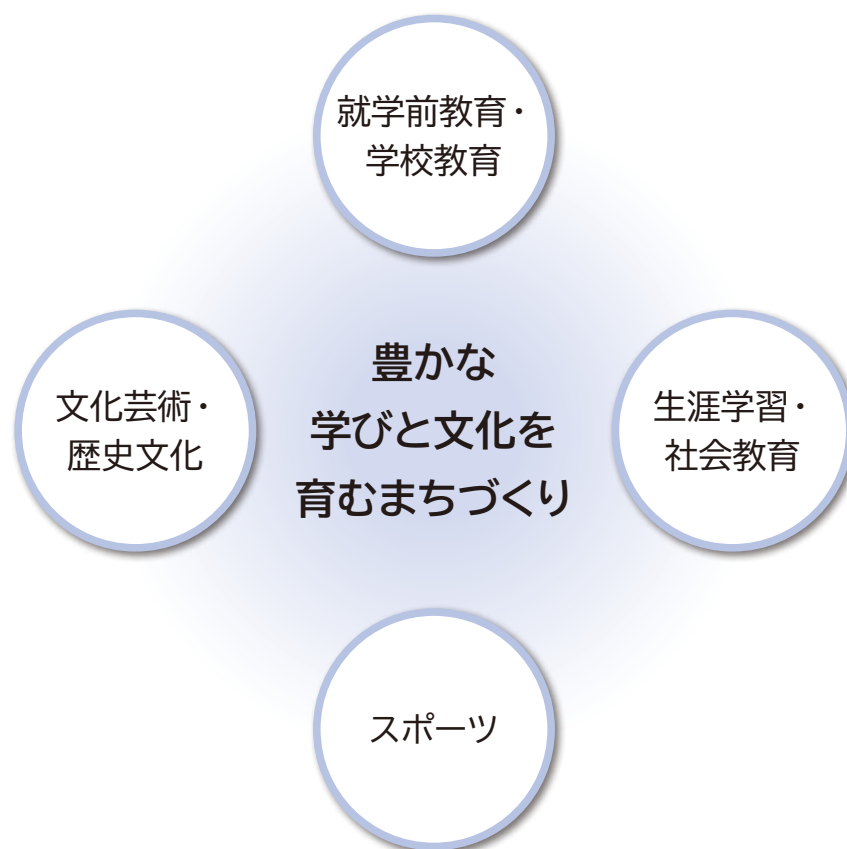
豊かな学びと文化を育むまちづくり

子どもの心身の健康と確かな学力の向上を図るとともに、安全・安心な教育環境を整備することにより、教育の連続性の中で心豊かでたくましく生きる力や郷土愛を育む教育を進めます。また、外国語教育や環境教育、Society5.0時代に向けたICT・プログラミング教育を通じ、世界で活躍できるグローバルな人材の育成を目指します。

また、誰もが生涯を通じて学び、個性や感性を磨き、その成果が活かすことができるよう、生涯学習拠点を活用した生涯学習のまちづくりを進めます。

併せて、社会教育の活動相互のネットワーク化を進めるとともに、「する」「観る」「支える」スポーツへの市民参画を促進し、スポーツによる地域活性化につなげます。

さらに、本市の歴史文化を守り未来に伝えるとともに、亀岡ゆかりの芸術家等による「かめおか霧の芸術祭」を環境や産業、農業など様々な政策分野とコラボさせることで芸術を触媒として新たな活力と魅力を創造するまちづくりを進めます。



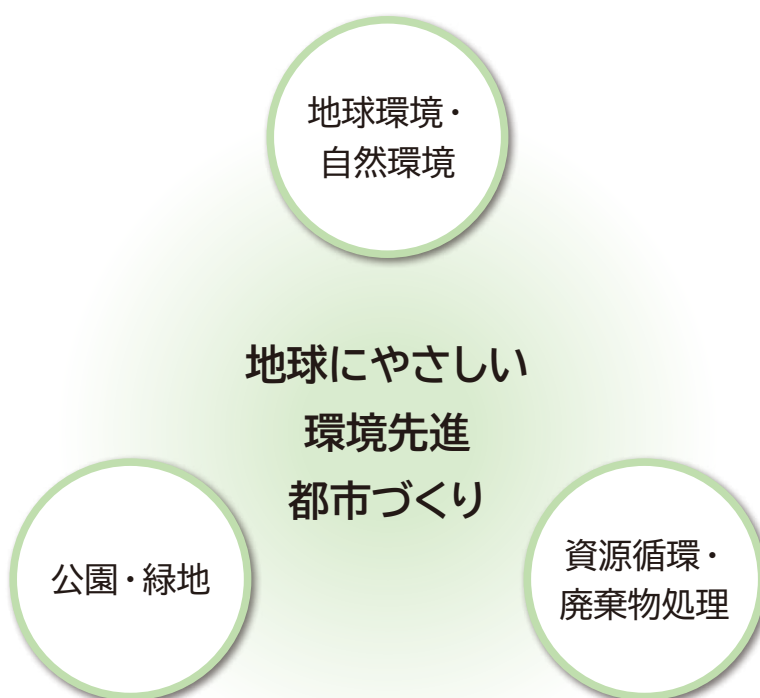
第5

地球にやさしい環境先進都市づくり

美しく豊かな水と緑に恵まれ、アユモドキを始めとする多様な生態系を有する本市の自然環境を守るため、海洋汚染や地球温暖化など地球規模の環境問題を身近なものとして、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指す取組をきっかけとして、地域資源を活用した地産地消や低炭素のまちづくりを推進します。

併せて、ごみの減量や再資源化などをみんなで考え取り組む、持続可能な循環型のまちづくりを目指します。

さらに、暮らしの豊かさや快適性を創造するため、誰もが憩い、集える公園・緑地づくりを目指します。



第6

活力あるにぎわいのまちづくり

地域経済の活性化に向けて、既存商店街や中小企業の振興を図るとともに、企業立地促進条例等を活用した市内企業の事業拡大への支援や新たな企業誘致、起業支援及び雇用創出を積極的に進めます。また、就労相談などの開催により、市民の安定した暮らしを支援します。

自然、歴史、食などの豊かな地域資源のネットワーク化などによって、多様なニーズに対応した観光振興を図り、「府立京都スタジアム」を核としたまちのにぎわいを創出します。

京野菜の一大産地である本市の農業分野においては、担い手づくりとほ場整備事業、農地中間管理事業等の活用により、大区画ほ場を整備することで、耕作放棄地の解消や利用集積を図る優良農地の整備・保全を積極的に進めるとともに、スマート農業の導入、地産地消の推進、オーガニック生産など安全・安心な農産物の生産振興、地域営農体制の確立等を図り、「がんばる元気農業のまち」を目指します。

併せて地域・企業・行政の協働により、森林整備や環境・景観保全・防災対策の観点から、森林の適切な管理と保全に努めるとともに、地域の基幹産業である商工業・観光・農林業との連携を強化し、相乗効果が得られる多様な取組を進めます。



第7

快適な生活を支えるまちづくり

近隣市町や京阪神からの来訪者や資本の流入を促すとともに、防災安全対策としての安定的な道路ネットワークの確保のために、広域幹線道路の整備促進に向けた取組や、市内において市街地と周辺地域などを結ぶ地域幹線道路の整備を進めます。

併せて、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に利用できる公共交通の充実や、JR各駅周辺の都市機能の充実による快適性の向上とにぎわいの創出を図ります。

また、適正な河川の管理、安全・快適なまちを支える水道・下水道の改築・更新を進めるとともに、人にやさしく、美しい、潤いのある街の創造、自然・田園・歴史的まちなみ等の心やすらぎ景観の保全・形成や、市民が利用しやすい火葬場の整備を進めます。

さらに、情報化社会に対応する情報通信技術を効果的に活用した取組を進めます。



第8

効率的で持続可能な行財政運営

社会経済情勢の変化や多様な行政課題に的確に対応するため、行財政改革方針に基づく行政運営の効率化や協働化と財政運営の健全化により計画を推進します。

そのため市民への行政情報の提供と公開を一層進めるとともに、限られた財源を適切に配分し最大の行政効果を上げることができるよう、事務事業等の検証と見直しを行うとともに、AIやRPAなどの最新のICTを有効活用した業務改善を行います。

さらに、新たな自主財源の検討や公共施設の最適化など、公有財産の有効活用と遊休財産の処分等を進め、中長期の視点に立った健全な財政運営を進めます。

また、行政課題に迅速に対応できる柔軟で効率的な組織づくりと、職員の意識改革・人材育成を進めます。

さらに、近隣市町との連携強化を図り、スケールメリットによる効率的な広域行政を進めます。



施策の基本方針〔施策の大綱〕と重点テーマの関係性

人と時代に選ばれる リーディングシティ亀岡

重点テーマ 施策の基本方針 〔施策の大綱〕		重点テーマ				
		1	2	3	4	5
		子育てしたい、 住み続けたいまちへ	スポーツ、歴史・文化、 観光の魅力で 産業が輝くまちへ	世界に誇れる 環境先進都市へ	だれもが安心して暮らせる 防災・減災、 セーフコミュニティ、 多文化共生のまちへ	次代をリードする 新産業を創出するまちへ
施策の基本方針〔施策の大綱〕	第1 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり 〔人権・平和〕、〔男女共同参画〕、 〔コミュニティ・市民協働・移住定住〕、 〔国際交流・多文化共生〕	●			●	
	第2 安全で安心して暮らせるまちづくり 〔セーフコミュニティ〕、〔防災・消防・危機管理〕、 〔交通安全・防犯〕、〔市民生活〕				●	
	第3 子育て・福祉・健康のまちづくり 〔子育て支援〕、〔高齢者福祉〕、 〔障がい福祉〕、〔地域福祉〕、 〔健康づくり・医療・感染症対策〕	●				
	第4 豊かな学びと文化を育むまちづくり 〔就学前教育・学校教育〕、 〔生涯学習・社会教育〕、〔スポーツ〕、 〔文化芸術・歴史文化〕	●	●	●	●	
	第5 地球にやさしい環境先進都市づくり 〔地球環境・自然環境〕、 〔資源循環・廃棄物処理〕、 〔公園・緑地〕		●	●		
	第6 活力あるにぎわいのまちづくり 〔商業〕、〔工業〕、〔観光〕、 〔農業〕、〔林業〕、〔労働〕		●	●		●
	第7 快適な生活を支えるまちづくり 〔道路〕、〔公共交通〕、〔河川〕、 〔水道・下水道〕、〔都市計画・都市整備・住環境〕、 〔火葬場〕、〔情報・通信〕			●	●	●
	第8 効率的で持続可能な行財政運営 〔行政運営〕、〔財政運営〕、 〔広域連携〕					

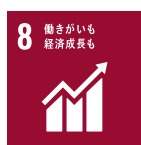
持続可能な開発目標（SDGs）と自治体の取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、2030年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットで構成し、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念に掲げています。国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）では、SDGsの17のゴールと自治体行政の関係について次のように示しています。

SDGsは生活の質を向上させることが主要な目標の一つと言えます。地方自治体の基本的役割は「住民の福祉の増進」であり、SDGsの目標の追求は自治体の諸課題の解決にも共通するものです。日本政府も目標達成に向け積極的に取り組んでおり、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を反映することが奨励されています。本市は2020年度、内閣府より「SDGs未来都市」・「自治体SDGsモデル事業」に選定されており、SDGs未来都市として持続可能なまちづくりに向けた取組を進めます。

SDGsの17のゴールと自治体行政の関係

目標（Goal）	自治体行政が担う役割
	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進することを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



8. 働きがいも経済成長も

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



10. 人や国の不平等をなくそう

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



11. 住み続けられるまちづくりを

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



12. つくる責任つかう責任

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



14. 海の豊かさを守ろう

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



15. 陸の豊かさを守ろう

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



16. 平和と公正をすべての人に

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



17. パートナーシップで、目標を達成しよう

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

施策の基本方針〔施策の大綱〕とSDGsの関係性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs17のゴール		1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう 
施策の基本方針〔施策の大綱〕	第1 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり 〔人権・平和〕、〔男女共同参画〕、〔コミュニティ・市民協働・移住定住〕、〔国際交流・多文化共生〕	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	第2 安全で安心して暮らせるまちづくり 〔セーフコミュニティ〕、〔防災・消防・危機管理〕、〔交通安全・防犯〕、〔市民生活〕	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	第3 子育て・福祉・健康のまちづくり 〔子育て支援〕、〔高齢者福祉〕、〔障がい福祉〕、〔地域福祉〕、〔健康づくり・医療・感染症対策〕	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	第4 豊かな学びと文化を育むまちづくり 〔就学前教育・学校教育〕、〔生涯学習・社会教育〕、〔スポーツ〕、〔文化芸術・歴史文化〕	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 14 海の豊かさを守ろう 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	第5 地球にやさしい環境先進都市づくり 〔地球環境・自然環境〕、〔資源循環・廃棄物処理〕、〔公園・緑地〕	3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 6 清潔な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	第6 活力あるにぎわいのまちづくり 〔商業〕、〔工業〕、〔観光〕、〔農業〕、〔林業〕、〔労働〕	1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 12 つくる責任つかう責任 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	第7 快適な生活を支えるまちづくり 〔道路〕、〔公共交通〕、〔河川〕、〔水道・下水道〕、〔都市計画・都市整備・住環境〕、〔火葬場〕、〔情報・通信〕	3 すべての人に健康と福祉を 6 清潔な水とトイレを世界中に 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	第8 効率的で持続可能な行政財政運営 〔行政運営〕、〔財政運営〕、〔広域連携〕	16 平和と公正をすべての人に 17 パートナリシップで目標を達成しよう

基本計画

施策分野別基本計画の見方

第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり ① 第1節 人権尊重・平和 ② 市民満足度（令和元年度調査） 3.28 ③ ④ 現状と取り組むべき課題 - 本市は生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づく人権尊重のまちづくりを基礎としています。 - 平成28（2016）年に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権三法や人権教育・啓発推進法を踏まえ、多種多様化する人権問題に対し、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深め、「差別をしない・させない」実践力を増やることが必要です。 - 各文化センター・児童館は、市民に開かれた人権に関わる活動・交流拠点としての役割を果たしてきましたが、より広い範囲の市民の利用促進による活動の活性化が必要です。 - SNSなどの普及に伴い、インターネット上で匿名による誹謗中傷や差別を助長する書き込みなど、新たな人権侵害の事案が発生しており、対策と意識啓発などを行う必要があります。 - 世界恒久平和の実現に向けて、「平和祈念式典」などの平和事業や市民主体の平和活動を促進し、市民に平和への想いを発信していくことが必要です。 ⑤ 施策の方向性 豊かな人権感覚を育み、差別のない人権尊重のまちづくりを推進するため、人権三法や人権教育・啓発推進法に基づき、人権教育・啓発の推進と相談体制などの充実、法律制定の要請に努めるとともに、市民や企業、地域団体などの主体的な取組を促進し、支援します。また、各文化センター・児童館の利用促進や人権研修への参加を呼びかけ、人権意識向上を促進します。 「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、啓発及び学習機会の提供により、世界恒久平和への想いを発信し、市民の平和意識向上を推進します。 ① 人権の保障 ② 人権教育の推進 ③ 平和活動の推進	⑦ ⑥ 具体的施策 ① 人権の保障 人権啓発活動の充実 取組主体 行政 インターネットなど新しい情報発信手段を有効活用しながら、人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の周知などを行うとともに、人権啓発活動やイベントなどの充実により、人権を尊重する意識の啓発を図ります 市民活動の支援 取組主体 協働 人権啓発活動に取り組む市民組織の主体的な活動を支援します。 地域における人権・コミュニティ活動の推進 取組主体 協働 文化センター・児童館を「人権を守り育むコミュニティ拠点」と位置づけ、事業・人員などを集約するとともに、各地域の実情に応じた市民参画による取組を推進します。 人権侵害の救済と擁護の推進 取組主体 協働 部落差別をはじめ、いじめや虐待、SNSによる誹謗中傷など、人権侵害事案への人権相談体制の充実や救済制度について、市民団体や他の自治体、各関係機関との連携により、国に対し、実効性のある法律の制定を要請します。 ② 人権教育の推進 学習機会の充実 取組主体 行政 人権に関する学習機会や情報の提供、講師の派遣など、市民が人権について学ぶ学習機会の充実を図ります。 ③ 平和活動の推進 平和意識の啓発 取組主体 協働 平和の大切さを訴える催し物やその広報を通じて、平和意識の向上を図ります。  平和祈念式典
--	---

①【節】

取り組むべき施策分野の名称を示しています。

②【SDGs ロゴマーク】

その節（施策分野）に該当するSDGs17のゴールのロゴを示しています。

③【節の指標（市民満足度）】

その節で示す具体的施策の中長期的な進捗状況を総合的に評価するため、令和元年度に実施した市民アンケートで該当する分野における5段階評価の平均値を示しています。

④【現状と取り組むべき課題】

その節に関する市民ニーズや社会動向の状況と、【施策の方向性】や【具体的施策】を定める上での課題を示しています。

⑤【施策の方向性】

現状と課題を踏まえ、【具体的施策】を展開する上での基本的な方向性を示しています。

⑥【具体的施策】

概ね10年間に取り組む施策とその内容を示しています。

⑦【取組主体】

具体的施策を実施していく上で、その中心となることが期待される取組主体を〔市民、事業者、行政、協働〕のいずれかから示しています。

第1章

互いを認め合う、 ふれあいのまちづくり

基本方針 の概要

- ◆ 互いを尊重し、認め合い、幸せに住み続けられる、
人権と平和が根づくまちづくり
- ◆ 誰もが個性や能力を発揮し、共に生き、支え合い、ふれあう
コミュニティづくり
- ◆ 市民と行政が互いに成長していく協働のまちづくり

該当する重点テーマ

- 1 子育てしたい、住み続けたいまちへ
- 4 だれもが安心して暮らせる防災・減災、セーフコミュニティ、多文化共生のまちへ

節	SDGs 17のゴール	市民満足度 (令和元年度調査)
第1節 人権尊重・平和	       	3.28
第2節 男女共同参画	     	3.15
第3節 コミュニティ・市民協働・ 移住定住	  	(コミュニティ) 3.24 (市民協働) 3.14
第4節 国際交流・多文化共生	    	3.09

第1節 人権尊重・平和



市民満足度（令和元年度調査）

3.28

現状と取り組むべき課題

- 本市は生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づく人権尊重のまちづくりを基礎としています。
- 平成28（2016）年に施行された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権三法や人権教育・啓発推進法を踏まえ、多種多様化する人権問題に対し、市民一人ひとりが正しい理解と認識を深め、「差別をしない・させない」実践力を培うことが必要です。
- 各文化センター・児童館は、市民に開かれた人権に関わる活動・交流拠点としての役割を果たしてきましたが、より広い範囲の市民の利用促進による活動の活性化が必要です。
- SNSなどの普及に伴い、インターネット上で匿名による誹謗中傷や差別を助長する書き込みなど、新たな人権侵害の事案が発生しており、対策と意識啓発などを行う必要があります。
- 世界恒久平和の実現に向けて、「平和祈念式典」などの平和事業や市民主体の平和活動を促進し、市民に平和への想いを発信していくことが必要です。

施策の方向性

豊かな人権感覚を育み、差別のない人権尊重のまちづくりを推進するため、人権三法や人権教育・啓発推進法に基づき、人権教育・啓発の推進と相談体制などの充実、法律制定の要請に努めるとともに、市民や企業、地域団体などの主体的な取組を促進し、支援します。また、各文化センター・児童館の利用促進や人権研修への参加を呼びかけ、人権意識向上を促進します。

「世界連邦・非核平和都市」を宣言した市として、啓発及び学習機会の提供により、世界恒久平和への想いを発信し、市民の平和意識向上を推進します。

- 1 人権の保障**
- 2 人権教育の推進**
- 3 平和活動の推進**

具体的施策

1 人権の保障

人権啓発活動の充実 取組主体 **行政**

インターネットなど新しい情報発信手段を有効活用しながら、人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の周知などを行うとともに、人権啓発活動やイベントなどの充実により、人権を尊重する意識の啓発を図ります

市民活動の支援 取組主体 **協働**

人権啓発活動に取り組む市民組織の主体的な活動を支援します。

地域における人権・コミュニティ活動の推進 取組主体 **協働**

文化センター・児童館を「人権を守り育むコミュニティ拠点」と位置づけ、事業・人員などを集約するとともに、各地域の実情に応じた市民参画による取組を推進します。

人権侵害の救済と擁護の推進 取組主体 **協働**

部落差別をはじめ、いじめや虐待、SNSによる誹謗中傷など、人権侵害事案への人権相談体制の充実や救済制度について、市民団体や他の自治体、各関係機関との連携により、国に対し、実効性のある法律の制定を要請します。

2 人権教育の推進

学習機会の充実 取組主体 **行政**

人権に関する学習機会や情報の提供、講師の派遣など、市民が人権について学ぶ学習機会の充実を図ります。

3 平和活動の推進

平和意識の啓発 取組主体 **協働**

平和の大切さを訴える催し物やその広報を通じて、平和意識の向上を図ります。



平和祈念式典

第2節 男女共同参画



市民満足度（令和元年度調査）

3.15

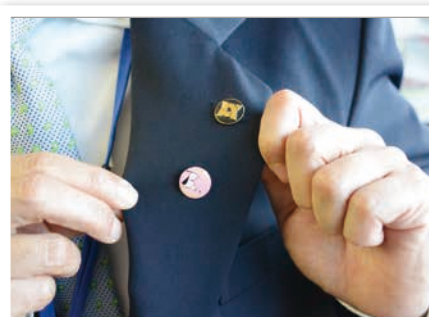
現状と取り組むべき課題

- 男女共同参画に向けた意識改革のため、市民と協働で啓発事業に取り組み、LGBTQ などへの理解も含め、ジェンダーに敏感な視点に立った意識の浸透と高揚を推進する必要があります。
- 男女の役割分担の固定観念について意識改革の成果がみられますが、男女の地位の平等についてはまだ意識差が見られ、解消のための取組が必要です。
- 配偶者などへの暴力の根絶に向け、各相談機関との連携を強化し、相談者に寄り添った支援を推進していますが、相談しない被害者も多いことから、被害者が相談しやすい環境をつくる必要があります。
- 市内の企業や団体に対して、働きやすい環境を整えられるよう「イクボス」や「女性活躍推進」の取組を発信する必要があります。

施策の方向性

「亀岡市男女共同参画計画」に基づき、一人ひとりが、男女の性別に基づく社会的な性差（ジェンダー）にとらわれず、性の多様性を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成を推進します。また、被害者支援につながりやすい環境づくりと「加害者にならない」という視点を踏まえた暴力根絶への意識づくりを推進します。ワーク・ライフ・バランス実現のため、女性も男性も意欲を持って働き続けられる職場づくりを推進します。

- 1 男女共同参画の意識づくり
- 2 多種多様な人たちへの支援と理解の促進
- 3 あらゆる暴力の根絶
- 4 働きやすい職場環境づくり



イクボスバッジ

具体的施策

1 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の意識啓発 取組主体 **行政**

市民の固定的な性別役割分担意識の変革を促すため、男女共同参画社会づくりの意識啓発を推進します。

政策・方針決定過程への女性の参画の促進 取組主体 **行政**

多様な分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進に向け、女性人材の登録などの活用を進めながら、審議会や委員会への女性の積極的な登用や、女性参画を支援する環境づくりを推進します。

2 多種多様な人たちへの支援と理解の促進

多種多様な人たちに関する意識啓発 取組主体 **行政**

LGBTQに対する差別を撲滅するため、多種多様な人たちを取り巻く人権課題について十分に認識し、性の多様性を理解・尊重できるよう市民の意識啓発を推進します。

パートナーシップ宣誓制度による支援 取組主体 **行政**

パートナーシップ宣誓制度を運用し、多種多様な人たちの人権と個性が尊重され、安心して充実した生活が送れるよう地域社会の理解を促進します。

3 あらゆる暴力の根絶

暴力根絶に向けた環境整備 取組主体 **行政**

誰もが安心して相談できる相談窓口の充実及び相談者本人・周囲・関係機関への認知度の向上など、暴力根絶に向けた環境づくりを推進します。

ハラスメントの防止 取組主体 **行政**

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ジェンダー・ハラスメントなどの行為は人権侵害であるという認識を周知・啓発し、ハラスメントの防止を推進します。

4 働きやすい職場環境づくり

「イクボス」に関する啓発活動 取組主体 **行政**

「イクボス宣言」に基づき、女性も男性も意欲を持って働き続けられる職場環境を目指し、市管理職の意識改革や、市内企業・事業所への啓発と情報提供を推進します。また、企業などを対象とした男女共同参画や女性活躍推進に関する「イクボス講座」の開催など学習機会を提供し、多様な人材が活躍でき、それぞれの希望に応じた働き方、学び方、生き方が選べる職場づくりや男性の育児休業取得率の向上の取組を推進します。

「女性活躍推進」に関する啓発活動 取組主体 **行政**

市内企業・団体などに対し、男女共同参画や女性活躍推進に関する「エンパワーメントセミナー」を開催するなど、学習機会の提供を推進します。

第3節

コミュニティ・市民協働・移住定住



市民満足度（令和元年度調査）

（コミュニティ）3.24（市民協働）3.14

現状と取り組むべき課題

- 地域のつながりの希薄化や地域力の衰退が懸念される中、自治会をはじめとするコミュニティの支援に取り組んでいますが、今後も効果的で誰もが参加しやすいコミュニティを維持するとともに、さらなる各自治会間及び自治会と行政との連携を強化することが必要です。
- 生活圏を超えた市民協働の取組に対しては、相談・各種講座や市民団体主体の資金支援の仕組みづくりを通じて人材・団体を育成してきました。しかし、参加者の固定化などが進んでおり、新たな担い手の掘り起こしや協働を生み出すきっかけづくりが必要です。
- 人口減少や少子高齢化が進む集落地において、空き地・空き家の活用や住民主体のまちづくりなど、地域活力の維持・活性化につながる取組を促進する必要があります。
- 移住者相談体制の充実や移住セミナーによる情報発信に取り組み、相談窓口を通じた転入者を増やしていますが、転出ペースはそれを上回っており、移住者と地域のミスマッチを防ぐ受入環境や相談の仕組みの充実、職住支援など、生活の安定によるさらなる移住者獲得と定住促進をしていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行による地方での生活への関心の高まりや、就労形態の多様化など、移住者からの需要に応じるためのテレワークなどの環境を充実させる必要があります。

施策の方向性

住民一人ひとりが自発的に参加したいと思えるコミュニティを育成・支援し、必要性を周知するとともに、地域課題に連携・協働で取り組むことができる体制づくりを支援します。

市民や団体・事業者が主体的にまちづくりや地域課題について考え、解決に向けて協調し、互いに応援し合う仕組みの充実を図ります。また、相談体制の充実や魅力ある「住み方、暮らし方」の創出と積極的・継続的な

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 コミュニティ組織の連携の強化
- 3 市民協働活動の促進
- 4 移住者受入体制の充実
- 5 移住・定住支援の強化

シティプロモーション、住民の取組支援により移住者・定住者の増加に取り組むとともに、京都府などと連携して移住・定住で懸案となる職・住などの支援を推進し、本市が幅広い層に「選ばれるまち」となるための各種施策を実施します。

具体的施策

1 コミュニティ活動の推進

地域住民へのコミュニティ活動の周知 取組主体 **市民**

コミュニティ組織によるPR活動の支援など、地域住民に対するコミュニティ活動への理解と周知を図ります。

コミュニティ組織の育成 取組主体 **協働**

先進地視察や研修・研究活動により、コミュニティ活動の活性化を促進します。

コミュニティ活動拠点施設の整備への支援 取組主体 **協働**

自治会・区が行う集会所や住民の生活を支援する施設などのコミュニティ活動拠点施設の整備に対して支援します。

2 コミュニティ組織の連携の強化

コミュニティの相互連携の促進 取組主体 **協働**

コミュニティ組織間の協力や先進事例に関する情報交流など、複数のコミュニティ組織による相互連携を促進します。

コミュニティ組織と行政の連携推進 取組主体 **協働**

コミュニティ推進委員制度などを活用し、各自治会、各種団体など、コミュニティ活動の母体となる住民組織と行政との連携を推進します。

3 市民協働活動の促進

市民の理解と支援の促進 取組主体 **協働**

広報の強化などにより、市民・事業所の市民協働及び市内の活動組織への理解と関心を高めるとともに、寄付行動を促進します。

市民協働活動の支援 取組主体 **協働**

中間支援拠点であるかめおか市民活動推進センターによる先進事例や財政的な支援の紹介、相談機能の充実、活動団体間の交流機会の創出などにより、市民協働の取組を支援します。

協働による地域課題の掘り起こし 取組主体 **協働**

まちづくりの第一歩として、市民活動団体や事業者、まちづくり活動への参加未経験者などが参加し、暮らしの中で感じる気づきなどについて話し合い、共有する場づくりにより、地域課題の掘り起こしを推進します。

団体間の相互理解促進と連携 取組主体 **協働**

コミュニティ組織や活動団体、企業の活動などを紹介するなど、各種団体が互いを知ることのできる機会を設けることで、それぞれの役割の理解及び連携の促進を図ります。

4 移住者受入体制の充実

移住相談・情報発信の強化 取組主体 **行政**

移住希望者への相談・現地案内の充実や移住関連イベントなどにおける継続的な情報発信、あらゆる機会を捉えての本市の魅力PRなど、移住相談・広報の強化を図ります。

地域受入体制の強化 取組主体 **協働**

移住促進特別区域を中心に、希望者に対する案内の充実など、地域の自主的な移住受入体制強化への取組を支援します。

集落における活力・コミュニティの維持・活性化 取組主体 **協働**

市街化調整区域の集落地への住宅の立地を許容するなど、開発許可制度の適切な運用により、地域活力や地域コミュニティの維持・活性化を図ります。

移住・定住お試し機会の充実 取組主体 **協働**

空き家の活用によるお試し居住の強化など、移住検討者及び潜在的移住候補者への移住・定住の試行機会について、事業者との連携による充実を図ります。

5 移住・定住支援の強化

移住者の生活安定の支援 取組主体 **協働**

UIJターンや育児しやすい地域へ移住するCターンなどの移住者に対して、空き家を中心とする住宅への入居や就職・起業など、移住生活のスタート及び安定的な継続を支援します。

移住における安心の支援 取組主体 **協働**

SNSなどにより先輩移住者の暮らし方や先輩移住者が実施するイベントに関する情報を提供し、移住者の暮らしに対する安心感を育みます。

テレワーク環境充実への支援 取組主体 **協働**

就労形態の多様化などによる、在宅勤務及びテレワークでの就労をはじめとする働き方の変化に対応し、コワーキングスペースやサテライトオフィス開設などの取組を支援します。



移住相談会

第4節

国際交流・多文化共生



市民満足度（令和元年度調査）

3.09

現状と取り組むべき課題

- 市内中学生の海外派遣や京都先端科学大学の留学生との交流など、異文化を体験・体感する機会を設けることで、未来を担う世代の国際意識向上につなげるとともに、姉妹都市（クニツテルフェルト市・ジャンデラー市・スティルウォーター市）や友好交流都市（蘇州市）へ市民訪問団を派遣し、日本文化を紹介する機会をつくるなど、市民間での国際交流を促進しています。今後もより多くの市民が国際交流事業に参加できる機会を作るとともに、海外派遣などを一過性のプログラムに終わらせることなく、継続的な取組につなげる必要があります。
- 外国人向けの情報発信として、ニュースレターやホームページ上で英語及びやさしい日本語を用いることで、在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進していますが、市内在住外国人が増加する中、困りごとや課題を把握し、状況に応じて情報を提供、支援することが必要です。

施策の方向性

都市間の連携や国際意識をより深めていくため、多くの市民が参加できる交流事業を市民と協働して推進していきます。また、在住外国人に対する生活のサポートを充実させます。

- 1 国際交流・理解の推進
- 2 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり

具体的施策

1 国際交流・理解の推進

姉妹都市や友好交流都市等との交流の推進 取組主体 **協働**

訪問団の派遣や招致、市民団体による交流など、公民の連携による姉妹都市や友好交流都市との交流を推進します。また、教育プログラムや留学生との交流事業の継続的な実施など、異文化の体験・体感を通じて国際感覚を養う機会づくりを充実させます。

2 在住外国人にも過ごしやすいまちづくり

在住外国人への支援の充実 取組主体 協働

英語及びやさしい日本語による生活情報の発信や、日本語学習の機会の提供を促進します。また、在住外国人の支援を担う「かめおか多文化共生センター」を拠点に、相談業務や言語サポーターの登録を行うなど、困りごとに応じた支援体制の充実を図るとともに、多文化共生の理解を深めるため、地域住民と外国人住民の交流を推進します。

外国人児童生徒への学習支援の推進 取組主体 行政

外国人児童生徒教育支援員を配置するなど、支援体制を整備します。



かめおか多文化共生センター
オープン

第2章

安全で安心して 暮らせるまちづくり

基本方針 の概要

- ◆ 地域の安全をみんなで守るセーフコミュニティ活動の推進
- ◆ 事前防災・減災の考え方に基づく地域の強靱化と防災・消防体制の整備
- ◆ 市民・事業者との協働による、様々な安全対策の推進

該当する重点テーマ

4 だれもが安心して暮らせる防災・減災、セーフコミュニティ、多文化共生のまちへ

節	SDGs 17のゴール	市民満足度 (令和元年度調査)
第1節 セーフコミュニティ	  	3.36
第2節 防災・消防・危機管理	  	3.45
第3節 交通安全・防犯	   	3.26
第4節 市民生活	 	(消費者保護) 3.09

第1節 セーフコミュニティ



市民満足度（令和元年度調査）

3.36

現状と取り組むべき課題

- 市民協働により、セーフコミュニティの理念に基づく外傷予防などの取組を進め、平成30（2018）年には再々認証を取得したことで、本市が安全・安心なまちづくりに積極的に取り組んでいるまちであること及びセーフコミュニティについての市民認知度は上昇していますが、今後、市民協働による取組を促進するため、さらなる周知が必要です。
- 安全に対する知識や技能、行動力を身につけ、子ども自らが身を守る力を育成するインターナショナル・セーフスクールの取組を進めるとともに、亀岡市セーフコミュニティ推進協議会を中心に関係機関や市民団体などのネットワークを強化し、安全向上の取組を進めたことで刑法犯認知件数、交通事故負傷者数ともに大きく減少しましたが、市民の体感治安は微増にとどまっており、安全・安心を実感できるまちづくりが必要です。

施策の方向性

日本初のセーフコミュニティ認証都市として、セーフコミュニティの仕組みを活用しながら市民協働により安全・安心を実感できる亀岡市を実現します。

1 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

具体的施策

1 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

セーフコミュニティ推進の仕組みづくり 取組主体 **協働**

亀岡市セーフコミュニティ推進協議会を中心に、安全・安心を守るネットワークを強化します。

自ら安全・安心を守る市民の育成 取組主体 **協働**

市民参加型の取組を支援することで、自分事として捉える市民を育成します。

実行性のある予防プログラムの推進 取組主体 **協働**

外傷発生状況の把握や取組効果の測定・分析など、交通安全や防犯などの重点課題に関する実行性ある予防プログラムを推進します。

第2節

防災・消防・危機管理



市民満足度（令和元年度調査）

3.45

現状と取り組むべき課題

- 激甚化する自然災害や感染症からの被害を軽減するため、市民、関係機関、行政などが「自助・共助・公助」の役割を認識し、連携することが求められています。
- 自主防災会活動への助成や総合防災訓練、防災講演会などの実施、市民への迅速かつ的確な災害情報の発信手段の確保や、避難所の指定、食料や防災資機材などの備蓄に取り組んできましたが、今後も市民が安心できるさらなる防災体制の充実が必要です。
- 消防団員の確保をはじめとする消防団活動及び消防力の強化が必要です。
- 市民への応急救護知識の普及啓発や消防・医療機関との連携など、救急医療体制の強化が必要です。
- 災害時に支援が必要な人に対し、地域における避難支援を円滑に行うための体制を強化・充実していく必要があります。
- 国民保護事案や新型コロナウイルス等感染症をはじめ、さまざまな危機事象に備えるため、危機管理体制の充実が必要です。

施策の方向性

「自助・共助・公助」の連携による「ふるさと防災力」や総合的な防災体制の強化を図ります。また、市民及び地域の主体的な意識と行動を基本とした消防・救急及び避難行動要支援者の支援、危機管理体制を整備します。

- 1 総合的な防災体制の強化**
- 2 消防体制の強化**
- 3 救急体制の強化**
- 4 避難行動要支援者の支援体制整備**
- 5 危機管理体制の充実**

具体的施策

1 総合的な防災体制の強化

自主防災活動の支援と市民意識の高揚 取組主体 **協働**

助成などにより各町自主防災会の活動を支援します。また、市民が参加・参画する総合防災訓練や防災講演会の充実を図ります。

災害特性の可視化による被害の抑制 取組主体 **行政**

各町自主防災会などによる「地域版ハザードマップ」「避難行動タイムライン」の作成など、災害特性の見える化による被害の抑制を支援します。

防災計画の充実及び市民との情報共有 取組主体 **行政**

最新の状況・情報を踏まえて「亀岡市地域防災計画」を修正（見直し）するとともに、亀岡市防災会議などを通じて、市民との連携による防災計画の推進及び各種防災情報の共有を推進します。

災害時の応急支援体制の強化 取組主体 **協働**

民間事業者や公的機関、地方自治体などとの応援・支援協定の締結など、災害時の応急支援体制の強化を図ります。

災害情報伝達手段の充実 取組主体 **行政**

防災行政無線を中心とした様々なメディアの連携など、市民に適切な避難行動を促す、迅速かつ確実な防災情報伝達機能の充実を図ります。

安心して避難ができる環境整備 取組主体 **行政**

避難所開設・運営マニュアルに基づき、避難者ニーズに配慮した避難環境を整えとともに、新型コロナウイルス等感染症拡大防止策を講じることにより、安心して避難ができる環境整備を進めます。

2 消防体制の強化

消防団員の確保 取組主体 **協働**

自治会との連携による勧誘活動や、防火・防災訓練などによる消防団活動の啓発を行い、消防団員の確保を推進します。

消防団活動の充実 取組主体 **行政**

消防団員が勤務する事業所に対する理解・協力の促進や資機材の整備、技術の向上など、消防団活動の充実を図ります。

消防力の強化 取組主体 **行政**

地域の状況に応じて消防署所新設などの整備を要請します。また、消防車両、高規格救急車両、消防資機材、救命用資機材、防火水槽の充実など、消防力の強化を支援します。

3 救急体制の強化

救急救命に対する意識づくり 取組主体 **行政**

救命知識に関する講習や応急技術を持った人材の育成など、救急救命に対する市民意識の啓発と知識・技術の普及を図ります。

救急医療体制の充実 取組主体 **行政**

救急患者受入時間の短縮など、救急医療体制の充実を支援します。

4 避難行動要支援者の支援体制整備

緊急時支援体制の整備 取組主体 **行政**

避難行動要支援者名簿の更新や対象者の意思確認など、避難に支援を要する人の実態を把握するとともに関係機関と情報を共有し、災害時における有効かつ実践的な支援体制の整備を推進します。

要配慮者の個別支援の推進 取組主体 **協働**

避難に配慮を必要とする人の個別避難計画を作成し、確実に避難ができる体制整備を促進します。

要配慮者視点の啓発 取組主体 **協働**

研修や訓練などを通じて、防災・減災、避難行動における要配慮者の視点・意識を踏まえた取組を支援します。

5 危機管理体制の充実

危機管理体制の充実 取組主体 **行政**

関係機関との連携を強化し、危機事象対応や情報伝達のための体制を充実させます。

危機事象に応じた業務継続体制の構築 取組主体 **行政**

災害や新型コロナウイルス等感染症など危機事象発生時であっても、優先すべき市民サービスが適切に提供できるよう、業務継続体制を構築します。

備蓄の充実 取組主体 **行政**

府市共同による食料、毛布などの公的備蓄の確保と合わせ、物資・資機材などの分散配備や新型コロナウイルス等感染症対策に留意した備蓄品の充実を図ります。



亀岡市総合防災訓練（消防団）



自主防災会による防災訓練



避難所開設訓練

第3節 交通安全・防犯



市民満足度（令和元年度調査）

3.26

現状と取り組むべき課題

- 本市はセーフコミュニティのパイオニアとして、交通安全や防犯活動を市民協働で推進し、安全で安心なまちづくりに取り組んできました。交通安全・防犯の取組により交通事故発生件数、刑法犯認知件数ともに減少するなど大きな成果が出ており、この成果を市民に周知し、市民協働による取組をさらに推進していく必要があります。
- 自治会などの要望に基づき、公衆街路灯の設置やLED化などを進めることで交通安全・防犯環境の向上を図ってきました。今後も地域の防犯体制の強化のため、計画的な設置、自治会などへの支援を通じたLED化や適切な維持管理が必要です。

施策の方向性

セーフコミュニティの仕組みの活用や自治会との連携をはじめとする市民協働により、安全・安心なまちづくり環境の整備を推進します。

- 1 交通安全の推進
- 2 防犯・暴力追放活動の推進
- 3 防犯力の向上

具体的施策

1 交通安全の推進

交通安全の学習・啓発機会の充実 取組主体 **協働**

市民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することができるよう意識啓発を図るとともに、小学生を対象とした自転車マナー・ルールの学習を実施します。

交通安全運動の推進 取組主体 **協働**

亀岡市交通安全対策協議会を通じて、関係団体が連携する街頭啓発活動や交通安全功労者の表彰を実施します。

高齢者による交通事故の防止 取組主体 **行政**

高齢者に対する啓発を強化するとともに、運転に不安のある高齢者を対象に運転免許証の自主返納を促す取組を推進します。

2 防犯・暴力追放活動の推進

防犯・暴力追放活動の推進 取組主体 **協働**

セーフコミュニティ防犯対策委員会を中心に市民との協働で防犯カメラ、ドライブレコーダーなどによる「まちの見守り体制」の充実を図るとともに、犯罪の傾向に応じた対策を実施します。また、亀岡市暴力追放協議会が中心となり、あらゆる暴力を排除する活動を推進します。

3 防犯力の向上

防犯環境の充実 取組主体 **協働**

自治会などの要望に基づき、危険度・緊急度の高いものから公衆街路灯を整備します。また、電気代やLED化、防犯カメラの費用助成など、適切な維持・管理を支援します。



市民が参加する活動“ドラレコプロジェクト”

第4節 市民生活



市民満足度（令和元年度調査）

（消費者保護）3.09

現状と取り組むべき課題

- 市民が消費生活に関する知識を深め、意識の高い消費者として行動できるための学習機会を提供しています。今後も市民が自ら学び、行動することで消費者被害を未然に防ぎ、安心できる消費生活が営めるまちづくりを推進することが必要です。
- 巧妙化する悪質商法や特殊詐欺などに対し、被害者の救済及び被害防止のため、多様な消費者相談に対応できる相談窓口の充実を図っていますが、特殊詐欺、製品事故、食の安全について、消費生活の不安を解消できるよう、市民が身近で気軽に相談し、被害の回復や拡大防止ができる体制づくりが必要です。
- 市民相談では多様化する市民の悩みに応じてきましたが、今後も市民に身近で信頼される窓口として、法律相談などの充実を図ることが必要です。

施策の方向性

消費者教育や相談機能の充実により、消費者被害を未然に防ぎ、安全で安心できる消費生活を営めるまちづくりを推進します。また、市民からの相談に対して、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応します。

- 1 消費者への啓発
- 2 消費生活相談の充実
- 3 法律相談の充実

具体的施策

1 消費者への啓発

消費生活学習・啓発の推進 取組主体 **行政**
市民向け講座の開催や地域・団体などの学習会講師派遣、広報活動を推進します。

2 消費生活相談の充実

消費生活相談の実施 取組主体 **行政**
亀岡市消費生活センターの機能を拡充し、窓口や消費者ホットラインでの消費生活相談を推進します。

消費者被害の防止 取組主体 **行政**
消費生活専門相談員による苦情・相談処理や事業者との斡旋などを実施し、消費生活相談のネットワークシステムによる情報共有を通じて国や京都府との連携を強化することで、消費者被害の防止を推進します。

3 法律相談の充実

市民相談の充実 取組主体 **行政**
常設の市民相談に加え、弁護士による法律相談を開設し、市民の安全・安心を確保するための相談窓口の充実を図ります。

第3章

子育て・福祉・健康のまちづくり

基本方針 の概要

- ◆ 安心して子育てできる環境づくり、子どもたちが健やかに育つまちづくり
- ◆ 高齢者・障がいのある人の自立した生活を支える保健・医療・福祉・介護の連携強化
- ◆ 身近な地域で支え合う地域福祉、誰もが健康・安心・いきいきと暮らせるまちづくり
- ◆ 市民や地域の主体的な健康づくりの支援、医療体制の充実、感染予防・拡大防止の強化

該当する重点テーマ

1 子育てしたい、住み続けたいまちへ

節	SDGs 17のゴール	市民満足度 (令和元年度調査)
第1節 子育て支援	      	3.13 ※30代・40代
第2節 高齢者福祉	    	3.31 ※70代以上
第3節 障がい福祉	      	3.19
第4節 地域福祉	     	3.22
第5節 健康づくり・医療・感染症対策	 	(健康づくり・医療) 3.44

第1節 子育て支援



市民満足度（令和元年度調査）

3.13 ※ 30代・40代

現状と取り組むべき課題

- 平成28（2016）年から立ち上げた亀岡市子育て世代包括支援センター（BCome）の体制を充実させることにより、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子育て支援部門を保健センター（BCome⁺）へ集約しました。子育てに関する手続きのワンストップ化を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置するなど、子育て家庭の孤立を防ぎ、寄り添った支援を実施するための体制を整えていますが、今後もすべての子育て家庭が安心して子育てができる環境整備に取り組む必要があります。
- 児童虐待など子どもを取り巻く課題がある中、見守りや地域に根ざした活動を通じ、次の時代を担う青少年の健全育成に取り組むことが必要です。
- 保育の質の向上を図ることが必要です。
- 働きながら子育てをする家庭のための保育施設整備、就学児童を対象とした放課後児童会の対象学年の拡大や開設時間の延長、地域全体で子育てを支援する取組など、受け入れ態勢の充実を図ってきましたが、多様化する保護者ニーズに応えるためには更なる拡充が必要です。
- 様々な課題を抱えることの多いひとり親家庭や貧困家庭の問題への認識が高まっており、本市においてもその実態把握、貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めていくことが必要です。

施策の方向性

すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、関係機関との連携による切れ目のない支援と地域ぐるみでの支援体制の充実、青少年の健全育成の推進や、子どもたちが「生きる力」を育む保育の質の向上、多様な働き方に対応した保育サービス、放課後児童会の充実を図ります。また、児童虐待などの防止及び早期発見、ひとり親家庭や貧困家庭などの自立支援など、子どもの健全な育成が保障される支援体制を充実させます。

1 地域ぐるみの子育て支援

2 保育・放課後児童会の提供体制の充実

3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

具体的施策

1 地域ぐるみの子育て支援

地域における子育て支援の充実 取組主体 **協働**

「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域における子育て支援の充実に向けた各種施策・事業を推進します。

子育て中の親子の居場所づくり 取組主体 **協働**

子育て中の親子の交流を促進する拠点となる「子どもの遊び場」の設置を通じて、子どもの発育に合わせたあそび環境の充実を図るとともに、子育て中の親の不安感の軽減につなげるなど、子どもの健やかな育ちを支援します。

子育て支援ネットワークづくり 取組主体 **協働**

子育て支援の関係機関が情報共有、情報発信、連携した取組を推進する協働のネットワークづくりを促進します。

妊娠期からの切れ目のない支援の推進 取組主体 **協働**

妊娠・出産から子育てまで、「BCome⁺」のワンストップ機能を活用する中で、関係機関と連携しながら子どもの育ちと子育て家庭に対する切れ目のない支援を推進します。

子育てに関する情報の提供と相談体制の充実 取組主体 **行政**

ホームページや広報、SNSなどを活用し、すべての子育て家庭に必要な情報が届くよう、情報提供を充実させるとともに、保育所（園）・認定こども園など身近な場所で気軽に相談できる切れ目のない支援体制を整備します。

青少年健全育成活動の実施 取組主体 **協働**

亀岡市青少年育成地域活動協議会などの地域住民組織を中心に、子どもを取り巻く有害環境対策の推進など、地域のつながりの中で青少年の健全育成を推進します。

地域における子育て援助活動の促進 取組主体 **協働**

子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人がお互いに育児の助け合いを行う、地域における子育て援助活動を促進します。



BCome⁺フェスタ



こどものあそびば「かめまるランド」



自然保育

2 保育・放課後児童会の提供体制の充実

保育と保育サービスの充実 取組主体 **行政**

子どもたち一人ひとりの豊かで健やかな成長を目指し、保育の質の向上や、自然環境と地域資源を活かした「亀岡型自然保育」を推進します。また、待機児童の解消を目指し、保育ニーズに応える施設型保育事業の充実と企業主導型保育事業の推進を図るとともに、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり保育など、多様な保育サービスを充実させます。

保育施設の整備 取組主体 **行政**

保育ニーズに対応し、施設の適正な規模や配置、公民連携を検討しながら、保育所（園）・認定こども園の施設や安全・安心な保育環境の整備を推進します。また、新型コロナウイルス等感染症予防のため、衛生用品の配置を増やすとともに、施設の状況に応じて必要な備品などを設置します。

放課後児童会の充実 取組主体 **行政**

児童の健全育成のため、より良い保育環境を確保するとともに、保護者が安心して就労できる環境を整備するための事業運営と新型コロナウイルス等感染症対策の体制整備など、放課後児童会の充実を図ります。

3 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

児童虐待防止対策の充実 取組主体 **行政**

要保護児童対策地域協議会活動の充実を図るとともに、関係機関との連携により、児童虐待などの防止、早期発見及び虐待などの事象に速やかに対応する体制を整備します。

ひとり親家庭への支援 取組主体 **行政**

支援を必要とするひとり親家庭の自立・就業を支援し、生活基盤の安定確保を図ります。

子どもの貧困対策の推進 取組主体 **行政**

子どもの貧困の実態把握と貧困の連鎖を断ち切るための取組を推進します。

相談支援体制・情報提供の充実 取組主体 **行政**

子育てなどの問題や悩みについて相談・助言する家庭児童相談室などの相談支援体制と子育てに関する情報提供の充実を図るとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置を継続します。

第2節

高齢者福祉



市民満足度（令和元年度調査）

3.31 ※ 70代以上

現状と取り組むべき課題

- 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護保険サービスの基盤整備や介護予防、生きがいづくりや外出の促進などに取り組むことが必要です。
- サロンなど人が集う場を拠点とし、一方で外出が困難な高齢者であっても地域で孤立することのないよう、住民が互助の精神で支え合い、生きがいを持って暮らせる持続可能な地域社会づくりが必要です。
- 地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターの相談支援体制を充実させることが必要です。
- 「いきいき長寿プラン」の着実な推進とともに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年や高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた地域課題の抽出と対策が必要です。
- 認知症への理解や正しい知識を普及するとともに、認知症高齢者及び家族を地域で支え、高齢者の人権を守る取組が必要です。

施策の方向性

高齢になっても誰もが住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らし、社会の一員として地域で貢献・活躍できるよう、生きがいづくりや社会参加を促進します。また、地域包括支援センターの機能強化やいきいきとした生活の基本となる健康や介護予防の充実、介護保険サービスの基盤整備、認知症対策を推進します。

- 1 生きがいづくり・社会参加の促進
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 3 健康づくりの推進と介護予防の充実
- 4 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援
- 5 認知症の人とその家族への支援

具体的施策

1 生きがいづくり・社会参加の促進

生きがいづくりと社会参加の支援 取組主体 **協働**

各種教養講座の開催などによる生涯学習活動の促進や老人クラブ・シルバー人材センター活動を支援し、高齢者の社会参画・活躍機会の充実を図ります。

高齢者の外出の促進 取組主体 **行政**

公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動を支援し、健康維持や社会参加の外出を促進します。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステム（持続可能な地域社会の構築）の深化・推進 取組主体 **協働**

高齢者の自立支援と要介護状態の重症化防止のため、市の中核的な機関である地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、権利擁護（虐待事例の対応など）や認知症支援などの機能強化を図ります。また、地域住民をはじめ、介護、医療、福祉、行政などが連携する地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を推進します。

3 健康づくりの推進と介護予防の充実

介護予防知識の普及啓発 取組主体 **行政**

介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や情報提供、介護予防教室などを通じて、高齢者の主体的な介護予防を促進します。

高齢者の総合相談窓口の充実 取組主体 **行政**

地域包括支援センターを中心とした相談支援体制を充実させます。

後期高齢者の健康維持 取組主体 **行政**

後期高齢者医療保険における健康診査を推進するとともに、広報誌などを通じた広報の充実を図ります。

4 介護保険サービスの基盤整備・自立生活への支援

いきいき長寿プランの推進 取組主体 **協働**

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図り、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供できるよう、3年ごとに見直す「いきいき長寿プラン」に基づき事業を推進します。

介護保険サービスの基盤整備 取組主体 **行政・事業者**

要介護（支援）者が状態に応じて必要なサービスを利用することができるよう、介護保険サービス供給体制の整備を促進します。また、介護人材の確保・資質の向上に努めます。

一人暮らし高齢者などの自立支援 取組主体 **協働**

高齢者の生活の不安を解消し、住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、緊急時の支援体制を充実するとともに民生委員・児童委員や地域の関係団体などと連携した見守り体制を推進し、一人暮らし高齢者などの自立した生活を支援します。

5 認知症の人とその家族への支援

認知症に関する正しい知識の普及啓発 取組主体 **行政**

認知症に対する正しい知識と理解を深めるため、広く講座などの普及啓発活動を実施します。

認知症支援体制の充実 取組主体 **協働**

市民や認知症の人と関わることが多いことが想定される企業などと連携し、認知症サポーターの育成を推進します。また、認知症の人に適切なケアを行い、進行を緩やかにするため、関係機関と連携し、早期診断・早期対応につながる取組を進めます。

家族負担の軽減 取組主体 **協働**

認知症家族の介護の負担軽減を図るため、認知症カフェの開催や認知症高齢者などの事前登録制度などの取組を進めます。

第3節

障がい福祉



市民満足度（令和元年度調査）
3.19

現状と取り組むべき課題

- 平成28（2016）年の「障害者差別解消法」の施行を受け、障がいのある人への理解や「合理的配慮」の普及浸透により、当事者団体などとの連携のもと、差別解消に向けた啓発を推進してきました。今後も啓発手法の創意工夫を図りながら、より多くの市民に障がいのある人への理解を促進していくことが必要です。
- 障がいのある人の社会参加を促進し、障がい種別に関わりなく多岐にわたるニーズに応えられるよう、相談支援体制の確保及び充実、在宅生活を支援する体制の確保、権利擁護などを推進してきました。今後も安心して相談できる環境づくりと必要な支援やネットワークへと適切につなぐなども含め、取組を続けていく必要があります。
- 亀岡市障害者就労支援共同センターにおける行政からの業務委託や民間などからの受注機会の拡大、障がいの状態に応じた就労の拡充など、障がい者の雇用機会の確保を支援するとともに、文化芸術活動の支援及びスポーツ機会を充実させていくことが必要です。

施策の方向性

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりのため、多様化するニーズに対応できる包括的な支援体制の構築を推進します。また、意思疎通支援や差別解消のための啓発や就労・文化スポーツ活動の支援により、障がい児者を取り巻く社会的障壁を除去し、「健常者」「障がい者」のボーダレス化と、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの実現を目指します。

- 1 障がいのある人への差別の解消
- 2 障がいに応じた支援の提供
- 3 社会参加の促進
- 4 障がいのある人もいきいきと活躍できるまちづくり

具体的施策

1 障がいのある人への差別の解消

「障害者差別解消法」に係る「合理的配慮」の普及啓発 …………… 取組主体 **協働**

当事者団体などとの連携・協働により、当事者の視点に立った啓発活動を推進するとともに、様々な情報媒体などを活用し、市民への「合理的配慮」の理念の深化、拡大を推進します。

2 障がいに応じた支援の提供

安心して生活できるまちづくり …………… 取組主体 **行政**

障がいの状態に応じて、早期に適切な支援を提供することを推進します。

3 社会参加の促進

相談支援体制の確保、充実と在宅生活支援の充実 …………… 取組主体 **行政・事業者**

誰もが安心して相談できる機会の提供や身体、知的、精神の各障がい者相談員による身近な立場での相談、相談支援を通じた在宅生活支援、社会参加及び外出機会の提供を推進します。

情報・コミュニケーションの支援 …………… 取組主体 **行政**

障がいのある人に必要な情報が伝わるよう、コミュニケーション手段の確保と、障がい特性に配慮した情報提供により、公共サービスを始めとする各種サービスなどの利用の円滑化を促進します。

権利擁護の推進 …………… 取組主体 **行政**

障がいのある人の地域での自立を支えるため、財産の保全や各種申請など、権利擁護を推進します。

4 障がいのある人もいきいきと活躍できるまちづくり

障がいのある人の就労支援 …………… 取組主体 **協働**

亀岡市障害者就労支援共同センターへの支援とともに、受注実績・成果の周知により、受注機会の拡大を促進します。また、障がい特性に配慮した就労支援の充実や、亀岡市障害者就労施設などからの物品などの調達により、障がい者雇用の安定を支援します。

障がいのある人の文化・芸術活動の支援及びスポーツ機会の充実・取組主体 **協働**

障がいのある人の文化・芸術作品の発表機会の確保など、文化・芸術活動への支援に取り組みます。また、市内のスポーツ施設など、地域資源を活用し、障がい者スポーツの振興と普及を推進します。



手話コーラスによる
啓発ステージ

第4節

地域福祉



市民満足度（令和元年度調査）

3.22

現状と取り組むべき課題

- 地域福祉コミュニティを担う人材育成により、地域での見守り、支え合い活動の充実を図ってききましたが、少子化・高齢化などにより地域福祉を担う人材が不足しており、地域福祉活動を推進するためのさらなる人材育成の取組が必要です。
- 地域福祉支援員の配置や、各分野の関係機関との連携による相談支援体制の充実を図っていますが、複雑・複合的な課題に対応する包括的な支援体制を整備をするため、どのような福祉課題も受け止めることができる相談窓口の整備や地域の関係機関などとの多様なネットワークづくりが必要です。
- 生活保護制度とその前段階である「生活困窮者自立支援制度」を効果的に活用し、利用者の自立につなげるため、それぞれの制度を適正に運用していくことが必要です。

施策の方向性

地域社会の連携と信頼関係のもと、福祉コミュニティの形成により、住み慣れた地域で支え合い、助け合う顔の見えるまちづくりを推進します。また、多機関が連携する包括的支援体制を整備します。

生活保護制度と生活保護の前段階である「生活困窮者自立支援制度」が必要とする人に届くよう、制度の適正な運用を図ります。

- 1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進**
- 2 人材育成とネットワークの構築**
- 3 包括的支援体制の整備**
- 4 必要な人に必要な支援を届ける体制づくり**

具体的施策

1 支え合いの基盤となる「福祉コミュニティづくり」の推進

地域生活を支える仕組みづくり 取組主体 **協働**

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会と連携し、地域における市民相互の支え合い活動などを促進します。

2 人材育成とネットワークの構築

福祉人材の育成 取組主体 **協働**

研修や講習の充実により、地域福祉を担う人材の育成を推進します。

3 包括的支援体制の整備

多機関連携による支援体制の整備 取組主体 **協働**

高齢、障がい、困窮に関する支援機関との連携のほか、地域の民生委員・児童委員などとも連携することで、生きづらさを抱える人や地域で孤立する人、ひきこもりなどの複雑で複合的な課題を抱える人に対する支援を充実させます。また虐待の防止・早期発見、成年後見人制度利用促進などの権利擁護について、普及啓発や関係機関との連携強化を推進します。

「断らない相談窓口」の整備 取組主体 **協働**

「断らない相談窓口」づくりなど、ひきこもりや孤立など様々な課題を抱えながら支援につながりにくい人や、生きづらさを抱えながら相談できない人などに対応する相談体制の強化を図ります。

4 必要な人に必要な支援を届ける体制づくり

効果的な支援の継続 取組主体 **行政**

生活困窮者の直面する個々の課題に合わせて効果的な支援を行い、自立を促進します。

広報の実施 取組主体 **行政**

機関誌の発行・配布など、生活保護制度への正しい理解の啓発を図ります。

生活保護の適正な実施 取組主体 **行政**

相談や定期訪問により、利用者に寄り添った支援に努めるとともに、生活保護法に基づく収入資産調査などを通じ、生活保護制度の適正な運用に努めます。

求職・就労の支援 取組主体 **行政**

生活保護制度の利用者に対し能力に応じた求職活動、就労を支援します。



相談窓口の様子

第5節

健康づくり・医療・感染症対策



市民満足度（令和元年度調査）
（健康づくり・医療）3.44

現状と取り組むべき課題

- 「かめおか健康プラン21（亀岡市健康増進計画）」に基づいた取組を進め、一人ひとりの健康を地域や社会で支える健康づくり活動を推進し、地域での健康づくりの機運を高める支援が必要です。
- すべての世代の心身の健康づくりに向けたよりよい生活習慣づくりのため、相談、指導、教育及び受診しやすいがん検診の環境づくりが必要です。
- 亀岡市子育て世代包括支援センター（BCome）を中心に母子保健とも連携しながら、妊娠期への全数支援や発達段階に応じた健診や母子保健事業により、安心して妊娠・出産・子どもの健やかな成長・発達ができる支援が必要です。
- 感染症の流行も踏まえ、普段からの健康づくりと感染症予防対策が重要となっています。
- 高齢化に対応しながら市民に医療を安定的・継続的に提供していくため、地域医療体制の充実が必要です。また、市民が安心して医療を受けることができるよう、亀岡市立病院において、より安全で質の高い医療に取り組む必要があります。

施策の方向性

家庭、職場、地域での健康・予防意識の向上を図り、健康管理、疾病予防、生活習慣病・ロコモティブシンドローム・フレイル予防などの啓発や保健事業を充実させるとともに、妊娠期から子育て期に至るライフステージに応じた健康づくりを促進します。また、亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議の活動を中心に、関係者が一体となって、住民とともに医療・介護・福祉施策の切れ目のない提供を推進します。

市民への安全・安心な医療の提供と質の高い入院・外来機能を担う市立病院づくりとともに、地域医療機関との連携を推進します。

- 1 健康づくりへの支援
- 2 保健活動の充実
- 3 感染症予防対策の推進
- 4 地域医療の推進

具体的施策

1 健康づくりへの支援

健康な地域づくりへの支援 取組主体 **協働**

地域住民・団体、関係機関、行政などの協働により、地域の健康づくり活動の取組を推進します。

健康意識の啓発 取組主体 **行政**

各専門職種による健康講座を通じて市民の健康意識の啓発を推進します。

2 保健活動の充実

妊娠期の支援の充実 取組主体 **行政**

妊娠期から出産後まで安心して過ごせるよう、母子手帳の交付とともに妊婦健診や妊婦歯科健診受診の支援、定期受診の支援及び必要な情報提供や相談支援を推進します。

乳幼児健診の推進 取組主体 **行政**

新生児期から乳児期・幼児期に家庭訪問や健診、相談、教室を実施し、異常の早期発見、育児不安の軽減、児童虐待の防止などに努めます。

疾病予防・健康管理の充実 取組主体 **行政**

健（検）診や保健指導、相談、教育を通じて、すべての世代の心身の健康づくりを促進する活動を充実させます。

特定健康診査受診の促進 取組主体 **行政**

受診勧奨や広報の充実により、特定健康診査の受診率の向上を図ります。

3 感染症予防対策の推進

予防接種の推進 取組主体 **行政**

感染症を予防するため、亀岡市医師会などの協力により各種予防接種を実施するとともに、接種率向上のための啓発活動を実施します。

新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止対策の推進 取組主体 **協働**

新型コロナウイルス等感染症の感染拡大を防止するため、市民、事業者、医療関係者、行政が相互に連携しながら、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策に取り組めます。

感染症予防対策の推進 取組主体 **行政**

京都府南丹保健所、亀岡食品衛生協会など関係機関と連携し、感染症予防のための啓発活動を実施します。また、新型インフルエンザなど未知の感染症発生時には、京都府をはじめ関係機関と連携を図り、感染拡大の防止に努めます。

4 地域医療の推進

地域医療・介護・福祉の連携体制の充実 取組主体 **協働**

亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議の活動を中心に、関係づくりの機会を提供し、かかりつけ医の必要性を啓発するとともに、人材育成を図ります。

地域医療機関との連携強化 取組主体 **協働**

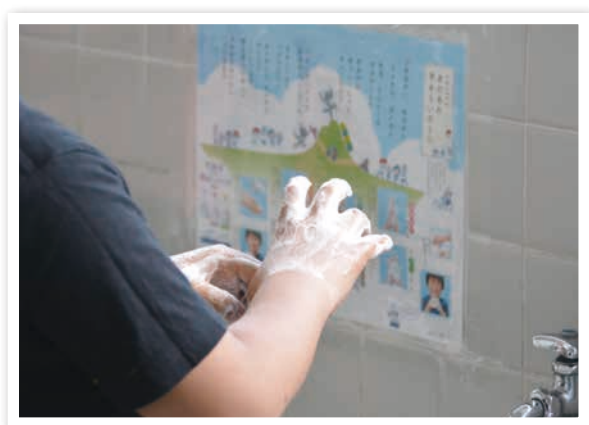
病診連携懇話会の開催などを通じて、近隣の医療機関及びかかりつけ医と情報共有を行い連携強化を図ります。

安心できる医療体制の充実 取組主体 **行政**

公的医療機関としての役割を果たすため、京都中部総合医療センター、亀岡市立病院、亀岡市休日急病診療所において、市民が安心して医療を受けることができる体制の充実に努めます。

安全かつ質の高い医療の提供 取組主体 **行政**

市立病院として急性期医療の維持及び在宅医療の支援の役割を担う回復期医療の充実に努めるとともに、安全・安心で良質な医療の提供を促進します。



学校での手洗い奨励

第4章

豊かな学びと 文化を育むまちづくり

基本方針 の概要

- ◆ 心身の健康と確かな学力、たくましく生きる力、郷土愛を育む子どもの教育の推進
- ◆ 世界で活躍できるグローバルな人材の育成
- ◆ 誰もが生涯を通じて学び、個性や感性を磨き、成果を活かせる生涯学習のまちづくり
- ◆ 社会教育活動相互のネットワーク化とスポーツによる地域活性化
- ◆ 歴史文化の継承、芸術を触媒とした新たな活力と魅力を創造するまちづくり

該当する重点テーマ

- 1 子育てしたい、住み続けたいまちへ
- 2 スポーツ、歴史・文化、観光の魅力で産業が輝くまちへ
- 3 世界に誇れる環境先進都市へ
- 4 だれもが安心して暮らせる防災・減災、セーフコミュニティ、多文化共生のまちへ

節	SDGs 17のゴール	市民満足度 (令和元年度調査)
第1節 就学前教育・学校教育	    	3.14
第2節 生涯学習・社会教育	  	(生涯学習) 3.19 (社会教育) 3.12
第3節 スポーツ	   	3.34
第4節 文化芸術・歴史文化	       	3.16

第1節

就学前教育・学校教育



市民満足度（令和元年度調査）

3.14

現状と取り組むべき課題

- 関係機関との連携による教職員の資質向上や、教育の質の向上・充実を図ることが必要です。
- 小学校から中学校へ分かれて進学していることが小中連携を進めるうえで支障となっていることが課題です。
- 「学校施設長寿命化計画」に基づき、コストの縮減・平準化を図るとともに、子どもたちが安全で快適に学ぶことができる教育環境の整備が必要です。
- 「京都府学力診断テスト」などで京都府平均を超えていない教科があるなど、学力の底上げが必要です。
- 経済的理由により就学が困難とみられる児童生徒の就学を確保するために経済的援助を行っていますが、更に保護者の経済的負担軽減を図る必要があります。
- 児童生徒の抱える悩みが多様化するなど教育相談のニーズも高まっている中、適応指導教室における支援などが必要です。
- 新型コロナウイルス等感染症の予防を図るため、施設の衛生設備の充実が必要です。

施策の方向性

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、生きる力の基礎を育む幼児教育・保育を推進します。また、子どもたちが未来を切り拓いていくため、学力の向上を図るとともに、たくましく健やかな体づくり、豊かな人間性を育む「志・心の教育」の充実、すべての子どもの就学保障を図ります。さらに、安全で安心な子どもたちの学びの環境を充実させるとともに、就学前から義務教育終了までを見通した切れ目のない支援ができるよう組織体制の充実を図ります。

- 1 就学前教育の充実
- 2 教育環境の充実
- 3 教育内容の充実
- 4 児童生徒の安全確保
- 5 就学援助・相談体制の充実

具体的施策

1 就学前教育の充実

保育所等教職員の資質の向上 取組主体 **行政**

京都府幼児教育センターや実践的な研究会などと連携し、認定こども園、保育所（園）・幼稚園の教職員の資質向上を推進するとともに、教育、保育内容を充実させます。

幼児教育総合センター機能の強化 取組主体 **行政**

亀岡市立幼稚園の幼児教育の充実を図るとともに、幼児教育総合センターの機能強化を推進します。

保育所等と小学校との連携強化 取組主体 **行政**

認定こども園、保育所（園）、幼稚園、学校、家庭との連携を強化し、円滑に小学校へ接続できるよう、子どもたち一人ひとりの特性に応じた就学前教育を推進します。

2 教育環境の充実

学校規模適正化の推進 取組主体 **協働**

児童生徒にとって望ましい学習環境・集団活動を形成できるよう、保護者や自治会の理解を得ながら学校区の見直しなど、規模の適正化を推進します。

老朽化した学校校舎の長寿命化・トイレの洋式化 取組主体 **行政**

子どもたちが気持ちよく、安全・安心な環境で学ぶことができるように、校舎の長寿命化や大規模改修及びトイレの洋式化を推進します。

遠隔・ICT学習環境や教材備品の整備 取組主体 **行政**

国の補助などを利用し、限られた財源の中で優先順位をつけながら遠隔・ICT学習環境など教育の情報化を進めるとともに効果的な備品の整備を推進します。

学校図書館の充実への支援 取組主体 **行政**

子どもたちの自発的、主体的な学習を支え、読書活動を促せる環境を整備するため、学校と連携して蔵書整備や司書の派遣などにより、学校図書館の充実を図ります。

安全・安心で美味しい小学校給食の提供 取組主体 **行政**

安全・安心な食材の調達及び地元で生産された亀岡産京野菜などの地場産物の活用のほか、新たなメニュー開発などにより「美味しい給食」の安定提供を推進するとともに、「給食だより」などにより地場特産物を学ぶ機会を確保します。

安心して食せる中学校昼食の充実 取組主体 **行政**

生徒や保護者、学校などの意見を踏まえ、地元産食材の利用によるメニューの改善や食物アレルギーに関する情報の収集及び研究に努め、選択制デリバリー弁当の充実に取り組みます。中学校給食の実施についても、調査・研究します。

3 教育内容の充実

学力の充実・向上 取組主体 **行政**

読書活動などの推進とともに、全国学力・学習状況調査や「京都府学力診断テスト」などから成果や課題を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った指導方法の改善などを推進します。

小中一貫教育・小中連携教育の推進 取組主体 **行政**

9年間の義務教育を見通した系統的・継続的な教育により、教科指導などの充実による学力向上や小学校から中学校への円滑な接続などを推進します。

体験活動（ふるさと体験学習）などの充実 取組主体 **行政**

仕事体験学習などを通して、望ましい職業観・勤労観、志を育むとともに、ふるさと亀岡の歴史・文化・芸術・自然や環境学習などを通して、ふるさと愛や誇りを持ち、このまちに住み続けたいと思えるよう、かめおかの良さを学べる取組を推進します。

国際理解教育、並びに外国人児童生徒への学習支援の推進 取組主体 **行政**

外国語指導助手の派遣など、様々な言語・歴史・文化にふれる機会を通じて、国際理解を深めたグローバルな人材育成を推進するとともに、外国人児童生徒教育支援員を配置するなど、支援体制を整備します。また、諸外国・地域の文化や伝統の理解・尊重や、平和を尊ぶ学習を行うなど、国際理解教育を推進します。

生徒指導・教育相談活動の充実 取組主体 **行政**

規範意識の高揚や自他の生命の尊重、自尊感情の育成、他者への思いやりなど、豊かな人間性を育む心の教育の推進や社会性の育成を指導するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や関係機関との連携により、児童生徒や保護者からの相談への対応の充実を図ります。

人権教育の推進 取組主体 **行政**

人間の尊厳と基本的人権の尊重を基盤に据え、児童生徒の発達段階に応じた、人権感覚及び実践・行動力、人権尊重意識の育成を図るなど、人権教育を推進します。

特別支援教育の充実 取組主体 **行政**

通級指導教室の整備や特別支援教育支援員の配置など、特別な支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。また、就学前からの教育相談により、早期対応、早期支援を推進します。

健やかな体づくりと食育の推進 取組主体 **行政**

規則正しく健康な生活を送り、体力を向上できるよう、基本的な体づくりをはじめ、体を動かすことを促進するとともに、正しい食事の習得により、たくましく健やかな体づくりを推進します。また、地場農産物を活かした食文化を楽しむなど、家庭と連携した食育の取組を推進します。

サイエンスボランティアの育成 取組主体 **協働**

学校や関係機関、地元企業、サイエンスボランティアなどとの連携と広報の充実など、サイエンスフェスタ及びサイエンスフレンズ学習クラブの協力の輪を広げる活動を推進します。

教職員の資質の向上 取組主体 **協働**

京都府総合教育センターや実践的な研究会などと連携し、ICT教育など時代の要請に対応した教育が行えるよう研究機能を充実させるとともに、就学前から義務教育終了までを見通した切れ目のない支援ができるよう組織体制の充実を図り、教職員の資質向上を推進します。

新しい教育への対応 取組主体 **協働**

外国語教育やプログラミング教育など新しい教育に取り組みます。また、遠隔・ICT学習環境の整備に対応した教育内容の充実に取り組みます。

4 児童生徒の安全確保

安全・安心な通学路の確保 取組主体 **行政**

「亀岡市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関の連携による安全対策を推進します。

遠距離通学する児童生徒の安全確保 取組主体 **行政**

山間部・周辺部で遠距離通学する児童生徒に対し、必要な場合はスクールバスを運行するとともに、公共交通機関に要する費用や自転車通学用ヘルメットの費用補助など、保護者の負担軽減を図ります。

学校内における児童生徒の安全確保 取組主体 **行政**

教職員の危機管理意識を高め、児童生徒の身を守るための学校体制づくりを推進するとともに、学校安全対策委員会の活動を支援し、安全・安心の確保を推進します。

安全教育の推進 取組主体 **行政**

防災訓練、交通安全教室などを実施し、児童生徒が身の回りの危険を察知し、自らを守る行動がとれるよう、安全教育を推進します。

児童生徒の安全確保のための情報発信 取組主体 **行政**

児童生徒が不審者などの被害にあわないよう、関係機関との連携を図り、保護者などへ情報を発信します。

感染症予防設備の充実 取組主体 **行政**

新型コロナウイルス等感染症を未然に防ぐため、手洗い設備などの充実に努めます。

5 就学援助・相談体制の充実

就学援助の推進 取組主体 **行政**

就学援助制度により、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の学びの機会均等に努めます。

教育相談事業の充実 取組主体 **行政**

幼児・児童生徒の教育上の諸課題について、教育相談員及び臨床心理士などが専門的な立場から助言及び援助を行い、心身ともに健全な幼児・児童生徒の育成を推進します。

適応指導教室の充実 取組主体 **行政**

不登校で悩んでいる小中学生を対象に開設する適応指導教室において、在籍校及び関係機関と連携しつつ、集団生活への適応と学校復帰や自立に向けた支援を推進します。

第2節

生涯学習・社会教育



市民満足度（令和元年度調査）

（生涯学習）3.19（社会教育）3.12

現状と取り組むべき課題

- 昭和63（1988）年3月に関西初の「生涯学習都市」を宣言した本市では、様々な市民の生涯学習機会を創出してきましたが、各種講座への参加者が固定化・高齢化しており、参加するきっかけづくりが必要です。
- 亀岡の生んだ心学の祖である石田梅岩を顕彰し、その功績を市内外に発信するとともに、多様な学習機会が提供できる拠点施設とするため、梅岩の里生誕地整備を進めることが必要です。
- 「ガレリアかめおか」の計画的・予防保全的な修繕・更新が必要です。
- 社会教育では、家庭の教育力向上とともに、学校と関係機関などが連携し、地域全体ですべての子どもたちをはじめ、あらゆる人に学びの機会を提供してきましたが、人生100年時代において、市民の誰もが各ライフステージにおいて、適切な学びの機会を得られる仕組みづくりが必要です。
- 市民にとって身近な学習拠点となるよう、図書館サービスの充実に取り組んできましたが、情報発信の充実や本に親しむきっかけづくり、ボランティアの人材確保などにより、子どもの読書活動を広げることが必要です。

施策の方向性

若者や現役世代、外国人などを含めた多くの人の学びや活動のすそ野を広げ、それぞれが主体的に参加するきっかけづくりを推進します。また、生涯学習施設の整備と長寿命化を図り、安全・安心・快適な施設を提供します。

学校と関係機関などが互いに連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもをはじめ、市民の誰もが、豊かな学びを得られる環境を整備します。また、各世代の読書環境整備のため図書館を充実させます。

- 1 地域で循環する学びの機会提供**
- 2 生涯学習施設の適正な管理**
- 3 社会教育の推進**
- 4 長寿社会における生涯学習の推進**
- 5 読書環境の充実**

具体的施策

1 地域で循環する学びの機会提供

循環型生涯学習社会の推進 取組主体 **協働**

「ガレリアかめおか人材バンク」など、市民の持つ技術や知識、人脈、ノウハウを地域の課題解決や活性化に活用する仕組み作りを促進します。

三大シンボル講座など学習機会の充実 取組主体 **協働**

「コレージュ・ド・カメオカ」、「亀岡生涯学習市民大学」、「丹波学トーク」の三大シンボル講座をはじめとする、生涯学習機会の充実を図ります。既存の講座については、自治会などを通じた市民への啓発や大学・企業などとの連携により、効率的・効果的な運営を図ります。

学習活動に関わる情報の受発信 取組主体 **協働**

誰もが学習活動に関する情報をホームページなどを通じて受発信できる仕組みを検討し、充実を図ります。

梅岩の里生誕地整備の推進 取組主体 **協働**

梅岩の里生誕地の整備を推進するとともに、そのあり方について市民や自治会、関係団体などと連携し研究を行い、多様な学習活動の提供や情報発信などができる拠点施設としての活用に取り組みます。

2 生涯学習施設の適正な管理

計画的な施設・設備の修繕・更新 取組主体 **行政**

「ガレリアかめおか」の計画的な施設・設備の修繕・更新を推進します。

3 社会教育の推進

家庭教育の支援 取組主体 **協働**

幼稚園や保育所（園）などとの連携を図り、子どもの発達段階に応じた家庭教育支援の取組を推進します。

学びの機会や情報の提供促進 取組主体 **行政**

あらゆる人が生涯にわたって学び続けることができるよう地域住民や関係団体と連携し、学習機会や情報の提供などの取組を推進します。

地域全体で子どもたちを育む環境づくりの推進 取組主体 **行政**

学校や関係団体などが連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちを育む環境づくりを推進する取組を支援します。

地域における学習支援などの推進 取組主体 **行政**

関係機関のデータベースなどを活用し、教員経験者などの人材確保に努め、地域における学習支援などを推進します。

4 長寿社会における生涯学習の推進

人生100年時代の生涯学習の研究 取組主体 **行政**

人生100年時代において、生涯学習社会の実現のため、必要となる生涯学習のあり方や全世代を対象とした生涯学習施設・図書館などの充実・整備について、専門家や市民と連携して研究に取り組みます。

5 読書環境の充実

図書館サービスの充実 取組主体 **行政**

市民のニーズに応えるため、ホームページの充実により、リクエストの受付やネット予約サービスの充実を図ります。

図書資料などの充実 取組主体 **行政**

明智光秀に関するものをはじめ、特に地域の特色を活かした資料の充実を図ります。

子どもの読書環境の充実 取組主体 **行政**

乳幼児の時から本にふれる機会づくりや学校図書指導員の配置などにより、子どもの読書環境の充実を図ります。

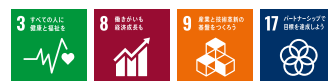
読書ボランティアへの支援とネットワーク強化 取組主体 **行政**

読書ボランティアへの支援や、「かめおかっこ 夢・未来 読書プラン推進会議」の定期的開催によるネットワーク強化を推進します。



読書イベントの開催

第3節 スポーツ



市民満足度（令和元年度調査）

3.34

現状と取り組むべき課題

- 日常的にスポーツに親しめる機会の創出や、京都サンガF.C.と連携してプロアスリートとふれ合う機会の提供を推進しており、今後も市民に生涯スポーツを定着させるため、各種スポーツイベントのさらなる充実が必要です。
- 各種スポーツ事業の充実と、市外からの来場者の獲得が必要です。
- 「府立京都スタジアム」や「亀岡運動公園」などスポーツを中心としたまちづくりへの市民の理解を深めるとともに、周辺の自然を活用したアウトドアフィールドによる誰もが楽しく自然に親しめる環境づくりを推進し、スポーツ事業及びスポーツ観光を展開することが必要です。

施策の方向性

スポーツ行事の充実により、幼児から高齢者まで健康で活力ある生活を送ることができるような取組を推進します。また、「府立京都スタジアム」を中心に、スポーツを通じたまちの活性化を推進します。

1 生涯スポーツ社会の推進と充実

2 スポーツを活かした地域づくり

具体的施策

1 生涯スポーツ社会の推進と充実

市民のスポーツ機会の充実 取組主体 **協働**

幼児から高齢者まで、そして障がいのある市民に対し、生涯にわたってスポーツに親しめるスポーツライフの実現に向けた事業を実施し、生涯スポーツを推進します。

2 スポーツを活かした地域づくり

スポーツ大会・イベントなどの開催及び支援 取組主体 **協働**

「府立京都スタジアム」のフィールドをはじめ、クライミングウォール、VR・eスポーツのエリアや「亀岡運動公園」及び社会体育施設を活用するとともに、それらの施設の拡充を図ります。また、スポーツと本市の豊かな自然や観光、食などの地域資源を結びつけ、健康づくりはもとより、全国レベル、世界レベルの大会を誘致するなど、交流活動やにぎわいづくりを推進します。

京都サンガF.C.との連携 取組主体 **協働**

プロスポーツ選手のプレーを近くで見ることで、青少年の夢と希望を育てます。また、ホームタウンである亀岡市をにぎわいのあるまちにするため、選手による学校訪問や地域の行催事への参加など、「する・みる・支える」といった多様なスポーツ活動を京都サンガF.C.とともに推進していきます。

「亀岡まるごとスタジアム構想」の策定と推進 取組主体 **行政**

亀岡の豊かな自然の中で、多様なスポーツやアクティビティ（山や川などの自然を生かしたアウトドア体験型レクリエーション）を体験することのできる環境を整備するため、「亀岡まるごとスタジアム構想」を策定します。構想の推進を通じて、市民の健康増進、体力増強など、生活の質の向上を図るとともに、スポーツやアクティビティを地域資源として活用し、様々な産業と連携させることにより、体験型観光の振興、地域経済の活性化や移住定住者の拡大につなげます。



京都サンガF.C.による
スポーツアカデミースペシャル



府立京都スタジアム

第4節

文化芸術・歴史文化



市民満足度（令和元年度調査）

3.16

現状と取り組むべき課題

- 「かめおか霧の芸術祭」において、亀岡ゆかりの芸術家と市民によるワークショップを開催することをはじめ、身近に芸術とふれる機会を提供するとともに、文化活動の支援をしており、今後も続けていく必要があります。
- 興味を集める企画や情報発信を展開するとともに、史跡整備を計画的に進め、各施設の活用や市内に点在する文化財のネットワーク化によるモデルコースづくりなど、来訪者が市内各所へ立ち寄る仕組みづくりが必要です。
- 文化財や伝統文化の保護のために、啓発及び適切な保存と活用が必要です。
- 文化ホールや文化資料館などの施設の機能やあり方、設置などについて検討する必要があります。
- 国の史跡である「丹波国分寺跡」の遺構表示を進める必要があります。

施策の方向性

文化芸術活動の機運を高め、本市の持つ特性を活かした個性ある文化の薫るまちづくりを推進するとともに、歴史的な文化財を保存します。

- 1 文化芸術活動の推進
- 2 伝統文化の保存と活用
- 3 文化・芸術拠点の充実

具体的施策

1 文化芸術活動の推進

文化芸術にふれる機会の充実と活動の支援 取組主体 **協働**

市民が身近に文化芸術にふれられる機会や創作活動を体験できる場を創出するとともに、文化芸術活動を発表できる場の創出や情報発信などを支援します。また、「かめおか霧の芸術祭」をハブにあらゆる分野の団体や活動と連携しながら、芸術の創造性を活かして魅力あるまちづくりを推進します。

2 伝統文化の保存と活用

文化資料館における体験機会・広報の充実 取組主体 **協働**

亀岡の奥深い魅力を知ってもらうために、資料館機能の維持を図りながら、常設展や企画展・特別展の開催や、従来の文字解説でない展示と来館者を効果的に結びつけるコミュニケーションツールとしての映像コンテンツの導入を行い、情報発信の充実を図ります。

文化資料館における調査研究・普及活動の充実 取組主体 **協働**

亀岡地域の文化財に関する調査研究を進めるとともに、地域で活動する市民団体などと連携し、まち歩きなど、身近な歴史や亀岡の魅力にふれる機会の充実を図ります。さらに、歴史や文化を体験できる、新しい展示手法の充実を図ります。

食文化の伝承 取組主体 **協働**

地元に根づく食文化やふるさとの味を伝承する場として、料理教室の実施を支援するとともに、小学校や保育所の給食に使用される地元産食材の利用拡大を推進します。

文化財指定による保護及び啓発活動 取組主体 **協働**

文化財の指定による安定的な保存を図るとともに、広報やホームページなどへの掲載による広報活動などを通じて、一般公開や詳細調査の実施などの活用を進め、多くの人々に豊富な文化財を理解してもらえるよう市内外への周知啓発を推進します。

地域の文化財の計画的な保存・活用 取組主体 **協働**

保存計画を策定し、資料調査や記録作成及び地域での保存・活用を支援することで、円山応挙に代表される亀岡ゆかりの人物の作品や関連資料、市内に所在する仏像・古文書などの文化財や、「亀岡祭」など地域で受け継がれる祭礼や伝統文化の次代への継承に努めます。

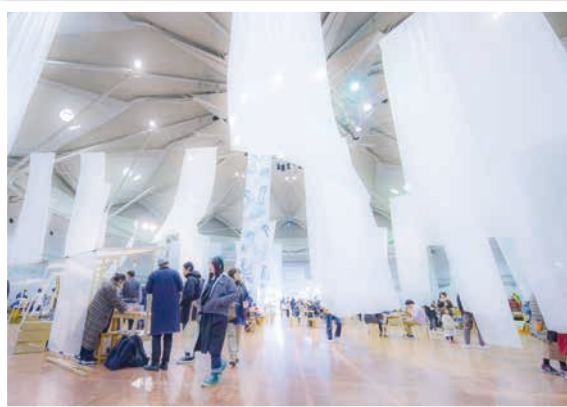
3 文化・芸術拠点の充実

文化拠点のあり方の検討と推進 取組主体 **協働**

新資料館構想を踏まえた文化資料館と文化ホールなどの施設のあり方・設置について検討を進め、具体化を図ります。

歴史を学ぶ拠点の整備 取組主体 **協働**

歴史文化を体験し、学ぶ場として、亀岡が誇る国の史跡である「丹波国分寺跡」に礎石や基壇などの配置状況を示し、解説看板を設置するなど整備を推進します。



かめおか霧の芸術祭



亀岡祭

第5章

地球にやさしい 環境先進都市づくり

基本方針 の概要

- ◆ 使い捨てプラスチックごみゼロの取組をきっかけとした地産地消や脱炭素のまちづくり
- ◆ みんなで考え取り組む、持続可能な循環型のまちづくり
- ◆ 暮らしの豊かさや快適性を創造するための、誰もが憩い、集える公園・緑地づくり

該当する重点テーマ

- 2 スポーツ、歴史・文化、観光の魅力で産業が輝くまちへ
- 3 世界に誇れる環境先進都市へ

節	SDGs 17のゴール	市民満足度 (令和元年度調査)
第1節 地球環境・自然環境	           	(地球環境・省エネルギー) 3.14 (自然環境) 3.26
第2節 資源循環・廃棄物処理	     	3.35
第3節 公園・緑地	 	3.13

第1節 地球環境・自然環境



市民満足度（令和元年度調査）

（地球環境・省エネルギー）3.14（自然環境）3.26

現状と取り組むべき課題

- これまで海洋ごみや河川ごみの発生抑制に関する啓発活動を展開、また、「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の発出、「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」の制定を進めてきました。今後は世界に誇れる環境先進都市の実現を目指し、2030年までを目標とした使い捨てプラスチックごみゼロの実現など、さらに多角的な取組を進めるとともに、桂川流域の自治体や全国の他都市とのネットワークの構築を進める必要があります。
- 再生可能エネルギーの利活用や地域新電力会社である亀岡ふるさとエナジー株式会社設立によるエネルギーの地産地消を促進するとともに、市独自の環境マネジメントシステムを運用し、温室効果ガスの総排出量削減目標を達成してきました。脱炭素化をさらに進めるため、こうした取組を継続・加速するとともに、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用を推進していく必要があります。
- 市民団体等との協働により、広域的な環境学習拠点として特色ある自然体験型環境学習事業を実施しており、今後もその充実を図る必要があります。
- アユモドキを始めとする多様な生態系は本市の貴重な財産であり、これまでも河川護岸工事における環境にやさしい工法工種の採用、各種指導や規制、調査、パトロールなどにより生態系及び環境の保全に取り組んできました。今後も市民とともに自然環境の保全に取り組むとともに、河川区域内における自然護岸、親水護岸や定期的な監視を引き続き推進していく必要があります。
- 市民や団体との協力により、ポイ捨て等禁止条例に基づく環境美化や河川愛護、森林保全を推進してきましたが、市民の関心をさらに高め、主体的な活動を促進していく必要があります。

施策の方向性

2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指す取組をきっかけとして、「環境×経済×社会」が一体となった持続可能なまちづくりの推進を図るとともに、亀岡ふるさとエナジー株式会社を中心として、市民、事業者、行政が協働で脱炭素化に取り組むまちづくり

- 1 「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の推進
- 2 脱炭素化のまちづくり
- 3 自然体験型の環境学習
- 4 自然環境の保全と整備
- 5 市民活動の推進

を推進します。また、市民・関係団体との連携・協働により、「亀岡生き物大学」を中心とした自然体験型環境学習の充実、森林保全の普及啓発、河川の整備や維持管理など、環境にやさしいまちづくりを推進します。

具体的施策

1 「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の推進

海洋ごみや河川ごみの発生抑制に関する環境保全啓発 …………… 取組主体 **協働**

「川と海つながり共創プロジェクト」と連携した、環境教育・漂着ごみ調査・清掃活動事業「保津川の日」を行うなど、市民、NPO、事業者、行政との協働による海洋ごみや河川ごみの発生抑制に向けた環境保全啓発活動を推進します。

エコバッグ持参率100%を目指す取組の推進 …………… 取組主体 **協働**

プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例の施行により、エコバッグ持参率の向上とごみの減量化を推進し、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指します。

ペットボトルの削減を目指す取組の推進 …………… 取組主体 **協働**

公共施設や市内店舗と連携し、マイボトルで亀岡のおいしい水を給水できるスポットづくりを推進します。

世界に誇れる環境先進都市・亀岡のブランド力向上 …………… 取組主体 **協働**

積極的かつ多様な環境保全活動を展開するとともに、環境教育の推進や環境と芸術とのコラボレーションにより新たな価値を創造するなど、「環境×経済×社会」が一体となった持続可能なまちづくりを進めることで、亀岡の魅力向上につなげます。

2 脱炭素化のまちづくり

再生可能エネルギー利活用の推進 …………… 取組主体 **協働**

亀岡ふるさとエナジー株式会社との連携により、市内の再生可能エネルギー（太陽光、小水力、消化ガスなど）を最大限活用できるよう調査・研究を実施し、エネルギーの地産地消を推進します。

木質バイオマスのエネルギー利活用の推進 …………… 取組主体 **協働**

木質バイオマスのエネルギー利活用について、再生可能エネルギーとして、広域的な施設も含めて取組を推進します。

省エネルギー化の推進 …………… 取組主体 **行政**

市民や事業者に対し、地球温暖化対策や省エネルギーに関する情報発信を推進します。また、独自の環境マネジメントシステムの運用により、市の事務・事業における省エネルギー化をさらに推進します。

3 自然体験型の環境学習

自然・環境体験学習の充実 取組主体 **行政**

本市の豊かな自然を活かし、地球環境子ども村事業「亀岡生き物大学」や、協定締結企業と連携し、子どもたちの環境学習授業を中心とした、特色ある自然体験型の環境・ふるさと学習の充実を図ります。

4 自然環境の保全と整備

環境の保全と創造 取組主体 **協働**

環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向を示した亀岡市環境基本計画に基づく取組を推進します。

アユモドキの保護保全及び生物多様性の維持保全 取組主体 **協働**

アユモドキの保護保全活動を協働で実施し、アユモドキが安定して生息できる環境を創出するとともに、希少な野生生物の生物多様性の維持保全を図ります。

環境、生態系にやさしい水辺環境づくり 取組主体 **行政**

護岸工事などの際、環境にやさしい工法工種を採用し、豊かな生態系の復活を図ることにより、自然とのふれあいの場を提供する施設を整備します。

安全・安心を守る環境保全監視活動の実施 取組主体 **協働**

環境保全監視活動を実施し、市民の公害不安の解消と安全・安心の確保を図ります。

5 市民活動の推進

ポイ捨て撲滅を目指す取組の推進 取組主体 **協働**

ポイ捨て等禁止条例に定める「かめおか環境デー」の取組など、ポイ捨て防止重点地域を中心に、市民、事業者、行政が一体となった清掃活動や啓発活動などを広く展開します。

環境美化意識に関する新たな仕組みづくり 取組主体 **協働**

ボランティアによる新感覚での清掃活動「エコウォーカー」の取組拡大を図ります。

河川愛護団体の育成及び活動支援 取組主体 **協働**

河川清掃や美化活動に支障をきたすことがないよう河川内を整備するとともに、案内板の設置や河川愛護団体の育成など、河川への関心を高める活動を支援します。

森林保全の普及啓発などの活動団体の支援充実 取組主体 **協働**

関係団体と連携し、森林保全の普及啓発などの活動団体の支援の充実を図ります。



pepperを使った環境学習



エコバッグ利用の促進

ともに生きる



ブラごみゼロ

亀岡市環境ロゴマーク

第2節 資源循環・廃棄物処理



市民満足度（令和元年度調査）

3.35

現状と取り組むべき課題

- 適正排出の徹底による、ごみ減量・資源化を推進、プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別回収を実施することにより、意識が向上してきました。資源化率の目標達成に向けて、更なる分別拡大と意識向上に取り組む必要があります。
- 浄化槽の設置補助と適正な維持管理について啓発を実施するとともに、浄化槽普及推進地域内における浄化槽新規設置を促進しました。今後も継続的に行っていく必要があります。
- 不法投棄監視パトロールについて、各種関係機関との連携による指導や検挙・情報共有により、不法投棄事案の増加を防止するとともに、亀岡駅前での早朝清掃活動やのぼりの設置など、不法投棄防止の啓発を実施しました。今後も継続的に行っていく必要があります。

施策の方向性

「3R（発生抑制・再利用・リサイクル）型のライフスタイル・ビジネススタイルを目指して」を目標に、アップサイクルなどによる新たな価値の創造、リサイクル資源量の増加と廃棄物の減量を図ります。また、環境保全のため、浄化槽の設置と適正な維持管理の啓発を推進します。不法投棄に対しては、検挙と監視強化及び市民啓発を推進します。

- 1 ごみ減量・資源化の推進
- 2 生活排水処理の推進
- 3 不法投棄抑止活動の推進

具体的施策

1 ごみ減量・資源化の推進

ごみ減量・資源化に係る仕組みづくりと啓発活動 …………… 取組主体 **協働**

「亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）」に基づき、ごみのさらなる資源化を進め、新たに埋立処分場をつくらないまちづくりを目指します。また、広報やホーム

ページなどにより、食品ロスなど消費行動の見直しを呼びかけるとともに、ごみの分別などに係る講習会の実施、多言語を用いた啓発パンフレットの作成など、啓発活動の充実を図り、市民ぐるみでごみの3Rに取り組みます。

ごみ減量化の意識向上 取組主体 **行政**

亀岡市指定ごみ袋の料金、粗大ごみ処理手数料の料金について相応負担の理解を求めるため、料金の見直しを検討し、ごみ減量化の意識向上を図ります。

2 生活排水処理の推進

浄化槽の設置支援 取組主体 **協働**

浄化槽設置にかかる費用に対する補助金の交付により、設置者負担の軽減を図ります。

浄化槽の適正管理の促進 取組主体 **協働**

浄化槽の新規設置と設置後の適正管理について、啓発を推進します。

3 不法投棄抑止活動の推進

不法投棄の抑止と早期対応の推進 取組主体 **行政**

不法投棄監視パトロールを定期的に実施することで、投棄物の早期発見及び撤去を推進します。

関係機関との連携強化 取組主体 **協働**

京都府警察や京都府、協定による事業者との連携による監視体制の強化を推進します。

環境美化意識の向上 取組主体 **協働**

不法投棄禁止看板などの啓発物の作成・設置を推進します。また「かめおか環境デー」における美化活動を実施し、意識啓発を推進します。



リサイクル収集の様子

第3節

公園・緑地



市民満足度（令和元年度調査）

3.13

現状と取り組むべき課題

- 緑による豊かさが実感できる生活環境を形成するため、公共施設の緑と住宅や社寺などの民有地の緑を有機的につなげ、一体的な整備・保全をしていくため、市民・企業・行政が協働して緑豊かなまちづくりを推進していく必要があります。
- 「亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想」により、原風景や豊かな自然、地域資源を大切に、花と緑があふれ、住む人が誇れるまちづくりを推進していく必要があります。
- 都市計画公園の計画的な整備を、多様な市民ニーズを捉えて促進するとともに、身近で親しまれる公園・緑地の適切な配置を推進する必要があります。
- 計画的な施設更新のほか、適切な点検や維持管理により、安全安心で市民に親しまれる公園の環境整備に努めます。
- 都市緑化を推進するため、公益財団法人亀岡市都市緑花協会と連携し、市民への普及啓発活動や市民参加の取組を促進する必要があります。

施策の方向性

市民・企業・行政の協働により、豊かな自然環境と地域の特性を活かした潤いのある緑のまちづくりを進め、公園・緑地の適切な維持管理と地域緑化を推進します。また、地域のにぎわいと交流のある拠点を整備します。

- 1 公園・緑地整備の推進
- 2 公園・緑地などの適切管理
- 3 市民参加による地域緑化の推進

具体的施策

1 公園・緑地整備の推進

都市計画公園整備の推進 取組主体 **行政**

JR 亀岡駅と保津川の間に位置する「京都・亀岡保津川公園」をグリーンインフラとして整備を進め、この地の原風景や自然環境を保全し、自然とふれあい、農業体験ができる公園整備を

推進します。また、南郷公園の再整備を行い、広場の芝生化などにより、隣接する丹波亀山城址とともに市民に一層親しまれる空間づくりを推進します。

多機能な公園整備の推進 取組主体 **行政**

「府立京都スタジアム」の東側に隣接する公園にフットサル場やスケートボード広場を整備するなど、利用者のニーズを捉え、アウトドアや多様なスポーツ環境を提供できる公園整備を推進します。

身近な公園・緑地の整備 取組主体 **行政**

民間開発や土地区画整理事業により、身近な公園の適正配置と住む人のニーズに合った公園整備を促進します。

2 公園・緑地などの適切管理

施設の適切な維持管理 取組主体 **行政**

「公園施設長寿命化計画」に基づき、緊急性・優先性の高い施設から改修を行うとともに、適切な点検や維持管理により事故の未然防止に努め、安全安心で快適に利用できる環境維持に努めます。また、開発公園については、地元との連携により適切な維持管理を支援します。

公共施設の緑化の推進 取組主体 **行政**

駅前広場や主要道路の街路樹や緑地などの適切な維持管理や花の植え付けにより、美しい街並みの形成に努め、市民や来訪者が安らぎと潤いを感じられるまちづくりを推進します。

3 市民参加による地域緑化の推進

花と緑のイベントの展開 取組主体 **協働**

潤いと安らぎのあるまちづくりや花づくりを通じたコミュニティの形成に向け、「花と緑のフェスティバル」や「オープンガーデンかめおか」を開催し、公益財団法人亀岡市都市緑花協会と連携し、民有地緑化の推進など花と緑のまちづくりの普及啓発を促進します。

わがまちの花と緑のまちづくりの推進 取組主体 **協働**

市民参加によるウエルカムガーデン、スポットガーデンづくりや「わがまちの花づくり事業」、かめおか桜守の会の活動など、市民、NPO、学校、企業などとの連携による花と緑のまちづくりを推進します。



かめきたサンガ広場

第6章

活力ある にぎわいのまちづくり

基本方針 の概要

- ◆ 既存商店・企業の振興、新たな企業誘致・起業支援と雇用創出による地域経済の活性化
- ◆ 就労相談などの開催による、市民の安定した暮らしの支援
- ◆ 多様なニーズに対応した観光振興、「府立京都スタジアム」を核としたにぎわいの創出
- ◆ 担い手育成や優良農地の保全、新しいシステムによる「がんばる元気農業のまち」づくり
- ◆ 森林の適切な管理・保全、他産業との相乗効果が得られる連携の強化

該当する重点テーマ

- 2 スポーツ、歴史・文化、観光の魅力で産業が輝くまちへ
- 3 世界に誇れる環境先進都市へ
- 5 次代をリードする新産業を創出するまちへ

節	SDGs 17のゴール	市民満足度 (令和元年度調査)
第1節 商業	    	3.02
第2節 工業	  	3.07
第3節 観光	  	3.22
第4節 農業	   	3.12
第5節 林業	 	3.04
第6節 労働	   	3.04

第1節 商業



市民満足度（令和元年度調査）

3.02

現状と取り組むべき課題

- 消費の市外流出が一段と顕著になる状況で、計画に基づき活性化や支援を行いました。「府立京都スタジアム」に訪れる客層の取り込みや既存商店などへ呼び込む仕組みづくりとともに、小規模・中小事業者への支援が必要です。
- 大規模小売店舗の顧客の争奪が激しさを増し、中心市街地においても空洞化が進むなか、活性化や「南丹地域商業ガイドライン」に基づく誘導及び商業拠点の確立を支援していますが、大規模小売店と個店の役割分担による共存を図り、商業拠点の創出を促進する必要があります。
- 特産品開発・販売や地域ブランドの確立に向け、商業・サービス業などにおける、創業支援や財政的支援が必要です。また、関係機関・団体と今後一層の連携を進める中で、継続的な協議・検討を行うとともに、地域経済の活性化を進めていく必要があります。

施策の方向性

商工会議所や商店街、関係機関・団体などと連携しながら、スタジアムに訪れる新たな客層を市内に取り込むにぎわい活性化の仕組みづくりや時代ニーズに即したサービスの提供を促進するとともに、小規模・中小事業者を支援します。また、産学官連携などにより、特産品開発や地域ブランドの確立に向け、新たな産業・技術開発を支援します。

- 1 「府立京都スタジアム」を核とした商店街などの活性化
- 2 商業拠点の創出
- 3 小規模・中小事業者の支援
- 4 産学官連携及び農商工連携の推進

具体的施策

1 「府立京都スタジアム」を核とした商店街などの活性化

「府立京都スタジアム」を活用した誘客の推進 取組主体 **協働**

スタジアムを核とした来訪者を既存商店などに誘導する仕組みづくりや時代ニーズに即したサービスの提供などを支援します。また、「かめきたサンガ広場」を活用し、にぎわい創出を図るとともに、亀岡駅南北エリアの商店が一体的となったイベントやマルシェなどを通して、まちの活性化やにぎわいづくりにつながるよう支援します。

2 商業拠点の創出

「南丹地域商業ガイドライン」に基づく

適正誘導及び商業拠点づくりへの支援 取組主体 **協働**

関係団体との協議などを踏まえ、JR馬堀駅からJR千代川駅間における商店街など駅周辺地域の活性化や一層の観光誘客を促進し、地域にふさわしい大規模小売店と個店の役割分担による共存を図り、商業拠点の創出を促進します。

3 小規模・中小事業者の支援

小規模・中小事業者の支援 取組主体 **行政**

市及び関係団体などの広報媒体を活用し、融資制度、補助制度の周知を推進するとともに、小規模事業者間の連携を促進します。また、亀岡商工会議所などを通じ、新規創業相談や伴走支援、地域ブランドの確立に向けた新商品開発や新たな販路開拓、キャッシュレス決済の導入をはじめデジタル・トランスフォーメーション（DX）時代に即したサービスの提供などを支援します。

4 産学官連携及び農商工連携の推進

産学官連携及び農商工連携の推進体制の確立 取組主体 **協働**

大学、企業、生産者など関係者による検討協議の場を設けるとともに、特産品開発や地域ブランドの確立に向けた継続的な支援と体制づくりを推進します。



亀岡駅北のマルシェ

第2節 工業



市民満足度（令和元年度調査）

3.07

現状と取り組むべき課題

- 企業訪問や企業座談会の実施による企業との良好な関係構築、企業立地促進条例の活用により新規立地や規模拡大を奨励し、市税収入の増収を図るとともに、雇用の拡大を図り、地域の活性化につなげました。優遇措置の充実や企業との情報共有により、既存企業の事業拡大や人材確保を支援し、市外への流出を防止することが必要です。
- 現在は「篠インターチェンジ（IC）」周辺に新たな工業団地が形成されていますが、今後も空き用地などの把握に努め、京都府など関係機関と連携した積極的なPR活動が必要です。
- 現在の産業構造においては、人口規模に依存した業態が総生産の上位を占めており、今後見込まれる人口減少に耐えるためには、地域の強みとなる付加価値の高い産業を戦略的に集積する必要があります。

施策の方向性

優良な企業を誘致するとともに、既存企業の規模拡大や新産業の創出を支援することにより、地域の強みとなる付加価値の高い産業の振興を推進します。また、有益な情報収集や発信の機会を充実させることにより、企業との連携強化を推進します。

- 1 企業誘致の促進**
- 2 既存企業の定着促進**
- 3 産学官連携の推進**

具体的施策

1 企業誘致の促進

工業適地の情報発信 取組主体 **協働**

京都縦貫自動車道のIC周辺工場用地に関する情報収集を行い、京阪神地区をはじめ、近畿圏・全国へ情報を発信します。

企業立地への支援 取組主体 **協働**

企業立地基盤の整備を促進するとともに、企業立地に対する優遇措置を拡充し、優良企業の誘致に努めます。

2 既存企業の定着促進

企業ニーズの把握と信頼関係の構築 取組主体 **行政**

企業訪問活動や企業との懇談会を通じて情報収集を行い、企業との信頼関係を構築するとともに、企業ニーズに迅速に対応することにより既存企業の定着促進に努めます。

3 産学官連携の推進

付加価値の高い産業の創出 取組主体 **協働**

京都先端科学大学との連携による新たな産学官連携拠点の構築や、既存企業の成長を支援し、付加価値の高い産業の創出を推進します。

企業人材の確保 取組主体 **協働**

地域産業を支えるエンジニアなどの人材育成や若者の市内企業への就職・定住の促進など、企業人材の育成・確保を支援します。



工業団地（大井町）

第3節 観光



市民満足度（令和元年度調査）

3.22

現状と取り組むべき課題

- 市内各所の観光資源や店舗を面的に結ぶ着地型・滞在型の観光商品の開発、古民家や「森のステーションかめおか」などの地域資源を活かした魅力づくりに努めてきました。観光客が市内各所に回遊する仕組みづくりやスポーツ観光の推進、観光コンテンツの周知が今後の課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の生活様式が急速に変化し、その変化に対応する観光推進事業が必要となります。
- 明智光秀が主人公のNHK大河ドラマ「麒麟がくる」の放送にともない、各種団体及びゆかりの他自治体と連携し、「大河ドラマ館」を核とした観光施策を推進しました。今後は大河効果を一過性のものとし、戦略が必要です。
- 情報発信では、関係団体と連携した広域観光キャンペーンや多様なメディアを活用した国内外へのPRを推進してきましたが、こうした取組は今後も継続していく必要があります。
- 多言語表示の観光案内看板などにより環境を整備するとともに、一般社団法人亀岡市観光協会を中心とした観光振興の体制を構築してきました。今後は、観光地としての雰囲気づくりに加え、一般社団法人森の京都地域振興社を含めた体制を強化し、ホスピタリティのある市民や観光事業者による観光振興を推進していくことが必要です。

施策の方向性

世界的な観光都市である京都市に隣接する地理的条件や、豊かな自然・農産物、特色ある歴史・文化を活かし、関係機関などとの連携や、市民一人ひとりが亀岡の観光PR大使となり、「光秀公のまち亀岡」をキーワードに「三大観光（嵯峨野トロッコ列車・保津川下り・湯の花温泉）」や「府立京都スタジアム」を中心とした観光振興を推進するとともに、「森のステーションかめおか」の利用を促進します。また、観光PR活動を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症により急速変化した生活様式に対応するための施策を進めます。

- 1 観光資源の活用・整備
- 2 観光PR活動の推進
- 3 観光地の意識づくりと市民参画
- 4 観光振興体制の強化

具体的施策

1 観光資源の活用・整備

観光資源の魅力の向上 取組主体 **協働**

新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に対応し、国内外の観光客が安心して観光を楽しむことができるよう、三大観光をはじめ、「府立京都スタジアム」や「桂川舟運歴史体験・展示施設」といった新たな観光拠点のほか、本市の豊かな自然や農産物、歴史ある伝統文化のさらなる発掘と見直しを関係者との連携により推進します。

観光資源のネットワーク化の推進 取組主体 **協働**

関係機関と連携・協力し、「三大観光」及び「府立京都スタジアム」を中心とした周遊観光の仕組みづくりを推進します。

「光秀公のまち亀岡」の確立 取組主体 **協働**

大河ドラマ効果が一過性のものとならないよう、「光秀公のまち亀岡」としての魅力を売り込む観光PR、地域のおもてなし力の向上など、持続的な観光振興施策を実施します。

体験・滞在型観光の推進 取組主体 **協働**

空き家を活用したゲストハウスや農家レストランを活用した観光客誘致、ガーデンツーリズムやアグリツーリズム、スローフード、匠、職人との交流の場など、滞在型の地域資源の活用や積極的なPRにより、観光推進に取り組みます。

「森のステーションかめおか」の魅力の向上 取組主体 **行政**

「森のステーションかめおか」において、サービスの向上を図るとともに、インターネット予約サイトの充実やPR活動の推進を図り、ホームページの充実などを通じて「鳥の巣ロッジ（キャンプ場）」や「カメロックス（クライミングジム）」などの利用促進に努めます。

スポーツ観光の推進 取組主体 **協働**

豊かな自然環境を活かしたスポーツフィールドとしてのイメージを定着させるとともに、「する・観る・支える」の視点から本市の魅力あるスポーツ資源を最大限に活用し、人々の交流を呼び起こすことで、観光振興を推進します。

「亀岡まるごとスタジアム構想」の策定と推進 取組主体 **行政**

亀岡の豊かな自然の中で、多様なスポーツやアクティビティ（山や川などの自然を生かしたアウトドア体験型レクリエーション）を体験することのできる環境を整備するため、「亀岡まるごとスタジアム構想」を策定します。構想の推進を通じて、市民の健康増進、体力増強など、生活の質の向上を図るとともに、スポーツやアクティビティを地域資源として活用し、様々な産業と連携させることにより、体験型観光の振興、地域経済の活性化や移住定住者の拡大につなげます。

2 観光PR活動の推進

観光「亀岡」のPR 取組主体 **協働**

亀岡の新たな魅力づくりを進めるとともに、関係機関との連携によりインターネットなどの多様なメディアを活用し、全国へ観光「亀岡」を発信します。

広域観光圏の情報発信強化 取組主体 **協働**

大丹波連携推進協議会、大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会のほか、「宇治・亀岡・舞鶴観光連携協定」などの活動などを通じて、交通アクセスの利便性の向上により身近になった「京都・丹波」地域の観光資源をより効果的に観光客にPRし、観光誘客を図ります。

国内外からの誘客 取組主体 **協働**

観光入込客数・観光消費額の拡大を目指し、関係機関や近隣都市と連携するとともに、ICT化を推進することにより、外国人観光客をはじめ、首都圏や中部地方、京阪神などからの誘客を図ります。

メディアの活用の充実 取組主体 **協働**

「亀岡市フィルムコミッション」としてロケ誘致や取材協力などを行い、幅広い媒体で活用されることで、本市の魅力の向上を図り、誘客や経済の活性化につなげます。また、「京都・かめおか観光PR大使」による情報発信に努めます。

3 観光地の意識づくりと市民参画

観光地にふさわしい環境整備とホスピタリティの育成 取組主体 **協働**

多言語表示による観光案内板などのサイン整備や観光マップなどの充実のほか、市内の無料Wi-Fiスポット整備個所の周知を図るなど、観光ホスピタリティの育成・向上を推進します。

市民主体の観光まちづくりの推進 取組主体 **協働**

観光振興ビジョンによる住民・民間団体の主体的な取組のさらなる促進及び、一般社団法人亀岡市観光協会の組織強化を図ります。また、地域住民や事業者と協力し、点在する観光資源や交通拠点をレンタサイクルなどで結ぶ取組を推進します。

4 観光振興体制の強化

観光関連団体の強化 取組主体 **協働**

一般社団法人亀岡市観光協会及び一般社団法人森の京都地域振興社を中心とした推進体制の強化を図ります。



保津川下りとトロッコ列車



スポーツクライミング

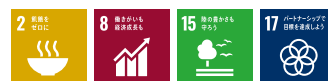


ラフティング



パラグライダー

第4節 農業



市民満足度（令和元年度調査）

3.12

現状と取り組むべき課題

- 農業の経営安定化と基盤強化に向けた取組を行ってきましたが、農業者の高齢化や経営の大規模化など農業構造が変化しており、さらなる地域の担い手育成と組織化の促進、農地集約の一層の推進やほ場整備事業の早期完了、調査による遊休農地・耕作放棄地の解消、そして営農主体の経営力強化が必要です。
- 農業集落の施設・環境については、地域組織による維持管理の支援、長寿命化及び防災・減災、老朽化が深刻なため池の改修などにより、災害リスクの軽減を図る必要があります。
- 鳥インフルエンザや豚熱については、京都府との連携により対応体制を構築してきましたが、今後も連携強化が必要です。
- 農業分野においても使い捨てプラスチックごみの排出が課題となっており、人と環境にやさしい農業の推進が必要です。
- 多様な農業や特産品の振興に取り組んでいますが、耕地面積の減少抑制が課題です。また、「亀岡牛」について、安定供給・流通体制の強化及びブランド化に取り組む必要があります。
- 農産物直売所について、農業や農産物に関心が低い層へ亀岡農業の魅力を発信する取組を進める必要があります。
- 農作物の鳥獣害被害削減のため、亀岡猟友会との連携により有害鳥獣の駆除を実施してきましたが、今後も被害防止の充実・強化が必要です。

施策の方向性

地域の実情に合わせた農業振興及び集落機能の維持向上を図るとともに、ほ場整備や耕作放棄地の解消、担い手づくり、経営体の強化、持続的な農業を進めます。また、農業用ため池改修に向けた防災減災対策を推進し、家畜伝染病への対応体制の構築を強化します。

多様な農業と特産品の振興や耕種農家と畜産農家の結び付け・消費者の巻き込み、直売所活動の推進により、農畜産業の振興を推進します。また、鳥獣による農林産物の被害防止を推進します。

- 1 営農組織と人材の育成
- 2 農業基盤の強化
- 3 多様な農業の振興
- 4 特産品の振興
- 5 有害鳥獣対策の推進

具体的施策

1 営農組織と人材の育成

認定農業者と営農組織の育成 取組主体 **行政**

地域の中心的な担い手となる認定農業者の育成・強化及び集落営農の組織化に向けた取組を支援します。

新規就農者への支援 取組主体 **協働**

栽培技術の研修など農業を始めるために必要な取組や、地域における仲間づくりなど就農後の定着に向けた取組を支援します。

農福連携の推進 取組主体 **協働**

担い手不足や高齢化が進む農業分野において、障がい者などの就労や生きがいづくりの場を生み出し、新たな働き手の確保につなげるため農福連携の取組を推進します。

2 農業基盤の強化

農地集約化の推進 取組主体 **行政**

農業経営の効率化に向け、農地中間管理事業を活用し、担い手農家などへの農地の利用集積拡大を推進します。

ほ場整備の推進 取組主体 **行政**

ほ場整備により農業基盤の整備を行うことで、担い手への農地の集約化を図り、地域での集落営農を進めます。

耕作放棄地の利用促進 取組主体 **協働**

耕作放棄地の発生は、自然環境の保全や良好な景観の形成を図る上でも大きな弊害となるため、市内の全農地を対象に調査を実施し、遊休・荒廃農地の利用意向を把握するとともに、農地中間管理機構など関係団体の協力により、遊休農地の解消を図ります。

農業用施設の維持管理の促進 取組主体 **市民**

地域の活動組織による農地や水路などの施設の維持管理・整備改修を促進します。

防災減災対策の推進 取組主体 **協働**

今後10年以内に緊急的に防災重点ため池整備などを実施する「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、本市においても緊急度の高いため池の改修推進による安全性の向上と長寿命化を進め、災害リスクの軽減を図ります。

自然災害などに対する意識の啓発 取組主体 **協働**

安心安全マップ（ハザードマップ）の作成による、ため池決壊時における氾濫区域及び避難場所や避難経路の情報共有並びに施設の適正な管理体制を強化し、大惨事に見舞われた平和池決壊などの水害を二度と繰り返さないよう意識の啓発を図ります。

家畜伝染病への対応 取組主体 **行政**

鳥インフルエンザや豚熱については、日常からも確実に情報共有し、発生した場合の被害を最小限に抑制できるよう、京都府との連携による対応体制の構築を強化します。

3 多様な農業の振興

水田を有効に活用した農業の多様化 取組主体 **協働**

国などの農業施策を検討・実施する場である亀岡地域農業再生協議会を中心に、地域への情報提供を行いながら、農業の多様化を進めるとともに、持続的な農業を推進します。

亀岡産農産物の高付加価値化 取組主体 **協働**

耕種農家と畜産農家の連携や有機農業の取組など、人と環境にやさしい農業を推進します。また、農業と商業、観光、芸術などとの連携・交流による農の6次産業化を図ります。

4 特産品の振興

特産品の生産振興 取組主体 **事業者**

亀岡市農業振興協議会において、ビール大麦・小豆の研修や視察を行い、農業者の生産意欲向上を促進します。また、京都丹波米良食味推進協会に参画する中でおいしいお米づくりの普及促進に努めるとともに、市も構成員となっている南丹地域特産物育成協議会と連携しながら、「京のブランド産品」をはじめとしたブランド野菜などの生産拡大を図ります。さらに、市内の地域の特産となっている地場産農産物の育成を支援していきます。

亀岡牛の安定供給体制の強化 取組主体 **事業者**

「食肉センター」におけるHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Points：ハサップ）による衛生管理手法の導入や、と畜頭数の増加による亀岡牛の安定供給体制の強化を推進し、併せてPRを実施する中で、さらなるブランド振興と消費拡大を図ります。また、生産基盤である畜産農家の施設や、「土づくりセンター」の施設・機械などを整備します。

堆肥の活用 取組主体 **事業者**

「土づくりセンター」において、落ち葉・剪定枝を活用した堆肥や有機農業やオーガニック農業などに使用できる堆肥を研究し、自然循環型農業における土づくりの実践に向けて取り組みます。

農産物直売所の支援 取組主体 **行政**

農産物直売所を生産者と消費者をつなぐ交流の場として位置づけ、運営支援を図るとともに亀岡農業の魅力発信に努めます。

5 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣捕獲の推進 取組主体 **協働**

亀岡猟友会や有害鳥獣対策組織などの協力を得て、有害鳥獣捕獲を推進するとともに、地域コミュニティ単位での有害鳥獣捕獲を支援します。

第5節 林業



市民満足度（令和元年度調査）

3.04

現状と取り組むべき課題

- 「亀岡市里山再生整備事業」などにより、危険木及び崩土など除去経費の支援を行い、荒廃した森林の整備を実施しました。森林の健全な成長を促進し生産性の向上だけでなく、防災、景観、生物の生息、そして地球温暖化防止のために様々な手段を利用し保全することが必要です。
- 森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給などの多面的機能を有しており、生活に大きく貢献するとともに、土砂災害の防止、レクリエーションの場の提供など多種多様な機能があり、その活用に取り組む必要があります。
- 木材需要の低迷や集落人口の減少などから林業就業者が不足しており、現場作業員やプランナーをはじめ、新たな担い手の確保・育成が課題となっています。
- 多くの森林所有者が林業経営の意欲を持てずにいる一方で、民間事業者の事業規模拡大のための事業地確保を課題としています。
- 林産物被害を削減できるよう、亀岡猟友会などと連携しながら、有害鳥獣の駆除の実施をしました。今後も被害防止対策の充実・強化が必要です。

施策の方向性

林業生産物の生産性向上、防災、景観、生物の生息、地球温暖化防止のため森林の整備・保全や担い手育成及び森林経営管理制度の運用を進めるとともに、鳥獣による農林産物の被害防止を推進します。

1 森林整備の推進

2 有害鳥獣対策の推進

具体的施策

1 森林整備の推進

森林整備の促進 取組主体 **行政**

森林の健全な成長の促進と良好な生活環境を確保するとともに、森林施業の省力化、コスト低減を促進します。

魅力的な里山の再生・整備の推進 取組主体 **行政**

自然とふれあうレクリエーションの場や環境教育の場としての価値、人々の心にうるおいをもたらす緑の森の景観的な価値、さらには生物の多様性を守る空間である、魅力的な里山の再生・整備を推進します。

林業・森林保全の担い手育成 取組主体 **協働**

亀岡市森林組合と連携を行い、林業事業就業者の人材育成を推進します。

森林経営管理制度の運用の推進 取組主体 **協働**

森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築し、森林の経営管理を確保する森林経営管理制度の運用を推進します。

2 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による森林被害対策の推進 取組主体 **協働**

有害鳥獣捕獲を推進するとともに、有害鳥獣の被害を防ぐため森林の保全に努めます。



林業関係者の安全研修

第6節 労働



市民満足度（令和元年度調査）

3.04

現状と取り組むべき課題

- 企業との情報交換や連携を図り、企業訪問や企業座談会などを通じて雇用情報の収集や企業に対する地元雇用の拡大・安定化を促進するとともに、京都先端科学大学において合同企業説明会を実施しました。少子高齢化のなか、人材不足が顕在化しており、企業との更なる連携と情報交換をするなかで、人材確保を支援する対策が必要です。
- ハローワークや京都府、関係団体などと連携し、就職個別相談会を実施しました。関連団体と連携を深め、きめ細かな充実した事業を展開するとともに、国・京都府の制度活用などによる雇用対策が必要です。

施策の方向性

経済状況や雇用情勢に関わらず、市民の安定した暮らしを守るため、常に状況を把握し、ニーズに即した対応を充実させ、市内企業への就労を支援することにより、安定した雇用の確保を推進します。

- 1 企業との連携強化**
- 2 就労支援の充実**
- 3 雇用対策の推進**

具体的施策

1 企業との連携強化

地元雇用の促進 取組主体 **協働**

定期的な企業訪問や懇談会などを通じ、情報を共有することにより、企業による地元雇用の拡大・安定化を促進します。

人材確保の促進 取組主体 **協働**

市内外に向けた企業情報の発信や、雇用対策に関するセミナーなどを開催することにより、企業における人材確保を促進します。

2 就労支援の充実

就労相談の充実 取組主体 **協働**

求人関連情報の提供及び就労に関するセミナーなどの開催により、求職者への就労支援の充実を図ります。

3 雇用対策の推進

安定した雇用の促進 取組主体 **協働**

企業や関係団体などとの連携により、経済情勢・雇用情勢を的確に把握し、状況に応じて国・京都府の制度活用などによる雇用対策を推進します。

第7章

快適な生活を 支えるまちづくり

基本方針 の概要

- ◆ 広域幹線道路の整備促進、市内市街地と周辺地域を結ぶ地域幹線道路の整備
- ◆ 誰もが安心・快適に利用できる公共交通の充実、JR各駅周辺の快適性・にぎわいの創出
- ◆ 河川の適正管理、水道・下水道の改築・更新、人にやさしく、美しい、潤いのある街の創造と景観の形成、市民が利用しやすい火葬場の整備
- ◆ 情報通信技術を効果的に活用した取組の推進

該当する重点テーマ

- 3 世界に誇れる環境先進都市へ
- 4 だれもが安心して暮らせる防災・減災、セーフコミュニティ、多文化共生のまちへ
- 5 次代をリードする新産業を創出するまちへ

節	SDGs 17のゴール	市民満足度 (令和元年度調査)
第1節 道路	   	3.00
第2節 公共交通	  	2.89
第3節 河川	    	3.09
第4節 水道・下水道	      	(水道) 3.48 (下水道) 3.41
第5節 都市計画・都市整備・住環境	  	(良好な市街地づくり) 3.05 (良好な景観の保全や形成) 3.06 (住環境) 3.11
第6節 火葬場	 	3.12
第7節 情報・通信	  	3.19

第1節 道路



市民満足度（令和元年度調査）

3.00

現状と取り組むべき課題

- 本市を取り巻く広域道路網が飛躍的に向上し、市内においても主要道路などの整備により道路網の充実を図ってきましたが、豪雨時の通行止めによる「陸の孤島化」や「国道9号」の慢性的な交通渋滞が課題であり、交差点改良の促進や市内道路網の充実、観光・物流・防災面で重要な京阪神への広域幹線道路のさらなる整備・改良と、京都市への新たなルートの確保が必要です。
- 主要生活道路及び車のすれ違いや緊急車両の通行が困難な狭小道路の整備を行い、既存道路の機能向上と通行の安全確保が必要です。
- 各地の恵まれた自然や景観に配慮した地域にふさわしい道路整備を、地域住民との協働により促進することが求められています。
- 段差のない歩道の整備や安全施設の設置を進め、誰もが安全で歩きやすい道づくりが必要です。
- 定期的な道路パトロールの実施など適切な維持管理により、良好な道路環境を維持するとともに、高齢化などにより負担となる認定外道路の再整備などへの支援を行う必要があります。
- 道路施設の老朽化が進む中、費用対効果の高い維持管理に努める必要があります。

施策の方向性

円滑で活気に満ちた都市活動と安全・安心で快適なまちづくりを支える強靱な道路網の計画的かつ効果的な整備を推進するとともに、地域の課題に対応し、歩行者の視点に立った誰もが安全で利用しやすい道路整備を推進します。また、既存の道路施設を有効利用するため、維持管理の徹底を図ります。

1 広域幹線道路の整備

2 生活道路の整備

3 誰もが安全で利用しやすい道づくり

4 道路施設の適切な維持管理

具体的施策

1 広域幹線道路の整備

国・府道の整備促進 取組主体 **行政**

国道9号については、歩道の整備や交通渋滞緩和に向けた交差点改良の整備を促進するとともに、京都市への新たなルートの事業化に向け関係市町と連携し取り組みます。また、阪神地域とのネットワーク強化に向け、国道372号、国道423号、国道477号の整備を促進します。さらに、市内の道路網を形成し、周辺地域との連携を高める京都府管理の主要地方道、一般府道の整備を促進します。

地域高規格道路の実現 取組主体 **行政**

阪神地域と南丹地域を結ぶ「京都中部阪神連絡道路」の実現に向け、沿線自治体や経済界と連携し取り組みます。

2 生活道路の整備

主要生活道路及び狭小道路などの整備 取組主体 **行政**

集落間を連絡する主要道路の整備や生活に密着した狭小道路の改良を進めるとともに、準市道及び認定外道路の整備を支援します。

市内道路ネットワークの充実 取組主体 **行政**

市内の円滑な交通処理と利便性の向上のため、国道9号の渋滞緩和に寄与する道路や都市計画道路の整備を促進し、道路網の充実に図ります。

地域にふさわしい道路整備 取組主体 **協働**

亀岡駅前通りのシンボルロード整備や旧城下町など各地域の周辺環境や景観に配慮した道路整備を進めるため、道路緑化や修景面に配慮した舗装改良、電線類の地中化に住民との協働により取り組みます。

3 誰もが安全で利用しやすい道づくり

歩道の整備とバリアフリー化 取組主体 **行政**

高齢者や障がい者など誰もが歩きやすい歩道の整備や、段差解消による道路のバリアフリー化を推進するとともに、健康増進の面から推奨されているウォーキングがしやすい環境整備に努めます。

交通安全対策の推進 取組主体 **行政**

通学児童などの歩行者の安全確保のため、学校・PTA・地域などと連携し、防護柵などの安全施設の設置や路肩のカラー化、車のスピード抑止策などを講じ、誰もが安全で通行しやすい道づくりを推進します。

4 道路施設の適切な維持管理

適正な道路管理の推進 取組主体 **協働**

定期的な道路パトロールや地域との連携による適切な維持管理により、道路の破損などによる事故の未然防止と良好な道路環境の維持に努めます。

道路施設の長寿命化の推進 取組主体 **行政**

橋梁や舗装の長寿命計画に基づく予防保全や道路照明のLED化などにより、維持管理と更新に要する全体コストの縮減に努めます。

第2節

公共交通



市民満足度（令和元年度調査）

2.89

現状と取り組むべき課題

- JR山陰本線（嵯峨野線）の複線化が完成し鉄道の高速化が進みましたが、さらなる駅利用者の利便性の向上と「府立京都スタジアム」運営に伴う交流人口増加への対応が必要です。また、亀岡駅南の交通広場は、バス・自家用車などが混雑する状況がみられ改善が求められています。
- 計画に基づいて、ふるさとバス・コミュニティバス・路線バスの利便性向上や、まちづくりなどの地域戦略と一体となった持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスの形成に努めており、今後も継続的に取り組む必要があります。
- 少子高齢化社会に対応した公共交通網の形成・公共交通空白地域の解消や観光客を公共交通利用に取り込み、地域のにぎわい創出・活性化につなげる必要があります。
- 市民の自家用車の利用率が高いことで交通渋滞が発生し、バスの定時性が崩れることが利用者減少の要因のひとつとなっているため、公共交通の利用を促進することが必要です。

施策の方向性

市民の通勤・通学をはじめ移動を支えるJR山陰本線（嵯峨野線）の利便性向上や、「府立京都スタジアム」による交流人口増加への対応、鉄道と駅利用者の利便性向上を図ります。また、まちづくりと整合のとれた公共交通網を構築するとともに、「亀岡市地域公共交通網形成計画」に基づき、市民のニーズや社会環境の変化への対応を推進します。

1 鉄道と駅利用者の利便性向上

2 地域に根ざした持続可能な公共交通の実現



ふるさとバス

具体的施策

1 鉄道と駅利用者の利便性向上

鉄道利便性の向上 …… 取組主体 **協働**

JR馬堀駅への快速の停車や輸送本数の増加、「府立京都スタジアム」でのスポーツイベント開催時における臨時便の増発など、鉄道サービスの向上と京阪神方面への鉄道の充実に向け、関係自治体と連携し取り組みます。

駅舎機能の維持・向上 …… 取組主体 **行政**

本市への来訪者を迎える玄関口でもある亀岡駅自由通路について、デジタルサイネージによる情報発信や多言語表示によるサイン類への更新など機能の充実と適正な維持管理に努めるとともに、JR千代川駅における東西自由通路の整備による利便性の向上とバリアフリー化を進めます。

駅前広場の交通結節点機能の維持 …… 取組主体 **行政**

駅前広場の良好な環境を維持するため、放置自転車の撤去保管や放置者への指導などによる対策を行うとともに、送迎用スペースにおける違反車両などへの指導啓発活動を進めます。また、亀岡駅前広場では、駅北地区の新たなまちづくりによる交通体系の見直しや駅南地区におけるロータリーの改善など利便性の向上に取り組みます。

2 地域に根ざした持続可能な公共交通の実現

まちづくりと一体となった総合的な公共交通ネットワークの形成 …… 取組主体 **協働**

コンパクトなまちづくりを目指し、都市機能を誘導する都市核と地域コミュニティ核を結び、地域活性化への貢献や観光振興による交流人口の拡大を促進できる総合的な公共交通ネットワークの形成を推進します。

地域の協働と連携で支え合う公共交通体系の構築 …… 取組主体 **協働**

人口減少や高齢化が進む中、公共交通空白地域を解消し、地域公共交通を確保・維持していくため、「地域の交通は地域で支える」という機運を醸成し、地域主体型交通の導入を促進するなど、地域住民、交通事業者、行政が協働し、需要と運行のバランスのとれた持続可能で交通弱者に配慮した公共交通体系の構築に努めます。

モーダルシフト推進による公共交通の利用促進 …… 取組主体 **協働**

環境負荷の軽減や健康、経済的側面からもモーダルシフト（環境負荷の低い輸送・移動手段への切り替え）を推進し、各地で実証実験も行われているMaaS（Mobility as a Service）や自動運転などの新技術も検討する中で公共交通の利用促進に努めます。

第3節 河川



市民満足度（令和元年度調査）

3.09

現状と取り組むべき課題

- 桂川改修は、上下流バランスに配慮しながら河川整備が進められてきました。さらなる治水安全度の向上に向け、嵐山地区の治水対策事業の進捗と整合を図り、京都府の計画に基づく段階的な整備促進を図れるよう河川管理者と連携した取組が必要です。
- 近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減に向け、中小河川の早期整備が求められています。また、支障となる樹木の伐採や堆積土砂の除去などの適正管理により流下能力の維持を図ることが必要です。
- 河川を市民の憩いや観光資源として利用するため、高水敷や堤防敷の有効利用や親水性をもった水辺空間づくりが求められています。
- 多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境の保全・再生や景観に配慮した河川整備が必要です。

施策の方向性

さらなる治水安全度の向上のため、桂川の段階的な整備要望活動を、地元などと連携し推進します。

また、安全・安心な川づくりを目指し、市内を流れる中小河川の改修を促進するとともに適正管理による流下能力の維持に努めます。河川改修にあたっては、親水性の向上とともに地域に合った河川環境の保全・再生を図ります。

- 1 桂川治水対策の推進**
- 2 中小河川改修の促進**
- 3 適切な河川環境の保全・再生**

具体的施策

1 桂川治水対策の推進

桂川の整備促進 取組主体 **行政**

京都府の「淀川水系桂川上流圏域河川整備計画」に基づき、整備の上下流バランスに配慮しながら、本市内の霞堤の段階的な嵩上げなど河川改修の促進によって治水安全度が着実に向上するよう取組を進めます。

2 中小河川改修の促進

中小河川の整備促進 取組主体 **協働**

七谷川における天井川区間の解消や、雑水川など流下能力が不足する区間の改修を図るため、緊急性に配慮した河川整備の促進と各河川の内水対策について、事業者などと連携し取り組みます。

民間開発との連携 取組主体 **協働**

民間開発や区画整理事業、国営緊急農地再編事業との連携により、中小河川改修を効率的に促進します。

3 適切な河川環境の保全・再生

河川の親水性の向上 取組主体 **協働**

植生や水生生物が生育できる環境に配慮し、自然な河川景観と河川環境の保全・再生を図ります。

桂川堤防・護岸高水敷の活用 取組主体 **協働**

「保津川かわまちづくり計画」に基づき、整備した桂川左岸の「保津川水辺公園」を利用したにぎわい創出と桂川右岸高水敷の活用に努めます。

適正な維持管理 取組主体 **行政**

近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減に向け、支障となる樹木の伐採や堆積土砂の除去などの適正管理により流下断面の確保に努めます。



上空からの桂川

第4節

水道・下水道



市民満足度（令和元年度調査）

（水道）3.48（下水道）3.41

現状と取り組むべき課題

- 水道事業においては、老朽管路の計画的な更新とともに、災害への備えとして管路の耐震化や緊急給水拠点の整備を進め、良質な地下水を用いて安全・安心な給水の確保に取り組んできましたが、今後の更新に多額の費用が見込まれる一方、人口減少による収益の減少が予測され、水道施設のダウンサイジングの検討及び維持管理の効率化が必要です。また、水道未普及地域における飲用水の確保の支援や、水道事業の広域連携にも取り組む必要があります。
- 下水道事業においては、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のための管渠や処理場の整備を進め、下水道の普及及び水洗化の促進に取り組んできました。
- 下水道施設の計画的な更新や適正な維持管理の推進とともに、農業集落排水処理施設などの改築更新に合わせた統廃合による効率的な事業運営が必要です。また、「年谷浄化センター」の施設の長寿命化と高度処理施設の整備を進めるとともに、雨水排水施設整備に取り組む必要があります。
- 水道事業、下水道事業のそれぞれを公営企業会計方式による経営に一元化しました。人口減少や施設更新など今後の経営環境を見据えた点検・評価により、さらに経営健全化に取り組むことが必要です。
- 上下水道料金について新たな収納方法を導入して、利便性の確保に取り組んできました。今後も、市民の利便性向上に取り組む必要があります。

施策の方向性

安全で安定した水道水の供給、災害対策の推進による強靱な水道を確保するとともに、健全で効率的な下水道を確保し、災害に強く、快適な生活環境を維持します。また、公営企業会計に基づく適正な経営管理のもと、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上、市民の利便性向上に取り組む、持続可能な水道・下水道事業を推進します。

- 1 安全で強靱な水道の確保**
- 2 健全で効率的な下水道の確保**
- 3 持続可能な水道・下水道事業の推進**

具体的施策

1 安全で強靱な水道の確保

適切な供給体制の確保 取組主体 行政

将来の事業環境予測をもとに水道施設のダウンサイジングを図りながら、老朽化した水道施設の改築・更新整備を推進します。

水道施設の耐震化の推進 取組主体 行政

地震などの災害時に備え、基幹管路（導水管・送水管・配水管）の耐震化を推進します。

水道未普及地域の飲用水の確保 取組主体 行政

公営水道が整備されていない地域における飲用水などの安定的な供給を確保できるように、開発団地の老朽化した水道管の布設替えや、取水施設の整備に要する費用の支援を継続します。

水道水の利用促進 取組主体 行政

マイボトルに亀岡のおいしい水を給水できるスポットづくりを推進し、ペットボトル削減の取組と連携して、水道水の安全性やおいしさの情報発信により利用を促進します。

水道用水供給事業の推進 取組主体 行政

近隣自治体への水道用水供給事業を推進します。

2 健全で効率的な下水道の確保

下水道施設の適正管理の推進 取組主体 行政

下水道施設の整備計画に基づき、老朽管更新及び維持管理の適正化を推進します。

下水道施設の統廃合の推進 取組主体 行政

下水道処理施設の統廃合を進め、人口規模や水需要の変動への適切な対応を推進します。

雨水排水施設整備の推進 取組主体 行政

近年の気候変動を考慮した雨水計画の見直しにより、区域内の浸水防除のために雨水排水施設整備を推進します。

「年谷浄化センター」の計画的な整備 取組主体 行政

ストックマネジメント（資産管理）を推進し、適切かつ計画的な改築・更新整備と施設の長寿命化を図ります。また、「大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画」に基づき、窒素・リンなどの排出基準の達成に向けた処理施設を整備するとともに、消化ガスのエネルギー利用など、環境にやさしい施設づくりを推進します。

3 持続可能な水道・下水道事業の推進

水道・下水道事業の健全経営の推進 取組主体 行政

経営状況の的確な把握と点検・評価、適切な資産管理により、経営基盤を強化するとともに、将来の経営環境を見据え、必要な財源の確保について検討し、財政マネジメントの向上に取り組みます。

上下水道料金の収納の利便性確保 取組主体 行政

キャッシュレスサービスによる決済サービスや口座振替割引制度の導入に取り組みます。

上下水道部庁舎の移転整備 取組主体 行政

手続きを一度にまとめて行える市民サービスのワンストップ化を図るため、上下水道部庁舎の市役所隣接地への移転整備を進めます。

第5節

都市計画・都市整備・住環境



市民満足度（令和元年度調査）

（良好な市街地づくり）3.05
（良好な景観の保全や形成）3.06（住環境）3.11

現状と取り組むべき課題

- 本市では良好な市街地の整備を図ってきましたが、人口減少や超高齢化社会による市街地の機能低下、集落地における地域コミュニティの維持・形成への影響などが懸念されており、計画に基づき、JR各駅周辺地区などにおける一層の都市機能の向上や公共交通によるコンパクトなまちづくりが必要です。
- 京都縦貫自動車道のIC周辺における産業拠点の形成や新たな市街地への土地利用転換を図るなど、地域特性を活かした計画的な市街地整備を促進する必要があります。
- 条例及び計画に基づき、旧城下町の歴史的町並みの保全や新しい都市景観の創造など、住民の参画による良好な景観の形成に取り組む必要があります。
- 京都府から開発許可制度に係る事務委任を受け、条例などを制定することにより技術基準の見直しや立地基準の新設・運用を開始しました。今後も適正な開発指導を行う必要があります。
- 耐震化を促進するなど住宅・建築物の安全性を高めていくことが必要です。
- 条例に基づいて空き家対策を計画的に進めるとともに、空き家バンク制度による利活用を促進しています。今後も空き家対策の推進と、空き家バンク制度の拡大など充実を図っていく必要があります。
- 老朽化が進行する市営住宅のライフサイクルコストを縮減していくことが必要です。

施策の方向性

市街地整備にあたっては、土地区画整理事業などの活用により、地域特性を活かした良好な市街地整備を促進します。また、住民の参画により、地域の特性と調和した景観・住環境の維持・活性化を支援するとともに、木造住宅の耐震化支援、空き家の適正管理と活用、市営住宅の適正な供給による住宅の確保・提供を図ります。

- 1 良好な市街地の形成と保全**
- 2 安全・快適な住環境の整備**
- 3 美しい景観の形成**
- 4 空き家の適正管理と利活用**
- 5 市営住宅の適正管理**

具体的施策

1 良好な市街地の形成と保全

良好な市街地環境の誘導 取組主体 **協働**

都市計画マスタープラン・立地適正化計画に基づき、安全で快適な市街地環境と機能的な市街地形成を推進するとともに、JR各駅周辺において、多様な都市機能の誘導・集積を図ります。

計画的な市街地整備の促進 取組主体 **協働**

京都縦貫自動車道のIC周辺における産業拠点の形成など、土地区画整理事業による面的整備を導入し、地域の特性や立地を活かした計画的な市街地整備を促進するとともに、地区計画制度を活用した適切な都市基盤施設の配置を図ります。

2 安全・快適な住環境の整備

亀岡市宅地開発等に関する条例の運用 取組主体 **行政**

適正な開発指導を行うため、開発申請手続の手引や技術基準について、事業者などに周知を行い、審査基準の明確化や事務手続きの簡素化を図ります。

木造住宅の耐震化の推進 取組主体 **行政・協働**

広報や学習会、出前講座などによって、市民に耐震の必要性を啓発します。また、新耐震基準を満たしていない昭和56（1981）年以前に建築された木造住宅について、耐震診断士の派遣や耐震改修費補助制度により耐震化を推進します。

3 美しい景観の形成

良好な景観形成の促進 取組主体 **協働**

「亀岡市景観計画」に基づき、地域に応じた特色ある景観形成の誘導を行い、新たに景観形成の取組を進める地域においては、地域住民との合意形成を図りながら景観形成地区の指定などを行うとともに、助成制度の活用を支援します。

市民活動の支援 取組主体 **行政**

良好な景観づくりを行う団体を「亀岡市景観まちづくり市民団体」に認定し、地域の景観保全・創出への取組を支援します。

4 空き家の適正管理と利活用

管理不適切な空き家への対応 取組主体 **協働**

「亀岡市空家等対策計画」に沿った取組の仕組みを適切に運用し、空き家に対する個別対応を行い、問題の解消または緩和を推進します。

空き家の利活用の促進 取組主体 **協働**

相談会の継続的な開催や空き家バンクの効果的な運用により、空き家の利活用を推進します。また、店舗や倉庫など不動産全般への拡大をはじめ、住居にとらわれない制度の拡充を図るとともに、空き家改修への補助金制度などを継続して実施します。

5 市営住宅の適正管理

市営住宅の適正な維持管理 取組主体 **行政**

「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の計画的な建替えなどを含め、適正な維持管理を推進します。

第6節

火葬場



市民満足度（令和元年度調査）

3.12

現状と取り組むべき課題

- 「亀岡市営火葬場」は大規模改修から概ね20年が経過しており、火葬炉設備を含めて経年劣化が目立つ中、毎年度保守点検を実施し、計画的な修繕を実施しています。現火葬場は今後、火葬炉設備の大規模改修が必要な状況にあるため、新火葬場整備と整合を図りながら運用することが必要です。
- 現火葬場の老朽化及び火葬需要の増加に伴う火葬炉数の確保が必要な状況にあるため、「亀岡市新火葬場整備基本計画」を策定し、新たな火葬場の整備を推進しています。民間活力を活用したPFI（Private Finance Initiative）方式やDBO（Design Build Operate）方式など、本市の将来的な火葬需要などを踏まえながら、最も相応しい整備手法の検討をすることが必要です。

施策の方向性

「亀岡市営火葬場」の計画的な修繕と適正な管理を行うとともに、「亀岡市新火葬場整備基本計画」を基本としながら、総合的に計画内容の精査を行い、“亀岡の人と自然が見送る安らぎのある場”とする施設整備をコンセプトとして新たな火葬場整備を推進します。

1 「亀岡市営火葬場」の適正な管理

2 新火葬場の整備

具体的施策

1 「亀岡市営火葬場」の適正な管理

火葬炉を含む設備機器の修繕及び円滑な運営 取組主体 **行政**

「亀岡市営火葬場」について、新火葬場の整備時期との整合を図りながら、火葬炉を含め、計画的な修繕及び円滑な運営を推進します。

2 新火葬場の整備

市民ニーズに対応した新火葬場整備の推進 取組主体 **行政**

増加する火葬件数及び多様化する葬送観に対応するため、民間活力を活用した事業手法の導入を検討しながら、新たに動物炉や多目的スペース、待合スペースなどを備えた、市民が故人を偲びながら過ごせる火葬場施設の整備を推進します。

第7節 情報・通信



市民満足度（令和元年度調査）

3.19

現状と取り組むべき課題

- 行政の情報化及び情報通信技術の活用により新しいサービスを開始してきましたが、今後は情報技術をさらに取り入れることで、市民により質の高いサービスを提供するとともに、地域情報化にあたっては、誰もが安心して恩恵を享受できる情報化の推進が必要です。
- 大規模災害などの発生時における各関係機関との情報通信の安定稼働のために、最新技術やサービスを研究し、高度なセキュリティを確保しながら災害に強いネットワーク（専用線網）を構築することが必要です。
- 市政の情報発信の充実を図るとともに、シティプロモーションに取り組んできました。今後は、最新の技術やサービスを常に研究し、多様な媒体を利用した情報発信の充実に加え、SNSなどを市民との相互交流ツールとして活用していくことが必要です。

施策の方向性

誰もが快適に情報やサービスを利用することができるようAI、クラウドなどの最新技術による効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、市民生活の向上、市民活動の推進のための情報発信の充実を図ります。

1 情報化施策の推進

2 市政に関する情報提供



新規システムの研修会

具体的施策

1 情報化施策の推進

ICTを活かした行政サービス・まちづくりの推進 取組主体 **協働**

「市町村官民データ活用推進計画」を踏まえた「亀岡市情報化推進計画」に基づき、人工知能（AI）、ビッグデータなどの新たなICTを積極的に取り入れ、市民サービスや行政事務をデジタル社会にふさわしいサービスにデザインするデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進するとともに、産学官民の参加・協働による地域課題の解決や高度なICTの有効活用により、誰もが快適に情報やサービスを利用できるまちづくりを推進します。

情報セキュリティの確保 取組主体 **協働**

従来の有線通信技術に加え、無線通信技術や次世代移動通信システムなど、最新技術の導入が進む中で有効かつ高度なセキュリティレベルを確保し、近年多発する大規模災害にも耐えうる堅牢なネットワーク（専用線網）の整備を目指します。

2 市政に関する情報提供

情報提供機会の充実 取組主体 **協働**

民間事業所などの協力を得ながら紙媒体、電子媒体を問わず、多様なライフスタイルに適合した形で市政情報を届けられることができる体制づくりを推進します。

新たな情報発信方法の活用と調査・研究の推進 取組主体 **行政**

ホームページやSNSの連携による情報発信とともに、新たな発信方法の調査・研究を推進します。

第8章

効率的で持続可能な 行財政運営

基本方針 の概要

- ◆ 行政運営の効率化・協働化と財政運営の健全化による計画の推進
- ◆ 行政情報の提供・公開、事務事業等の検証と見直し、ICT活用による業務改善
- ◆ 中長期の視点に立った健全な財政運営の推進
- ◆ 行政課題に迅速に対応できる柔軟で効率的な組織づくりと職員の意識改革・人材育成
- ◆ 近隣市町との連携による効率的な広域行政の推進

節	SDGs 17のゴール	市民満足度 (令和元年度調査)
第1節 行政運営	 	2.96
第2節 財政運営	 	3.24
第3節 広域連携		3.16

第1節 行政運営



市民満足度（令和元年度調査）

2.96

現状と取り組むべき課題

- 少子化・高齢化、人口減少により社会構造が変化する中、市民ニーズは年々多様化し、行政課題が複雑化しており、市民満足度の高い行政サービスを提供するためには、より効率的で市民に信頼される行政運営が求められ、行財政改革大綱に基づき取組を推進する必要があります。
- 本市では、昭和50年代に多くの公共施設を整備してきましたが、老朽化が進み改修や更新に多額の経費が見込まれることから、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で計画的に進めていく必要があります。
- 時代の変化を的確に捉え、柔軟に行政課題に対応できる効率的かつ機動性の高い組織体制の構築と、人材の育成を進めていく必要があります。
- 透明性・公平性の高い入札・契約制度や監査制度の充実と、市民との情報共有、情報公開の推進など行政運営への市民の信頼を高めていく必要があります。
- 様々な取組により機会の確保に努めてきた市民意見の取り入れについて、今後さらに充実させ、市政への市民意見の反映を通し、市政に対する参加意欲の向上を図る必要があります。

施策の方向性

行財政改革大綱に基づき、健全で効率的な行政運営のため、公共施設の最適化や民間との連携、先端技術を活用した行政事務の効率化を推進します。また、多様化する行政課題に対応できる効率的で機動性の高い組織体制の構築を図り、意欲と専門性を持った職員の育成を進めます。さらに、情報の適正管理や市民との共有、入札等事務の透明性の確保を図り、質の高い行政事務を行うことで市民に信頼される行政運営を推進します。

1 健全で効率的な行政運営の推進

2 多様化する行政課題に対応できる組織改革と人材育成の推進

3 市民に信頼される行政運営と市民参画の推進

具体的施策

1 健全で効率的な行政運営の推進

公共施設の最適化の推進 取組主体 **行政**

「公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な行政サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、公共施設などの効果的な活用・再編と効率的な維持管理を推進します。

民間との連携の推進 取組主体 **協働**

民間との連携によって民間のノウハウを活用した効果的・効率的な行政サービスの提供を図ります。

先端技術を活用した行政事務の効率化の推進 取組主体 **協働**

AIやロボテックスなど、先端技術を活用した業務改革の取組を推進するとともに、行政手続の電子化を推進し、市民の利便性向上と行政サービス水準の向上を図ります。

2 多様化する行政課題に対応できる組織改革と人材育成の推進

効率的で機動性の高い組織づくりの推進 取組主体 **行政**

市民の立場に寄り添い、多様化する行政課題に迅速に対応できる柔軟かつ機動的な組織体制の構築を推進します。

職員の意識改革、能力開発及び参画の推進 取組主体 **行政**

研修制度と外部人材の活用を充実させ、職員の主体性を尊重することにより、様々な問題に挑戦をする意識と能力を持った職員を育成します。

トータル人事システムの運用 取組主体 **行政**

能力、実績主義を基本とした透明で納得度の高い人事評価システムの充実、ジョブローテーションの実施、職員のチャレンジ意欲を尊重する人事異動などにより、仕事に取り組む職員の意欲の高揚と公務能率の向上、意識改革を図ります。

3 市民に信頼される行政運営と市民参画の推進

情報公開の推進 取組主体 **行政**

適正な公文書の作成と管理により、行政の透明性の向上と市民・行政の情報の共有化を図ることで、市民のまちづくりへの関心と参画を促すため、情報公開を推進します。

入札・契約の公平性、公正性及び透明性の確保 取組主体 **行政**

指名委員会において、指名業者の受注状況などに応じた指名条件の審議を行うとともに、電子入札の実施により、公平・公正な入札・契約事務を行い、透明性の確保を推進します。

監査の適正執行 取組主体 **行政**

毎年度監査計画を策定する際に、業務リスクを分析し、監査内容を精査することにより充実を図ります。

市政への市民参画の推進 取組主体 **行政**

審議会などへの市民公募やパブリックコメントの実施など、まちづくりの方針決定過程における市民意見の募集・反映を推進するとともに、市政運営の各段階における市民参画機会の拡充を推進します。

広聴機会の充実 取組主体 **協働**

市長との懇談会や意見交換会などを柔軟な形で開催し、地域課題の解決や未来志向のまちづくりについて市民意見を把握する機会の充実を図ります。

市民意見に対する結果の公表の推進 取組主体 **行政**

広聴事業などで得られた意見への回答と反映状況を公表し、行政への信頼性の確保と協働のまちづくりを推進します。

第2節 財政運営



市民満足度（令和元年度調査）

3.24

現状と取り組むべき課題

- 人口減少や少子化・高齢化社会では、生産年齢人口の減少により税収が減少する一方で、高齢化の進行による社会保障費の増加が見込まれ、多様化する市民ニーズに対応し得る財政状況を維持するためには、今後も既存事業の見直しや市債の発行額抑制を徹底するなどの取組が必要です。
- ふるさと納税制度を積極的に活用し、寄附者へのアピール、返礼品の充実に取り組むことで、寄附金を増額することができました。今後、全自治体が競合化していく中で、寄附先として本市が選ばれるように努めていくことが必要です。
- 活用見込みがない未利用市有地の処分・貸付を推進し、収入確保に努めています。処分可能財産の選定が必要となります。
- 税金についての広報などや公平公正かつ効率的な賦課徴収による財源の確保に努めていますが、今後は専門知識の習得による分かりやすい窓口説明や京都地方税機構との連携によって事務の共同化を推進し、情報ツールの活用により事務の効率化を図る必要があります。
- 納期内納付推進のための納付チャンネルの拡大に努め、コンビニ収納などの整備ができました。今後も納付環境の整備を行い、収納率の維持に努めます。

施策の方向性

既存事業の更なる見直しや市債発行額の抑制、受益者負担の適正化、ふるさと納税制度の活用、公有財産の有効活用などにより、後年度に過度な負担が生じないよう持続可能な財政運営を推進します。また、公平・適正な市税の賦課による健全財政の維持及び収納率の維持による税収確保に努めます。

- 1 持続可能な財政運営
- 2 円滑な課税・納税の推進

具体的施策

1 持続可能な財政運営

既存事業の見直しの推進 取組主体 **行政**

市債発行額の抑制や経常的な経費の節減、新たな事業を始める際にはスクラップ・アンド・ビルドを基本に既存事業を見直し、効率的な事業実施を徹底することで、持続可能な財政運営を推進します。

財源の確保 取組主体 **行政**

行財政改革大綱及び中期的な財政見通しに基づき、自主財源の確保や補助制度の積極的な活用、受益者負担の適正化などを推進します。

ふるさと納税制度の積極的活用 取組主体 **協働**

事業者と連携しながら、魅力ある返礼品の開発に取り組むとともに、ポータルサイト掲載内容を充実し、寄附の増額及び返礼品発注機会の増加を図ることで、特産品振興、地域経済の活性化にもつなげます。

わかりやすい財政状況の広報 取組主体 **行政**

財政状況への市民理解を深めるため、予算や決算などの財政情報についてわかりやすい広報に努めます。

公有財産の有効活用 取組主体 **行政**

庁内関係課の連携により処分可能財産の選定を進めるとともに、処分・活用の際は、市民や関係機関などへの情報提供に努めます。

2 円滑な課税・納税の推進

広報啓発活動、学習機会の充実 取組主体 **行政**

市民への租税教室の開催、広報への掲載、職員の自己学習や研修への参加を推進します。

公平、適正な賦課の推進 取組主体 **行政**

市民税・固定資産税課税対象を適正に把握するとともに、京都地方税機構との連携やシステム活用による効率化への取組に努めます。

収納率の維持 取組主体 **行政**

納付環境の整備、納期限の周知、京都地方税機構との連携により収納率の維持に努めます。

第3節 広域連携



市民満足度（令和元年度調査）
3.16

現状と取り組むべき課題

- 南丹地域2市1町（亀岡市・南丹市・京丹波町）で、医療・消防・税など事務事業の広域化を図っていますが、人口減少社会の中で、住民サービスの維持・向上と効率的な行財政運営を推進するためには、互いの公共施設などを相互に利活用するなど新たな連携の取組を推進する必要があります。
- 近隣市町などとの緊密な連携のもと、本市の独自性を保ちながら、生活に関わりの深い分野について事務事業の共同化などを進めることが必要です。
- 国・京都府等関係機関及び市域を接する京都市をはじめとする近隣都市との連携強化により、広域的事業の推進や国・京都府事業の効果的な活用を図ることが必要です。

施策の方向性

「京都丹波」を構成する南丹市・京丹波町を始めとする近隣市町及び国・京都府との緊密な連携や役割分担のもと、地域の共通課題の解決や効率的な事業の推進に向け取り組みます。

1 広域連携の推進

具体的施策

1 広域連携の推進

公共施設などの広域利用の推進 取組主体 **協働**

住民の利便性向上及び行政コストの節減を図るため、各市町の公共施設などを相互に利用できる仕組みづくりを進めます。

事務事業の共同処理の推進 取組主体 **協働**

安定した住民サービスを効率的に提供するために、市民生活に関わりの深い福祉、防災、産業、交通などに係る事務事業の共同処理を推進します。

国・京都府等との連携 取組主体 **協働**

国・京都府等との緊密な連携強化により、各種広域事業などの効果的な推進・活用を図ります。

基本計画の進行管理

本総合計画においては、計画の性格として「市民の参画と協働による計画」「市民の視点に立った、わかりやすい計画」「市民ニーズを踏まえた重点課題を戦略的に取り組む計画」を掲げています。

このため、基本計画の進行管理に当たっては、各節ごとに設定する『指標』（複数の施策を進めることで実現を目指す、政策目標）を市民と共有するとともに、中長期的に把握するその結果の公表及び市民との意見交換を通じて、市民に開かれ、協働で取り組む、市民と行政のパートナーシップによる計画推進を図ります。

また、短期的には毎年度、施策の進捗状況を把握し、施策推進上の課題について検討するとともに、社会動向及び市民ニーズの変化に対応するため、施策内容や取組方法の柔軟かつ迅速な見直し・充実を図ります。

●進行管理の流れ

中長期的な施策の管理・評価

- ▶ 中長期の進捗管理では、毎年の施策の積み重ねの結果、期待する方向に進んでいるかチェックします。
- ▶ また、節ごとの指標の達成度を把握し、そのままでは到達が困難な場合など、必要に応じて施策の見直しを検討します。

これまでの取組は効果を発揮したか

- 毎年の取組の成果として、節ごとの大きな目標の達成度及び施策・事業の効果を把握し、必要な見直し検討することが目的です。



短期的な施策の管理・評価（毎年）

- ▶ 毎年の検証・評価では、計画した施策がきちんと進んでいるかどうかをチェックします。
- ▶ 事業実施・進行上の課題や問題点を明らかにし、施策を円滑に進めるための工夫を検討します。

毎年の取組はきちんと進んでいるか

- 事業を進める上での課題や問題点を明らかにし、施策を円滑に進めるための方法や工夫を検討することが目的です。

第5次亀岡市総合計画とSDGs(17のゴール)の関係性整理表

SDGs17のゴール		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	
総合計画(章・節)								
第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり								
第1節	人権尊重・平和	●	●	●	●	●		
第2節	男女共同参画				●	●		
第3節	コミュニティ・市民協働・移住定住							
第4節	国際交流・多文化共生				●			
第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり								
第1節	セーフコミュニティ			●				
第2節	防災・消防・危機管理							
第3節	交通安全・防犯			●	●			
第4節	市民生活							
第3章 子育て・福祉・健康のまちづくり								
第1節	子育て支援	●	●	●	●			
第2節	高齢者福祉			●				
第3節	障がい者福祉	●		●				
第4節	地域福祉	●	●	●				
第5節	健康づくり・医療・感染症対策			●				
第4章 豊かな学びと文化を育むまちづくり								
第1節	学校教育・就学前教育	●			●			
第2節	生涯学習・社会教育				●			
第3節	スポーツ			●				
第4節	文化芸術・歴史文化		●		●			
第5章 地球にやさしい環境先進都市づくり								
第1節	地球環境・自然環境			●	●		●	
第2節	資源循環・廃棄物処理			●			●	
第3節	公園・緑地							
第6章 活力あるにぎわいのまちづくり								
第1節	商業				●			
第2節	工業							
第3節	観光				●			
第4節	農業		●					
第5節	林業							
第6節	労働	●						
第7章 快適な生活を支えるまちづくり								
第1節	道路							
第2節	公共交通							
第3節	河川							
第4節	水道・下水道			●			●	
第5節	都市計画・都市整備・住環境							
第6節	火葬場							
第7節	情報・通信							
第8章 効率的で持続可能な行財政運営								
第1節	行政運営							
第2節	財政運営							
第3節	広域連携							



	 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も 働きがいも経済成長も	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう	 10 人や国の不平等をなくそう 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを 住み続けられるまちづくりを	 12 つくる責任つかう責任 つくる責任つかう責任	 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう 海の豊かさを守ろう	 15 陸の豊かさを守ろう 陸の豊かさを守ろう	 16 平和と公正をすべての人に 平和と公正をすべての人に	 17 パートナリシップで目標を達成しよう パートナーシップで目標を達成しよう
				●						●	●
		●		●						●	●
					●					●	●
		●		●						●	●
										●	●
					●		●				●
										●	●
										●	●
				●						●	●
				●	●					●	●
		●		●	●					●	●
				●						●	●
											●
				●						●	●
				●							●
		●	●								●
		●	●		●	●		●			●
	●	●	●		●	●	●	●	●		●
					●	●		●			●
					●						●
		●	●			●					●
		●	●								●
		●							●		●
									●		●
		●		●							●
			●		●		●				●
			●		●		●		●		●
	●				●		●	●			●
			●		●						●
			●		●						●
										●	●
										●	●
											●

資料編

1 目指す目標

節	目指す目標	現況	年度	目標	年度
---	-------	----	----	----	----

第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり

1	人権尊重・平和	「亀岡市まちづくりアンケート」にて「人権が尊重されているまちだと思う」の割合	—	R1	50% 以上	R7
2	男女共同参画	審議会等への女性の登用の比率	31.5%	R1	50.0%	R7
3	コミュニティ・市民協働・移住定住	自治会加入世帯率	82.3%	R1	維持	R7
		移住相談窓口を利用した年間移住者数	28 組	R1	40 組	R7
4	国際交流・多文化共生	外国人相談窓口での相談解決率(適切な機関へつなぐことを含む)	—	R1	100%	R7

第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり

1	セーフコミュニティ	安全安心を推進する市民参加型事業への市民ボランティア(まち・レコプロジェクト、セーフティドライブプロジェクト、セーフコミュニティ応援隊) 累計登録者数	348 人	R1	1,000 人	R7
2	防災・消防・危機管理	定員に対する消防団員の確保比率	99%	R1	100%	R7
3	交通安全・防犯	年間交通事故死傷者数	165 人	R1	135 人	R7
		年間刑法犯認知件数	354 件	R1	336 件	R7
4	市民生活	消費生活相談の解決比率	92.5%	R1	96.0%	R7

第3章 子育て・福祉・健康のまちづくり

1	子育て支援	待機児童数 注：入所申込みをし、入所保留の状態にある児童のうち、転園希望や特定の施設を希望している場合等を除いた人数	85 人	R1	0 人	R7
2	高齢者福祉	高齢化が進展する中、健康状態がよいと感じている高齢者(65 歳以上) の割合	79.7%	R1	75%以上	R7
		認知症に関する相談窓口を知っている人の割合	31.7%	R1	50%以上	R7
3	障がい福祉	市役所全体での障がい者就労施設等からの物品等の前年度受注額更新	5,504,498 円	R1	受注額更新	R7
4	地域福祉	稼働能力を有する生活保護制度利用者の就労率・求職活動率	就労率 83% 求職率 100%	R1	就労率 85% 求職率 100%	R7
5	健康づくり・医療・感染症対策	メタボリックシンドローム該当者の割合(国民健康保険被保険者の特定健診受診者のうち)	男性 29.5% 女性 10.9%	R1	減少	R7
		健康寿命の延伸 出典：公益社団法人国民健康保険中央会(KDB システムによる算出)	平均寿命 男性：82.6 歳 女性：87.1 歳 健康寿命 男性：81.2 歳 女性：84.3 歳	H30	平均寿命の延伸分を上回る健康寿命の延伸	R7
		麻しん風しん混合ワクチン(MR ワクチン)の接種率	MR1 期 100% MR2 期 94.6%	R1	接種率 100%	R7

第4章 豊かな学びと文化を育むまちづくり

1	就学前教育・学校教育	京都府学力診断テスト結果(京都府平均を 100 とする) (小4・・・国語・算数) (中1・・・国語・数学、中2・・・国語・数学・英語)	小学校 98.7 中学校 97.1	R1	小学校 100 を上回る 中学校 100 を上回る	R7
		全国体力・運動能力、運動習慣等調査(小5・中2)実技の総合評価 A～E の 5 段階評価のうち、A～C の 3 段階評価の割合	小学生 男子 65.9% 女子 74.7% 中学生 男子 69.8% 女子 86.8%	R1	小学生 男子 74% 女子 80% 中学生 男子 72% 女子 88%	R7
2	生涯学習・社会教育	生涯学習事業(三大シンボル講座(コレージュ・ド・カメオカ、生涯学習市民大学、丹波学トーク))への参加者数	3,913 人	R1	4,300 人	R7
		市立図書館における年間貸出冊数	375,925 冊	R1	416,000 冊	R7
3	スポーツ	市民の内、生涯スポーツ事業参加者割合	14%	R1	20%	R7
4	文化芸術・歴史文化	かめおか霧の芸術祭での参加者満足度	92%	R1	95%	R7
		文化資料館の年間来館者数	10,515 人	R1	35,000 人	R7

本計画を市民と行政が協働で推進し、その進行管理を適切に進めていくため、次の考え方を基本に、「目指す目標」を設定します。

計画の進捗状況
の把握

検証と公表

計画の改善

市民の意識啓発

行政の意識改革

節	目指す目標	現況	年度	目標	年度
---	-------	----	----	----	----

第5章 地球にやさしい環境先進都市づくり

1	地球環境・自然環境	市域全体の温室効果ガス年間排出量	427.3 千 t	H25	減少	R7
		エコバッグ持参率	84.4%	R1	95%	R7
2	資源循環・廃棄物処理	資源化率	15.68%	R1	19.5%	R7
		ごみ排出量	25,205t	R1	22,261t	R7
		ごみ排出量（1 人 1 日あたり）	783.13g	R1	715.85g	R7
3	公園・緑地	都市公園整備面積	72.24ha	R1	129.5ha	R7

第6章 活力あるにぎわいのまちづくり

1	商業	スタジアム周辺地域への商店累計立地数 (JR 亀岡駅北口エリアにおける商業店舗)	2 店舗	R1	10 店舗	R7
2	工業	亀岡市企業立地促進条例に基づく奨励制度を利用した累計企業誘致数	44 件	R1	50 件	R7
3	観光	年間観光入込客数 ※ ¹	3,473,829 人	R1	3,680,000 人 (2,830,000 人)	R7
		年間観光消費額 ※ ¹	86.2 億円	R1	91.5 億円 (46.1 億円)	R7
4	農業	遊休農地・耕作放棄地面積	19ha	R1	12ha	R7
		亀岡市内の肉用牛の肥育頭数	974 頭	R1	1,200 頭	R7
5	林業	経営管理権集積計画面積	0ha	R1	100ha	R7
6	労働	有効求人倍率	0.7	R1	1	R7

第7章 快適な生活を支えるまちづくり

1	道路	狭小道路等（整備中路線）の整備率	25.7%	R1	70.0%	R7
2	公共交通	1 日あたりのバス利用者数 (ふるさとバス、コミュニティバス、京阪京都交通バス) ※ ¹	3,789 人	R1	3,800 人 (2,600 人)	R7
3	河川	中小河川（準用河川）の整備率	86.9%	R1	90.0%	R7
4	水道・下水道	水道事業経常収支比率	108.9%	R1	100% 以上	R7
		下水道事業経常収支比率	114.7%	R1	100% 以上	R7
5	都市計画・都市整備・住環境	不適切管理状態の空き家による悪影響の問題解消・緩和割合	64.58%	R1	55.0% 以上	R7
		空き家バンク登録物件への年間入居者	16 組	R1	50 組	R7
6	火葬場	新火葬場の建設及び供用開始	計画策定	R1	供用開始	R7
7	情報・通信	市公式 SNS (Facebook、LINE、Instagram) フォロワー数の市人口比割合	8.3%	R1	20%	R7
		各情報化推進施策において、年度末の評価結果が 80% 以上達成している取組施策割合	—	R1	80%	R7

第8章 効率的で持続可能な行財政運営

1	行政運営	公共施設等の延床面積削減率 (H26 年度末からの削減率) ※ ²	3.33%	R1	4%	R7
		審議会等の公募委員比率	8.5%	R1	10% 以上	R7
2	財政運営	将来負担比率	100.3%	R1	97.8%	R7
		市税収納率	96.94% (3 月末)	R1	96% (3 月末)	R7
3	広域連携	広域連携により行う累計事務事業数	14	R1	16 以上	R7

※ 1 () で示したものは、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み算出したもの。

※ 2 亀岡市公共施設等総合管理計画では、令和 27 年度までに延床面積を平成 26 年度末比で 10.7%削減することを目標としている。

2-1 第5次亀岡市総合計画市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第5次亀岡市総合計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、市民との協働によるまちづくりを推進する観点から、検討の過程から市民の参画を図るため、市民で構成する第5次亀岡市総合計画市民会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 亀岡の将来のまちづくりについて自由に議論し、その結果を提言書として市長へ提出すること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、市民意見の集約に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員 30 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募（市内在住、在勤、在学で 18 歳以上）…10 名程度
- (2) 各種分野別団体推薦…20 名程度

3 委員の任期については、委嘱の日から第5次亀岡市総合計画の策定までとし、その終了をもって解散とする。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 委員がやむを得ない理由により解嘱を申し出たとき。
- (2) その他解嘱することにつき相当な理由があると市長が認めたとき。

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、原則として公開する。

3 会長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 会議の所掌事務に係る専門的事項を議論するため、市民会議に分科会を置く。

2 分科会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画管理部企画調整課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

1. この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2. 第5条第1項の規定に関わらず、第1回の市民会議は、市長が招集する。

2-2 市民会議 提言書概要

1 提言書の提出にあたっての考え方

本提言書は、今後の亀岡市の協働のまちづくりの指針となる第5次亀岡市総合計画（以下、「総合計画」という。）の策定に向けて、第5次亀岡市総合計画市民会議（以下、「市民会議」という。）の提言をまとめたものです。

市民会議においては、亀岡市が直面する人口減少をはじめとする課題や将来像、施策や市民・事業所・行政の役割分担など熱心に話し合い、市のまちづくりに対する思いが数多く提案されました。本提言書は、こうして出された委員の意見をもとにまとめたもので、今後の亀岡市のまちづくりのあり方を示す重要な提言と考えます。

市におかれましては、本提言書の示す亀岡市の目指す都市像や理念、方策を十分に検討の上、総合計画を策定していただきたいと思います。

令和元年 10 月 26 日

第5次亀岡市総合計画市民会議

会 長 山 本 眞 之 介

副会長 加 藤 美 智 恵

委 員

足 立	潤 哉	谷 村	岳 志
石 田	数 美	玉 記	道 子
井 尻	清 行	十 倉	康 吉
井 尻	浩 嗣	中 澤	ふ み
板 倉	瑛 二	中 島	清 人
糸 井	芳 宏	仲 田	丞 治
井 上	典 代	中 西	一 夫
今 井	睦 予	人 見	紀 帆
裏 川	幸 彦	法 貴	雅 男
江 見	彩 香	細 川	武
大久保	伸 一	村 田	奈 央
奥 山	理 子	森 口	茂
小 野	奈津子	森	洋 子
高 橋	昭 人	八 木	辰 夫

(50 音順)

2 提言書の内容

■ 目的

亀岡市の各種分野団体の推薦者や公募委員等計 30 人で構成する市民会議が、令和 3 年度を初年度とする総合計画に対して提言を行うもので、市民の視点から日常肌で感じるまちづくりへの思いを示すものです。

■ 開催経緯

第 1 回市民会議ではワールドカフェの手法を導入し、分野横断的な視点から亀岡市のまちづくりについて広く意見交換を行いました。第 2 回市民会議からは、参加者の希望を尊重しながら【安全・安心、健康づくり・福祉】、【生涯学習・教育】、【生活環境、産業】の 3 分科会に分かれ、第 5 回市民会議までの間、分野別の議論を行い、第 5 回の全体会議で提言書を承認しました。

第 1 回 【全体会議】	日時：令和元年 6 月 8 日（土） ○亀岡市の良いところ、良くしたいところについて（ワールドカフェ）
第 2 回 【3 分科会】	日時：令和元年 7 月 6 日（土） ○まちづくりの将来像、将来像を実現するための課題
第 3 回 【3 分科会】	日時：令和元年 7 月 27 日（土） ○課題解決策及び方向性の提案①
第 4 回 【3 分科会】	日時：令和元年 8 月 24 日（土） ○課題解決策及び方向性の提案②
第 5 回 【3 分科会】	日時：令和元年 9 月 14 日（土） ○提言書について
第 6 回 【全体会議】	日時：令和元年 10 月 26 日（土） ○市長へ提言書提出、市長との懇談

■ 分科会別テーマ

第 5 次亀岡市総合計画市民会議分科会構成		
分科会名	テーマ	何れの分科会にも共通のテーマ
安全・安心、健康づくり・福祉分科会	セーフコミュニティ、防災・消防、交通安全・防犯、消費者保護、健康づくり・医療、地域福祉、子育て支援、高齢者福祉、障がいのある人の支援	○人権尊重・平和
生涯学習・教育分科会	生涯学習、就学前教育・学校教育、社会教育、文化芸術・歴史文化、生涯スポーツ、地域間交流・国際交流	○男女共同参画
生活環境、産業分科会	自然環境、地球環境・省エネルギー、資源循環・廃棄物処理、市街地、景観保全・形成、公園・緑地、農業、林業、商業、ものづくり産業、観光、就労支援	○コミュニティ ○市民協働

3 まちづくりへの提言

(1) 目指す都市像への提言

私たち市民会議は、亀岡市が今後、市民の誇りである自然、歴史、文化を次代に継承することを第一義とし、快適で安心できる生活環境を実現し、すべての市民がいきいきと明るく、助け合い、共に暮らすことができる活力あるまちを目指すことを提言します。

また、豊かな自然に育まれた田園環境、快適な都市的環境、多彩な歴史に彩られた文化を併せ持つ本市の特性から、これらすべてを活かしたまちづくりを提言します。

〈市民会議が提言する亀岡市の目指す都市像〉

その1 あなたを守ります。自然や歴史も守ります。水と緑のまち亀岡

【考え方】

日常生活の中でまず、安心して暮らせる環境（自然・セーフコミュニティ）が必要。そして、夢が心豊かに有る生活を送りたい人々は一歩居られる。まずこれが出発点であります。日常生活の知恵や道しるべは歴史の遺徳も大切。サッカー場が完成すれば全国から人が来られるこの人たちも丁寧にモテナシ（守り）、良い感触でそれぞれの故郷（クニ）へお帰りになれば…大事なことです。

その2 水と緑と文化・スポーツ推進都市 かめおか

【考え方】

水・緑・文化については今まで通り、スタジアムの関係に伴い『スポーツ』を入れる。

その3 豊かな自然環境と古代からの歴史・文化に育まれた 共生のまち かめおか ～助けあい 学びあい 生き生き輝く生涯学習都市～

【考え方】

亀岡市が近畿の自治体で初めて生涯学習都市宣言をしたのは昭和63年(1988年)。早や30年が過ぎました。人が生涯にわたって学び続けることが、世界の平和にとって大事なことという生涯学習の理念が、深い感銘を以て市民に受け入れられた宣言です。今世界の混沌や異常気象など、地球や世界の未来を考えたとき、私達は無知ではられません。今こそ近畿圏初めての生涯学習都市としての誇りを示し、今一度学ぶことの大切さを全ての市民と共有するときと思います。亀岡の豊かな自然を守り、歴史・文化を継承し、差別のない、明るい社会を作っていくために、学びの環境を整え、全ての市民が、生き生きと輝けるまちづくりを実現します。

その4 豊かな水と緑に彩られ静かな町亀岡は大きく変貌する。それは文化と観光に秀でた町になる。

文化面では一流の美術館を設け、内外の優れた作品を展示する。

観光面では優れたホテルを誘致し、また湯の花も散策できる姿にする。

更に京都の大手企業を誘致し、若年層の流出を防ぐ。

ここに亀岡は、真の10万都市となる。

【考え方】

抽象的な表現、美しい言葉を並べた都市像は夢のビジョンに過ぎない。目指す都市像には具体性が問われる。

その5 人と自然の共生のまち かめおか ～子育てを楽しむまちづくり～

【考え方】

（記載なし）

その6 ・文化と自然の調和するまち きょうと・かめおか

- ・未来へ伸びゆくまち 亀岡
- ・心温まるつながりのあるまち 京都亀岡

【考え方】

豊かな自然と食材の宝庫であることを今一度見つめ、先人の姿を想起させつつ、新時代を切り拓くコンセプトを折り込みました。知名度向上のためにも、京都・亀岡は外国人のみならず全国への発信力強化につながると考えます。

その7 世界的有名な京都野菜の聖地 かめおか

自然を満喫できる町 かめおか

【考え方】

京野菜を、トヨタ自動車のような世界的ブランドの商品の確立を目指し、生産地として亀岡の農業を活性化させる。都会の人が自然を楽しみに来られる町にするために、貸し農園やレジャー体験としての自然を使った遊べる場所を作る。

その8 豊かな四季、文化の薫りただよう、ひと（人）支え合い慈しみ、 笑顔あふれるまち かめおか

【考え方】

豊かな四季の自然の中で、人々が培ってきた歴史の中の文化の薫りを、住民みんなが心情（こころ）にとめて、互いに慈しみ、支え合いながらこぞってまちづくりに参加する。

その9 水・緑・文化が織りなす、笑顔と活力のまち かめおか

【考え方】

第4次亀岡市総合計画との継続性をふまえつつ、亀岡の良さをさらに活かすとともに、マイナス面をプラスに生かす発想の転換を図り、賑わいのあるまちづくりを進める。

その10 活力に満ちた中核都市 亀岡

【考え方】

亀岡市は豊かな自然、歴史文化に恵まれ、温かな気質の貴重な地域です。住んでいる人・訪ねてくる人にとって、この価値に改めて気づいていただくことが大切なことです。京都市に隣接し、この利点を活かしつつ、大阪府・兵庫県とのつながりの強化を図る必要があります。近畿圏の中核都市として貴重なロケーションです。産業・経済面でも発展の可能性が期待できます。そのためには社会インフラの充実・整備と積極的な企業誘致が原点となります。

その11 オンリーワン亀岡

～地域の独自性が活きる愛郷心と活気溢れるまちづくり～

【考え方】

市民の生活において必要とされる様々なジャンルにおいて（市民会議で議論している内容）やりがいを感じられるようにする。そうすることで、亀岡で生活することに生きがいを感じ、老若男女、市民一人ひとりが、亀岡に愛着を持ち、定住化につなげる。

その12 一人ひとりが輝き つながりあうまち 亀岡 ～多様性の尊重と持続可能なまちづくり～

【考え方】

「地域力再生」と言われて久しいが、少子高齢化が急速に進む中、地域課題の解決とともに住みやすい（生きやすい）まちづくりを目指すには、「地域が本来持っていた力」を取り戻す、「エンパワーメント」することが重要であるとする。「個」の多様な考え方や生き方が尊重され、市民・企業・行政が主体的かつ対等性を保ち、「つながり」「協働」することで、小さな生活圏から市全体の課題解決と活性化が図られ、人や環境に優しい持続可能なまちづくりへと発展するものという考え方。

その13 市民総活躍 みんなで創るまち かめおか

【考え方】

市民一人ひとりがチャレンジャーとして「まちづくり」を一緒に創り上げて新たな亀岡を推進していきます。

その14 住み続けられるまち かめおか

【考え方】

若い人が人生の転機においても住み続けることができ、高齢者になっても安心して住むことができるまちを目指す。

その15 自慢したくなるまち 亀岡

【考え方】

自慢したくなるということは、亀岡のことを十分知り、好きでなければ自慢したいとはなりません。そのためには亀岡が市民にとって良いまちでなければならないということになります。なので、自慢したくなるようなよい亀岡になって欲しいというのもこめて、「自慢したくなるまち 亀岡」

（2）まちづくりの基本理念への提言

目指す都市像を実現するため、すべての施策において共通して尊重していくまちづくりの基本理念を、次の通り提言します。

その1 豊かな自然の継承と新しい伝説の創出

【考え方】

大都市京都市に近いが豊かな自然にあふれている亀岡の良さを引き継ぎ活かしつつ、就農や新規事業の開拓を進め、市としての新たな伝統を創り出す。

その2 活気ある街／自然の活用

【考え方】

農業が盛んになることにより、働く場所が増え、人口増加につながり、農地が守られ、活気ある街となると考えます。

その3 豊かな自然環境とスポーツを通じて健康の創造

【考え方】

豊かな自然については今まで通り、スタジアムを含めたスポーツへの関心と感動を得て、市民の健康力を高めます。

- その4 ①安心して子育てができるまち
②定住人口の増・帰住の促進
③全ての住民が必要とされるまち
④多様性が豊かなまち（外国人支援・多文化との共生）

【考え方】

少子化対策、定住人口増の原点は亀岡市の近くで仕事があり、住居が確保されることから始まります。他府県から帰住できる環境も必要です。「都会への人口流出（供給）型から人口流入（定住／（帰住）型）への転換。「子育て世代が住みやすい環境づくり」がキーポイントです。加えて、全市民が安心して過ごせる「居場所」と必要とされる「出番」がキーワードです。今後は外国人の就労・居住・教育・安全・福祉など、「多文化との共生」を必要とする時代になっていくでしょう。

- その5 ・市民一人ひとりの意欲を伸ばす環境の推進
・豊富な職業選択と移動手段の利便性向上
・ふるさとを学ぶ教育環境の推進

【考え方】

人口の増減は亀岡の発展に大きく寄与する要因のひとつです。市民の定住や他地域からの転入を目指し、人口の増加を図るためには、ここに住む理由が必要です。まずは市民の個性や学びを支援し、成長を実感する「生きがい」。次に、日々の生活を支える「働きがい」。そして、亀岡を学び、自主的な学びを得る機会が「住みがい」。以上で目指す都市像に繋がると考えます。

- その6 ・市民の積極的な参画の安全な街づくり
・既存の亀岡の豊かな自然を守り大切に
・亀岡の歴史の考査と先人の遺徳を学び生活の糧に

【考え方】

自助、協助、公助があるなかで今日的には自助は難しい局面がある。やはり、協助、公助で物事を整理して進めていく。新旧入交りという辞がある。昭和、平成、令和となり、明治、大正がいなくなった今世。年代差も大である。この点の「こなし」「ならし」をうまくやらんと「まとめ」に難儀するのではなかろうか、基本理念は。どの年代からも理解が得られるものになりたい。

- その7 ・市民が主体となって街を創る ・郷土愛育む ・刺激的な
・魅力アップ ・発見がたくさん

【考え方】

「亀岡には何もない」という市民感情が多い現在から、市民がプライドを持ち、わくわくするような街創りを進めていくことを理念として含むことが大切であると考えます。

- その8 ①コネクト型まちづくりの創成 ②自助・共助・公助で築く地域共生社会

【考え方】

- ①小さな単位の町区で、多世代対応の地域包括支援体制を構築し、その小さな単位同士や市の統括部署が相互に連携し合う、主体的かつ自由度の高い連携体制を築いていくことで、共助の取組の増進、災害にも強い地域づくりができる。また、そのプロセスにおいて、住民のエンパワーメントが図られ、地域力が活性化する（地域力再生）。
- ②少子高齢化の進行、多様化する住民ニーズ・地域課題、行政需要の増大、こうした今後予想される状況に、行政だけですべての対応は困難であり、市民・企業・行政の「協働」のもと、市民一人ひとりが「自分のこと」として捉え、お互いに支え合う「顔の見える」地域共生のまちづくりを進めていくことが必要。

その9 市民参画・協働推進

スタジアムを核とした賑わいのあるまちづくりの推進

行政の見える化 ～行財政改革の推進～

【考え方】

(記載なし)

その10 改革の推進

安全・安心・助け合い

【考え方】

今までと状況が大きく変わるであろうことを踏まえて、改革の意識を行政の職員のみならず市民も持つことが大切と考えた。

その11 安心・安全 / 生涯学習 / ノーマライゼーション

【考え方】

安心・安全…平和で豊かに暮らしたいというのが人間の欲求であるため。

生涯学習…学習というものから生きる喜びや人とのつながりが生まれる。

ノーマライゼーション…子どもから高齢者まで暮らしやすく。

その12 生涯学習都市としての事業の推進

【考え方】

(「目指す都市像への提言 その3」と重なりますが) 亀岡市が生涯学習都市宣言をして30年が過ぎました。幼少期から生涯にわたって学び続けることが、世界平和への唯一の道であるという生涯学習の理念を再認識し、市民1人ひとりが生涯学習都市の住人であることを誇りとし、学校教育はもちろんのこと、あらゆる学びの好循環を創るために、行政と市民が一体となった協働のまち作りを推進していきます。

その13 市民が亀岡の魅力を感じる機会の創出(郷土愛がまちの活性化を産み出す)

【考え方】

市民が亀岡を愛することは、まちの活性化を産み出す一番の源です。亀岡の魅力を発信する核としての施設の建設や事業は、亀岡の人口の増加にも影響する喫緊の課題です。あらゆる市民が集い学べる場としての新資料館(博物館)建設を市民と協働で実現させます。特に学校教育の場では、小学校・中学校・高等学校を通して、郷土の歴史・文化について学習する機会があることが、亀岡の未来への希望に繋がります。

その14 描く都市像を実現するため、広い視野と国内各都市を眺めて、

信念と熱意をもって取り組むこと。

【考え方】

何事も執念と熱意なくしては達成できない。

その15 働き・暮らし・学び…まると楽しむ

【考え方】

(記載なし)

その16 —

【考え方】

住民すべて、老若男女を問わず「まちづくり」に、それぞれの立場から、それぞれの想いをひとつにして、慈しむ(弱い立場におかれた者をも大切にする)ことを念頭に、笑顔を忘れずに参稼・参画する。

(3) 各分科会の提言

市民の視点から、分科会ごとに提案された内容です。

ここでは、それぞれの意見・提案を要約して提示しています。

(その1)

テーマ	安全・安心、健康づくり・福祉分科会（まちづくりの方策）	取組主体
健康づくり	健康づくりの機会をきっかけに、地域のつながりを構築（毎朝の公園でのラジオ体操など）	市民
	各地域で行っている健康づくり活動を市全体へ発信。公園等に誰もが身近に使える健康器具の設置、公費助成も検討	協働
	自治会よりも小さい単位で健康づくりリーダーの養成、リーダー間のネットワークづくり	行政
	事業所（企業）における健康の習慣づくり（朝のラジオ体操等）を促し、高齢期への準備期間の充実	事業者
	非常時には地域力が発揮されることになる。まずは「あいさつ」の輪を広げ、地域コミュニティの強化を図る	市民
地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉・子ども福祉	地域でのコミュニケーションを促進し、住民どうしの見守り活動の強化	市民
	福祉の総合相談窓口を創設し、コーディネーターを配置。各専門分野と連携する仕組みで、ワンストップでの支援	行政
	子どもと保護者を対象に、教育委員会と健康福祉部が連携し、総合的な子育て環境の向上や相談支援等の充実を図る	行政
	民生委員のサポート担当を1～2名つけることにより支援の充実や改選時のスムーズな候補者の確保につなげる	行政
	市の複数ある相談の協議会やネットワーク会議組織のスリム化を図り、重複委員の負担を軽減、費用弁償などの経費軽減を図る	行政
	市民の集いやすいエリアを基準として、身近な場所で健康相談ができたり、世代間交流ができる場の創出。巡回相談、地域での人材確保	行政・協働
	空き家や個人宅を利用した地域住民が集まれる地域サロンを作る	協働
	保育士や介護、看護といった「ケア」に関わる人の処遇を改善することにより、福祉の充実を図る	行政・事業者
男女共同参画	あらゆる場面での男女割合が7:3以上になるように実効性のある計画的、段階的な取組を進める	行政・協働
	あらゆる団体や組織が、女性の活躍を支援し、政策等の立案及び決定の場へ参画できるよう積極的な普及・推進	行政
	男女共同参画社会を推進するため、その要である行政の担当部署の充実を図る	行政
安全・安心・災害	緊急時に対応できるよう、地域の連絡網等を作成しておくなど、有事の際のスムーズな対応方策の充実	協働
	各地域においての避難場所や避難ルートを記したものを作成し、市民に寄り添った視点に立った行政を運営する	行政
	要支援者名簿（個人情報の問題はあるが）を活用し、災害時の要支援者の救助をルール化するなど、有事の際の現場での対応の円滑化	行政・協働
	地域の防災訓練への積極的な参加	市民
	子どもの登下校の安全・安心を確保するためのマニュアルの周知・啓発を継続的に行う	協働
	地域の拠点づくりの推進による、市民一人ひとりの居場所づくり	協働
	子どもを地域で見守る体制づくりの推進	協働
	避難所等において、女性の感性・考え方が理解されるような仕組みを作り、物資面だけでなく、心理的な支援も行う。「女性相談アドバイザー」を養成・配置	行政
人材発掘	同じ人がいくつもの団体で掛け持ちして活動しなくてもいいよう、様々な人脈を活用して人材発掘を行う	協働
	各地域における各種団体の交流を定期的に行い、様々な方面から事業の周知を行う	市民
	様々な組織で高齢化が進んでいるため、自治会、老人会等の役員任期を設け、役員の過度な負担を軽減。女性登用含む人材発掘	市民
ボランティア	幅広い年齢層がボランティア活動に携われるよう、機運を醸成するため、活動に工夫を凝らす	協働
	無償ボランティアだけでなく、有償ボランティアの拡充のしくみを確立し、また、女性や高齢者が多い状況を改善するよう工夫する	協働
	行政による財政支援を行い、ボランティア活動を活性化	行政
	ボランティアに関する相談窓口を設置するとともに、一般市民が円滑にボランティアに取り組めるよう支援・推進	行政
	病院、市役所や買い物等に向かう際に、自身では移動できない方への送迎車の運用	協働
情報	広報紙の文字サイズを大きくするなど、受け手側の視点に立ったわかりやすい広報活動の推進	行政

2 市民意見

(その2)

テーマ	生涯学習・教育分科会（まちづくりの方策）	取組主体
生涯学習、芸術	自然、歴史、文化、風俗、音楽、絵画を楽しみ、学べるような施設の整備	協働
	芸術家と市民の交流の場を創出するなど生涯学習都市であることを前面に打ち出すことによるシビックプライドの醸成	協働
	学術研究都市や首都圏など、他市町村との連携を図るとともに、サテライトオフィスの設置の検討	行政
	乳児から高齢者のそれぞれのライフステージに応じて、生涯学習を再定義し、ライフステージごとの取組の推進	協働
	生涯学習の学びの好循環（学びをつなげていく）の視点で、事業を実施していく	協働
	新資料館（博物館）建設の早期実現	協働
	総合型地域スポーツクラブの推進などスポーツを楽しむことができる仕組みの推進	協働
	趣味のサークルが組織しやすくなる仕組みづくりと、その受け皿となる公民館・自治会館の利用対象を広げ、利用者同士の交流活性化	協働
	文化資料館独自のホームページを開設し、持続可能な情報発信の推進	行政
地域・家庭	就学前の子供を持つ親を対象とした交流できる地域のコミュニティづくり	協働
	就学前の学習意欲の格差をつくらないよう、親に対し就学前教育の大切さの周知	行政
	各地域における児童館の充実	行政
	放課後における子どもの居場所の確保	協働
	自然を活かした公園などをつくったり、今ある公園を充実させるなど、人が集える場所の創出	協働
	市内各所にスポットを整備し、歩いて学べるような仕組みの構築	協働
	子どもが亀岡への愛着を育むことができるよう地域教育の充実を図り、市を支える市民の育成	協働
	図書館の利用ルールを変更し、学習・勉強の場として利用できるよう利便性の向上	行政
	食育の推進・普及	協働
学校教育	障がいのある児童生徒や外国人児童生徒のために、支援の充実を図る	協働
	それぞれの子どもにあったカリキュラムを市民の手で構築するなど、子どもたち一人一人を大切にする教育の充実	協働
	学校におけるノーマライゼーションの推進	行政
	ふるさと教育に留まらず、実践学習として外での体験活動の活発化	行政
	学校の空き教室を有効利用すべく地域に開放し、地域における生涯学習の拠点や自習スペースとしての整備の推進	協働
	校外授業を増やし、住んでいる地域の外の亀岡にふれる学習の推進	行政
	施設面の整備と教育内容面の充実を意識した各学校における適切な均衡が図られた教育行政の推進	行政
	小学校のみではなく、中学、高校でも亀岡について学ぶ機会の創出。そのひとつとして新資料館（博物館）の早期実現	行政
	学校内への図書館の分館設置による学習機会の充実	行政
	フリースクールなど、子どもの多様な学びを支援するシステムの充実	協働
	多様な性的指向や性自認の子どもたちに対する適切な支援の充実	協働
社会教育	在住外国人に対して、日本語習得支援を行う	行政
	情報発信を地域のケーブルテレビで行う	行政
	情報センターや学習センターとして図書館を位置付け、学習スペースの拡充や新刊の増加、開館時間の延長	行政
	図書館やギャラリーの既存の施設について、発信力強化のための整備、若者のニーズに沿った活用方策の推進	行政
	地球環境子ども村活動の充実・推進	行政
	亀岡市の歴史遺産の活用方策の検討、情報発信の推進	協働
	ギャラリーの改装・増築を行うとともに、立体駐車場等の設置に向けた用地所得の検討	行政

(その3)

テーマ		生活環境、産業分科会（まちづくりの方策）	取組主体
移動手段・共有	高齢者の免許の返納した後の移動手段のイメージの明確化。移動の充実に伴い交流機会も増え、生活の質の向上につながる情報発信		行政
	観光に訪れる人が市内の移動をも楽しめるような環境の充実		協働
	店舗や空き家、自動車といった資源の共有化を図り、レンタルなどシェアの視点に寛容になるような意識の醸成		協働
	高齢者のためにふるさとバスの目的の明確化とともに、コミュニティバスとの棲み分け、充実。NPOや民間事業者による移送システムの充実		協働
	農業従事者が出荷の際、他の従事者と相乗りし、出荷ができるような仕組みづくり		事業者
ゴミ・空き家問題	問題化する空き家やごみ屋敷の解決に向けた取組の推進		協働
	空き家について、市民からの情報提供がしやすくなる仕組みづくり		協働
	ゴミ捨ての際のモラル低下が伺えることから、意識啓発を行う		協働
	有料ゴミ袋の値上げにより、ごみ意識の向上を図る		行政
	マイボトル、プラスチックゼロへ向け、市民だけでなく、企業に支援を行う		行政
	農村に点在する空き家を交流の場所として利活用する		協働
	空き家をアート空間として利活用する		協働
	環境先進都市推進を構築する中で、市民の一斉清掃を実施するなど、循環型社会に資する社会にする		協働
コンパクトシティ・集約化	各駅前に店舗の集約化や自治機能の向上を図るなど、コンパクトシティ化に向けた取り組み推進		協働
	生活に必要なすべての施設がまかなえるよう、駅を中心としたまちづくりの推進		協働
	駅周辺に病院やレジャー施設・憩いの場を設置し、利便性の向上を図る		協働
	マイナンバーサービスの推進を背景としながら、キャッシュレス決済サービスの活用に対して、行政職員の理解促進と共にMaaSへの活用を検討		行政
先端産業	排水やにおいに対する対策を講じる一方、においの活用に向けた技術開発を京都先端科学大学との協働で推進		協働
	排水や汚物の無臭化と共に、農業への利活用の推進		協働
	亀岡の豊かな水とそれを支える土壌（堆積層）の利活用方策の研究・検討		協働
	京都先端科学大学との連携を図り、亀岡独自の産業の開発・推進		協働
	医、工、産、農、森などあらゆる分野における、ビッグデータの活用方策の検討		協働
企業・個人事業	産業活性化のために企業誘致を推進		協働
	大企業にこだわらずに本社機能の誘致を図り、活性化を推進		行政
	産業間の交流・集積を図る		協働
	企業による講座を開催し、専門知識の付与を図る		協働
	ターゲットを絞った集客を図るために、昭和を感じる店づくりの推進		事業者
	空家の店舗家賃を抑えながらチャレンジショップとして活用を図り、商業活動の活性化を推進		協働
	情報発信を充実させ、事業挑戦者がチャレンジしやすく、成功・失敗事例が共有できる環境づくり		市民
農林業・商工業	世界展開を視野に入れた農産物を生産する		事業者
	農家が安定した収入が得られる職業になるよう取組を推進		事業者
	スタジアム横の農地を活用し、休日農園、チャレンジ農園の整備		事業者
	亀岡産木材を活用し、木に触れ合うことができるウッドスタート事業の実施、及び一定の年齢に置ける記念品の配布		行政
	亀岡牛を技術革新と掛け合わせるにより、研究開発を行う		事業者
	亀岡牛の世界的展開を見据え、牛小屋の最適な環境構築、その技術の販売		事業者
	亀岡の生産物をアピールするなど、農業・畜産分野の更なるブランド化の推進		協働
	空き家等の有効活用として生活用品ポスの集約化・設置を推進し、再配達などのロスを防ぐ		事業者

2 市民意見

(その3)

テーマ	生活環境、産業分科会（まちづくりの方策）	取組主体
観光	都会から亀岡に来てもらえるよう、情報発信の充実と共に、回遊の仕組みづくりを行う	協働
	京都との相対化により亀岡観光の印象付けを行い「走る」「歩く」の視点から展開する	協働
	亀岡の自然景観の見どころをつないだ市民参加のプロモーションビデオを制作し、情報発信を行う	協働
	亀岡の農業や工業を体験できるような仕組みの構築	協働
	宿泊施設の創意工夫を図り、滞在客の増加を図る	事業者
	亀岡ならではの自然が満喫できるようなレジャー・文化施設の充実	事業者
	オール亀岡花火大会観覧スポットの整備をするとともに、スタジアムや市内観光レジャーを位置づける	協働

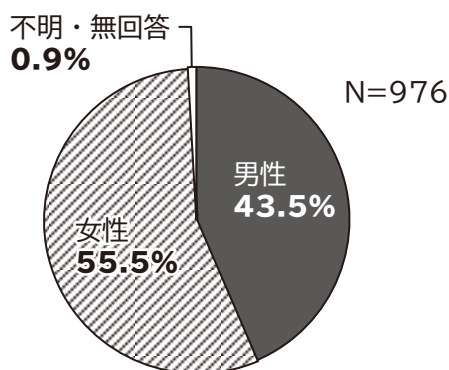
2-3 亀岡市まちづくりアンケート結果概要

調査対象	18 歳以上の市内居住者のうち住民基本台帳より 3,000 件を無作為抽出
調査期間・方法	令和元年 7 月 11 日（木）～ 7 月 31 日（水） 郵送による配布・回収
回収結果	有効回収数 976 件（有効回収率 32.5%）

1 回答者について

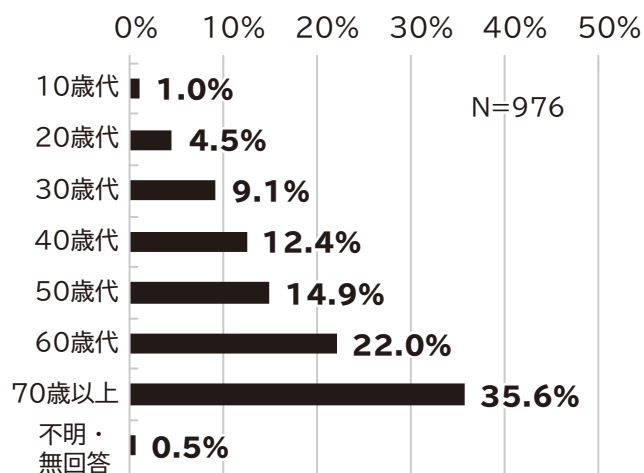
● 性別〈単数回答〉

◎「男性」が 43.5%、「女性」が 55.5%



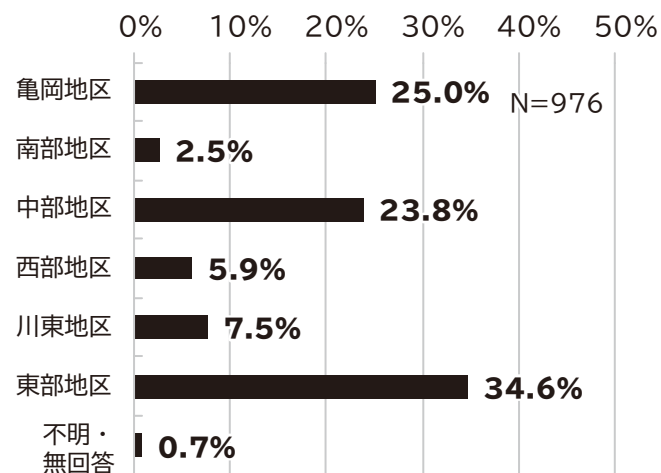
● 年代〈単数回答〉

◎「70 歳以上」が 35.6%、「60 歳代」が 22.0%で合計が 6 割近くを占める



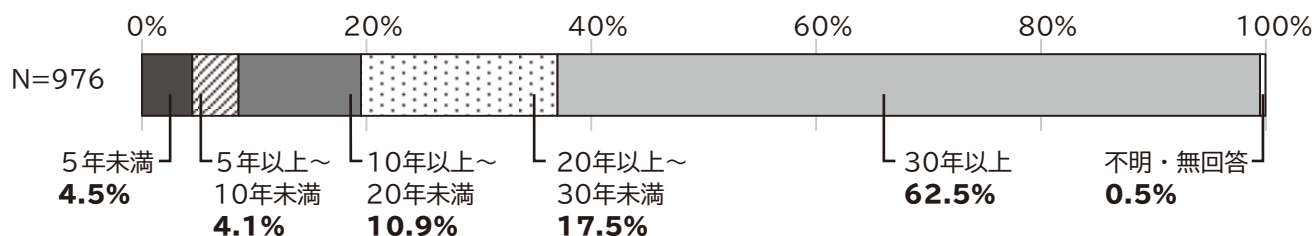
● 居住地域〈単数回答〉

◎「東部地区」が 34.6%、次いで「亀岡地区」25.0%、「中部地区」23.8%



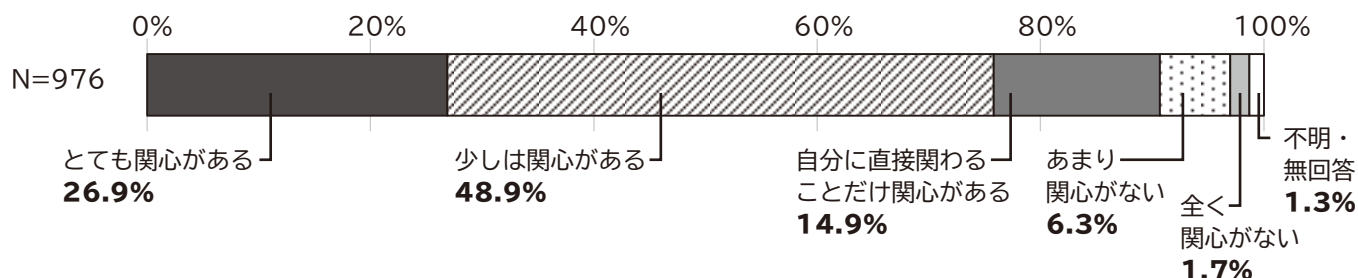
● 居住年数〈単数回答〉

◎ 「30 年以上」が 62.5%、次いで「20 年以上～30 年未満」が 17.5%



● まちづくりの計画や取組への関心〈単数回答〉

◎ 「少しは関心がある」が 48.9%、次いで「とても関心がある」が 26.9%

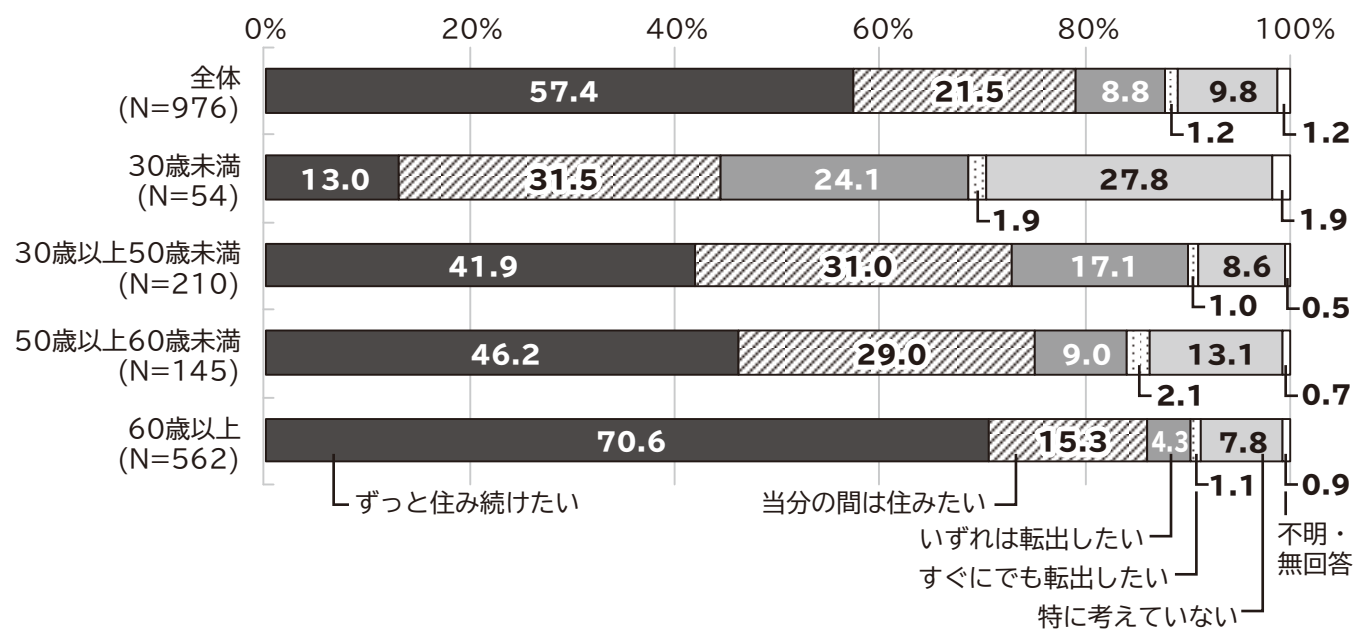


2 住みごこちや、まちづくりの取組について

● 亀岡市での定住意向〈単数回答〉

◎ 「ずっと住み続けたい」が 57.4%、次いで「当分の間は住みたい」が 21.5%

◎ 年代別にみると、定住意向は年齢が上がるにつれて概ね高くなっている



● 亀岡市に定住したい理由〈1位から3位まで回答〉

◎ 住み続けたい理由（1位～3位の合計数の上位項目／N= 770）

まわりの自然環境や住環境が良いから	475 件
まちに住んで愛着を感じているから	335 件
住宅の都合（住宅を購入した、家賃が手ごろ）	323 件

● 住み替えたい理由〈1位から3位まで回答〉

◎ 住み替えたい理由（1位～3位の合計数の上位項目／N=98）

通勤・通学や買い物などに不便だから	57 件
医療や福祉、公共サービスなどの条件が不十分だから	44 件
まちに愛着を持ってないから	34 件

● まちの住みごこちやまちづくりについての満足度・重要度〈単数回答〉

◎ 全 42 項目について『満足（「満足」と「やや満足」の合計）』についてみると、満足度が高いのは【防災・消防の強化】（44.3%）、【良質な水の安定供給】（43.1%）、【健康づくりや医療の充実】（42.9%）。

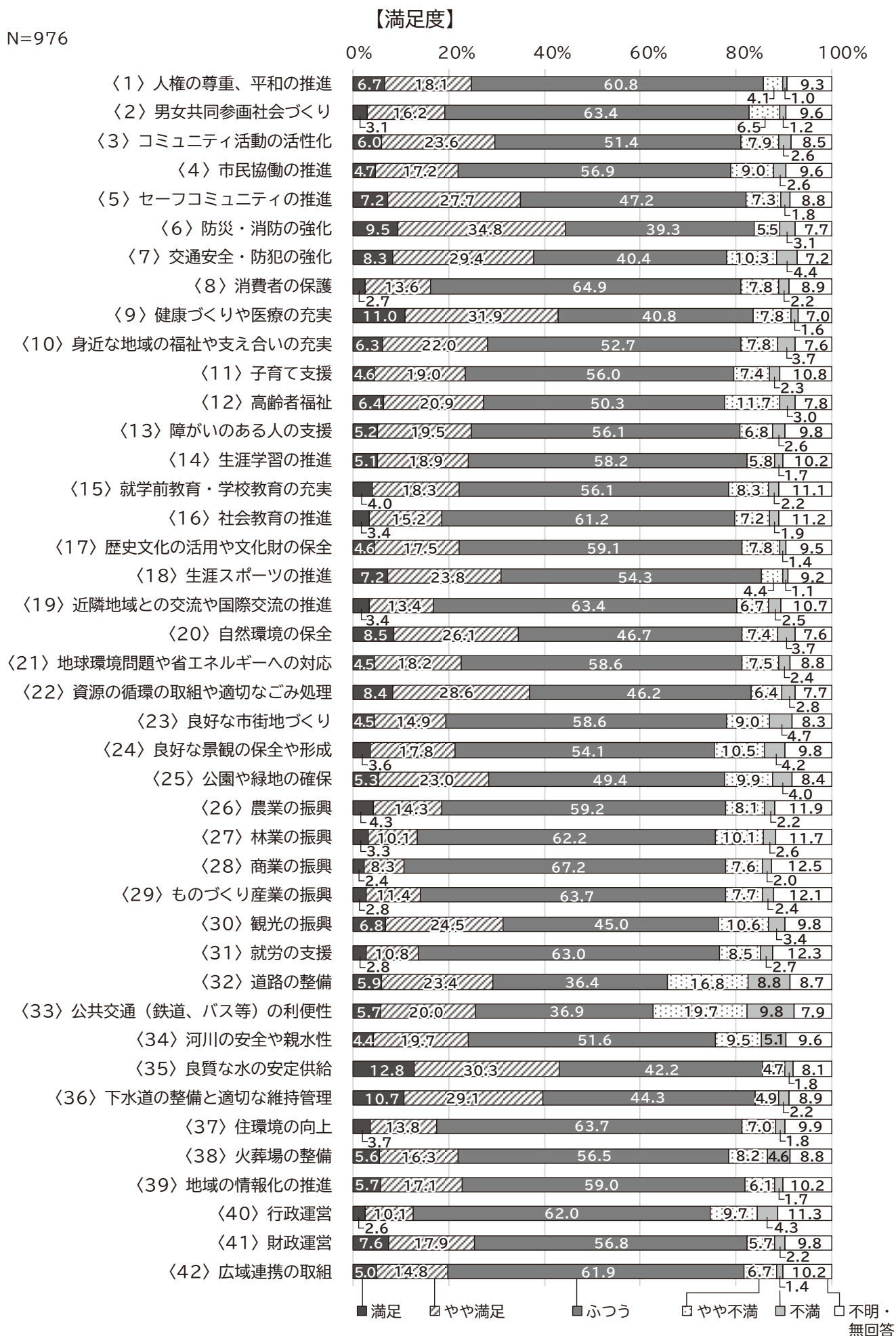
◎ 満足度が低いのは【商業の振興】（10.7%）、【行政運営】（12.7%）、【林業の振興】（13.4%）。

◎ 全 42 項目について『重要（「高い」と「やや高い」の合計）』についてみると、最も重要度が高いのは【防災・消防の強化】（70.3%）、次いで【交通安全・防犯の強化】（68.6%）、【公共交通（鉄道、バス等）の利便性】（66.5%）。

◎ 重要度が低いのは、【近隣地域との交流や国際交流の推進】（25.6%）、【商業の振興】（34.0%）、【生涯学習の推進】（34.6%）。

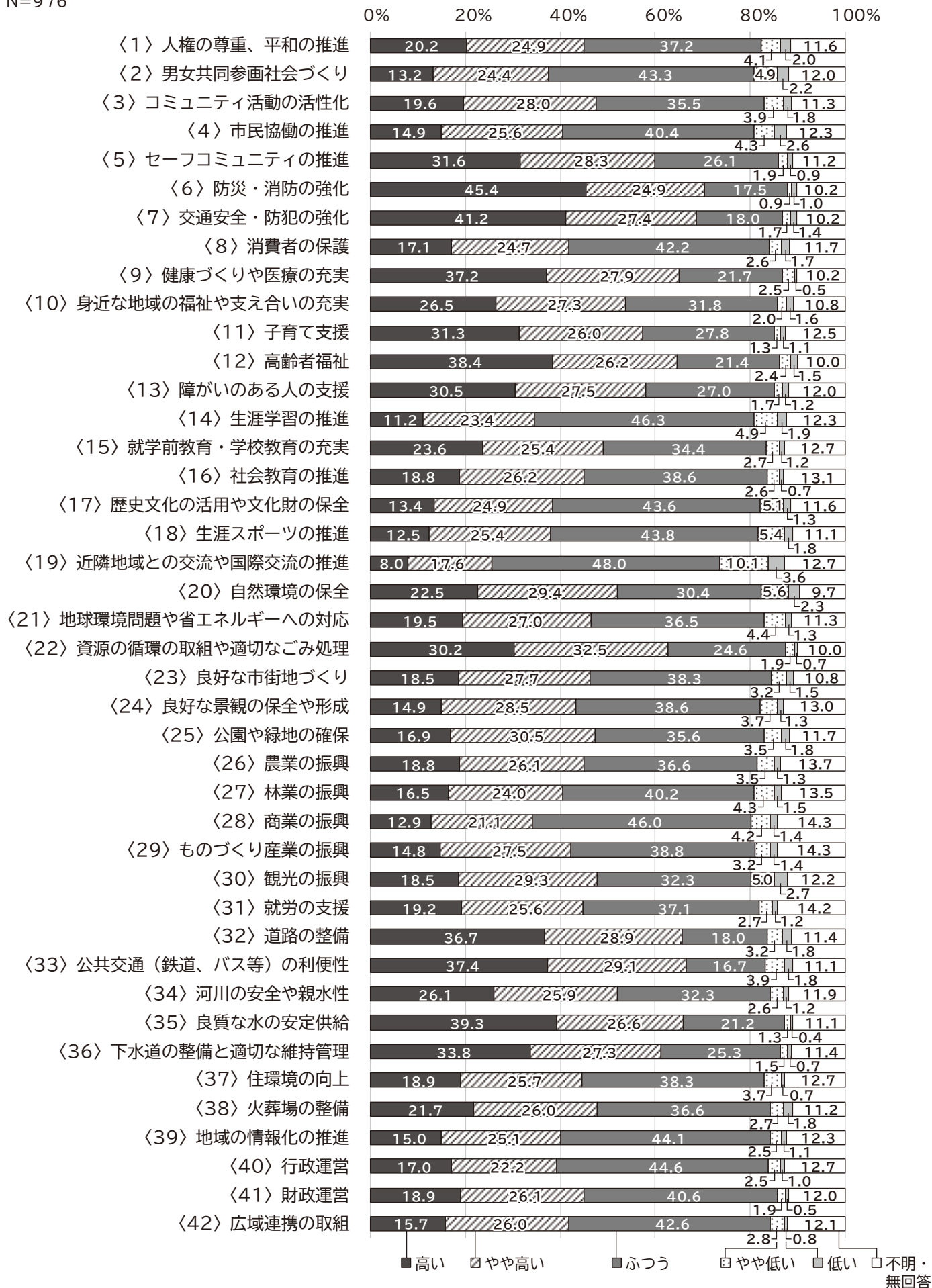
2 市民意見

N=976



N=976

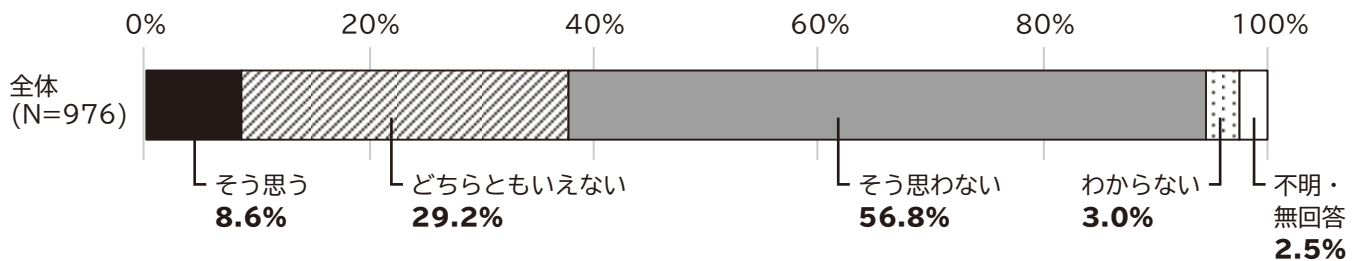
【重要度】



3 男女共同参画について

● 「男は仕事、女は家庭のことを主として担うべきだ」という固定的な性別役割分担意識について〈単数回答〉

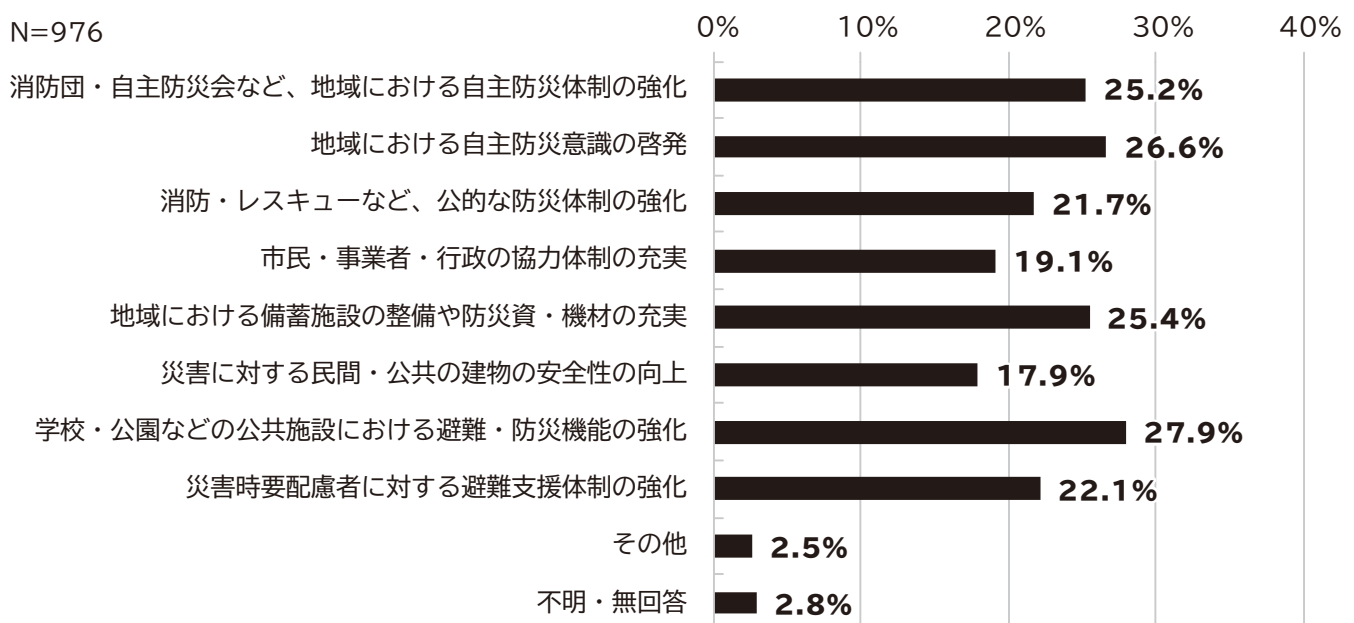
◎ 固定的な性別役割分担意識は、「そう思わない」が56.8%で最も高い



4 防災・減災対策について

● 減災において、特に大切な取組〈複数回答〉

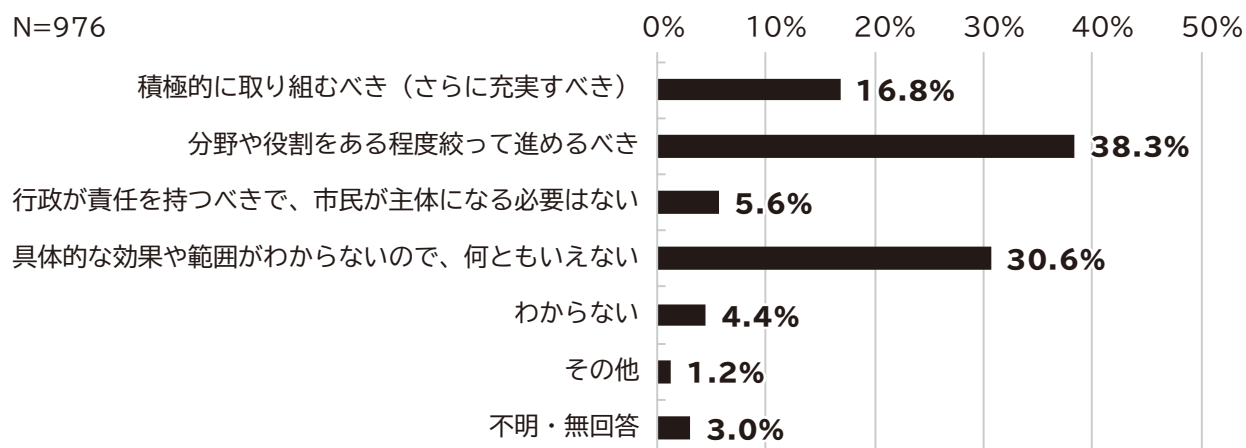
◎ 「学校・公園などの公共施設における避難・防災機能の強化」27.9%、以下「地域における自主防災意識の啓発」26.6%、「地域における備蓄施設の整備や防災資・機材の充実」25.4%



5 地域活動（コミュニティ活動）について

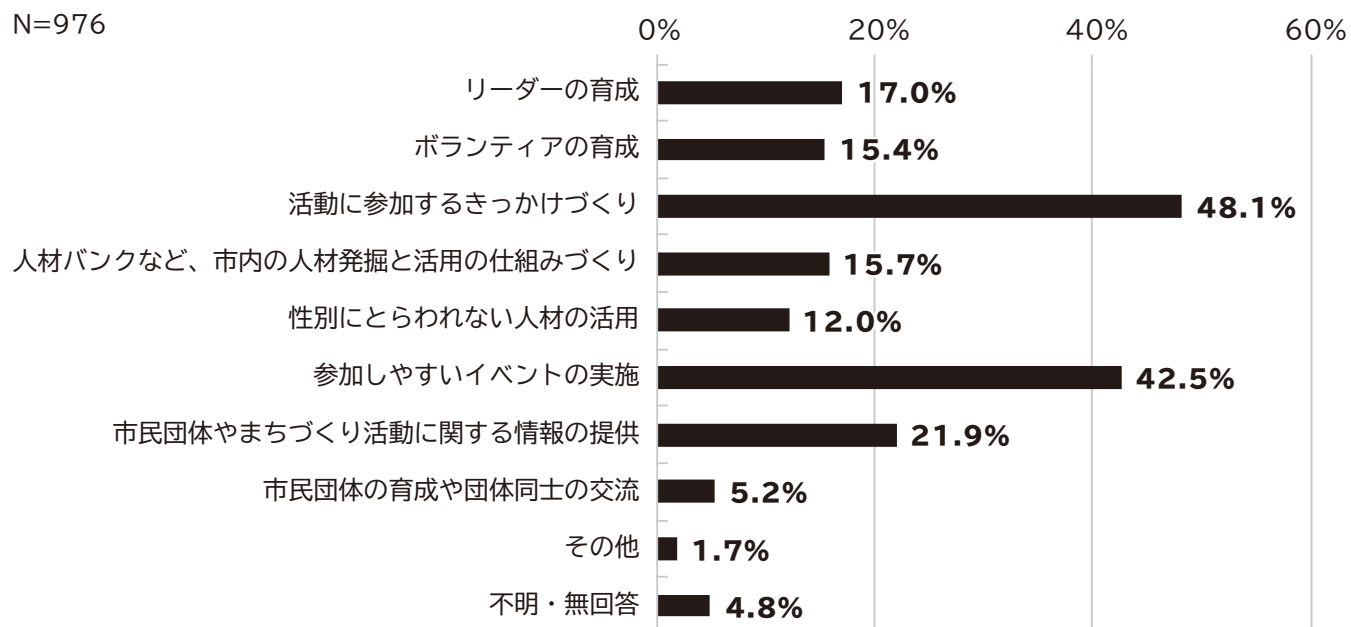
● 市民が主体となったまちづくり活動〈単数回答〉

◎「分野や役割をある程度絞って進めるべき」が38.3%、
次いで「具体的な効果や範囲がわからないので、何ともいえない」が30.6%



● NPO活動やコミュニティ活動を活性化していくために、効果的な取組や仕組み〈複数回答〉

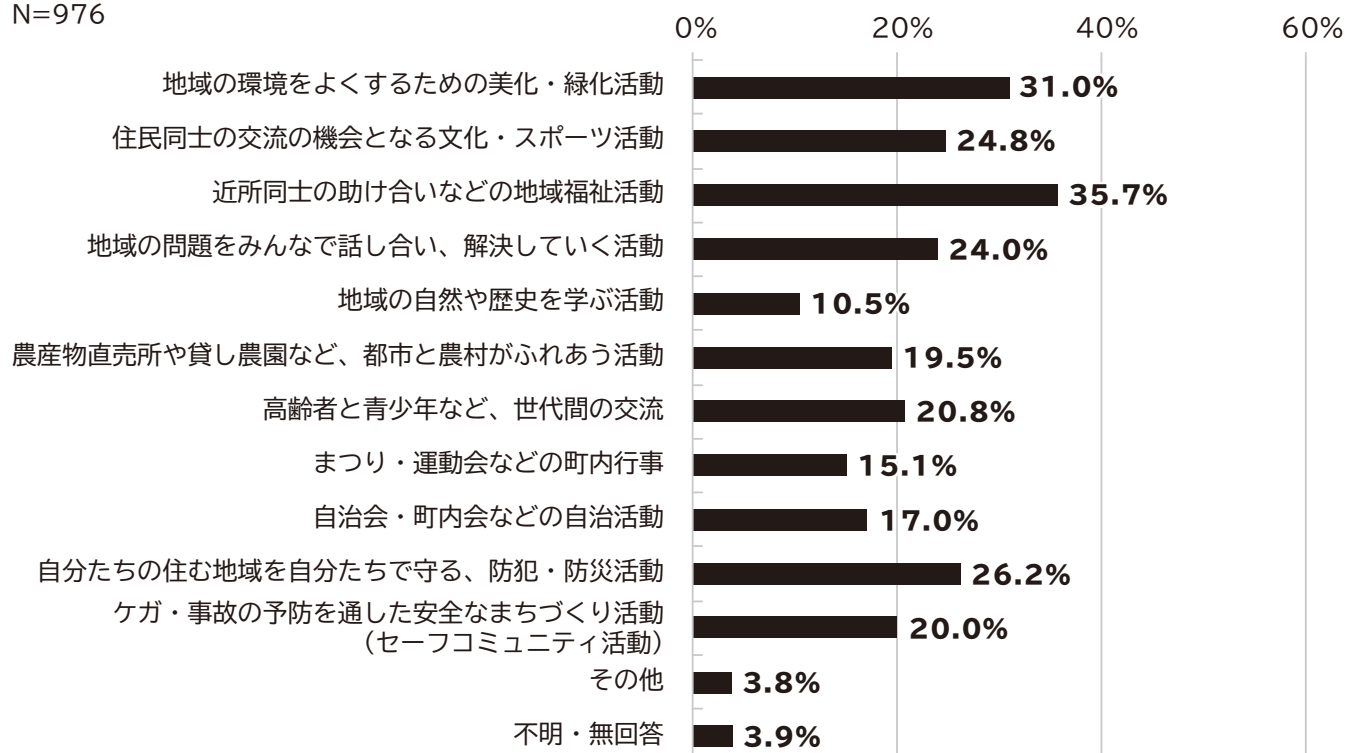
◎「活動に参加するきっかけづくり」が48.1%、次いで「参加しやすいイベントの実施」が42.5%



● 現在お住まいの地域でコミュニティ活動を活発にしていくために、効果的な取組〈複数回答〉

◎「近所同士の助け合いなどの地域福祉活動」が35.7%、次いで「地域の環境をよくするための美化・緑化活動」31.0%、「自分たちの住む地域を自分たちで守る、防犯・防災活動」26.2%

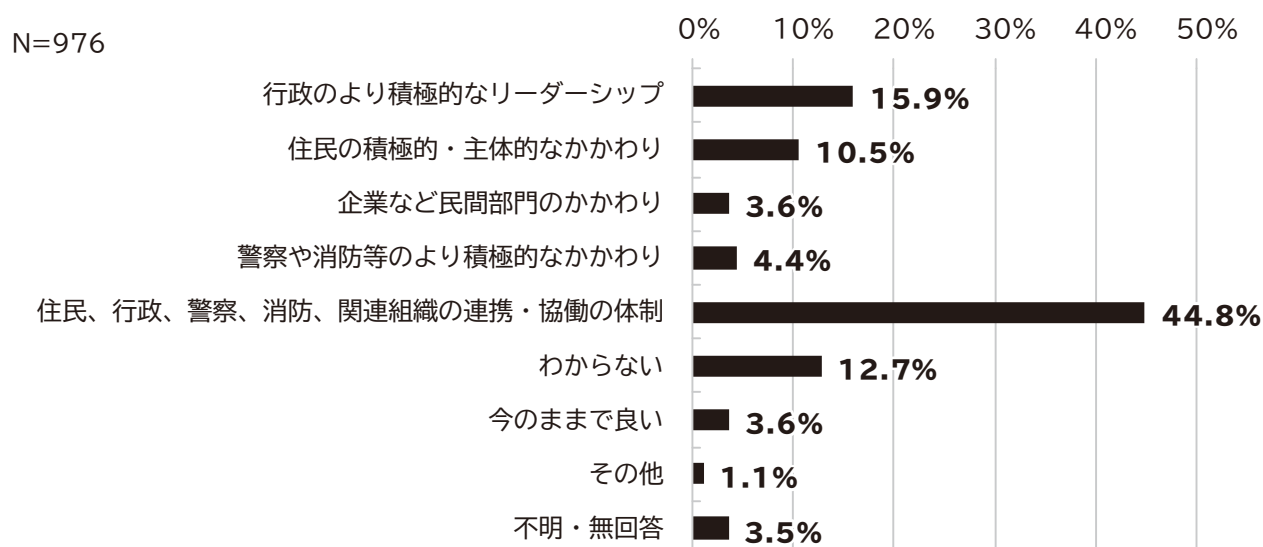
N=976



● 「セーフコミュニティ認証市」として、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを進めていく上で、最も重要なこと〈単数回答〉

◎「住民、行政、警察、消防、関連組織の連携・協働の体制」が44.8%、次いで「行政のより積極的なリーダーシップ」15.9%、「わからない」が12.7%

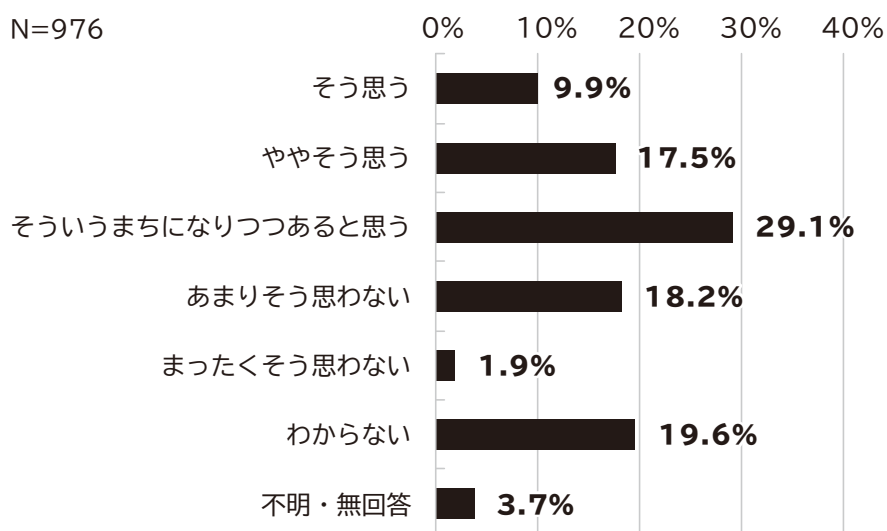
N=976



6 子育て支援、高齢者福祉、障がいのある人の支援について

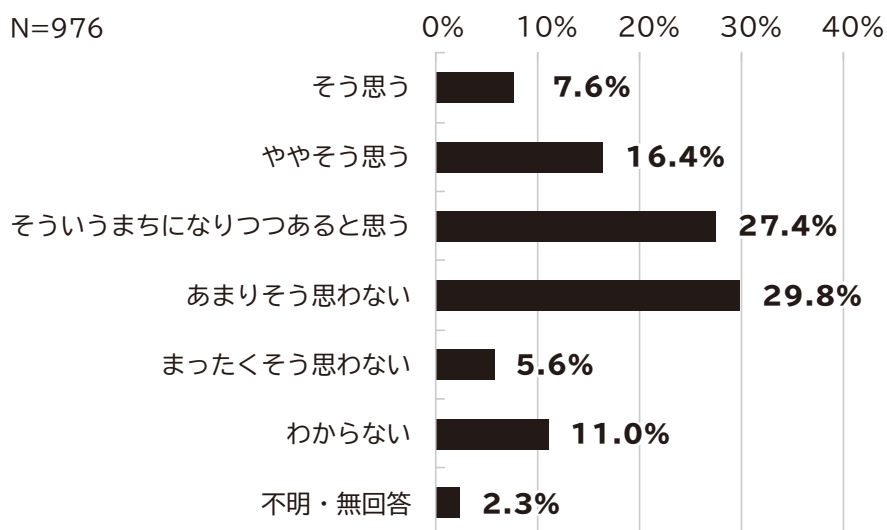
● 亀岡市は、子どもを生み育てやすいまちであると思うか〈単数回答〉

◎「そういうまちになりつつあると思う」29.1%、次いで「わからない」が19.6%



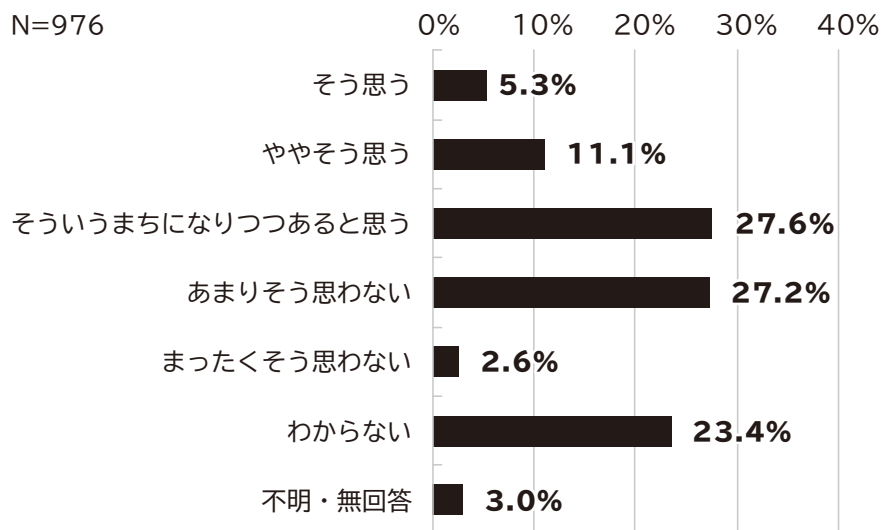
● 亀岡市は、高齢者が住みやすいまちであると思うか〈単数回答〉

◎「あまりそう思わない」29.8%、次いで「そういうまちになりつつあると思う」27.4%



● 亀岡市は、障がいのある人が住みやすいまちであると思うか〈単数回答〉

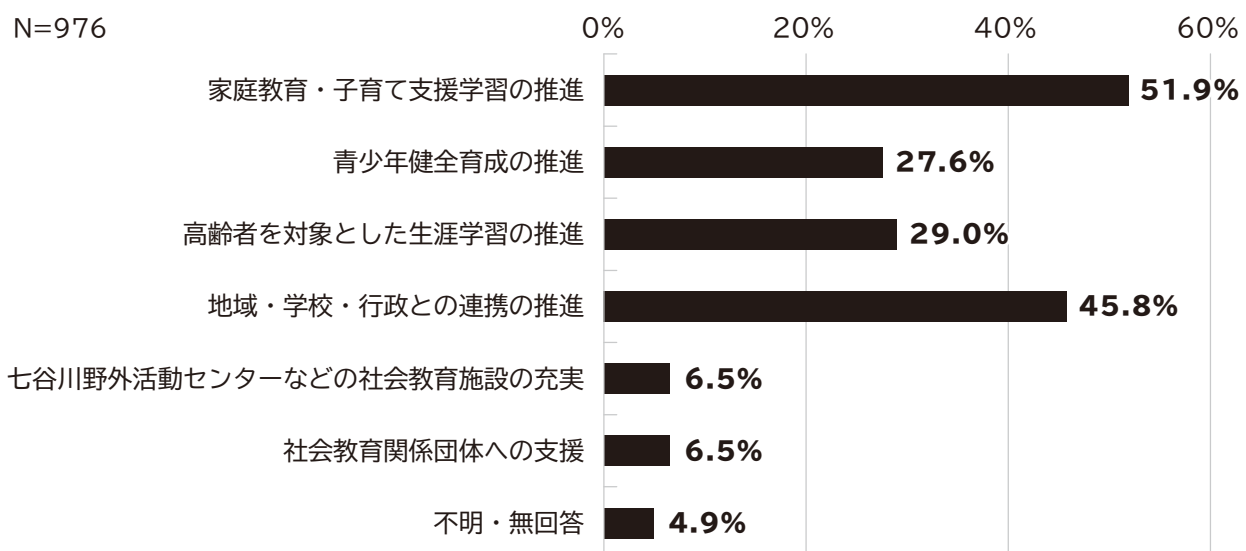
◎ 「そういうまちになりつつあると思う」 27.6%、次いで「あまりそう思わない」 27.2%



7 社会教育について

● 亀岡市の社会教育について今後大切な取組〈複数回答〉

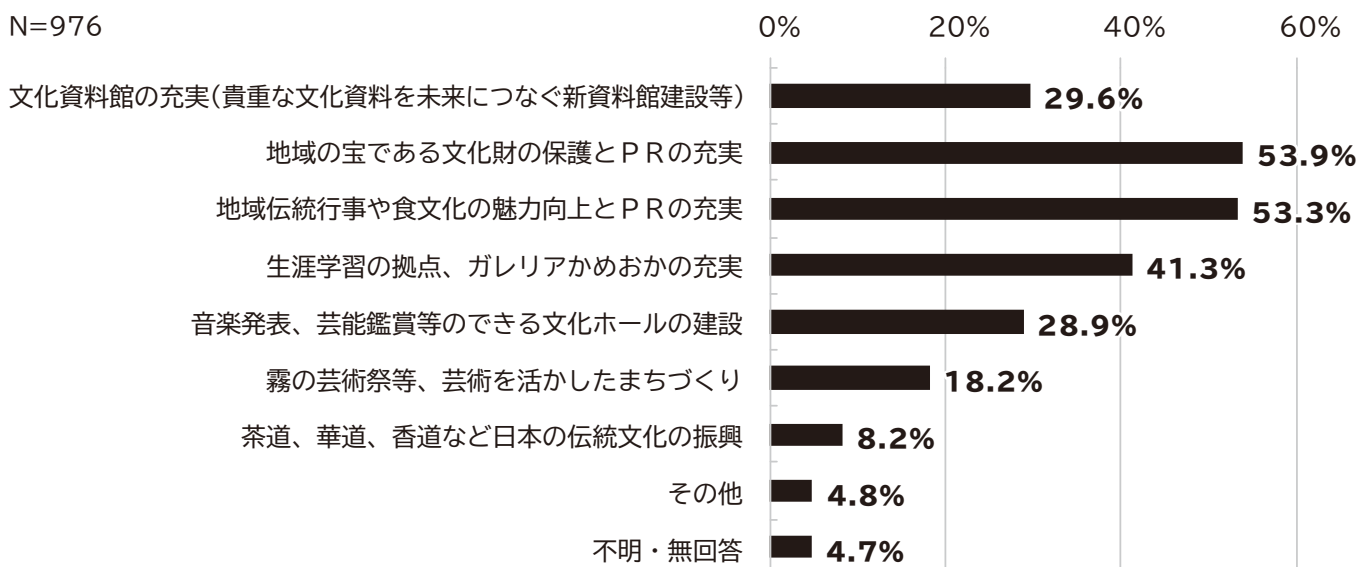
◎ 「家庭教育・子育て支援学習の推進」 51.9%、次いで「地域・学校・行政との連携の推進」 45.8%



8 文化政策について

● 将来、亀岡市の文化的な魅力を高めていくため、特に力を入れていくべき取組〈複数回答〉

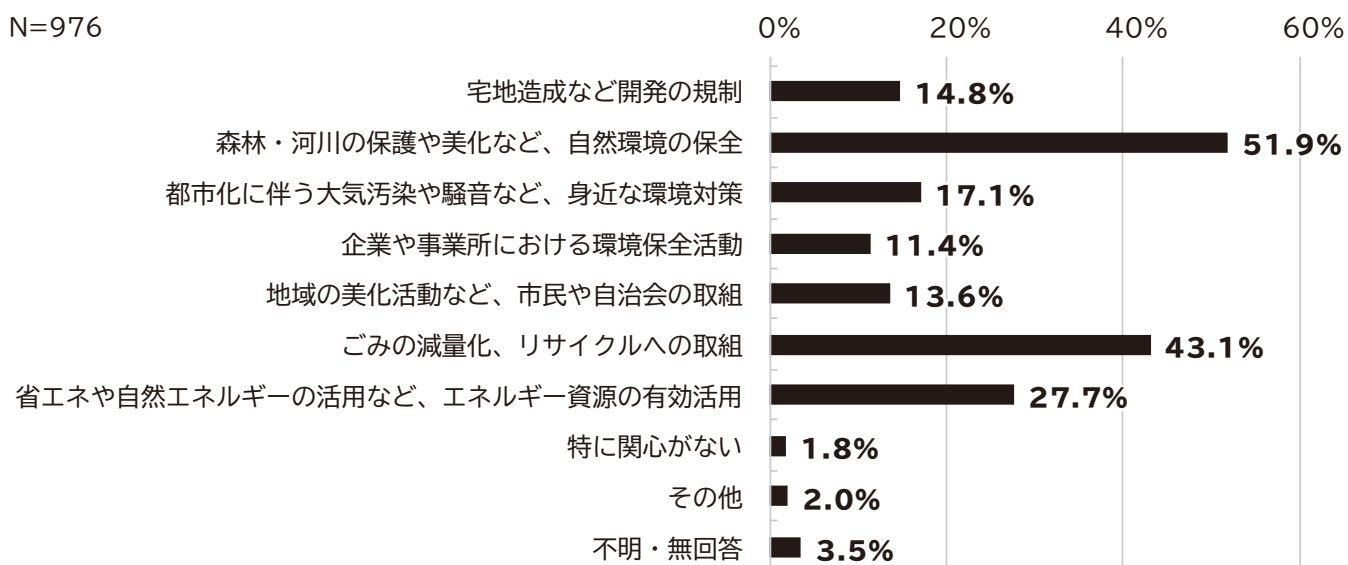
◎「地域の宝である文化財の保護とPRの充実」53.9%、次いで「地域伝統行事や食文化の魅力向上とPRの充実」53.3%、「生涯学習の拠点、ギャラリーかめおかの充実」41.3%



9 環境について

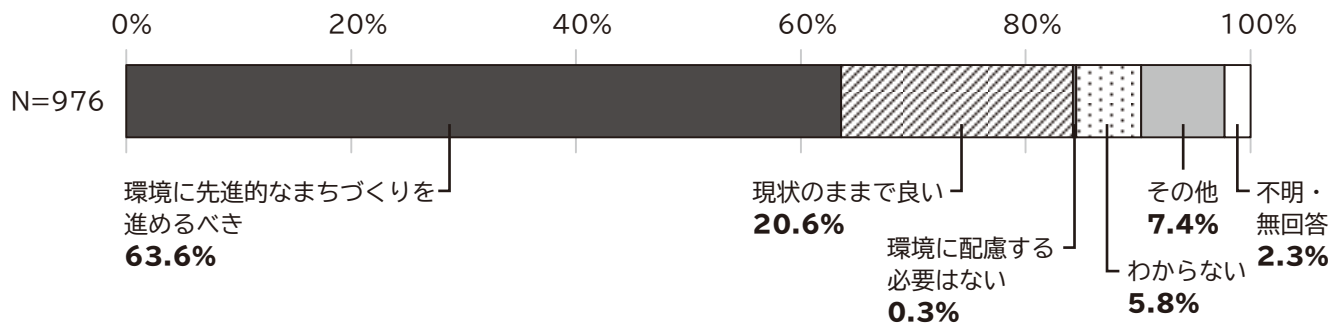
● 環境問題に対して、特に大切な取組〈複数回答〉

◎「森林・河川の保護や美化など、自然環境の保全」51.9%、次に「ごみの減量化、リサイクルへの取組」43.1%、「省エネや自然エネルギーの活用など、エネルギー資源の有効活用」27.7%



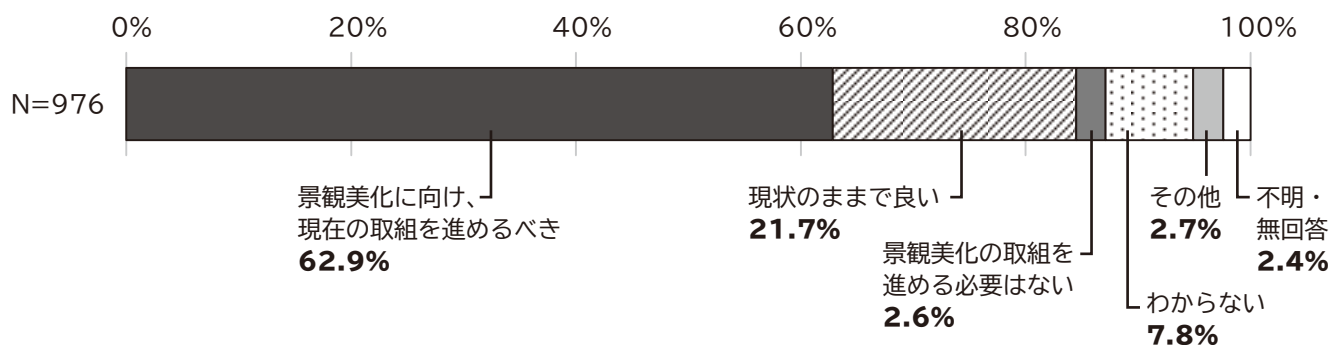
●『世界に誇れる環境先進都市』の実現に向けた取組について〈単数回答〉

◎「環境に先進的なまちづくりを進めるべき」63.6%、次いで「現状のままで良い」20.6%



●花と緑による快適で潤いのある美しい景観づくり〈単数回答〉

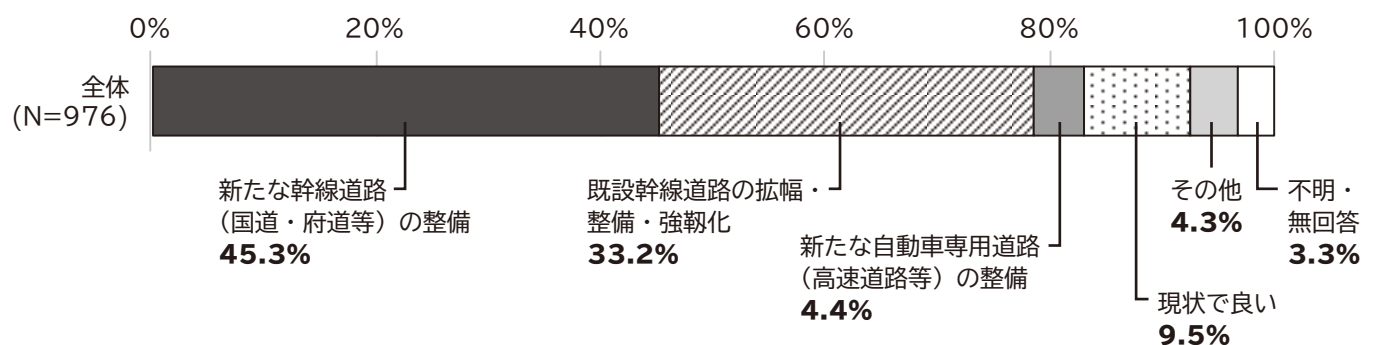
◎「景観美化に向け、現在の取組を進めるべき」62.9%、次いで「現状のままで良い」21.7%



10 交通網について

●最も整備を優先すべき道路交通網〈単数回答〉

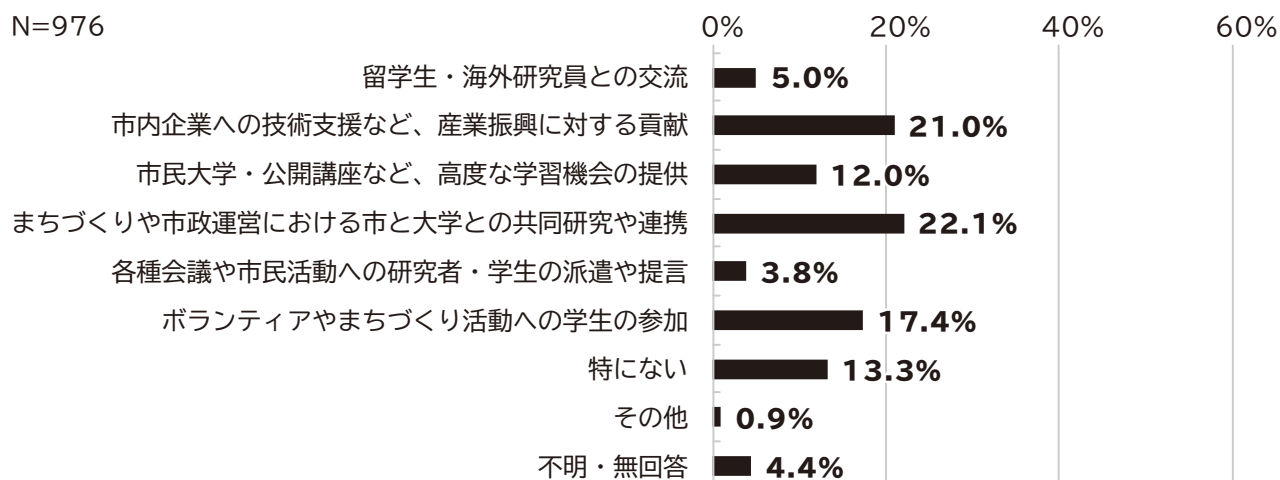
◎「新たな幹線道路（国道・府道等）の整備」45.3%、
次いで「既設幹線道路の拡幅・整備・強靱化」33.2%



11 大学との連携について

● 大学との連携に期待すること〈単数回答〉

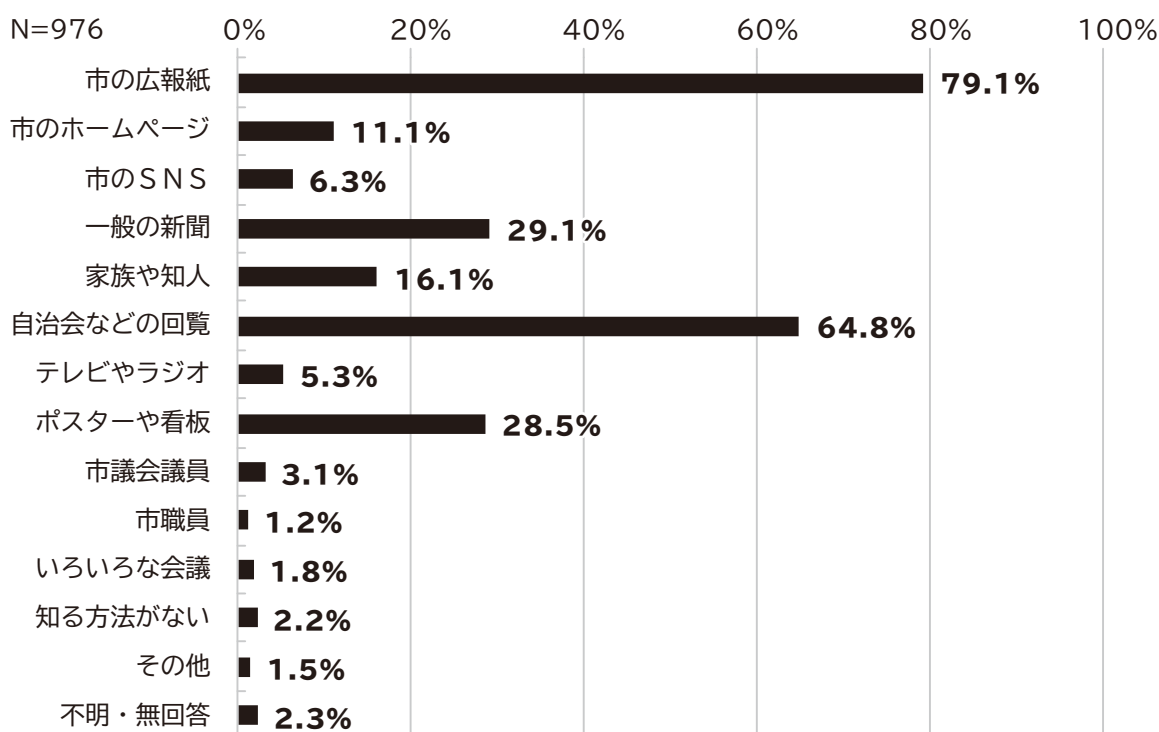
◎「まちづくりや市政運営における市と大学の共同研究や連携」22.1%、次いで「市内企業への技術支援など、産業振興に対する貢献」21.0%、「ボランティアやまちづくり活動への学生の参加」17.4%



12 行政との関わりについて

● 市政に関する情報や市が実施するイベント情報の入手手段〈複数回答〉

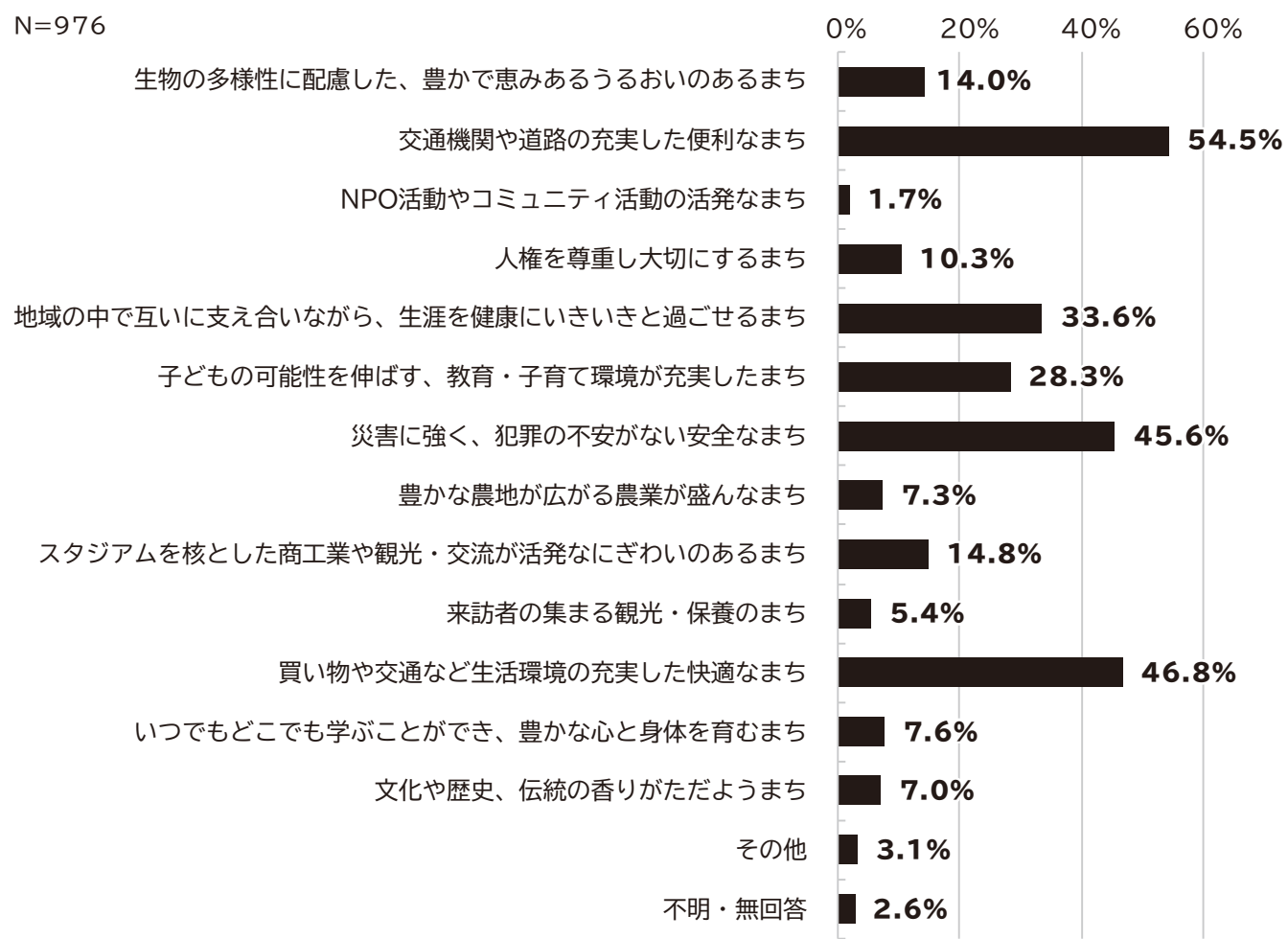
◎「市の広報紙」79.1%、次いで「自治会などの回覧」64.8%、「一般の新聞」29.1%



13 まちの将来について

● 2030年の亀岡市は、どのようなまちであってほしいとお考えですか〈複数回答〉

- ◎ 「交通機関や道路の充実した便利なまち」54.5%、次いで「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」46.8%、「災害に強く、犯罪の不安がない安全なまち」45.6%
- ◎ 年代別にみると、【30歳未満】では「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」が最も高く、【30歳以上50歳未満】では「子どもの可能性を伸ばす、教育・子育て環境が充実したまち」が他の年代より20ポイント以上高い



◎ 各年代の上位3位までの都市像

	第1位	第2位	第3位
30歳未満	買い物や交通	交通機関や道路	災害に強く
30歳以上50歳未満	交通機関や道路	買い物や交通	子ども／災害に強く
50歳以上60歳未満	交通機関や道路	買い物や交通	災害に強く
60歳以上	交通機関や道路	災害に強く	買い物や交通

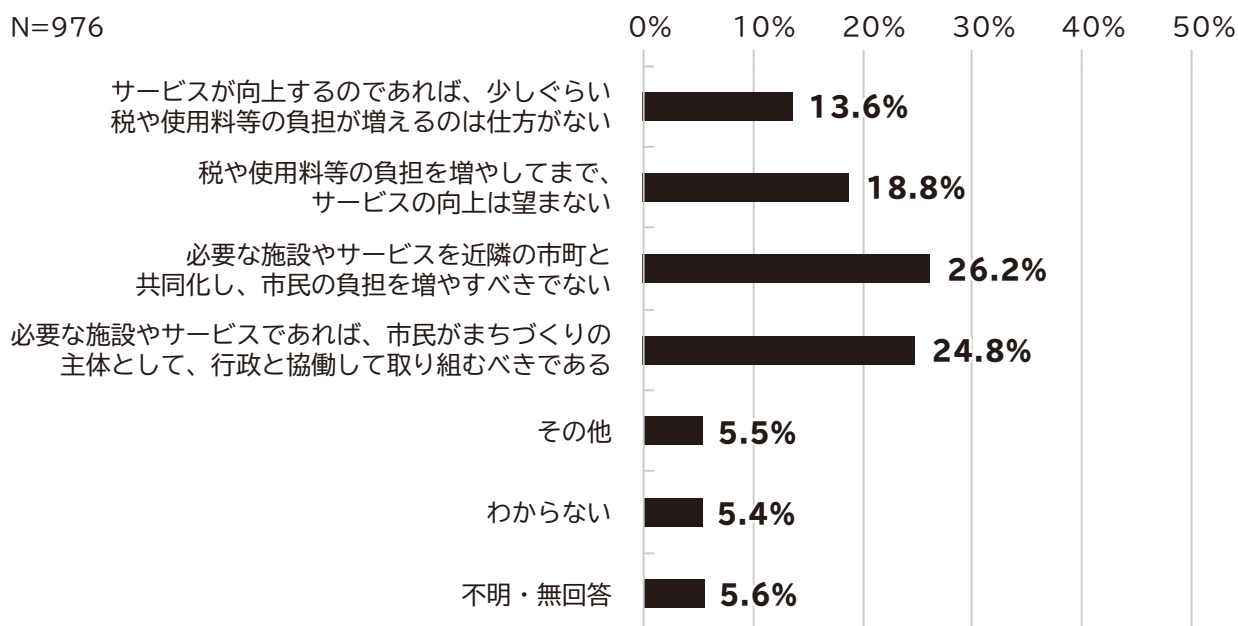
● 亀岡市の将来都市像をひとことで表現する良いキャッチフレーズ〈自由記述〉

◎ 回答を得た 275 件のうち、「主に人がテーマのもの」「複合的なテーマのもの」がそれぞれ 55 件、「主に自然や生活環境がテーマのもの」48 件

主に人がテーマのもの	55 件
複合的なテーマのもの	55 件
主に自然や生活環境がテーマのもの	48 件
主に安心ややすらぎがテーマのもの	40 件
主に発展や成長がテーマのもの	11 件
主に歴史・文化がテーマのもの	5 件
その他	61 件
計	275 件

● 今後、新たな都市基盤の整備や市民福祉の向上を図るために市民の負担が増えることについて〈単数回答〉

◎ 「必要な施設やサービスを近隣の市町と共同化し、市民の負担を増やすべきでない」26.2%、次いで「必要な施設やサービスであれば、市民がまちづくりの主体として行政と協働して取り組むべきである」24.8%



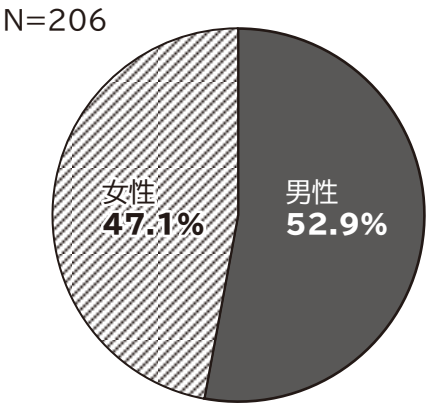
2-4 亀岡市まちづくりWEBアンケート結果概要

調査対象	市内在住のWEB アンケート調査登録者
調査期間・方法	令和元年 8 月 8 日（木）～ 8 月 11 日（日） インターネットリサーチ
回収結果	有効回収数 206 件

1 回答者について

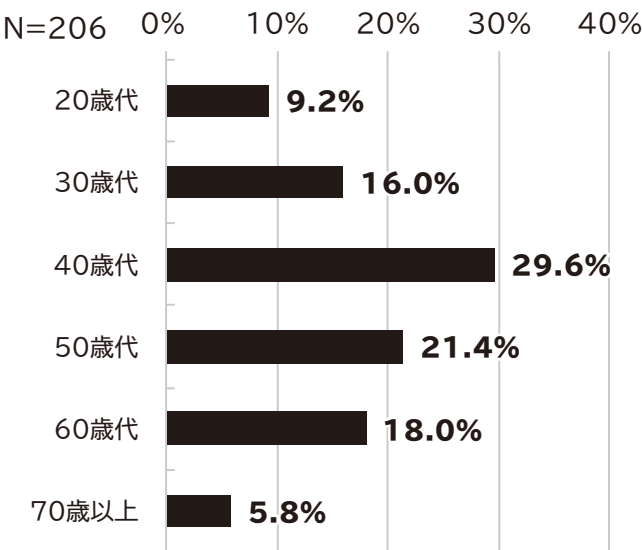
● 性別〈単数回答〉

◎ 「男性」 52.9%、「女性」 47.1%



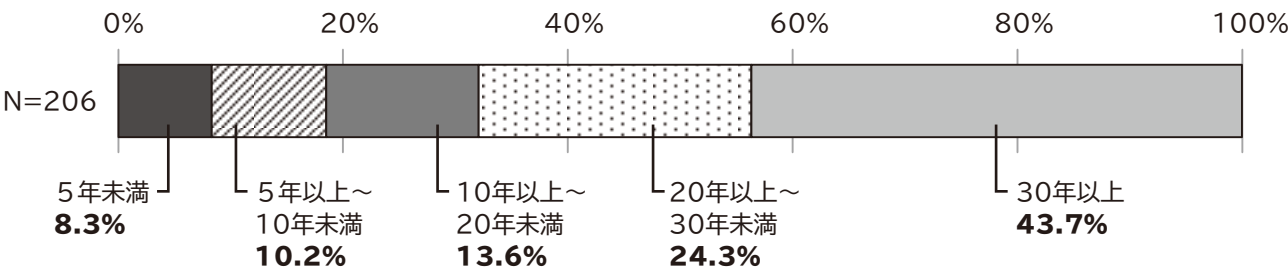
● 年代〈単数回答〉

◎ 「40 歳代」29.6%、次いで「50 歳代」21.4%



● 居住年数〈単数回答〉

◎ 「30 年以上」 43.7%、次いで「20 年以上～ 30 年未満」 24.3%

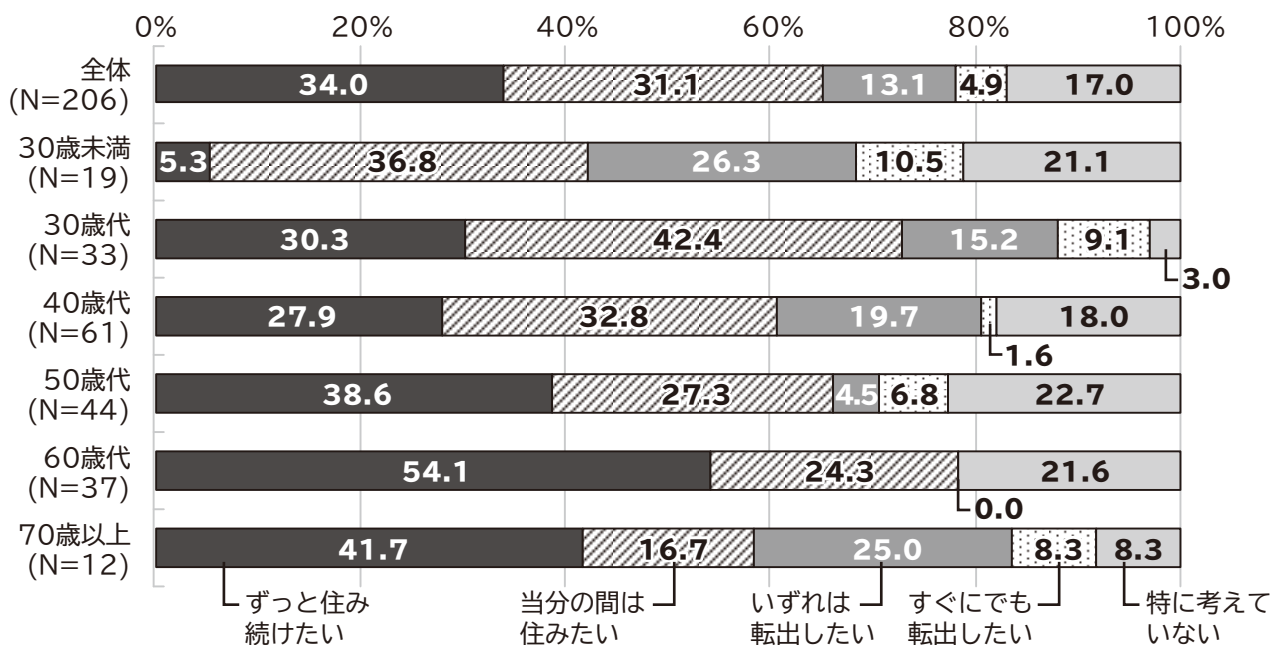


2 住みごこちや、まちづくりの取組について

● 亀岡市での定住意向〈単数回答〉

◎ 「ずっと住み続けたい」 34.0%、次いで「当分の間は住みたい」 31.1%

◎ 年代別にみると、【30歳未満】で「ずっと住み続けたい」が低くなっている



● 亀岡市に定住したい理由〈1位から3位まで回答〉

◎ 住み続けたい理由（1位～3位の合計数の上位項目／N=134）

まわりの自然環境や住環境が良いから	82 件
住宅の都合（住宅を購入した、家賃が手ごろ）	58 件
親・子や親類・知人が近くに住んでいるから	43 件

● 住み替えたい理由〈1位から3位まで回答〉

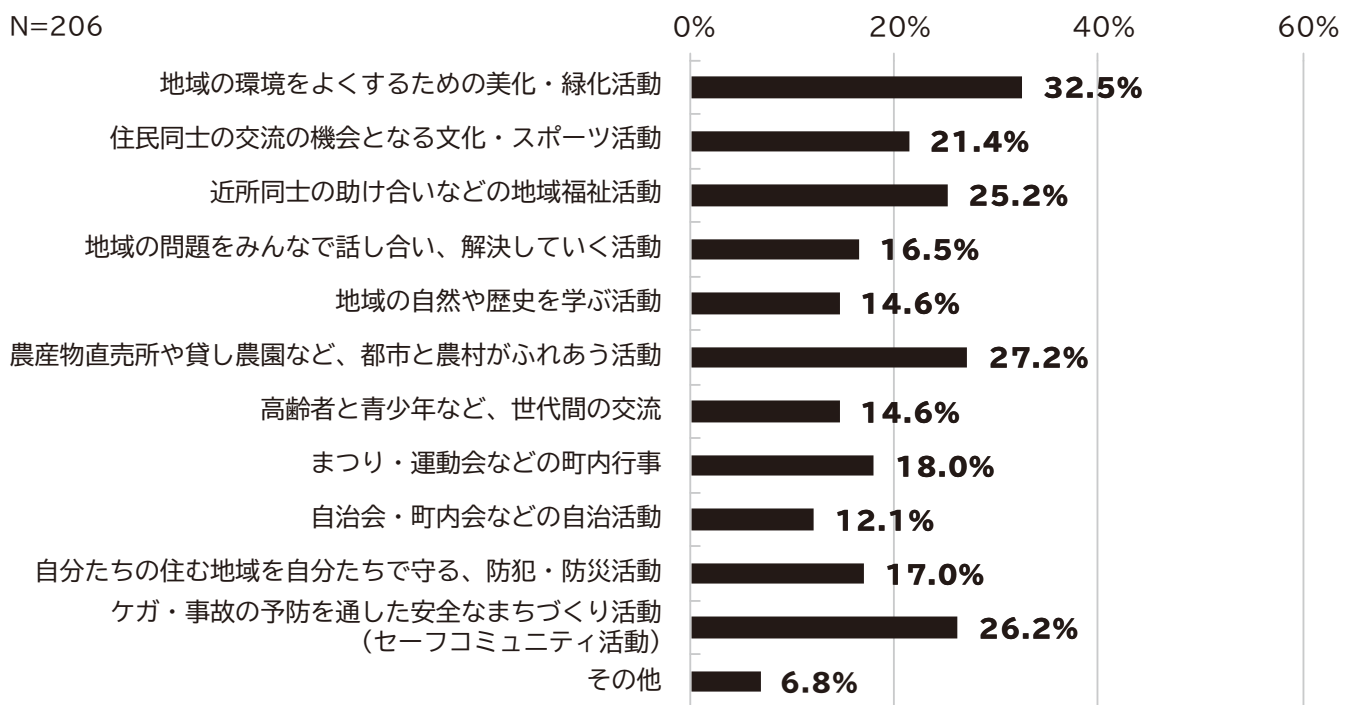
◎ 住み替えたい理由（1位～3位の合計数の上位項目／N=37）

通勤・通学や買い物などに不便だから	24 件
まわりの自然環境や住環境に不満があるから	14 件
まちに愛着を持ってないから	11 件

3 地域活動（コミュニティ活動）について

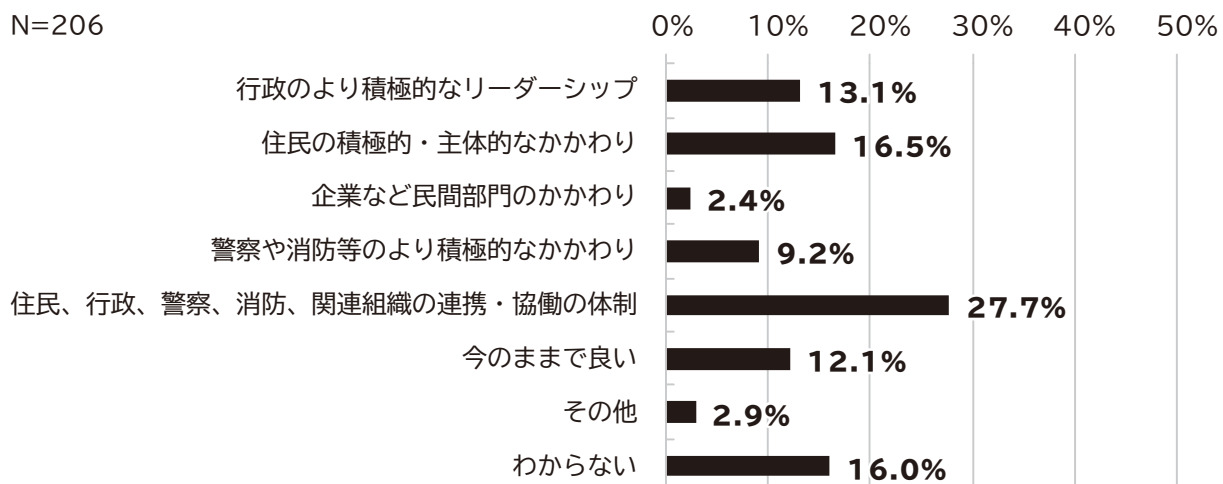
● 現在お住まいの地域でコミュニティ活動を活発にしていくために、効果的な取組〈複数回答〉

◎「地域の環境をよくするための美化・緑化活動」32.5%、次いで「農産物直売所や貸し農園など、都市と農村がふれあう活動」27.2%、「ケガ・事故の予防を通した安全なまちづくり活動（セーフコミュニティ活動）」26.2%



● 「セーフコミュニティ認証市」として、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを進めていく上で、最も重要なこと〈単数回答〉

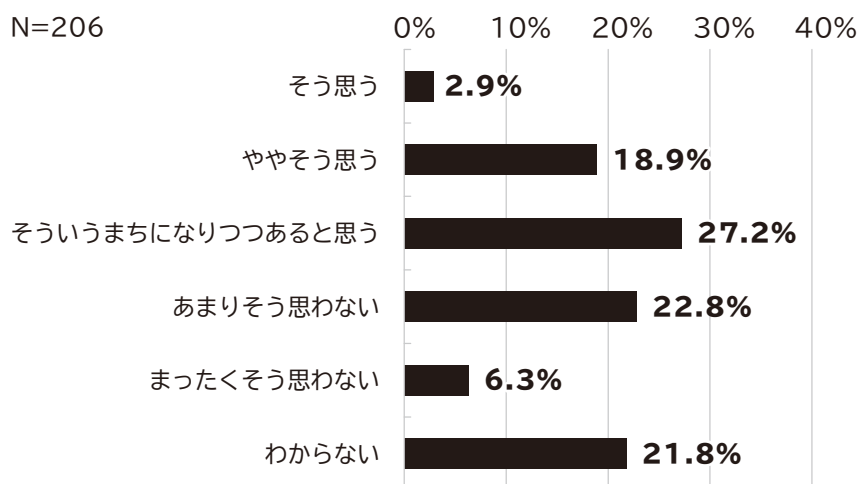
◎「住民、行政、警察、消防、関連組織の連携・協働の体制」27.7%、次いで「住民の積極的・主体的なにかわり」16.5%、「わからない」16.0%



4 子育て支援について

● 亀岡市は、子どもを生み育てやすいまちであると思うか〈単数回答〉

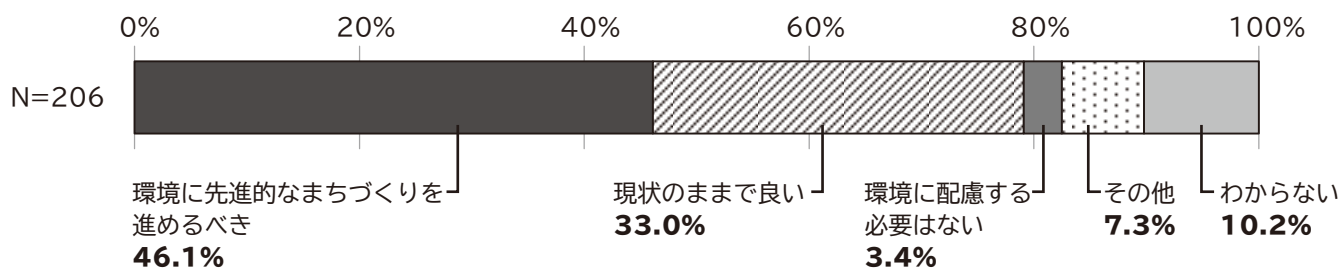
◎「そういうまちになりつつあると思う」27.2%、次いで「あまりそう思わない」22.8%



5 環境について

● 『世界に誇れる環境先進都市』の実現に向けた取組について〈単数回答〉

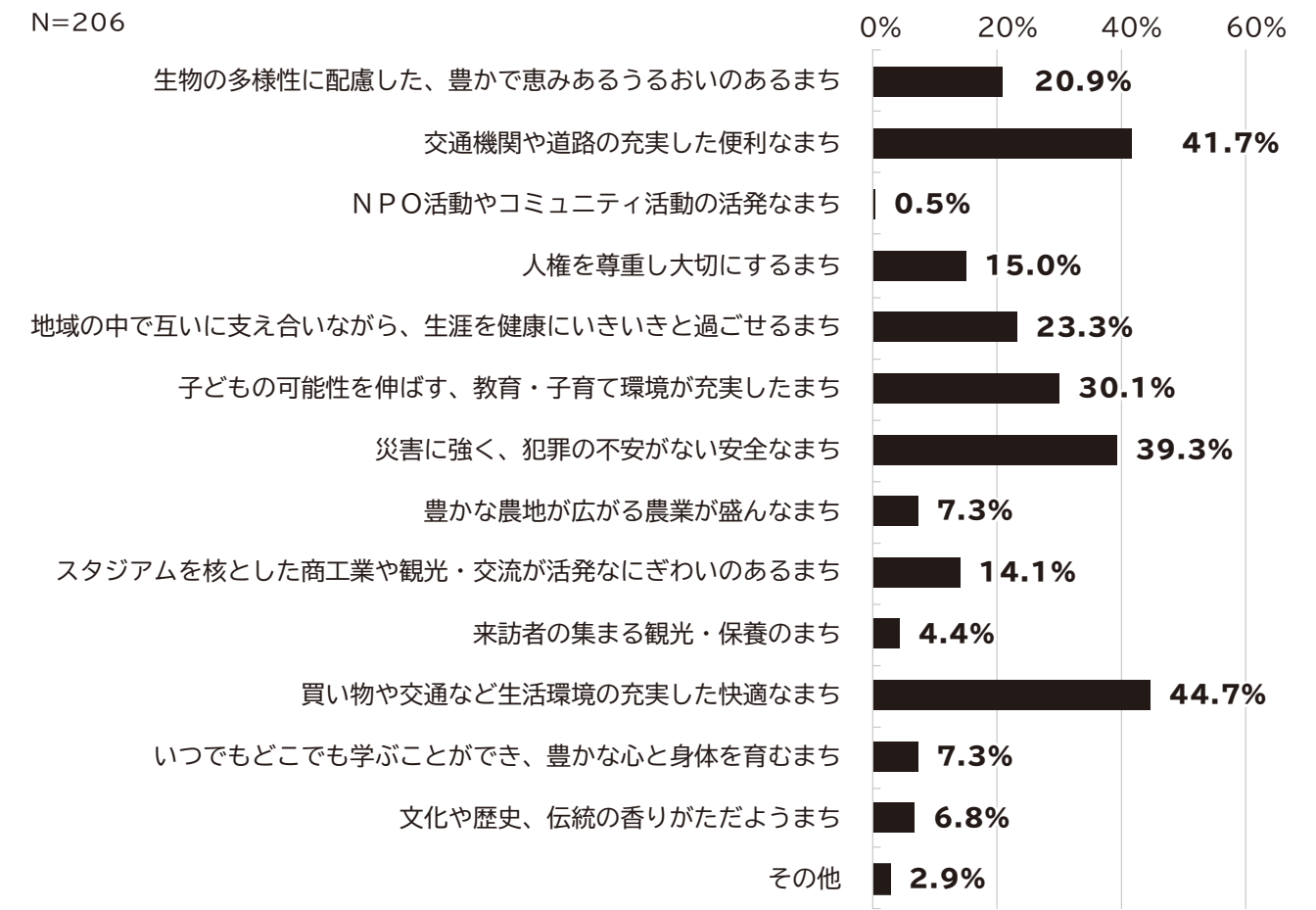
◎「環境に先進的なまちづくりを進めるべき」46.1%、次いで「現状のままで良い」33.0%



13 まちの将来について

● 2030年の亀岡市は、どのようなまちであってほしいとお考えですか〈複数回答〉

- ◎ 「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」44.7%、次いで「交通機関や道路の充実した便利なまち」41.7%、「災害に強く、犯罪の不安がない安全なまち」39.3%
- ◎ 年代別にみると、【30歳未満】では、「子どもの可能性を伸ばす、教育・子育て環境が充実したまち」と「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」、【30歳代】では「災害に強く、犯罪の不安がない安全なまち」が最も高い

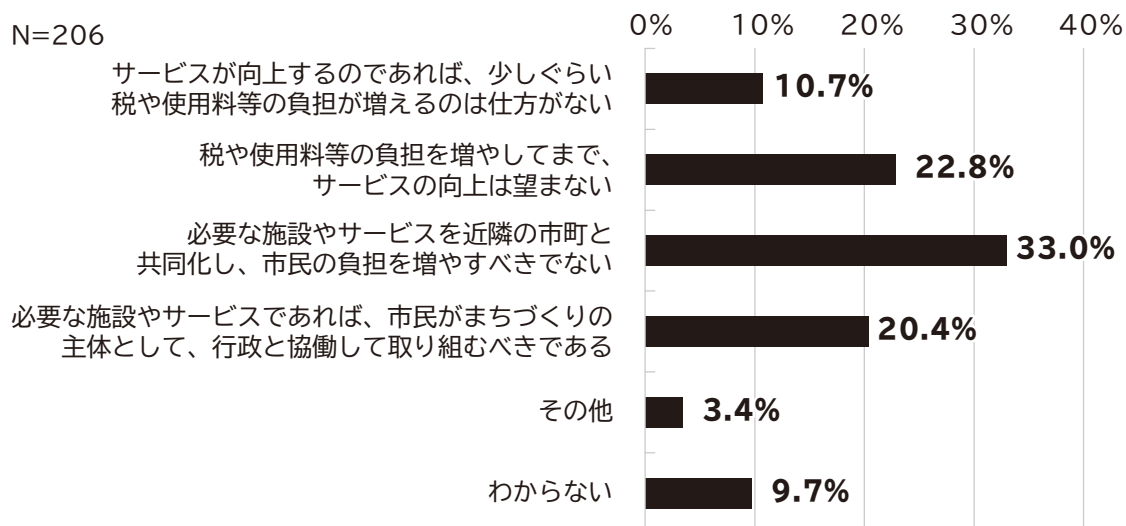


◎ 各年代の上位3位までの都市像

	第1位	第2位	第3位
30歳未満	子ども／買い物や交通		交通機関や道路／災害に強く
30歳代	災害に強く	買い物や交通	交通機関や道路／子ども
40歳代	交通機関や道路	災害に強く／買い物や交通	
50歳代	交通機関や道路	災害に強く／買い物や交通	
60歳代	買い物や交通	災害に強く	交通機関や道路
70歳以上	買い物や交通	交通機関や道路	生涯を健康にいきいき

● 今後、新たな都市基盤の整備や市民福祉の向上を図るために市民の負担が増えることについて〈単数回答〉

◎「必要な施設やサービスを近隣の市町と共同化し、市民の負担を増やすべきでない」33.0%、
次いで「税や使用料等の負担を増やしてまで、サービスの向上は望まない」22.8%



2-5 亀岡市まちづくり高校生アンケート結果概要

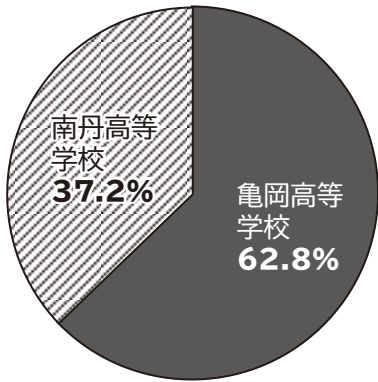
調査対象	亀岡高等学校及び南丹高等学校に通学している 3 年生の生徒
調査期間・方法	令和元年 7 月 5 日（金）～7 月 19 日（金）各校で直接配布・回収
回収結果	有効回収数 436 件（有効回収率 95.2%）

1 回答者について

● 通っている学校〈単数回答〉

◎「亀岡高等学校」62.8%、
「南丹高等学校」37.2%

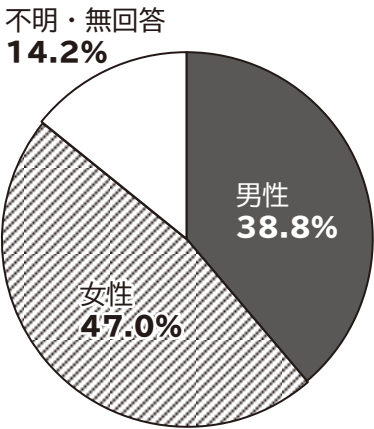
N=436



● 性別〈自由記述〉

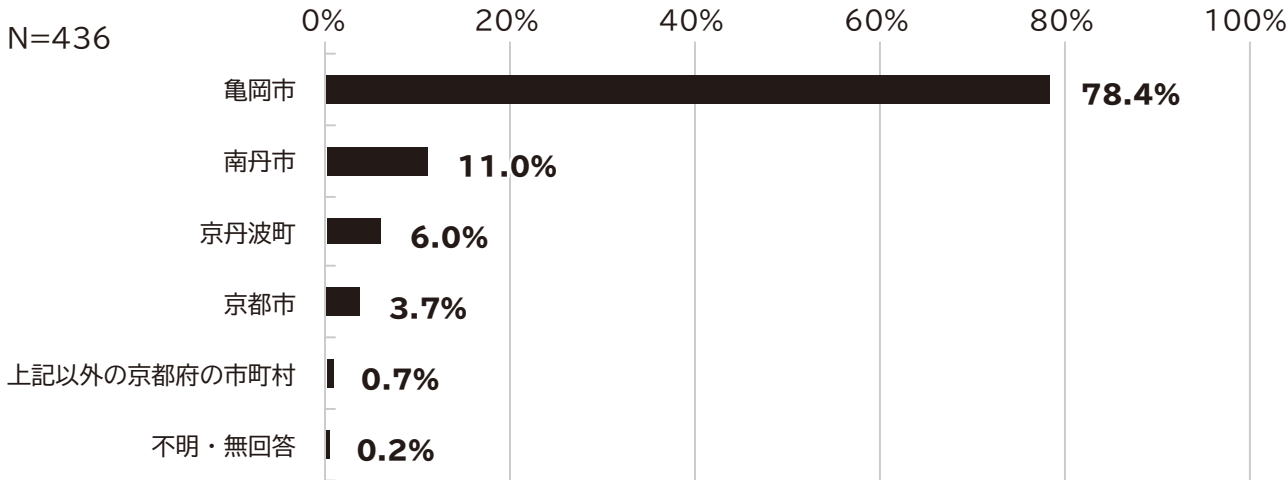
◎「男性」38.8%、「女性」47.0%、
「不明・無回答」14.2%

N=436



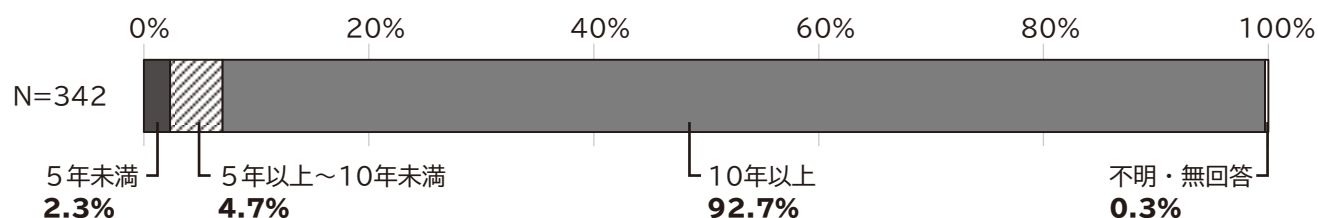
● お住まいの地域〈単数回答〉

◎「亀岡市」78.4%、次いで「南丹市」11.0%



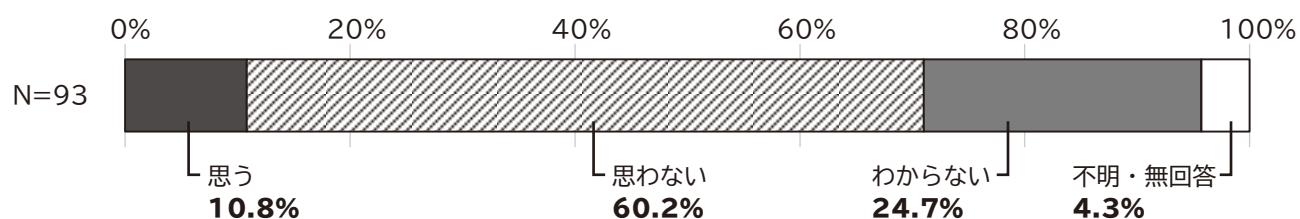
● 居住年数〈単数回答〉※亀岡市に住んでいる生徒

◎「10年以上」92.7%、次いで「5年以上～10年未満」4.7%



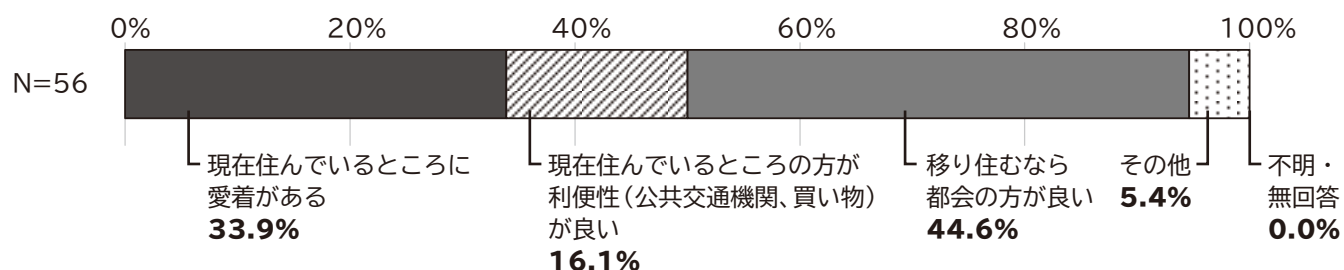
● 亀岡市への移住意向〈単数回答〉※亀岡市外に住んでいる生徒

◎「思わない」が60.2%、次いで「わからない」24.7%、「思う」10.8%



● 亀岡市へ移り住みたいと思わない理由〈単数回答〉※亀岡市外に住んでいる生徒

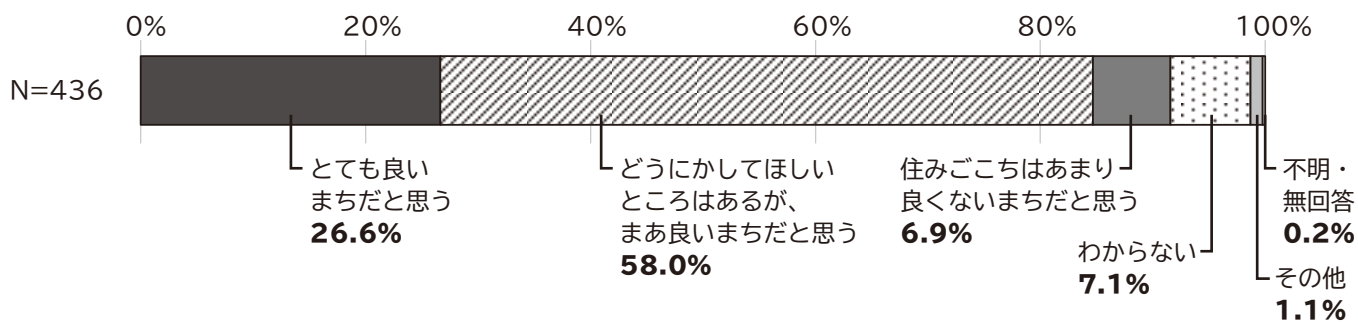
◎「移り住むなら都会の方が良い」が44.6%、
次いで「現在住んでいるところに愛着がある」33.9%



2 住みごこちや、まちづくりの取組について

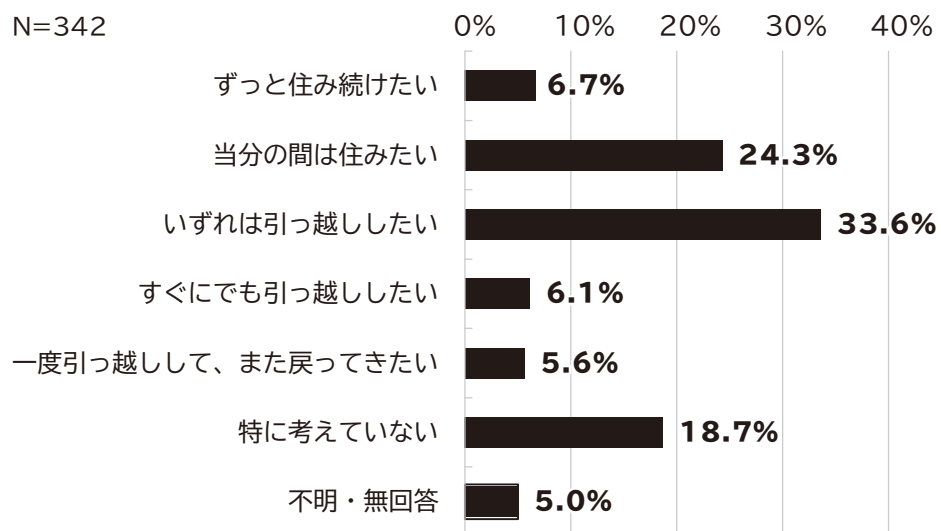
● 亀岡市の暮らしごこち〈単数回答〉

◎「どうにかしてほしいところはあるが、まあ良いまちだと思う」58.0%、
次いで「とても良いまちだと思う」26.6%



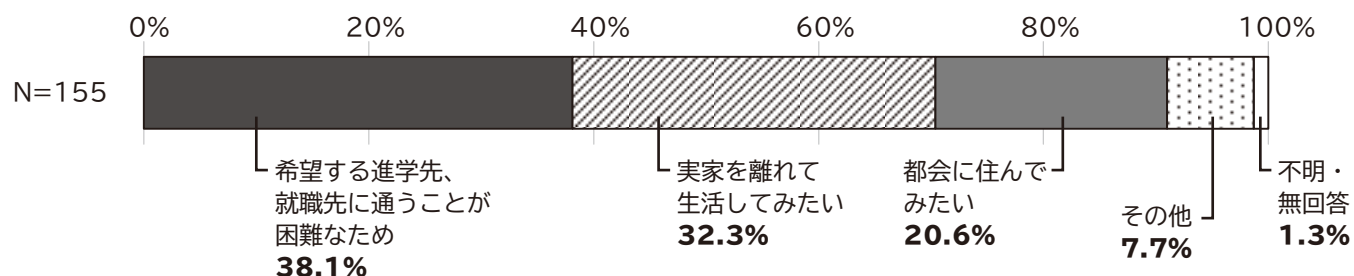
● 卒業後の亀岡市での生活意向〈単数回答〉※亀岡市に住んでいる生徒

◎「いずれは引っ越ししたい」33.6%、次いで「当分の間は住みたい」24.3%



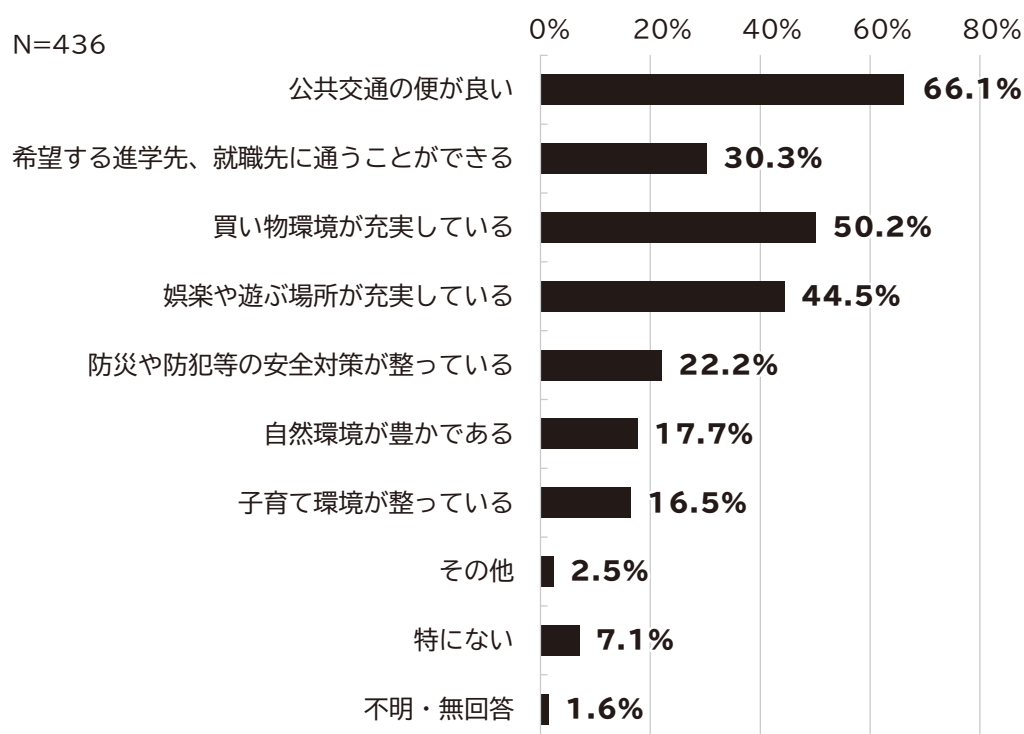
● 引っ越ししたい理由〈単数回答〉※亀岡市に住んでいる生徒

◎「希望する進学先、就職先に通うことが困難なため」38.1%、
次いで「実家を離れて生活してみたい」32.3%



● 高校を卒業してからも亀岡市に住み続けるために
(お住まいが亀岡市外の方は、亀岡市に移り住むために) 必要な条件〈複数回答〉

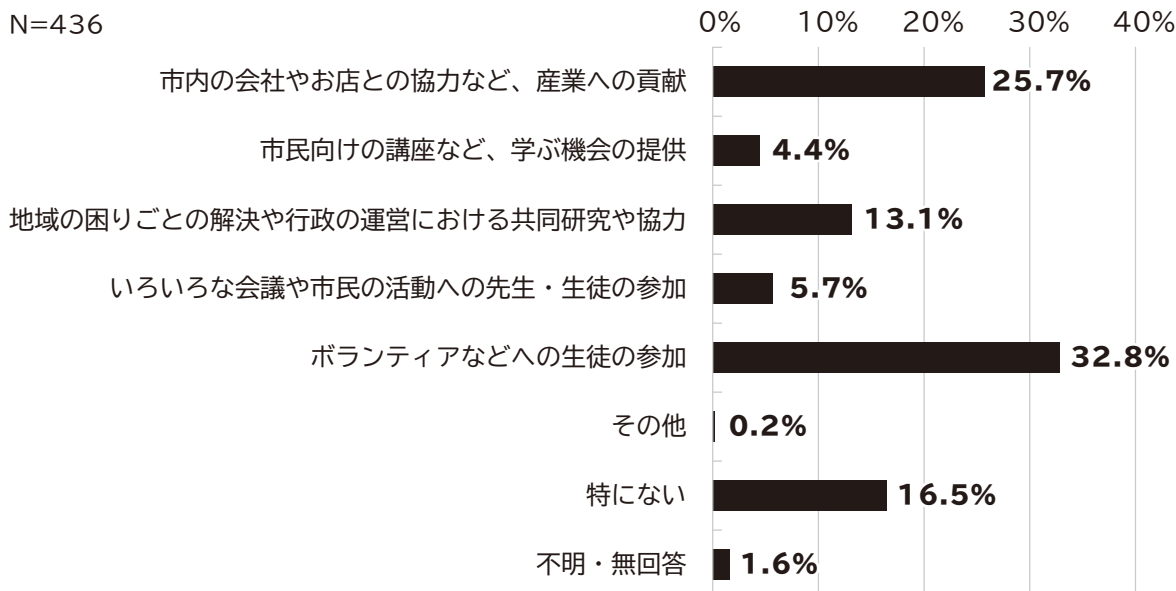
◎ 高校を卒業してからも亀岡市に住み続けるために必要な条件は、「公共交通の便が良い」66.1%、
次いで「買い物環境が充実している」50.2%、「娯楽や遊ぶ場所が充実している」44.5%



● 亀岡市のまちづくりにおいて、学校や生徒ができればいいと思うこと〈単数回答〉

◎ 「ボランティアなどへの生徒の参加」 32.8%、

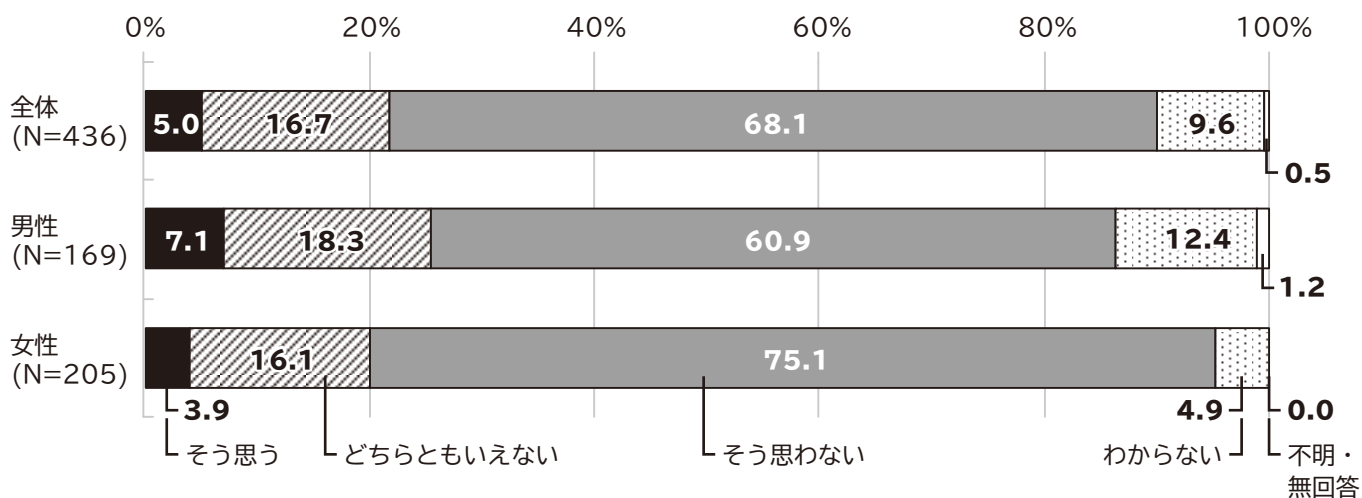
次いで「市内の会社やお店との協力など、産業への貢献」 25.7%



● 「男は仕事、女は家庭のことを主として担うべきだ」という固定的な性別役割分担意識について〈単数回答〉

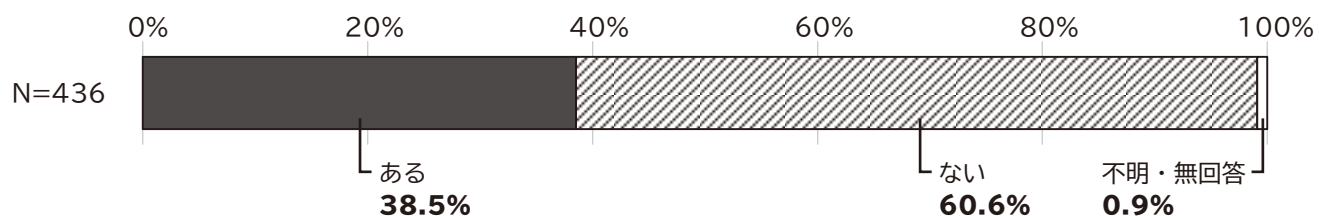
◎ そう思わない 68.1%、次いで「どちらともいえない」 16.7%

◎ 男女別にみると、【女性】で「そう思わない」が 75.1%と【男性】に比べて高い



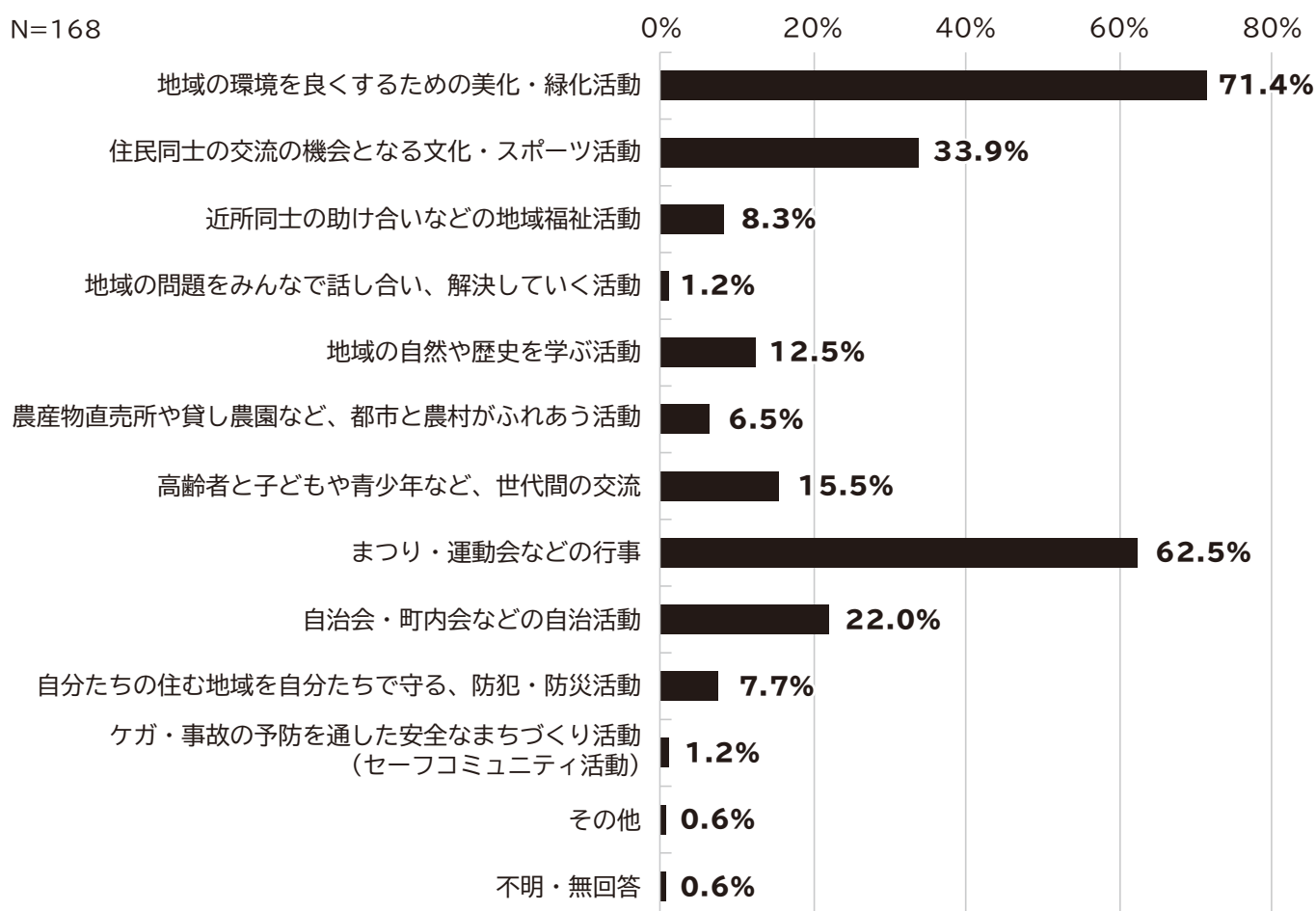
● 地域活動（コミュニティ活動）の参加経験〈単数回答〉

◎「ある」は38.5%にとどまり、「ない」が60.6%



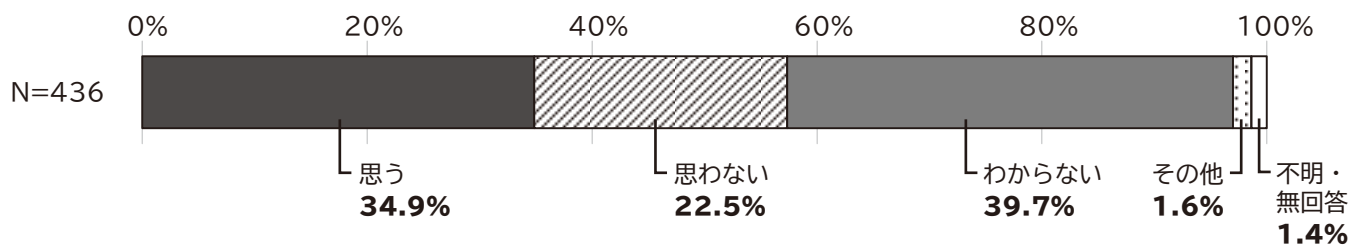
● 参加したことがある活動〈複数回答〉

◎「地域の環境を良くするための美化・緑化活動」71.4%、次いで「まつり・運動会などの行事」62.5%、「住民同士の交流の機会となる文化・スポーツ活動」33.9%



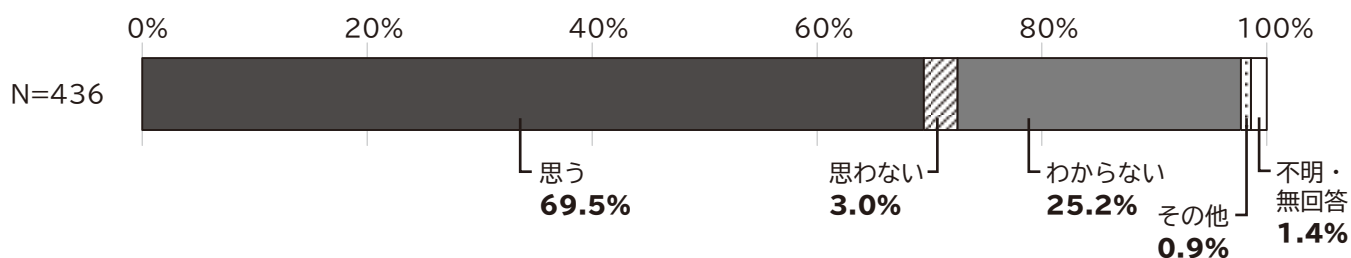
● 今後の地域活動（コミュニティ活動）への参加意向〈単数回答〉

◎「わからない」39.7%、次いで「思う（参加したい）」34.9%



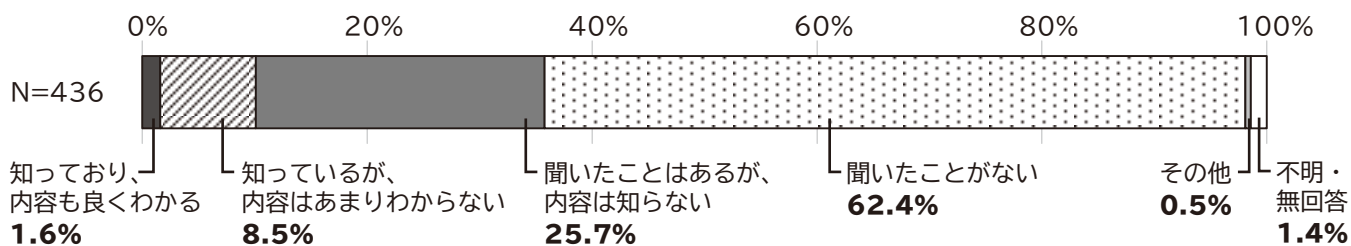
● 地域活動（コミュニティ活動）の必要性〈単数回答〉

◎「思う」69.5%、次いで「わからない」25.2%



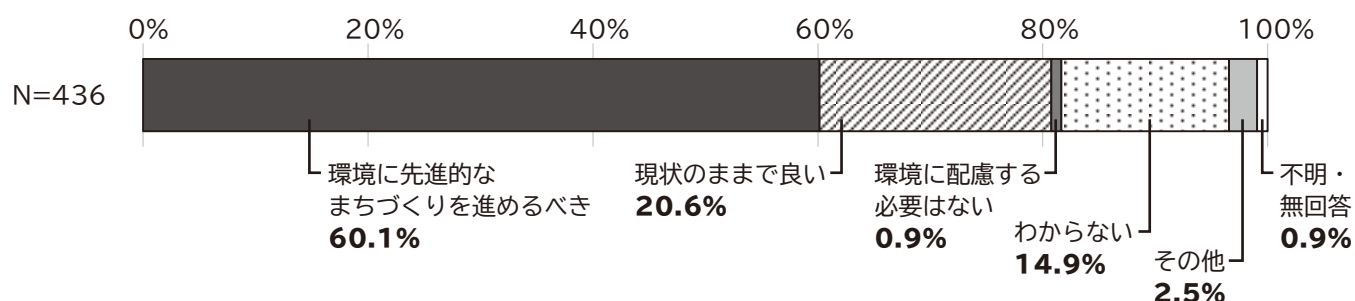
● 「セーフコミュニティ」という言葉の認知度〈単数回答〉

◎「聞いたことがない」62.4%、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」25.7%



●『世界に誇れる環境先進都市』の実現に向けた取組について〈単数回答〉

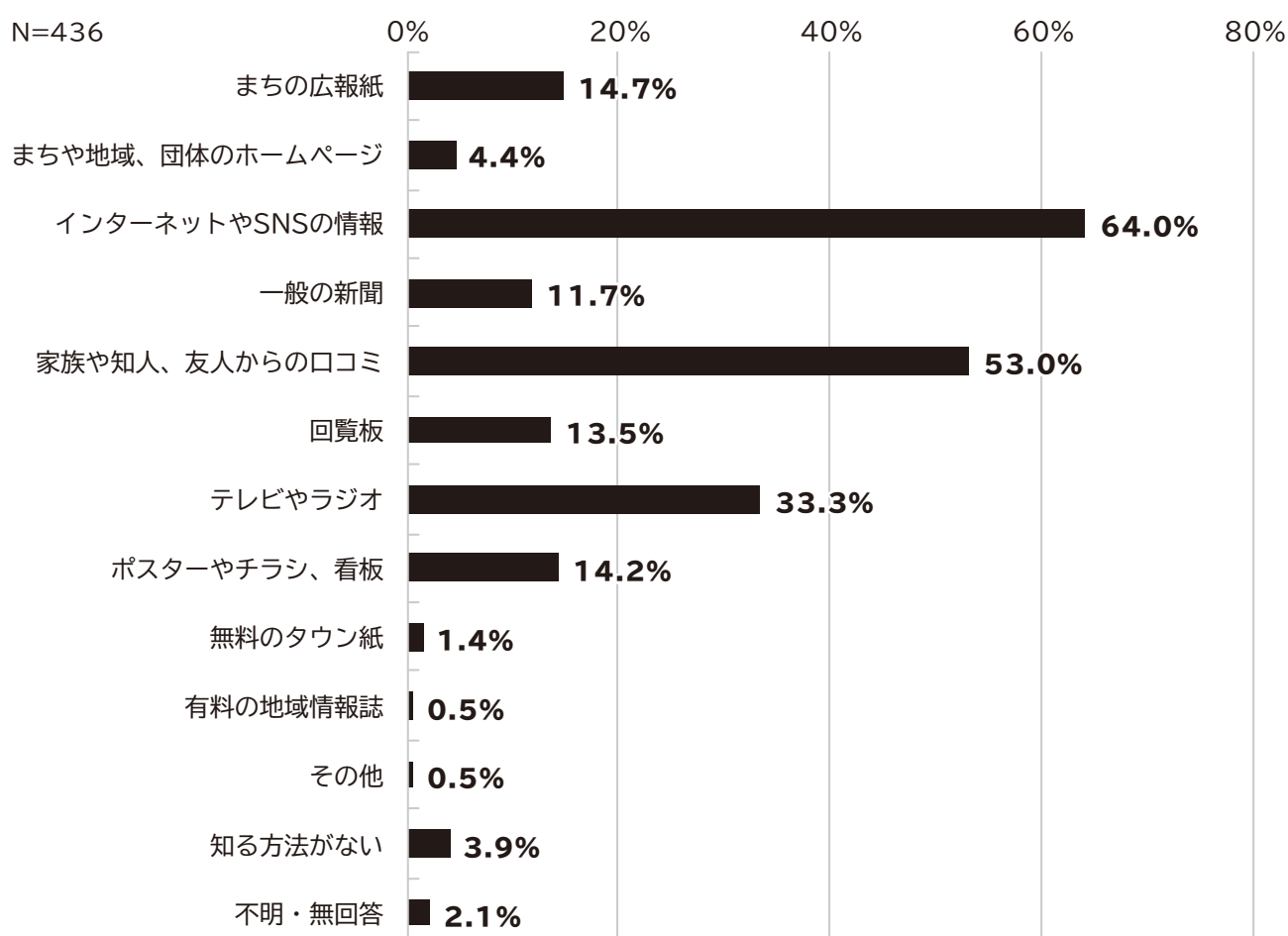
◎「環境に先進的なまちづくりを進めるべき」60.1%、次いで「現状のままで良い」20.6%



3 まちの情報について

●住んでいるまちや出かけるまちに関する情報の入手先〈複数回答〉

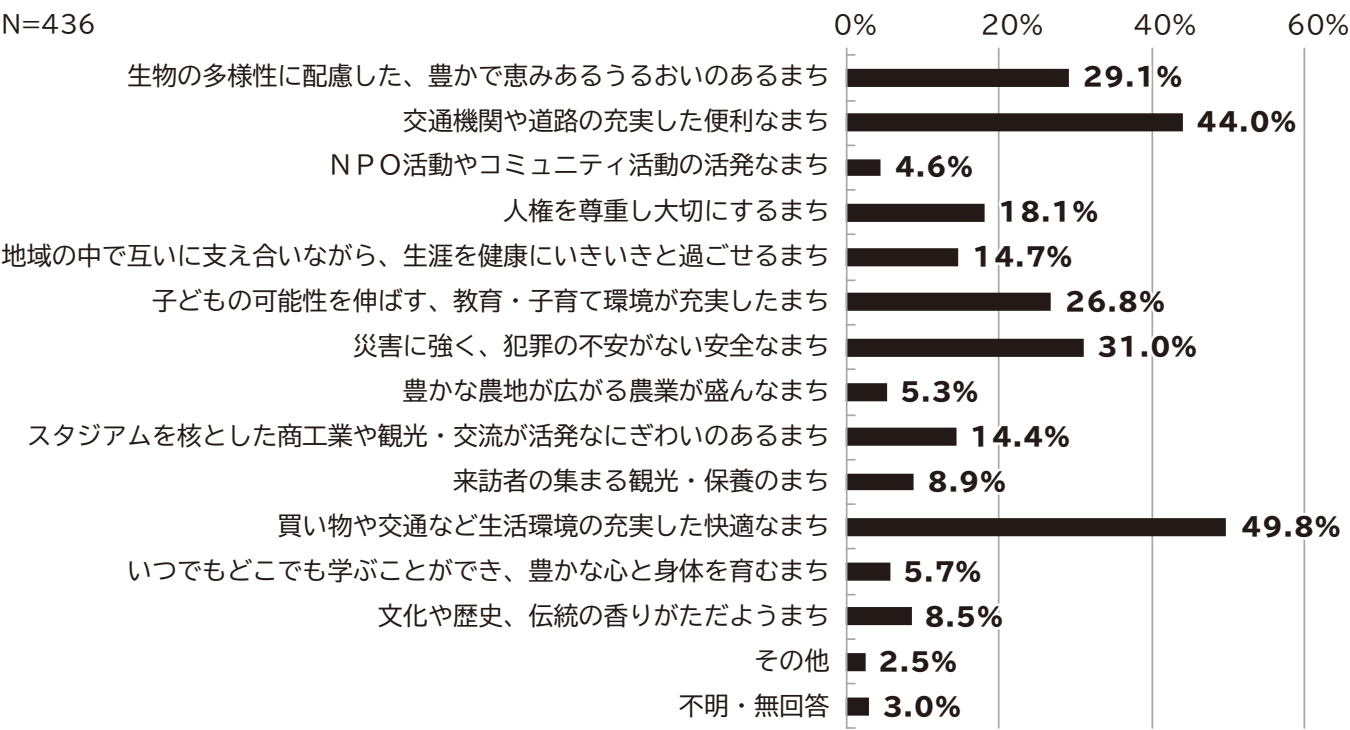
◎「インターネットや SNS の情報」64.0%、次いで「家族や知人、友人からの口コミ」53.0%、「テレビやラジオ」33.3%



4 まちの将来について

● 2030 年の亀岡市は、どのようなまちであってほしいか〈複数回答〉

◎ 「買い物や交通など生活環境の充実した快適なまち」49.8%、次いで「交通機関や道路の充実した便利なまち」44.0%、「災害に強く、犯罪の不安がない安全なまち」31.0%

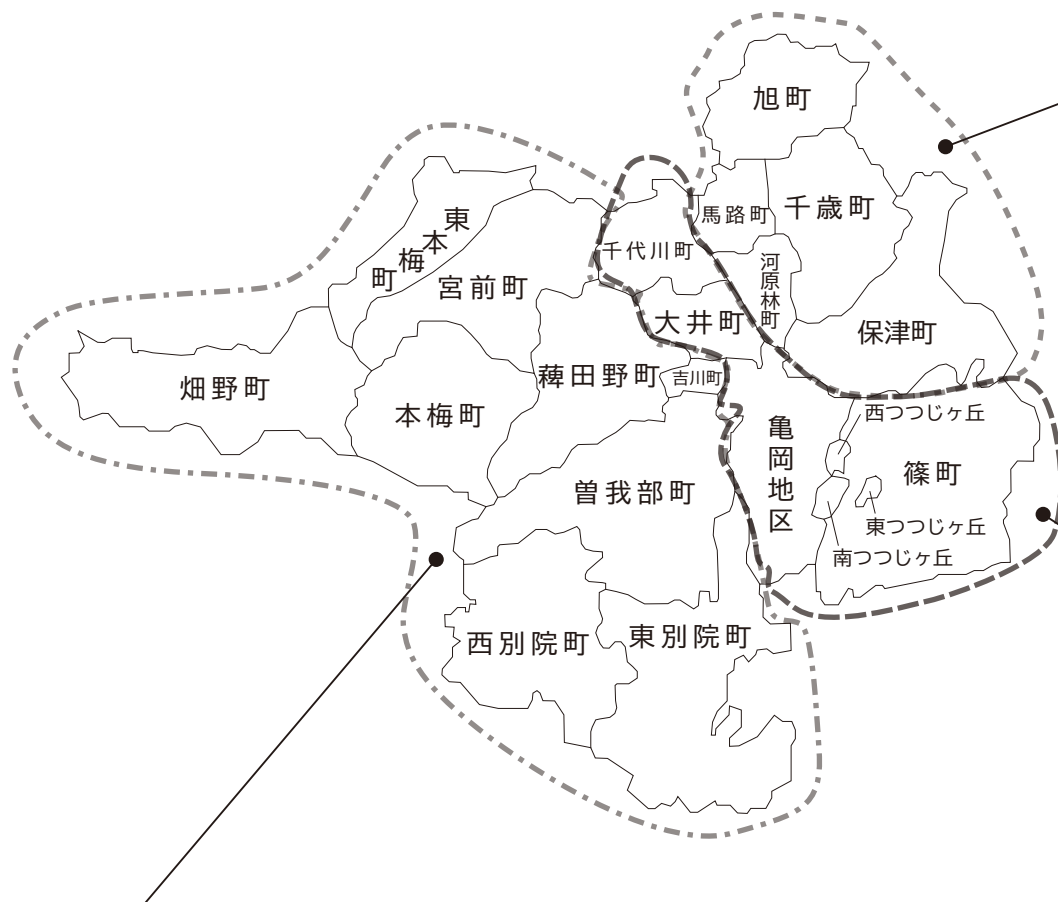


● 亀岡市の今後のまちづくりについて〈自由記述〉

◎ 回答を得た 106 件のうち、「学生・若者が集まれる場所、商業施設等の充実について」27 件（25.5%）、次いで「電車、バスなどの交通機関、歩道などの充実について」25 件（23.6%）、「スポーツやスタジアムのことについて」20 件（18.9%）についての記載

亀岡市の今後のまちづくりについて	件数	%
学生・若者が集まれる場所、商業施設等の充実について	27	25.5
電車、バスなどの交通機関、歩道などの充実について	25	23.6
スポーツやスタジアムのことについて	20	18.9
環境保全に関する取組の実施、充実について	14	13.2
学習環境の充実について	11	10.4
子育て環境の充実について	1	0.9
高齢者の暮らしやすいまちづくりについて	1	0.9
情報発信の充実について	1	0.9
その他（感想など）	6	5.7
計	106	100.0

2-6 自治委員「地域別まちづくりへの意見」集約



概ね京都縦貫自動車道の西南部に位置するゾーン

地域の魅力	■ 緑豊かな自然・風景があり、文化財が豊富で観光資源にも恵まれている。 ■ 阪神地区から京都市方面に抜ける玄関口となっており、道路整備も進んでいる。 ■ 住民の災害・火災等に対する危機意識が高まっている。 ■ おいしい農作物(丹波栗・松茸等)が生産されており、新規就農者が増えている地域もある。 ■ 空き家バンク制度や休耕地の活用等により、多様な経験を持つ移住者の受け入れが進んでいる。
地域の課題	■ 買い物や交通、働く場所などの生活利便性に関する満足度が他地域よりも低い。 ■ 少子高齢化により、防災に従事できる人が少なく、地域活動への参加者も減少している。 ■ 後継者不足により耕作ができない世帯が増加するとともに、空き家や休耕地、耕作放棄地が増加している。 ■ 公共交通の便数が少なく、特に高齢者の市街地へのアクセスが困難。生活基盤が弱く生活コスト（負担）がかかる。
地域づくりへの意見	■ 引き続き空き家バンク登録制度を推進し、移住者やUターン者の増加に向けた田舎の良さ、住みやすさのPR活動を推進する。 ■ 移住者の受け入れを地域コミュニティの活性化につなげる。 ■ 高齢者を含めた交通弱者の足の確保に向けた公共交通等の仕組みづくりを行う。 ■ 京都スタジアムへの人の流れをつくることで交流人口の増加につなげる。

概ね桂川の北東に位置するゾーン

地域の魅力	■ 自然環境やまちなみ・景観への満足度が他地域よりも高い。 ■ 神社仏閣や史跡等にも恵まれ、文化・スポーツへの満足度も他地域よりも高い。 ■ 道路網の整備や京都スタジアムの整備に伴う発展が期待される ■ 自然環境や農業環境が良好で観光に活かせる資源が豊富。
地域の課題	■ 医療体制が他地域よりも低く、災害への備えの不安が大きい。 ■ 山林の荒廃に伴う山崩れや倒木等、保安全管理が問題。 ■ 京都スタジアム建設後の交通面への課題が懸念される。 ■ 少子高齢化が進み、若者が流出している。農業以外に産業がほとんどない。
地域づくりへの意見	■ 地域の主産業である農業を稼げる産業へと発展させ、新規就農者を養成しながら、空き家対策を含めた移住・定住促進策を進める。 ■ 京都スタジアム建設に伴う交通量の増加による交通事故や子ども安全対策を推進する。 ■ 自然環境や文化財、京都スタジアムを活用した交流人口の増加を図る。 ■ 若い世代のI・Uターンにより、高齢世代とのバランスのとれたまちづくりを進める。 ■ 地域におけるコミュニティの強化とともに、協働のまちづくりを進める。

概ね山陰本線・国道9号を中心に広がる市街地ゾーン

地域の魅力	■ JR、国道9号等の交通網により、京都市通勤圏、買い物環境や子育て、教育、医療、福祉などへの満足度も他地域よりも高い住み良い環境。 ■ 高野林・小林土地区画整理事業や宅地開発に伴う人口流入が見込まれる。 ■ 道路整備による利便性がさらに向上している。 ■ 地域内の一体感が強く、地域コミュニティ活動が盛んである。
地域の課題	■ 文化・スポーツ施設やまちなみ・景観の満足度が他地域よりも低い。 ■ 道路整備による利便性が向上する一方、交通量の増加による危険や渋滞などが課題であるとともに、公共交通機関（バス）の便数が減少している。 ■ 集中豪雨等に伴う道路冠水・浸水の被害、台風による河川の氾濫などの不安がある。 ■ 一人暮らし高齢者が増加しており、福祉や介護の支援が必要 ■ 新旧の住民が暮らす中、旧来の慣習等の違いにより、地域・人とのつながりが希薄化している地域がある。
地域づくりへの意見	■ 都市計画道路の整備によるさらなる道路交通の利便性の向上を図る。 ■ 災害に備えた地域のつながりを維持・強化するとともに、浸水被害等の防止に向けた整備を図る。 ■ 高齢者にとって公共交通機関がより利用しやすいものとなるよう敬老乗車券の充実などを図る。 ■ 新旧住民を含めた積極的な地域交流や結びつきの機会が得られる環境づくりが重要。地域間でのノウハウ共有や地域と行政の協働による取組を促進する。

3 今後の財政見通し

今後の財政見通しについては、令和 2 年 10 月に作成した「亀岡市の財政状況及び今後の見通し」の内、「中期財政見通し」部分の抜粋を掲載します。「中期財政見通し」は、今後の経済状況や国の政策などにより変動が見込まれるため、毎年度見直しを行い、財政規律の確保に努めることとしています。

「中期財政見通し」について（抜粋）

（１）期間

令和 3 年度から 7 年度（5 年間）

※毎年度見直します。

※参考として、10 年後（令和 12 年度）の見込みも表記します。

（２）対象会計

普通会計（一般会計及び特別会計の休日診療事業・土地取得事業・曾我部山林事業の全部等）

【普通会計】

各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上の会計をいう。具体的には、一般会計と特別会計（公営企業会計など特定の特別会計を除く。）を合算し、会計間の重複等を控除したものを使用している。

（３）設定方法

令和 2 年 10 月時点の地方財政制度、経済情勢、金融情勢等が継続するものと仮定し、過去の決算数値を統計的に分析することを基本としながら、主管部局が見込んだ事業費を参考に、一般財源等及び普通建設事業を一定額にしフレーム化し、設定しています。

①歳入

○市税

- ・ 市民税については、現行の税制により見込む。令和 3 年度は、コロナ禍による減収を見込む。
- ・ 固定資産税と都市計画税は、令和 3 年度に限り実施される、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う減収と、評価替の年度は減額を見込む。

○譲与税・交付金等、地方交付税

- ・ 譲与税・交付金等は、前 3 カ年の平均額を見込むこととし、地方消費税交付金は、令和 3 年度と令和 4 年度について、コロナ禍による減収を見込む。
- ・ 地方交付税のうち普通交付税は、現行制度が継続されることを基本として、公債費算入分の積算から推計し、包括算定経費、臨時財政対策債は過去の算定状況を勘案して見込む。また、特別交付税についても、現行制度が継続されることを前提に、令和 2 年度決算見込みから推計して見込んだ。

○国庫支出金、府支出金

- ・ 普通建設事業費及び扶助費の事業量に連動して見込むとともに、その他については、過去の決算状況を勘案して算定した。

○繰入金

- ・ 各年度、財政調整基金から 3 億円を見込む。

○寄附金

- ・ 各年度、ふるさと力向上寄附金 12 億円を見込む。

○市債

- ・ 公債費を抑制するため、普通建設事業費を後述のとおりフレーム化して見込むとともに、臨時財政対策債等は別途見込む。

②歳出

○人件費

- ・ 現行の職員数を基に、今後の退職予定者数を踏まえて算出した。

○扶助費

- ・ 項目ごとに決算状況の推移を分析し、算出した。

○公債費

- ・ 既発行分の市債は償還計画に基づき算出し、今後発行予定分の市債は、償還額を別に算出した。

○物件費

- ・ 項目ごとに決算状況の推移を分析するとともに、更なる経費の見直しと効率化を図ることとして算出した。

○補助費等、繰出金

- ・ 中期的な財政見通し調書を基に、項目ごとに決算状況の推移を分析、推移するとともに、更に費用対効果を図ることとして算出した。

○普通建設事業費

- ・ 中期的な財政見通し調書を基に、計画事業を調整した額で見込む。特に、補助事業は、近年の交付状況等を勘案する中で事業費を精査（フレーム化）するとともに、元金償還額を上回らない市債発行となるよう、事業費を算出した。

○その他歳出

- ・ その他は、これまでの決算状況を分析し、算出した。

(4) その他

今後5年間の歳入・歳出の推計方法については上記（3）のとおりですが、中期財政見通しは、決算額を見込むものであり、予算額を見込むものではありません。各年度の予算については、市長から示される予算編成方針に基づき編成します。

こうしたことから、予算編成過程において、「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底や「行財政改革の取組」も反映させながら精査することとしていますので、ここに見込んだ事業等をすべて確定

させたものではありません。

ただし、市民福祉増進のため必要となる政策的経費については、事業の選択と集中の観点から特定財源の確保を目途に実施することとし、その場合は、見込み額以上の規模となる可能性があります。

(5) 今後の収支状況

今後の収支について、現行の地方財政制度が継続すると仮定して、令和3年度から令和7年度までの5年間の歳入・歳出ごとに性質別に区分して見込んでいます。

また、参考として、令和12年度についても、同様に推計して見込んでいます。

歳入については、使途が限定されない国税、地方税に係る一般財源とそれ以外（特定財源等）に大別して見込んでいます。

市税は、コロナ禍による減収に加え、3年に1度の固定資産税に係る評価替えが予定される令和3年度は減額となる見込みですが、土地区画整理事業に伴う誘致企業の本格稼働等により、固定資産税等が増加する見通しであることから、市税総額は、平成29年度に回復した100億円台を維持しながら推移すると見込んでいます。

譲与税、交付金等は、その大半を占める地方消費税交付金が、令和元年10月の消費税率引き上げに伴い増加することから、24億円前後で推移すると見込んでいます。

地方交付税は、算入公債費（市債発行による後年度地方交付税措置）の減などによる減少要因と、GIGAスクール構想などの新たな財政需要による増加要因を勘案すると、70億円前後で推移すると見込んでいます。一部を除き使途を限定されないこれら税財源の合計は約196億円であり、来年度以降も、歳出総額の6割程度しか確保できない厳しい状況が続くと見込んでいます。

分担金・負担金、使用料・手数料は、3歳から5歳までの子どもにかかる保育料等が令和元年10月から無償化されたことによる減額分を含め、現行制度が継続することを基本に過去の決算状況を勘案し、約10億円程度を見込んでいます。繰入金は、平成28年度以降、大幅に増加した京都・亀岡ふるさと力向上寄附金を充当する事業に対する基金繰入金として各年度12億円、財政調整基金は各年度3億円繰り入れるとして見込んでいます。諸収入は、過去の決算状況から臨時的要素のものを除き推移して見込んでいます。

国庫支出金、府支出金、市債は、普通建設事業費及び扶助費の事業量に連動して見込むとともに、その他のソフト事業に係る収入については、過去の決算状況を勘案する中で、単年度平均で、国庫支出金は47億円程度、府支出金は28億円程度、市債は27億円程度を見込んでいます。

以上のことから、歳入合計では、概ね337～358億円の範囲と見込んでいます。

なお、国の施策の状況によって地方交付税の総額抑制や国庫支出金の削減等が進められた場合は、さらなる減収が危惧されるところです。

歳出については、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）、消費的経費他（物件費・維持補修費・補助費等・繰出金・その他）、投資的経費（普通建設事業・災害復旧事業）の3つに大別し見込んでいます。

人件費は、定年退職者の増減などにより54～57億円程度で推移すると見込んでいます。扶助費は、

社会保障費を中心に増加が続くと見込まれます。公債費は、元金償還額を上回らない市債発行に努めること等により、令和4年度からは徐々に減少し、令和5年度には30億円台に低下すると見込んでいます。こうしたことから、義務的経費の合計は、概ね175億円前後で推移すると見込んでいます。

物件費は、ふるさと力向上寄附金の増加に比例して返礼品を含む事務経費が増えますが、経常経費を効率化させることなどにより40億円までで推移すると見込んでいます。維持補修費は、施設の老朽化が進行することで、2億円程度になると見込んでいます。

国民健康保険や介護保険等の特別会計への繰出金、水道、下水道、病院の公営企業法適用会計や一部事務組合、他団体への補助費等及びその他の消費的経費は、増加傾向にあるため、費用対効果を検証して経費を節減し、適正な収入を確保するとして一部フレーム化し、消費的経費他全体は140億円前後で推移すると算出しています。

投資的経費は、普通建設事業費について単年度平均約25億円として算出しています。

こうした歳入・歳出見込みの中で、特に公債費については、多額の一般財源を充当していることから、今後も健全財政を維持するためには公債費を削減する必要があります。

そのため、臨時財政対策債を除く市債の借入れについては、当該元金償還額を上回らないように努めなければなりません。

また、近年の財政運営を支えてきた財政調整基金からの繰入金は、災害対応など緊急的な財政需要に耐え得るだけの残高を確保するため、取り崩しを控えるとともに、決算剰余金などを確実に積み立て蓄える必要があります。

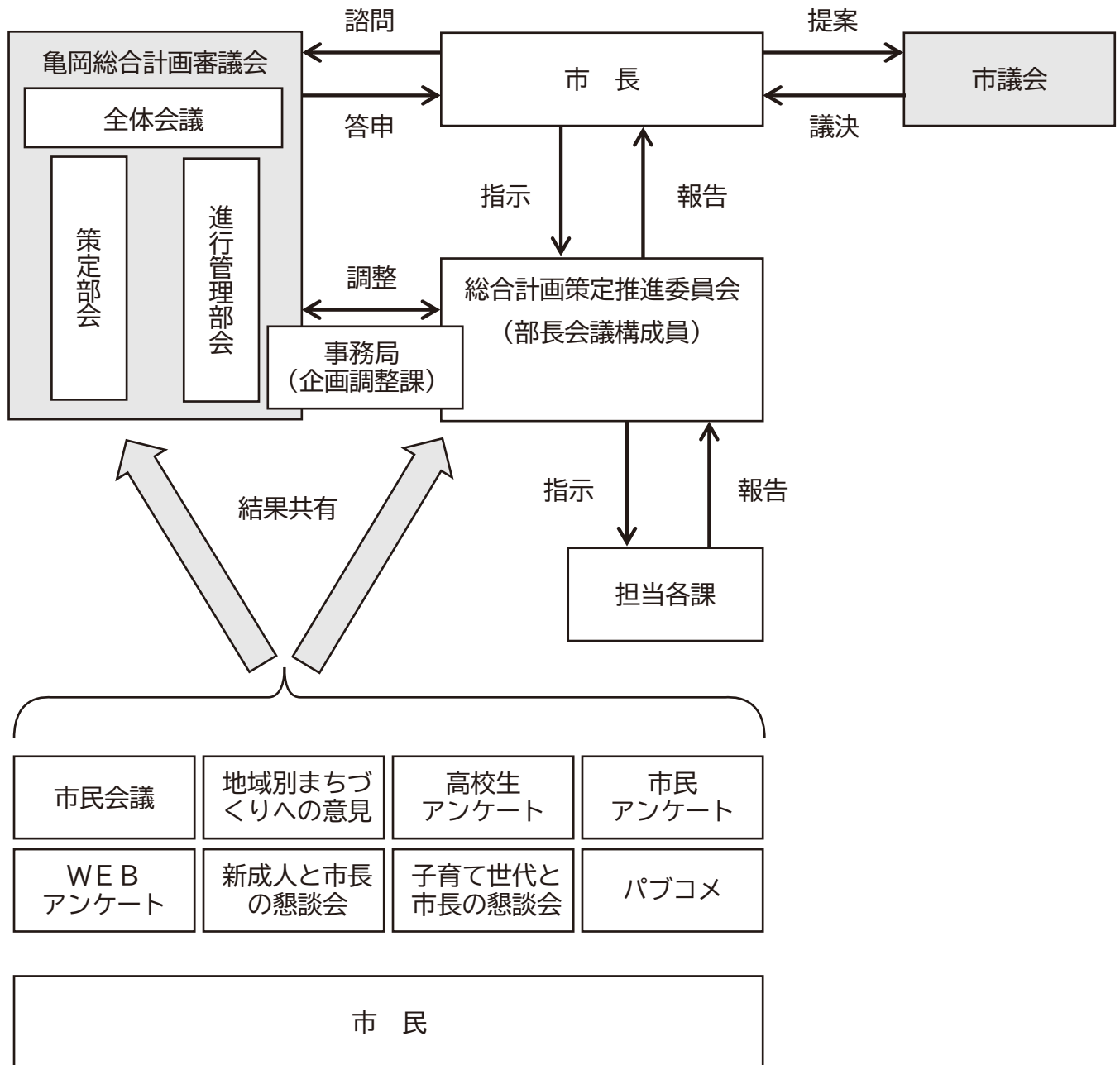
人口減少社会が進行する中で、市民福祉を増進し、今後も健全財政を維持するためには、限られた財源を更に有効活用することが重要になってきます。そのためには、経常経費の更なる見直しやスクラップ・アンド・ビルドの徹底とともに、普通建設事業費や市債借入額などについては、前述のとおり、一定、目標額を定めて収支均衡に努めなければなりません。

中期財政見通し（令和 3 ～ 7 年度）

（単位：億円）

			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R12	
歳入		市税	102.5	102.4	99.9	98.6	100.9	101.9	101.3	101.7	98.8	
		譲与税、交付金等	20.8	21.5	22.8	24.7	24.0	24.3	24.3	24.3	23.5	
		地方交付税	69.9	69.7	71.2	68.3	71.9	70.2	70.4	70.2	70.2	
		小計	193.2	193.6	193.9	191.6	196.8	196.4	196.0	196.2	192.5	
		分担金、負担金	4.5	3.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.5	
		使用料、手数料	8.4	8.8	7.3	7.3	7.3	7.1	7.2	7.2	6.9	
		国庫支出金	46.8	51.7	153.1	49.1	47.5	45.8	48.2	47.8	47.1	
		府支出金	27.2	32.0	33.4	28.3	28.5	28.5	28.6	28.7	28.6	
		繰入金	11.8	8.9	16.9	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	15.3	
		諸収入	2.4	3.3	2.0	2.0	10.4	1.9	1.9	1.9	1.9	
		市債	29.4	44.3	28.7	32.2	31.0	27.1	25.6	19.2	23.8	
		その他(財産収入、寄附金、繰越金)	11.0	22.0	20.1	19.4	18.3	18.6	18.3	18.4	18.3	
	小計	141.5	174.7	264.3	156.4	161.1	147.1	147.8	141.2	144.4		
	計（A）		334.7	368.3	458.2	348.0	357.9	343.5	343.8	337.4	336.9	
歳出		人件費	54.3	52.3	55.6	55.6	57.3	55.4	54.1	55.3	56.2	
		扶助費	75.5	79.2	81.1	81.6	81.6	81.7	82.4	83.0	82.9	
		公債費	43.5	42.4	41.1	41.5	40.9	38.6	37.5	36.8	32.2	
		義務的経費計	173.3	172.9	177.8	178.7	179.8	175.7	174.0	175.1	171.3	
		物件費	35.4	39.9	45.5	38.9	39.1	39.8	39.2	39.9	39.5	
		維持補修費	1.7	1.3	3.6	2.0	2.5	2.6	2.0	1.6	2.9	
		補助費等	46.4	53.0	150.9	47.7	49.5	48.0	46.7	47.9	47.4	
		繰出金	32.0	30.0	29.6	30.0	31.4	32.5	33.5	34.7	35.5	
		その他(投資出資、積立、貸付)	9.1	14.9	16.7	15.8	18.7	15.9	15.0	15.0	14.9	
		消費的経費他計	124.6	139.0	246.3	134.4	141.2	138.8	136.4	139.1	140.2	
		普通建設事業費		29.1	44.9	26.7	28.6	30.4	22.7	27.0	16.8	25.0
			補助	14.3	13.8	14.6	13.8	11.3	5.5	9.2	10.1	10.0
			単独	14.8	31.1	12.1	14.8	19.1	17.2	17.8	6.7	15.0
		災害復旧事業費	1.2	3.9	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		投資的経費計	30.3	48.8	27.4	29.0	30.8	23.1	27.4	17.2	25.4	25.4
	計（B）		328.2	360.7	451.5	342.1	351.8	337.6	337.8	331.4	336.9	
歳入歳出差引（A－B）		6.5	7.6	6.7	5.9	6.1	5.9	6.0	6.0	0.0		
財政調整基金年度末残高			11.9	13.2	12.1	12.3	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
市債年度末残高			416.6	421.2	411.1	403.8	395.8	386.0	375.6	359.5	342.7	

4 策定体制図



5 諮問書・答申書

1 企 第 1 0 2 3 号

令和元年 5月 31日

亀岡市総合計画審議会

会長 前田 正史 様

亀岡市長 桂 川 孝 裕

第5次亀岡市総合計画の策定について（諮問）

第5次亀岡市総合計画を策定するにあたり、亀岡市総合計画審議会条例第2条の規定により、基本構想及び基本計画について貴審議会の意見を求めます。

令和2年11月4日

亀岡市長 桂 川 孝 裕 様

亀岡市総合計画審議会

会長 前田 正史

第5次亀岡市総合計画の策定について（答申）

令和元年5月31日付け1企第1023号で当審議会に諮問のあった第5次亀岡市総合計画（基本構想、基本計画）について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので答申します。

6-1 総合計画審議会条例

○亀岡市総合計画審議会条例 昭和43年4月1日 条例第3号 (昭55条例4・題名改称) 改正 昭和46年7月10日条例第16号 昭和48年4月1日条例第20号 昭和51年12月24日条例第43号 昭和55年4月1日条例第4号 昭和58年7月1日条例第23号 昭和62年7月1日条例第15号 平成7年3月31日条例第2号 平成23年12月22日条例第22号 (設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。 (昭55条例4・一部改正) (所掌事務) 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、亀岡市総合計画の策定及び推進に関する事項について調査審議する。 (昭55条例4・平23条例22・一部改正) (組織) 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、学識経験者、関係団体の役職員その他必要と認める者のうちから市長が任命又は委嘱する。 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (昭51条例43・昭55条例4・平23条例22・一部改正) (会長及び副会長) 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長は、委員の互選によって定める。 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。	4 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (昭51条例43・一部改正) (会議) 第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (昭55条例4・一部改正) (部会) 第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。 2 部会に属する委員は、会長が指名する。 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。 (昭51条例43・追加) (専門委員) 第7条 審議会に専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。 2 専門委員は、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。 (昭55条例4・追加) (幹事・調査員) 第8条 審議会に幹事及び調査員若干人を置くことができるものとし、職員のうちから市長が任命する。 2 幹事及び調査員は、上司の命を受けて資料の提出又は調査に従事し、会議の運営の補助に当たる。 (昭51条例43・追加、昭55条例4・旧第7条繰下) (庶務) 第9条 審議会の庶務は、企画管理部において行う。 (昭46条例16・昭48条例20・一部改正、昭51条例43・旧第6条繰下・一部改正、昭55条例4・旧第8条繰下・一部改正、昭58条例23・昭62条例15・平7条例2・一部改正)
(委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。 (昭51条例43・旧第7条繰下、昭55条例4・旧第9条繰下) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (亀岡市建設審議会条例の廃止) 2 亀岡市建設審議会条例(昭和31年亀岡市条例第21号)は、廃止する。 附 則(昭和46年条例第16号)抄 (施行日) 1 この条例は、昭和46年7月15日から施行する。 附 則(昭和48年条例第20号)抄 (施行期日) 1 この条例の施行期日は、別に市長が定める。 (昭和48年規則第3号で昭和48年4月11日から施行) 附 則(昭和51年条例第43号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和55年条例第4号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和58年条例第23号)抄 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 附 則(昭和62年条例第15号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(平成7年条例第2号)抄 (施行期日) 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。 附 則(平成23年条例第22号) この条例は、平成24年1月1日から施行する。	

6-2 総合計画審議会部会設置規則

○亀岡市総合計画審議会部会設置規則

平成26年3月10日

規則第2号

改正 平成28年3月29日規則第9号

(設置)

第1条 亀岡市総合計画審議会条例(昭和43年亀岡市条例第3号)第6条の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に部会を置く。

(部会の名称及び所管事項)

第2条 部会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 策定部会 総合計画の策定に関する事項

(2) 進行管理部会 総合計画の進行管理に関する事項

(組織)

第3条 部会は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する者をもって組織する。

2 策定部会の委員の定数は、11人以内とし、進行管理部会の委員の定数は、8人以内とする。

3 部会の委員の任期は、審議会の委員の期間とする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、部会の委員の互選によって定める。

3 部会長は、部会の会務を総理し、これを代表する。

4 副部会長は、部会の委員のうちから部会長が指名する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、企画管理部企画調整課において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(亀岡市総合計画進行管理部会設置規則の廃止)

2 亀岡市総合計画進行管理部会設置規則(平成23年亀岡市規則第32号)は、廃止する。

附 則(平成28年規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

7 総合計画審議会委員名簿

No.	会長 副会長	策定部会	進行管理 部会	審議会委員氏名	選出団体名等
1		○		青 山 公 三	京都府立大学 名誉教授
2			○	浅 田 信 仁	一般社団法人 亀岡青年会議所 専務理事
3		○		石 山 耐 子	亀岡市民生委員児童委員協議会 会計
4			○	今 里 佳奈子	龍谷大学〔政策学部〕 教授
5			○	大 槻 正 一	市民公募
6		○ 副部会長		川 勝 啓 史	亀岡商工会議所 会頭
7		○		岸 耕 二	京都農業協同組合 代表監事
8			○	木 村 好 孝	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会 会長
9		○		楠 善 夫	一般社団法人 亀岡市観光協会 会長
10			○	黒 田 賢 次	亀岡市PTA連絡協議会 会長
11		○		坂 本 信 雄	京都学園大学（現 京都先端科学大学） 名誉教授
12			○	渋谷 幸 雄	亀岡経済同友会 代表幹事
13		○ 部会長		鈴 木 康 久	京都産業大学〔現代社会学部〕 教授
14		○		多 胡 麻 衣	市民公募
15	副会長	○		塚 本 政 雄	亀岡市自治会連合会 会長
16			○ 副部会長	手 塚 恵 子	京都先端科学大学〔人文学部〕 教授
17		○		原 雄 一	京都先端科学大学〔バイオ環境学部〕 特任教授
18			○ 部会長	原 田 禎 夫	大阪商業大学〔公共学科〕 准教授
19	会長			前 田 正 史	京都先端科学大学 学長
20		○		三 宅 基 子	京都先端科学大学〔健康医療学部〕 教授

【任期：令和2年6月5日～令和4年6月4日】

8 総合計画策定推進委員会設置規程

○ 亀岡市総合計画策定推進委員会設置規程

平成26年10月1日

訓令第4号

改正 平成28年3月29日訓令第1号

改正 平成30年4月1日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市総合計画基本構想及び基本計画を策定及び推進するため、亀岡市総合計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亀岡市総合計画に関する全ての事項及び関連する重要事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、部長会議（亀岡市庁議等に関する規則（平成15年亀岡市規則第15号）に定める部長会議をいう。）の構成員をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、担当副市長がこれに当たる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、他の副市長、病院事業管理者及び教育長がこれに当たる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する順序によりその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第7条 委員会の所掌事項について調査及び研究を行うとともに、委員長の指示した事項を処理するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、総務担当課長会議（亀岡市庁議に関する規則に定める総務担当課長会議をいう。）の構成員をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、企画管理部長がこれに当たる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、幹事会を必要に応じて招集する。

5 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の構成員以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画管理部企画調整課において行う。

(平28訓令1・一部改正)

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

(第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程の廃止)

2 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～推進委員会設置規程（平成23年亀岡市訓令第5号）は、廃止する。

附 則（平成28年訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年訓令第8号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

9 総合計画策定推進委員会委員名簿

No.	職	氏名	役
1	市長	桂 川 孝 裕	特別委員
2	副市長	石 野 茂	委員長
3	病院事業管理者	玉 井 和 夫	副委員長
4	教育長	神 先 宏 彰	副委員長
5	企画管理部長	浦 邦 彰	委員
6	市長公室長	山 内 俊 房	委員
7	市長公室シティプロモーション担当室長	鳥 山 恒 夫	委員
8	生涯学習部長	田 中 秀 門	委員
9	総務部長	石 田 尚	委員
10	環境市民部長	由 良 琢 夫	委員
11	健康福祉部長	河 原 正 浩	委員
12	こども未来部長	高 橋 依 子	委員
13	産業観光部長	吉 村 一 志	委員
14	まちづくり推進部長	並 河 悦 郎	委員
15	まちづくり推進部事業担当部長	関 勝	委員
16	上下水道部長	阿久根 和 也	委員
17	市立病院管理部長	松 村 一 城	委員
18	教育部長	片 山 久仁彦	委員
19	会計管理室長	吉 田 恵	委員
20	議会事務局長	山 内 偉 正	委員

10 策定経過

月日		事務局	総合計画策定推進委員会 【庁内組織】	総合計画審議会【諮問機関】 (全体会議、策定部会、進行管理部会)
令和元年度				
5月	31日			R元年度第1回全体会議 ● 会長選出、副会長指名 ● 諮問 ● 策定部会委員の指名 ● 第5次亀岡市総合計画の策定について
6月	8日	第1回市民会議（全体会議） ● 亀岡市の良いところ、良くしたいところ		
	24日	地域別まちづくりへの意見（依頼） ※対象：自治委員		
7月	4日	高校生アンケート調査実施 ※対象：亀岡、南丹高校3年生		
	6日	第2回市民会議（分科会） ● まちづくりの将来像、将来像を実現するための課題		
	11日	市民アンケート調査実施 （～7/31）		
	27日	第3回市民会議（分科会） ● 課題解決策及び方向性の提案		
8月	8日	WEB アンケート調査実施 （～8/11）		
	24日	第4回市民会議（3分科会） ● 課題解決策及び方向性の提案		
	26日		第2回策定推進委員会 ● 策定進捗状況について ● まちづくりアンケート結果について（速報） ● 高校生アンケート結果について（速報） ● 第3回市民会議までの経過について	
	9月14日	第5回市民会議（3分科会） ● 提言書について		
10月	7日		第3回策定推進委員会 ● 当面のスケジュールについて ● 総合計画の構成について ● 「目指す都市像」及び「基本理念」の考え方について	
	26日	第6回市民会議（全体会議） ● 市長へ提言書提出 ● 市長との懇談		
	28日		第4回策定推進委員会 ● まちづくりアンケート結果について ● WEB アンケート結果について ● 高校生アンケート結果について ● 市民会議提言書について ● プランニングシートについて	

月日		事務局	総合計画策定推進委員会 【庁内組織】	総合計画審議会【諮問機関】 (全体会議、策定部会、進行管理部会)
11月	8日	新成人と市長の懇談会 ※対象：成人式実行委員会		
	18日			第1回策定部会 ● 部会長選出、副部会長指名 ● 計画策定の基本的な考え方について ● まちづくりアンケート結果等
12月	17日	基本計画プランニングシート作成 依頼（各部・室あて）		
	23日		第5回策定推進委員会 ● 将来人口について ● 施策の基本方針について ● 地域別まちづくりへの意見結果について	
1月	14日		第6回策定推進委員会 ● 第4次基本構想における「エリア別土地利用の基本方針」等に関する進捗状況について ● 第5次基本構想における「エリア別土地利用の基本方針」等の記載内容（案）について	
	29日			R元年度第2回全体会議 ● 策定状況について 第2回策定部会 ● 人口見通しと課題について
2月	5日		第7回策定推進委員会 ● 「計画の構成」並びに「人口見通しと課題」について ● 「エリア別土地利用の基本方針」並びに「都市構造の基本方針」について ● 「施策の基本方針〔施策の大綱〕」について	
	16日	子育て世代と市長の懇談会 ※対象：赤ちゃんから未就学児の保護者		
	17日			第3回策定部会 ● 基本構想（素案）について ● 土地利用の基本方針について ● 「地域別まちづくりへの意見」集約について（報告）
3月	6日			第4回策定部会 ● 基本構想（素案）について
令和2年度				
4月	7日			第5回策定部会 ● 基本構想（素案）について
	20日		第8回策定推進委員会 ● 基本構想（素案）について	

月日		事務局	総合計画策定推進委員会 【庁内組織】	総合計画審議会【諮問機関】 (全体会議、策定部会、進行管理部会)
6月	5日			R2 年度第 1 回全体会議 ● 委嘱 ● 会長選出、副会長指名 ● 第 5 次亀岡市総合計画の策定について
				第 6 回策定部会 ● 部会長選出、副部会長指名 ● 基本構想（素案）について ● 基本計画（素案）について
	23日			第 7 回策定部会 ● 基本計画（素案）について
	26日		第 9 回策定推進委員会 ● 基本構想（素案）について ● 基本計画（素案）について	
7月	7日			第 8 回策定部会 ● 基本構想（素案）について ● 基本計画（素案）について
	20日		第 10 回策定推進委員会 ● 基本計画（素案）について	R2 年度第 1 回進行管理部会 ● 第 5 次総計進行管理について
	29日			第 9 回策定部会 ● 策定部会委員からの意見に対する回答について
8月	7日		第 11 回策定推進委員会 ● 基本構想（素案）について ● 基本計画（素案）について ● 総合計画における指標について	
	19日			第 10 回策定部会 ● 基本構想（素案）について ● 基本計画（素案）について
9月	3日			R2 年度第 2 回全体会議 ● 中間報告（案）について
	4日	市議会説明		
	10日	パブリックコメントの実施（～10/9）		
10月	7日			R2 年度第 3 回進行管理部会 ● 目指す目標について
	16日		第 12 回策定推進委員会 ● 市民意見、議会意見に係る回答（案）について	
	19日		第 13 回策定推進委員会 ● 市民意見、議会意見に係る回答（案）について	
	27日			第 11 回策定部会 ● 市民意見への回答、議員意見による修正について
11月	4日			R2 年度第 3 回全体会議 ● 修正について ● 答申について ● 目指す目標について
				答申
	30日	第 5 次亀岡市総合計画を市議会へ上程		
12月	24日	第 5 次亀岡市総合計画を市議会が議決		

11 亀岡市のあゆみ

年	出来事
昭和30年	● 市制施行（1町15カ村合併） ● 初代市長に大槻嘉男氏就任 ● 「世界連邦平和都市」を宣言
昭和31年	● 国道9号亀岡地区が完成 ● 船井郡東本梅村を編入合併
昭和32年	● 市都市計画審議会が発足
昭和33年	● 西別院町、東本梅町の一部を境界変更 ● 市歌を制定 ● 市庁舎（旧）が完成 ● 上水道給水を開始
昭和34年	● 市立自動車学校が開校（千代川町） ● 8・13 水害発生、市内に甚大な被害 ● 南桑田郡篠村を編入合併
昭和35年	● 台風16号被災
昭和36年	● 市営プールが完成（吉川町） ● 10・28 水害が発生
昭和37年	● つつじヶ丘団地住宅の造成に着工
昭和38年	● 府道天王亀岡線（畑野町土ヶ畑地内）が完成
昭和39年	● オーストリア・クニッテルフェルト市と姉妹都市盟約を締結
昭和40年	● 市民憲章を制定 ● 市花「つつじ」を決定
昭和41年	● 清掃事務所若宮工場が完成（大井町） ● 市立図書館（旧）を開設 ● 国道9号老ノ坂トンネル複線化開通
昭和42年	● 市道川東線着工
昭和43年	● 東・西つつじヶ丘が誕生
昭和44年	● 市道湯の花温泉線が完成 ● 京都学園大学（現・京都先端科学大学）が開校 ● 府内で初めて女性の交通指導員を配置 ● 都市計画道路クニッテルフェルト通りが完成

年	出来事
昭和45年	● ごみ焼却場完成（東別院町）
昭和46年	● 第2代市長に平田一義氏就任 ● 市街化区域、市街化調整区域を設定
昭和47年	● 市の人口が5万人を超える ● 月読橋が完成
昭和48年	● 第1回「光秀祭」（現・亀岡光秀まつり）を開催 ● 千歳簡易水道が完成 ● 亀岡商工会議所が発足 ● 市街化区域の用途地域を決定
昭和49年	● 国道9号バイパスルートを発表
昭和50年	● 第3代市長に小島幸夫氏就任 ● 「交通安全都市」を宣言
昭和51年	● 市の人口が6万人を超える
昭和52年	● 亀岡運動公園野球場が完成（曾我部町）
昭和53年	● 亀岡運動公園テニスコートがオープン（曾我部町） ● 清掃事務所桜塚工場（ごみ焼却場）が完成（東別院町） ● ごみ全市収集がスタート
昭和54年	● 第4代市長に谷口義久氏就任 ● 山陰本線複線電化事業認可 ● 消防庁舎が完成（荒塚町） ● 学校給食センター業務を開始（小学校給食率100%に）
昭和55年	● 山陰本線複線電化トンネル工事が起工（京都～園部間） ● 市立図書館が新築オープン（内丸町） ● 市の人口が7万人を超える ● 初の名誉市民に大槻嘉男氏（初代市長） ● 市の木「桜」を決定
昭和56年	● 市営月読橋球技場が完成（馬路町） ● 友好訪中団蘇州市など4都市を表敬訪問 ● 国道9号バイパス（現・京都縦貫自動車道）が起工 ● 亀岡市総合計画を議決

年	出来事
昭和 57 年	● 京都中部広域消防組合が発足 ● 「福祉都市」を宣言 ● 七谷川野外活動センターがオープン（千歳町） ● 総合福祉センターが完成（内丸町）
昭和 58 年	● 「第 1 回市民元旦ロードレース」を開催 ● 月読橋第 2 球技場が完成（馬路町） ● 市公共下水道供用を開始 ● 国道 9 号の老ノ坂亀岡バイパス工事を起工 ● 台風 10 号の温帯低気圧による水害が発生 ● 市立図書館大井分室がオープン ● 山陰本線複線電化工事の地蔵トンネルが貫通 ● 南つつじヶ丘が誕生
昭和 59 年	● 市保健センター・休日急病診療所がオープン ● 市民 27 人がオーストリア共和国を親善訪問 ● 「第 1 回市美術展」を開催 ● 「クニッテルフェルト市姉妹都市提携 20 周年記念式典」を開催 ● 「暴力追放都市」を宣言
昭和 60 年	● 国道 9 号バイパス新老ノ坂トンネルが貫通 ● 市シルバー人材センターが発足 ● 国道 9 号バイパス天岡山トンネルが貫通 ● ジャンデーラ市、スティルウォーター市姉妹都市盟約を締結 ● 「亀岡ふるさと讃歌」を制定 ● 市文化資料館がオープン（古世町）
昭和 61 年	● KBS ラジオ「亀岡市声のおしらせばん」の放送を開始 ● 府内最初のカントリーエレベータが完成 ● 蘇州市建城 2500 年記念式典に亀岡市から 6 人が参加 ● 山陰本線複線電化工事・愛宕トンネルが貫通 ● 市民体育館が完成
昭和 62 年	● 亀岡運動公園スティルウォーターランドが完成 ● 全国初・木の教育施設「若木の家」が完成（下矢田町） ● 市の人口が 8 万人を超える ● 燃えるごみ全市週 2 回収集を実施 ● 亀岡運動公園クニッテルウッドランドが完成 ● 亀岡運動公園競技場が完成

年	出来事
昭和 63 年	● 京都縦貫自動車道が開通（京都～亀岡間） ● 関西初「生涯学習都市」を宣言 ● 山陰本線複線電化工事第 1 保津トンネルが貫通 ● 「第 1 回生涯学習都市推進会議」を開催 ● 「第 43 回国民体育大会」開催
昭和 64 年 平成 元年	● 「第 1 回コレージュ・ド・カメオカ」（福井謙一氏）を開催 ● JR 馬堀駅・並河駅新駅が開業 ● 「亀岡生涯学習市民大学」が開講 ● JR 馬堀駅前自転車等駐車場がオープン
平成 2 年	● JR 山陰本線（京都～園部間）が電化、開業 ● （財）生涯学習かめおか財団が発足 ● 亀岡障害者作業所が開所 ● 京都縦貫自動車道拝田トンネルが貫通（千代川町） ● 亀岡運動公園プールおよびレインボーブリッジが完成 ● 燃やさないごみ分別収集を実施 ● 市制 35 周年記念・市庁舎が完成 ● 北ノ庄バイパスが完成（千代川町） ● JR 並河駅前広場が完成 ● 第 2 次亀岡市総合計画を議決
平成 3 年	● 「第 1 回市小学生駅伝大会」を開催 ● 亀岡運動公園ジャンデーラランドが完成 ● 運動公園テニスコート夜間照明が完成 ● ロマンチック・トレイン嵯峨野トロコ列車が開業 ● 天皇皇后両陛下（現・上皇上皇后両陛下）行幸啓 ● 亀岡国際広場球技場が完成 ● 市役所の第 2・第 4 土曜日の閉庁スタート
平成 4 年	● ひまわりロマンティック迷路が開園 ● オクラホマ州副知事一行が表敬訪問 ● リフト付きタクシーの運行を開始 ● ねんりんピック全国健康福祉祭「プレゴルフ交流大会」を開催

年	出来事
平成 5 年	● 市ブラジル姉妹都市等親善訪問団、ジャンデーラ市を訪問 ● 市の人口が 9 万人を超える ● 3 カ国姉妹都市交流世界会議に参加 ● 古世親水公園が建設省「手づくり郷土賞」を受賞 ● 市立図書館大井分館が開館 ● 住民票自動交付機を設置 ● 湯の花温泉新泉源の掘削完了
平成 6 年	● 亀岡農村女性海外研修団をヨーロッパに派遣 ● 国道 372 号亀岡園部バイパスが開通 ● 消防緊急通信指令システムが稼働 ● デイサービス事業・在宅介護支援センター事業を開始 ● 図書館の貸出業務を電算化 ● さくら公園・さくらホールが完成（千歳町） ● 印鑑証明書自動交付を開始 ● 可燃性粗大ごみ回収を開始 ● 和らぎの道が完成（千歳町） ● 市道川東線が開通 ● 亀岡消防署東分署庁舎が完成（篠町）
平成 7 年	● 阪神・淡路大震災で市内西部地域などに被害 ● 新発見の小惑星に「Kameoka」と命名 ● 鉄道歴史公園がオープン（大井町） ● 平和台公園平和塔を初のライトアップ ● 高度総合医療施設整備研究会がスタート
平成 8 年	● 京都中部広域消防組合で高度救急業務を開始 ● 医王谷埋立処分場拡張工事が完成 ● 京都縦貫自動車道（亀岡～千代川間）が 4 車線化、開通 ● 水鳥のみちが開通（馬路町） ● 「女性フォーラム」を開催 ● 市国際センター（現・市交流会館）を開設（宮前町） ● 図書館ネットワークシステムが稼働 ● ‘96 東京国際女子マラソンで本市出身の藤村信子（現・比護信子）選手が優勝 ● 市ホームページを開設 ● 亀岡市・蘇州市友好交流 15 周年記念市民公式親善訪中団、蘇州市へ 友好交流都市盟約を締結

年	出来事
平成 9 年	● 篠インターチェンジのフルインター化が完成（篠町） ● 地域防災無線を開局 ● 蘇州園オープン「平和友好の鐘」を撞き初め ● 桜塚クリーンセンターが完成（東別院町） ● 教育研究所が開所（宮前町） ● 「水鳥のみち」が建設省「手づくり郷土賞」を受賞 ● 湯の花温泉供給プラント、温泉スタンドが完成
平成 10 年	● 農業公園がオープン ● 「ガレリアかめおか」が建設省の「道の駅」に認定 ● 銚町市道 7 路線が建設省の「手づくり郷土賞」を受賞 ● ガレリアかめおかの供用を開始
平成 11 年	● 第 5 代市長に田中英夫氏就任 ● 戸籍電子情報システムが稼働 ● 新学校給食センターが完成 ● 「関西地区生涯学習実践交流会亀岡大会」を開催 ● プレミアム商品券を発売（11 億円分） ● 市民情報コーナーを開設
平成 12 年	● 自治大臣表彰「活力のあるまちづくり」（人づくり部門）を受賞 ● 「第 1 回市民総合体育大会」を開催 ● ガレリアかめおか来館者 100 万人を超える ● 京都市西京区と都市間交流へ京都市長と合意 ● 第 3 次亀岡市総合計画を議決

年	出来事
平成 13 年	●「カウントダウンかめおか 21」新世紀の幕開けに約 3 千人が参加 ● 亀岡市情報公開条例を施行 ● 京都府内で初めて「かめおか NPO 情報センター」を開設 ● 荒巻京都府知事が山陰本線京都～園部間の複線化を表明 ● 市消防団が日本消防協会長「特別表彰まとい」を受章 ● JR 馬堀駅前区画整理事業が完工 ● 京都丹波道路（千代川～八木西）4 車線化、南丹パーキングエリアが完成 ● 地域イントラネット整備をスタート ● 総額発行 2 億 2 千万円のプレミアム商品券を発行 ●「平和の手紙」6140 通、一部はニューヨークの国連本部へ送付 ● 牛海綿状脳症の不安に対して亀岡牛の安全を宣言 ●「第 43 回健康体力づくり運動推進全国大会京都大会」を開催 ● 保津橋の供用を開始
平成 14 年	● 第 1 回「生涯学習賞」贈呈式・記念講演を開催 ● 地域イントラネット「かめおか知恵の郷ネットワーク」の供用を開始 ● 地球環境子ども村宣言・開村 ● 女性だけの消防分団「つつじ分団」が誕生 ● 世代間交流施設・ふれあいプラザがオープン ● 市立図書館馬堀分館「ふるさと学習プラザ」が開館 ● 市立病院建設に着工 ● 亀岡祭で羽衣山が復活、130 年振りに 11 基揃って巡行 ● 亀岡市と京都学園大学（現・京都先端科学大学）の学生が共同で「平和の歌・うつくしもの」を作成 ● コミュニティバス実証実験を開始

年	出来事
平成 15 年	● JR 山陰本線京都～園部間の複線化が決定 ● 亀岡市が国の構造改革特別区域計画「都市・農村ふれあい交流特区」の認定を受ける ● 有料指定ごみ袋制が開始 ● ファミリー・サポート・センターがスタート ● 盲導犬の映画「クイール」が亀岡市を舞台に撮影 ● JR 馬堀駅前自転車駐車場が竣工 ● 出前タウンミーティングがスタート ● 第 6 代市長に栗山正隆氏就任 ● こどもをまもる 110 番カーがスタート
平成 16 年	● 地球環境子ども村が自然環境功労者環境大臣表彰を受賞 ● 亀岡市立病院が開院 ● 新修亀岡市史が完結 ● 姉妹都市盟約 40 周年を記念しオーストリア共和国クニッテルフェルト市へ公式親善訪問団を派遣 ● 台風 23 号が亀岡市を直撃し、多くの被害をもたらす ● 市制 50 周年記念事業「カウントダウンイベント」を開催
平成 17 年	● JR 千代川駅前広場が完成 ● 「ふるさとバス」運行を開始 ● 市立図書館西部分室が開室（本梅町） ● 子どもの安全確保に向けた「学校安全メールシステム」の運用を開始 ● 新市民憲章を告示 ● 市制 50 周年記念フェスティバルを開催
平成 18 年	● 保津川開削 400 周年 ● 防災情報亀岡メールの運用を開始 ● 旧亀岡駅舎さよならセレモニー ● 名誉市民に京都大学名誉教授の上田正昭氏
平成 19 年	● 市立自動車学校を閉校 ● 新最終処分場「エコトピア亀岡」が完成 ● 亀岡市洪水ハザードマップが完成

年	出来事
平成 20 年	● 日本初のセーフコミュニティ認証を取得 ● JR 亀岡駅新駅舎が完成 ● かめおか・ふるさと検定がスタート ● 亀岡市生涯学習市民大学 20 周年 ● 市内全小学校に AED（自動体外式除細動器）を設置 ● 「亀岡市・ジャンデラ市平和友好親善訪問団」がブラジルを訪問 ● 「京都・亀岡ふるさと力向上寄付金」を創設
平成 21 年	● 佐伯灯籠が国の重要無形民俗文化財に指定 ● 鍬山バイパスが完成 ● 亀岡市地震ハザードマップが完成 ● 「かめおか市民活動推進センター」が市民活動の拠点施設として開設 ● 「丹波亀山謎解き宝探しゲーム」を城下町で開催
平成 22 年	● 丹波亀山城築城 400 年 ● JR 嵯峨野全線複線化工事が完了、新ダイヤがスタート ● 市道保津宇津根橋線が完成 ● 第 22 次亀岡市民公式親善訪中団が蘇州市を訪問 ● 世界連邦・非核平和都市を宣言 ● 国営亀岡農地再編整備事業のうち面整備工事が完了 ● 第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～を議決
平成 23 年	● 「保津川花回廊」植樹祭 ● 東日本大震災の被災地に亀岡市から給水支援 ● 亀岡市新防災通信システムが完成 ● 西川遊歩道（篠町）が開通 ● 平和池災害から 60 年、亀岡地区東部・篠町柏原地区で慰霊祭 ● 地球環境子ども村「亀岡生き物大学」開校 ● 被爆ピアノ平和コンサートを開催 ● 第 26 回国民文化祭、京都 2011「亀岡祭～宵宮の再現～」 「民俗芸能の祭典」開催

年	出来事
平成 24 年	● 亀岡の寒天製造用具 517 点が国の有形民俗文化財に登録 ● 河原林町国営農地再編整備事業が竣工 ● 保津川かわまちづくり（千本松・桜堤を植樹） ● 篠町で発生した車両突入事故を受け、緊急の交通安全対策協議会を開催し、事故現場付近の早急な再発防止策を審議 ● 「第 10 回海ごみサミット 2012 亀岡保津川会議」を開催 ● 亀岡市災害ボランティアセンターを設立 ● 明智かめまるナンバープレートの交付を開始 ● 京都府が計画する「大規模スポーツ施設」の建設地が亀岡市に決定
平成 25 年	● セーフコミュニティ再認証を取得 ● 京都学園大学（現・京都先端科学大学）と「第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～シンボルプロジェクトの推進に関する協定書」を締結 ● 京都縦貫自動車道の沓掛 IC ～大山崎 JCT・IC 間が開通し、名神高速道路に接続 ● 亀岡市、京都サンガ F.C.、亀岡商工会議所、京都学園大学（現・京都先端科学大学）で「京都かめおか元気アップ協定」を締結 ● 亀岡市立人権福祉センターが竣工 ● 台風 18 号の接近により京都府全域に大雨特別警報発令、市内で甚大な被害 ● セーフコミュニティ活動が第 8 回マニフェスト大賞「優秀復興支援・防災特別賞」を受賞

年	出来事
平成 26 年	●「第 32 回亀岡元旦ロードレース～ファイナル～」を開催 ●主要地方道亀岡園部線（保津北工区・保津南工区）の供用を開始 ●平成 25 年地域づくり総務大臣表彰で亀岡市が地方自治体表彰を受賞 ●畑野町水道未普及地域解消事業が完了 ●亀岡幼稚園と第 2 亀岡幼稚園が統合、亀岡市立幼稚園がスタート ●京都サンガ F.C. とホームタウン協定を締結 ●「保津川さくら広場」が竣工 ●姉妹都市盟約締結 50 周年にあたり市民訪問団がオーストリア共和国のクニッテルフェルト市を訪問 ●プラスチック製容器包装とペットボトルの分別収集を開始
平成 27 年	●市道中矢田篠線（上矢田工区）開通 ●市内初の義務教育学校、亀岡川東学園開校 ●高齢者運転免許証自主返納支援事業開始 ●インターナショナル・セーフスクール(ISS) 認証を取得 ●こども医療費助成制度を改正、償還払いから現物給付へ ●第 7 代市長に桂川孝裕氏就任 ●第 1 回京都亀岡ハーフマラソン大会開催
平成 28 年	●市道中矢田篠線篠工区工事完了により同線が全線開通 ●第 4 次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画を議決 ●「かめまる観光レンタサイクル」スタート ●東別院町地域交通支援事業開始 ●コンビニエンスストアでの証明書交付サービス開始 ●付け替え工事が完了した市道三宅保津小橋線、供用開始 ●「第 40 回全国育樹祭」の開催に際し、皇太子殿下（現・天皇陛下）がガレリアかめおかを訪問 ●「森のステーションかめおか」オープニングイベント開始 ●子育て世代包括支援センター「BCome」開所

年	出来事
平成 29 年	●新たな市の象徴として「市の石『桜石』」「市の魚『アユモドキ』」を制定 ●「亀岡さくらまつり」初開催 ●亀岡を舞台にした「ファインダー - 京都女学院物語 - 」作者、秋本治氏が亀岡を訪問 ●「森のステーションかめおか『匠ビレッジ 天然砥石と匠の技』」オープン ●オーストリア共和国ザンクト・ペルテン市でオーストリア空手連盟と東京 2020 オリンピック・パラリンピック事前キャンプに関する協定を締結 ●かめおか「セーフティドライブ・プロジェクト」、かめおか「まち・レコ」プロジェクトをスタート ●市内運行の路線バスで敬老乗車券の使用を開始
平成 30 年	●「京都スタジアム（仮称）」起工式、工事着工 ●地域新電力会社「亀岡ふるさとエネルギー株式会社」設立 ●第 125 回近畿市長会総会を開催 ●亀岡市議会が 6 月から「通年議会」を導入 ●「第 34 回世界連邦日本大会 2018in 亀岡」を開催 ●「かめおか霧のテラス」が完成 ●市道北古世西川線が全線開通 ●「亀岡手話言語及び障害者コミュニケーション条例」を施行 ●大阪北部地震発生、京都府南部で震度 5 ●記録的な豪雨（西日本豪雨）により市内に被害発生 ●「KIRI CAFE」がオープン ●「移住・定住促進施設『離れ』にのうみ」がオープン ●セーフコミュニティ再々認証、インターナショナル・セーフスクール再認証を取得 ●かめおかプラスチックごみゼロ宣言

年	出来事
平成 31 年 令和 元年	● 名誉市民に元亀岡市長の谷口義久氏 ● 「第 1 回光秀ゆかりのまち亀岡俳句大賞」表彰式を開催 ● 亀岡ふるさとエナジー株式会社、市内メガソーラーからの電力買い取りを開始 ● 「亀岡型自然保育」、本梅保育所と東本梅保育所で開始 ● 南郷公園に明智光秀公像を建立 ● 平和池跡で「奇跡のアジサイ」植樹式 ● 「KAMEOKA FLY BAG Project」を開催 ● 市内スーパーなどでレジ袋有料化始まる ● 「亀岡市スタディアブロードプログラム」実施、本市中学生が中国・蘇州市を訪問 ● 市立小・中学校に空調を整備
令和 2 年	● 府立京都スタジアムが竣工 ● 明智光秀を主人公とした NHK 大河ドラマ「麒麟がくる」放映開始 ● 「麒麟がくる 京都亀岡大河ドラマ館」府立京都スタジアム内にオープン ● 「かめおか霧の芸術祭 素顔のかめおか」を開催 ● 交流会館内にスポーツライミング施設「カメロックス」がオープン ● 市内在住の荒賀龍太郎選手、東京 2020 オリンピック出場決定 ● 「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」を制定 ● 本梅保育所と東本梅保育所が「認定こども園」に ● 亀岡駅北広場「かめきたサンガ広場」誕生 ● 市税などのスマートフォンでの支払い開始 ● 新型コロナウイルス感染症の拡大により市民生活と地域経済に大きな影響 ● 「かめおか多文化共生センター」（外国人の相談窓口）がオープン ● 年谷浄化センターで消化ガス発電開始 ● ガレリアかめおかにこどもの遊び場「かめまるランド」がオープン ● 第 5 次亀岡市総合計画を議決 ● 亀岡市へのふるさと納税、20 億円を超える

12 ゆかりの人物

日本初の医学書を著した名医

◇ 丹波康頼

日本で最初の医学書ともいえる『医心方』（984年）は、隋・唐の医学書をふんだんに引用した当時の先端的業績であり、長く医学書の基本法典として尊重されました。医王谷は、これを著した丹波康頼が住んだところからそう呼ばれるようになったといわれています。

伝説上の怪鳥＝ヌエ退治の武将

◇ 源頼政

つつじヶ丘小学校の東北隣にはヌエ退治の伝説と1180年に源平合戦の口火を切った挙兵で有名な源頼政の墓とされる頼政塚があり、付近の国道9号交差点にもその名前が冠されています。また、この他にも亀岡市内には頼政に関する伝説を伝える社寺がいくつかあります。

900

1000

1100

平安時代の天文博士

◇ 安倍晴明

6代の天皇に仕え、藤原道長に重用されるとともに朝廷の祭儀や暦による生活規範を定め、我が国独自の陰陽道を確立した安倍晴明は安行山（通称西山）に住んだとも伝えられ、山上には晴明を祀った晴明神社があります。

当代一の弓の名手の急病癒える

◇ 那須与一

屋島合戦の扇的射落として有名な那須与一が丹波路で急病の折、法楽寺（那須与市堂）の霊験で回復し、武力をあげたといわれ、のちに伽藍整備をしたと伝えられています。

浄土真宗中興の祖の足跡

◇ 蓮如

室町・戦国時代の浄土真宗中興の祖で、戦国時代に大きな勢力となる基礎を築いた本願寺8世蓮如は、吉川町浄光寺、東別院町徳円寺などに足跡を残しています。

光秀の三女

◇ 細川ガラシャ

明智光秀の三女で名は玉。織田信長の命で細川忠興に嫁し、容姿端麗、英明をもって聞こえました。関ヶ原の戦いに先だって壮烈な死を遂げます。ガラシャはキリスト教の洗礼名です。

豊臣五奉行の一人

◇ 前田玄以

前田玄以、浅野長政、増田長盛、石田三成、長束正家を豊臣氏五奉行と言います。この内の一人、前田玄以が丹波亀山5万石を領したのは、丹波・亀山が山陰地方から京都に至る重要な軍略拠点として位置付けられていたからでしょう。

1300

1400

1500

城下町の基礎を築いた

◇ 明智光秀

戦国期、織田信長のもとで丹波攻略に功績をあげた明智光秀は、1577年頃に亀山城を築城、城下町としての基礎を築くとともに、善政を敷いたといわれます。1582年、中国地方を攻める羽柴秀吉の救援を命じられた光秀は、「ときは今 あめが下しる 五月哉」と決意を詠み、亀山城を発して京都の信長を討ち（本能寺の変）、日本史に新たな展開をもたらしました。

保津川大改修で水路を開く

◇ 角倉了以

高瀬川の開削で有名な角倉了以は、保津川改修の大事業を行い、難所である保津峡での舟運を可能にし水運の発展に貢献しました。

日本初の医学的人体解剖

◇ 山脇東洋

亀岡市本町の医師清水東軒の子に生まれた山脇東洋は1754年、京都において日本で初めての人体解剖を行い、実証によって古来の観念的医学を打破しようとした。わが国実証医学の祖であり、人体解剖を研究した最初の人です。その記録『臓志』はわが国最初の解剖図譜として日本医学史上不朽の文献であり、その実証精神は近代医学の先駆けといえ、後に『解体新書』を著す杉田玄白にも強い影響を与えることとなりました。

写生を重視した大家

◇ 円山応挙

1733年、曾我部町に生まれた円山応挙は京都に出て、17、8歳の頃に石田幽汀に入門、狩野派の画風、中国古典絵画や西洋眼鏡鏡から遠近法を学び、その後写生という概念を確立し、円山派の祖となりました。多くの優れた障壁画の中でも、ふるさと金剛寺の襖絵群（紙本淡彩『群仙図』、紙本淡彩『波濤図』、紙本墨画『山水図』）は代表的な作品で、いずれも国指定重要文化財となっています。

生涯学習とまちづくりの原点

◇ 矢部朴斎

郷土のすばらしさを伝えるため、自らが仕える亀山藩内の名所・旧跡の歴史や云々を美しい挿絵とともにまとめた『鰐魚庭落葉』や『桑下漫録』の著者・矢部朴斎の行動は、歴史に学び、新しい時代を開く生涯学習のまちづくりに通じるものがあります。

1700

1800

人の人たる道

◇ 石田梅岩

1685年、石田梅岩は東別院町に生まれました。二度にわたって京都の商家に奉公したのち、45歳ではじめて講席を開き、1739年に『都鄙問答』を、1744年には『倭約齊家論』を刊行し、心学の創始者となりました。梅岩の心学は石門心学と称され、正直・勤勉・倭約をキーワードに、人としての生き方を追求しました。その教えは、商人にひろく受け入れられます。さらに弟子の手島堵庵らによって全国に広まり、現代にも息づいています。

山陰本線生みの親

◇ 田中源太郎

中央政界や実業界で活躍した関西屈指の実力者である田中源太郎は、1853年、亀岡に生まれました。1893年、源太郎は浜岡光哲、中村栄助らとともに現在のJR山陰本線のうち、京都～園部間の前身となる民営鉄道の京都鉄道株式会社を設立、1897年には二条～嵯峨間、さらに1899年には園部までを開通させるなど、鉄道敷設に努め、「丹波鉄道の父」と称され、口丹波の近代化に大きく貢献しました。旧邸は現在、国登録文化財となっています。

ひよどり越え前に丹波で休息

◇ 源 義経

源義経は 1184 年、一の谷の平家軍追討のために旧山陰道を通って篠山方面に向かう途中、現在の篠田野町佐伯出山の地内において休息をとり、近隣の若宮神社にて戦勝を祈願したとされますが、その際義経が腰掛けたとされる岩（腰掛岩）があります。また判官縄手などの地名も残るなど、亀岡を駆け抜けた義経軍の足跡が今に伝えられています。

遊行の僧

◇ 一 遍

いわゆる鎌倉新仏教の一つ時宗の開祖で、日本全土をめぐる歩いて読誦仏を行い、全国の人々に念仏を勧進しました。『一遍上人絵伝』には 1284 年の秋、上人が 27 日間、穴太寺に逗留したことが記されています。

1200

1300

源頼朝に拳兵を促す

◇ 文 覚

俗名を遠藤盛遠といい、もと北面の武士でしたが人妻（袈裟御前）への悲恋から出家。神護寺や東寺復興のため邁進し、源頼朝に平家への拳兵を説き、鎌倉幕府の樹立を助けました。『源平盛衰記』によれば、少年期を現在の保津町で過ごしたといわれ、保津町には文覚寺があるほか、市内にも延福寺など文覚にゆかりの伝説を持つ寺があります。

室町幕府樹立への道

◇ 足利尊氏

鎌倉幕府の有力御家人であった尊氏は、1333 年、後醍醐天皇への攻撃を命じられた上洛の途中、後醍醐天皇から幕府追討の論旨を受け取ったともいわれます。尊氏は今の篠町で倒幕を呼びかけて篠村八幡宮で拳兵、願文を奉納します。ここに鎌倉幕府の命運は決し、建武の新政を経て室町時代への幕が開かれたのです。篠村八幡宮には、源氏の白旗をかけた旗立場と矢塚の史跡があり、歴史が今に継承されています。

徳川家光の乳母として威勢をふるう

◇ 春日局

明智光秀の重臣・斉藤利三の娘、福は徳川家光の乳母となり將軍継嗣に尽力し、家光が徳川 3 代將軍になると江戸城大奥を任せ威勢をふるいました。1582 年本能寺の変には、明智光秀は亀山城から出陣しましたが、このとき幼少の福も母とともに在城していたともいわれます。「春日局」は、後に朝廷から賜った称号です。

不受不施派の派祖

◇ 日奥

安土桃山・江戸初期の日蓮宗僧侶だった日奥は、不受不施派の派祖です。日蓮宗宗制をめぐる 1595 年、京都から追放され、現在の東別院町小泉にある好堅寺に 6 年間住まいしました。不受不施派は 1665 年以降、江戸時代を通じて禁教とされました。

後水尾天皇との交流

◇ 一絲文守

江戸時代初期の禅僧一絲文守は、今の畑野町に法常寺を開山し、彼に深く帰依していた後水尾天皇などのもとへたびたび上洛して禅を説きました。法常寺には、後水尾天皇の宸翰（国指定重要文化財）などが残されており、両者の地位や権勢を越えた愛情と信頼の心深い交流がうかがえます。

1600

丹波亀山城築城

◇ 藤堂高虎

藤堂高虎は近江生まれの戦国武将で、浅井長政の家臣から織田・豊臣と時代の進展にしたがって立身し、秀吉没後は徳川家康の信任を得て、伊勢津藩 32 万石余を領しました。当時、築城の名人といわれた高虎は、家康が行う諸大名を動員した城の天下普請ではそのほとんどの縄張（城の設計）を担当しました。中でも丹波亀山では、伊予今治城の天守の部材を家康に献上し、1610 年に亀山城天守として竣工させました。この 5 層の「層塔型天守」は日本で最初に建てられたものともいわれています。

内膳堤をつくる

◇ 岡部長盛

1609 年、下総山崎より亀山へ入封した岡部長盛は、保津川の水勢を制御するために二つの石堤を築きました。この石堤は、官名が内膳正であったところから上内膳・下内膳といわれます。また、天下普請の一環として亀山城を整備、完成させました。現在の町割り等はここから変わっていません。

伊賀堤を築造

◇ 松平（藤井）忠晴

1648 年遠江掛川より亀山へ入封した松平忠晴は、千歳国分の治山治水事業として石堤を築きました。この石堤は、官名が伊賀守であったところから、伊賀堤や伊賀ばねと呼ばれています。

日本初の私立女学校の開設

◇ 三輪田真佐子

1902 年、東京神田にわが国最初の女学校である三輪田女学校を開設した三輪田真佐子の女性教育への熱意は、南桑田郡で最初の私塾である馬路村の典学舎で父に代わり講義を行っていたころに芽生えたのでしょうか。

教えを通じ「明治」を拓く

◇ 北村龍象

徳川家茂に書を教え、1868 年には馬路村に北村塾を開いて、30 年以上にわたって、若者たちに法制・経済・漢籍等を教え、「明治」という新しい日本の礎を築いていった北村龍象は、一方で、丹波を深く愛し、郷土誌『丹波誌』を著しました。

特殊鋼の研究に数々の業績

◇ 村上武次郎

1882 年、保津町に生まれた村上武次郎は大正から昭和にかけて、鉄鋼、特に特殊鋼の研究で世界をリードする数々の業績を残し、1927 年には帝国学士院賞を受賞、1956 年には文化勲章を授賞しました。私たちのまわりにある種々の金属加工技術の基礎に彼の研究があります。

西園寺公望を支え、立命館を興す

◇ 中川小十郎

1869 年馬路町に生まれた中川小十郎は、西園寺公望の側近として活躍する一方、教育者として京都法政学校（のちの立命館）を創設しました。

1900

世界平和を唱える

◇ 出口王仁三郎

世界を舞台に超人的な宗教活動をした、大本教聖師・出口王仁三郎は、曾我部町に生まれました。世界平和・人類愛を唱え、大正日新聞を買収し、言論活動を展開したり、大正 8 年に旧亀山城址を買い取り、神苑として整備しました。世界共通語エスペラントの普及、世界宗教連合の創設など、時代を先取りした活動を展開し、人々は巨人と賞賛しました。また十萬首といわれる歌や書に、陶芸作品も数多く、芸術家として有名です。

イネの改良に生涯をささげる

◇ 並河成資

1897 年、曾我部町に生まれ、のち大井村の並河家へ養子に行った並河成資は、農林省の技師となり北陸の寒い地方に適したイネで今までのものより優れた品種の「水稻農林 1 号」を作り出しました。短稈・多収というその特性は北陸の湿田地帯に好適し、極早稲・良品・美味という特性が当時の米穀市場に好評を博して急速に普及。農林 1 号はそれ自体が生産力の向上と産米改良に大きな役割を果たしただけでなく、コシヒカリなど多くの優良品種を生み出しました。新潟県農業総合研究所の庭には農林 1 号を記念して並河技師の胸像が建てられています。

13 用語解説

頁	用語	説明
亀岡市民憲章		
－	石門心学	石田梅岩が説いた、人間の本性を迫及する学問。儒教、仏教、神道などの思想を取り入れて体系化されたもので、観念的な理論ではなく、民衆の日常生活に立脚した社会的倫理、道徳をわかりやすく説いた。特に、商人の社会的役割を認め、商業活動における営利迫及を積極的に肯定しつつ、「正直」「勤勉」「儉約」「質素」を説くことで商人としての自覚を高めるよう唱えたため、商人を中心に広く支持された。
－	円山応挙	円山派の祖。現在の曾我部町に生まれ、狩野派の画風、中国古典絵画や西洋眼鏡絵から遠近法を学び、多くの優れた障壁画を描いた。代表的な作品である金剛寺の襖絵群は国指定重要文化財となっている。

【基本構想】

頁	用語	説明
第1部 はじめに		
第1章 第5次亀岡市総合計画について		
8	地球温暖化	地球の平均気温が長期的に上昇すること。地球規模で気温が上昇することで、海面の上昇、異常気象の頻発、自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。
8	南海トラフ巨大地震	南海トラフは、四国の南の海底にある水深 4,000m 級の深い溝（トラフ）のこと。100 ～ 200 年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海地震（1946 年）発生から 70 年近くが経過し、次の大地震発生の可能性が高まってきている。
8	新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症のこと（COVID-19）。令和元（2019）年 12 月以降、世界各地で感染が多数報告され、日本国内でも関連する患者が発生している。
8	グローバル化	国や地域の垣根を越えて、世界的に資本（お金やモノなど）や人材、情報などの社会的・経済的な結びつきが深まる社会になっていくこと。
8	世界恐慌	多くの国で 1929 年に始まった大恐慌。資本主義世界で銀行倒産、失業の連鎖反応から急激な不況が波及し、その打開を目指す軍国主義・ファシズムが台頭、第二次世界大戦を引き起こした。
8	SDGs	Sustainable Development Goals の略。平成 27（2015）年 9 月に国連で合意された“全世界すべての人たちが”が“持続的に”“人らしく生きる”ための世界共通の開発目標。
9	事務事業評価	個々の事務事業の目的・成果・コストを数値化・具体化して客観的に評価し、その評価結果を次の事務事業に活かす行政経営の仕組み。

頁	用語	説明
9	施策評価	総合計画の政策等を成果指標の達成度など成果重視の視点から総合的に評価するもの。評価結果を計画の見直しや予算に反映するとともに、市民との情報共有を通じたまちづくりへの市民参画の促進、職員の意識改革等を目的とする。

頁	用語	説明
第2章 亀岡市を取り巻く社会経済の潮流		
10	国立社会保障・人口問題研究所	人口や社会保障に関する研究をはじめ、人口・経済・社会保障の相互関連についての調査研究を通じて、研究と行政を橋渡しし、国民の福祉の向上に寄与することを目的として設立された厚生労働省の機関。
10	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率（一人の女性が産む子どもの数の平均）を合計したもの。
10	交流人口	対象地域に訪れる人々のこと。定住人口に対する概念で、訪れる目的は、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャーなど様々。
10	地方創生	国内の各地域・地方がそれぞれの特徴を活かし、自律的で持続的な社会、魅力あふれる地方のあり方を築くことを目指す。主要な柱は、東京一極集中の解消と人口減少対策、地域社会の問題の解決、若者を中心に地方で職を得、豊かに暮らせる就業機会の創出など。
11	ワールドマスタースゲームズ関西	国際マスタースゲームズ協会（IMGA）が4年ごとに主宰する、概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰もが参加できる生涯スポーツの国際総合競技大会。
12	I C T	情報・通信に関する技術の総称。情報技術を表すITに、コミュニケーションの概念を加えた Information and Communication Technology の略。
12	I o T	Internet of Things の略。日本語では「モノのインターネット」と訳され、現実世界の物理的なモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。
12	ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。
12	A I	Artificial Intelligence の略。人工知能。
12	超スマート社会（Society5.0）	仮想空間（サイバー空間）と現実空間（フィジカル空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

頁	用語	説明
12	G I G Aスクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略。令和元（2019）年12月に文部科学省が打ち出したもので、児童生徒に1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、全国の学校現場で子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を持続的に実現させる構想。
13	エボラ出血熱	エボラウイルスによる感染症。1970年代以降、中央アフリカ諸国を中心に、度々流行が確認されている。致死率の高さが特徴で、20%から最大で90%に達することもある。
13	S A R S	SARS コロナウイルスによる全身性の感染症。平成14（2002）年、中国南部広東省で非定型性肺炎の患者が報告されたのに端を発し、北半球のインド以东のアジアやカナダを中心に感染拡大、平成15（2003）年7月にWHOから終息宣言が出されるまで、32の地域と国で8,000人を超える症例が報告された。
14	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。
14	パリ協定	令和2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃より十分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的とする。
14	大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることをめざすとして共有されたビジョン。令和元（2019）年6月開催の「G20 大阪サミット」で採択された「大阪宣言」に盛り込まれた。
14	海ごみサミット	各地で漂流、漂着している海洋ごみ問題について、国内外の関係者による意見交換を目的としたサミット。本市では、平成24（2012）年、海岸線を有しない内陸部として初めて開催され、「保津川がつなぐ ひと・まち・うみ」をテーマに多種多様な視点から議論された。
14	アユモドキ	国の天然記念物で環境省レッドデータブックの絶滅危惧ⅠA類の淡水魚。ドジョウの仲間で泳いでいる姿がアユに似ていることからこの名前がついた。亀岡市と岡山県の一部に分布しており、近年、急激な減少が危惧されている。平成29（2017）年度には市の魚に認定された。
15	ロボット技術（R P A）	Robotics Process Automation の略。人がパソコン上で行っている単純作業を、パソコンにインストールしたソフトウェアロボットが、仮想労働者としてマウスやキーボードの操作を代行（自動化）するもの。
15	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して超省力・高品質生産の実現を推進する新たな農業。農作業の省力・軽労化や新規就農者の確保、栽培技術力の継承等を目指す。
16	テレワーク、リモートワーク	テレワークは、情報通信技術（ICT）を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス）などに分けられる。日本テレワーク協会などにより定義づけされているテレワークに対し、リモートワークは遠隔での業務全般が該当する。

頁	用語	説明
第3章 亀岡市のまちづくりの進展		
17	セーフコミュニティ	事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるという理念のもと、行政と地域住民など多くの主体の協働により、全ての人たちが安全で安心に暮らすことができるまちづくりを進めるもの。亀岡市は平成 20 (2008) 年 3 月「WHO 地域の安全向上のための協働センター」による国際認証を日本で初めて取得して以降、平成 25 (2013) 年 2 月に再認証、平成 30 (2018) 年 11 月に再々認証を取得した。
17	京都縦貫自動車道	京都府宮津市から乙訓郡大山崎町に至る自動車専用道路。京都府内を縦貫し京都府の背骨とも表される。京都府北部と南部の連携を強化するとともに、京都市街地の外環状道路としての役割を果たす。平成 27 (2015) 年 7 月の京丹波わち IC～丹波 IC の開通により全線（約 100 km）開通した。
17	京都第二外環状道路	京都縦貫自動車道の一部区間を構成し、沓掛 IC～久御山 IC をつなぐ総延長約 16km の自動車専用道路。
17	新名神高速道路	三重県四日市市から滋賀県、京都府、大阪府を經由し、兵庫県神戸市北区へ至る、名古屋と神戸を結ぶ計画とする約 174km の高速道路。
17	主要地方道亀岡園部線	亀岡市古世町を起点に南丹市八木町を經由して南丹市園部町に至る延長約 25km の府道。亀岡市の旧城下町と桂川の東側に広がる地域間を連絡する路線。
17	市道北古世西川線	JR 山陰本線沿いに位置し、亀岡駅周辺地区と馬堀駅周辺地区を結ぶ道路。
17	国道 423 号	大阪市北区を起点に箕面市や池田市、豊能町等を經由した後、亀岡市の国道 9 号に至る約 53km の道路。阪神地域と京都府中部地域を南北に結ぶ重要な幹線道路。
17	コミュニティバス	JR 亀岡駅や馬堀駅を起終点に、市内中心部の公共施設や商業施設などへの移動手段として、平成 14 (2002) 年 12 月から運行しているバス。
17	ふるさとバス	民間バス路線の廃止に伴い、通勤・通学や生活交通の維持確保として、平成 17 (2005) 年 4 月から運行しているバス。民間バス事業者と役割分担して、市民の貴重な交通手段を担っている。
17	インターナショナルセーフスクール	心身のケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安全で健やかな学校づくりを進める活動。
18	府立京都スタジアム	収容人数約 21,600 人を有する府内唯一の専用球技場。京都サンガ F.C. のホームスタジアムとして活用されるほか、サッカーやラグビーなどの国際試合が開催可能なスポーツ施設として、また、音楽や地域振興の催し物などの、府内最大級のイベント会場としても期待される。スタジアムの設置趣旨に賛同した京セラ株式会社がネーミングライツパートナーとなり、通称は「サンガスタジアム by KYOCERA」。
18	かめおか霧のテラス	平成 30 (2018) 年 3 月、亀岡盆地南側にそびえる竜ヶ尾山の山頂付近に開設された展望デッキ。デッキからは亀岡盆地を覆い尽くす「雲海」を一望でき、写真愛好家の間で人気のスポット。

頁	用語	説明
18	かめおか霧の芸術祭	文化芸術を通じて亀岡の魅力を発信するとともに、新たな文化資源・観光資源の創出や地域活性化を図るため、晩秋にかけて亀岡市を包む「霧」を象徴に、市内一帯でアートを耕し、人と地域の魅力を育てる芸術祭。
18	プラスチックごみゼロ宣言	亀岡市と亀岡市議会が平成 30 (2018) 年 12 月 13 日に行った。多様な川の生態系を育む「母なる川保津川」から、地球規模の問題となっている海洋プラスチック汚染解決に向けた取り組みを進め、2030 年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちを目指す。
18	KAMEOKA FLY BAG Project	「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」をきっかけに、かめおか霧の芸術祭で立ち上げたプロジェクト。パラグライダーとしての役目を終えた生地から型を切り取り、縫製してバッグを作るワークショップを開催する等、エコバッグ普及に向けて事業を展開している。
18	亀岡市ポイ捨て等禁止条例	清潔で快適なまちづくりを目的に、ポイ捨てやペットのふんの放置の禁止、空き地の管理や、空き缶の回収など、市や市民事業者の責任や義務を定めた条例。
18	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例	使い捨てプラスチックごみゼロの実現により、良好な環境を保全し、次代に引き継ぐことを目的としてプラスチック製レジ袋の配布禁止等を定めた全国初の条例。
18	亀岡ふるさとエネルギー株式会社	市と民間企業の共同出資により設立した地域新電力会社。公共施設を中心に電力を供給する地産地消型の地域新電力事業を実施するとともに、その収益をまちづくりに資する新事業に使う。

頁	用語	説明
第4章 亀岡市の人口の見通し		
21	U I J ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは進学や就職で大都市圏へ移住した地方出身者が出身地に戻ることに、I ターンは出身地とは別の地方へ移住すること、J ターンは出身地には戻らず、出身地に近い都市へ移住すること。
23	インバウンド観光	外国人の訪日観光旅行。

頁	用語	説明
第2部 まちづくりの展望		
第1章 目指す都市像		
24	石田梅岩	心学の創始者。現在の東別院町東掛の農家の次男として生まれ、誠実に働きながら、独学で研鑽を重ね、庶民の日常生活の中で道徳の実践を説いて「心学」として大成した石田梅岩の生き方は、まさに生涯学習の真髄を物語っている。
第2章 重点テーマ		
25	エコ農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な環境保全型農業。
第3章 土地利用の基本方針		
26	京都都市圏	京都市を中心に、市町村域、更には都道府県域を越え、通勤・通学、買物・飲食、医療、レクリエーションなど経済・社会的に強い結びつきを持った一体的な圏域。
26	水源の涵養	森林の土壌が降水を貯留して河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水の緩和及び川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する機能。
27	J R 4 駅	J R 亀岡駅、馬堀駅、並河駅、千代川駅。
27	既存集落まちづくり 区域指定制度	既存集落における地域活力や地域コミュニティの維持・活性化を図るため、市長が区域と予定建築物の用途を指定して、指定区域内で自己用住宅等の指定用途の建築物の立地（開発・建築許可）を可能とする制度。
27	地区計画制度	住民が主体となって地区の将来に向けたまちづくり目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり開発を行う場合に守らなくてはならない独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりを進めていく制度。
28	モータリゼーション	自動車が生計必需品として社会と大衆に広く普及する現象。
28	バブル経済期	昭和 62（1986）年から平成 2（1990）年頃にかけて日本で起きた株価や地価など資産価格の急激な上昇と、それに伴う好景気。投機によって経済成長以上のペースで株、土地、建物、絵画、宝石等の価格が高騰した。
28	オールドタウン化	かつて郊外に建設されたニュータウンにおいて、住民の高齢化や少子化、住宅の老朽化、商業施設等の衰退等が顕在化していくこと。
29	国土強靱化 (レジリエンス)	国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。

頁	用語	説明
29	ダブルルート化	大雨による雨量規制や災害等によって、国道9号及び京都縦貫自動車道が通行止めとなり、亀岡市をはじめとした京都府中部地域が度々「陸の孤島」となっていることから、亀岡～京都間の機能不全に繋がらないよう、避難ルートや緊急輸送ルートとなる新たな代替道路を用意すること。
29	地域主体型交通	地域住民や事業所等が事業主体となり、住民・利用者のニーズに柔軟に対応した公共交通を補完する交通手段。
30	高付加価値型の農業	エコ・スマート農業など技術力の向上、ブランド化など品目の特化、農家経営の高度化などにより、生産性や収益力を高めた農業。
30	コラボレーション	協働、共に働くこと、協力すること。
30	ターミナル	交通機関が多く集まり、人の乗り降りが多い所。
30	インフラ	インフラストラクチャー。生活を支える社会基盤。
31	エントランス	入り口、玄関。
31	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

頁	用語	説明
第3部 施策の基本方針		
33	パートナーシップ	市民やNPO、企業、行政など、異なる組織や人同士が明確な目的のもとに対等な立場で、それぞれの得意分野を活かしながら連携し協力し合うこと。
36	プログラミング教育	プログラム（コンピュータにさせる処理を順番に書き出したもの）を作成する際に必要な、論理的思考力を育てる教育。
38	企業立地促進条例	本市における企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目的として、助成金や優遇制度など必要な奨励措置について定めた条例。
38	ほ場整備	農業の生産効率を上げるため、耕地区画の整備、用排水路の整備、土地改良、農道整備、耕地の集団化など、農地・農村の環境条件を整備する事業。
38	農地中間管理事業	平成25（2013）年に成立した農地中間管理事業推進法に基づき、耕作者がいない農地の所有者等から農地を借り受けて再生・整備し、経営規模拡大を目指す農業者にまとめて貸し出す事業。農地集積バンクや農地バンクともいう。
38	オーガニック生産	農薬や化学肥料などの化学物質に頼らない、自然界の力を生かした生産方法や加工方法のこと。
40	スケールメリット	規模の経済。規模を大きくすることによって得られる効果や利益。

【基本計画】

頁	用語	説明
第1章 互いを認め合う、ふれあいのまちづくり		
48	生涯学習都市宣言	生涯学習を人間の尊重という基本理念のもとに「人々が生涯にわたり主体的に続ける学習活動のこと」と位置づけ、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びの持てるまちを目指し、亀岡市が昭和 60（1985）年 3 月、関西で初めて行った都市宣言。
48	亀岡市民憲章	市民憲章は、自治体の住民が、互いにつながりをもって、より良い生活を築こうという考えの表明。現在の亀岡市民憲章は平成 17（2005）年 11 月 3 日に告示された。
48	人権三法 (障害者差別解消法・ ヘイトスピーチ解消 法・部落差別解消推 進法)	平成 28(2016)年度に施行された、人権に関わる 3 つの法律(人権三法)。障害者差別解消法は、障がい理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律。ヘイトスピーチ解消法は、日本以外の出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排斥することを扇動するような言動の解消をめざす法律。部落差別解消推進法は、現在もなお存在する部落差別について、全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の理念にのっとり「部落差別は許されないもの」という認識の下、部落差別のない社会の実現をめざす法律。
48	文化センター	地域における福祉の向上、人権啓発および住民交流の拠点となるコミュニティセンター。
48	児童館	児童福祉法に規定する児童厚生施設のひとつで、地域において児童に健全な遊びを与え、その健康の増進や情操を豊かにすることを目的とする施設。
48	SNS	Social Networking Service の略。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。会員数の多いものとして、フェイスブックやインスタグラムなど。
48	平和祈念式典	8 月を「平和月間」と位置付け、世界の恒久平和を願い、花火大会や大踊り大会、各種スポーツ行事などの亀岡平和祭事業を開催している。その中心的事業として、過去の不幸な大戦や災害で犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするために平和祈念式典を開催し、平和を希求する想いを広く内外に発信している。
48	世界連邦・非核平和 都市宣言	昭和 30（1955 年）6 月、全国に先駆け「世界連邦平和都市」を宣言し、各種の平和の取組を推進した。しかし、その後も続発する地域間紛争やテロ、核をめぐる昨今の社会・国際情勢の動向を踏まえ、平成 22（2010）年 8 月、さらなる平和を希求し、「核兵器廃絶」を趣旨とした「世界連邦・非核平和都市」を宣言した。
50	LGBTQ	「L」はレズビアン（女性同性愛者）、「G」はゲイ（男性同性愛者）、「B」はバイセクシュアル（両性愛者）、「T」はトランスジェンダー（身体の性に違和感を持つ人）、「Q」はクエスチョニング（自分自身の性を決められない、分からない、または決めない人）の頭文字をとった略語。

頁	用語	説明
50	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会や文化が求める男性像や女性像と一致する態度、感情、行動のこと。
50	イクボス	職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。
50	ワーク・ライフ・バランス	仕事と、育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和を図り、その両方を充実させる働き方・生き方。
51	パートナーシップ宣誓制度	同性であっても互いを人生のパートナーとして生活を共にし、協力し合うことを約束した関係であることを宣誓することで、公的な証明を受けられる制度。
51	セクシャルハラスメント	相手の意に反する性的な言動が行われ、個人の生活環境を害すること。または、性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により不利益を受けること。
51	マタニティハラスメント	働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止めや自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。
51	ジェンダーハラスメント	「男らしい」「男のくせに」「女らしい」「女のくせに」など、固定的な性差概念（ジェンダー）にもとづいた差別や嫌がらせを受けること。
51	エンパワーメント	女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力。
53	シティプロモーション	地域が持つさまざまな資源から新たな魅力を創出し、地域内外に効果的に発信することで、まちをブランディング化し、市民に愛着と誇りを醸成する取組。
54	移住促進特別区域	京都府移住の促進のための空家および耕作放棄地等活用条例（移住促進条例）に基づき、空き家および農地を活用することで移住の促進及び地域の活性化を図るために指定した地域のこと。
54	市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化を抑制する区域。開発が制限され、農林漁業等の限られた用途の建物しか建築できない。
54	開発許可制度	都市計画で定められる市街化区域と市街化調整区域との区分の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るため設けられた都市計画法上の制度。
54	Cターン	育児のため、縁もゆかりもない地方に移住すること。Cは子ども（Child）の頭文字。
54	コワーキングスペース	フリーランスや起業家など、様々な業種、年齢の人々が集まり、仕事をしたり、ノウハウやアイデアを共有し、協働したりする場所のこと。間仕切り等がなくオープンであったり、会議室やイベントスペースを兼ね備え、イベントの開催や参加者同士の交流などコミュニケーションに重点を置いているのが特徴。

頁	用語	説明
54	サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心とみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスという意から命名。
55	姉妹都市・友好交流都市	文化交流や親善を目的として特別の関係を結んだ、異なる国の都市同士の関係。亀岡市では現在、クニッテルフェルト市（オーストリア）、スティルウォーター市（アメリカ）、ジャンデーラ市（ブラジル）の3市と姉妹都市盟約を、蘇州市（中国）と友好交流都市盟約を締結している。
55	外国人	多文化共生施策においては、外国籍を有する人、また、日本国籍であっても外国にルーツをもつ人を指す。
55	ニュースレター	既出の情報も含め、社会状況や流行、季節、イベントなどに合わせて、その時々求められる情報をまとめ、提供する資料、コミュニケーションツール。

頁	用語	説明
第2章 安全で安心して暮らせるまちづくり		
58	亀岡市セーフコミュニティ推進協議会	地域住民を交えた横断的なセーフコミュニティの推進組織。従来から市民協働により進められてきた様々な取組が、この組織により横断的な連携のもとに推進される。
58	刑法犯認知件数	警察等捜査機関によって発生が認知された犯罪の件数。
58	体感治安	人々が感覚的・主観的に感じている治安の情勢。統計的な客観数字とは異なる。
59	感染症	大気、水、土壌、人も含む動物などに存在する病原性の微生物が、人の体内に侵入することで引き起こす疾患。
59	自助・共助・公助	防災においては、 自助…「自らの安全を自らが守る」ため、自らの手で自分・家族・財産を守り助ける備えと行動 共助…「自分たちのまち（地域）は、自分たちで守る」ため、近隣住民と協力し、地域を守り助ける備えと行動 公助…市役所をはじめ、警察・消防・府・国などの行政機関、ライフライン各社を始めとする企業などによる応急対策活動、救助活動、支援物資の提供などの公的な支援
59	防災資機材	災害被害の発生、又は拡大を防止するために使用する機器、器具。情報伝達用機器（トランシーバー等）、初期消火・救急用器具（消火器等）、避難生活用機材・機器など。
59	国民保護事案	国民の生命、身体及び財産の安全を脅かす武力攻撃やテロなどの行為。
60	ハザードマップ	洪水や土砂災害、地震などの自然災害に対して、被害が予測される区域及び避難場所などを記載した地図。

頁	用語	説明
60	避難行動タイムライン	災害の発生を前提に、地域住民が連携して、地域特性をはじめ災害時に発生する状況をあらかじめ想定・共有し、「いつ」「誰が」「何をするのか」、また「いつ避難するのか」を時系列で整理した防災行動の指針で、「マイ・タイムライン」とも呼ばれる。
60	防災行政無線	市町村が整備する、防災関係機関への連絡や住民に防災情報を伝達する無線通信システム。
60	高規格救急車両	救急救命士が高度な救急措置を行えるよう広いスペースを確保し、救急資機材を積載した救急車。
61	避難行動要支援者名簿	「災害対策基本法」に基づき、災害が起こった時、自宅から避難所まで、自力で避難することが難しい人をあらかじめ把握し、災害発生時、要支援者の避難を支援するための名簿。
61	個別避難計画	地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村又はコーディネーター（民生委員等）が中心となって、避難行動要支援者と打ち合わせ、具体的な避難方法等について個別に策定する計画。
61	要配慮者	災害時、避難行動に時間を要する人や配慮が必要な人。一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊婦など。
62	パイオニア	開拓者、先駆者
62	LED	発光ダイオード（Light Emitting Diode）の略。電気を流すと光る性質を持つ半導体のこと。電気を一旦熱に変えてから光を発生させる白熱電球や蛍光灯に対し、流れる電気をそのまま光に変換する仕組みで効率が良く、寿命も長い。
62	亀岡市交通安全対策協議会	亀岡市における道路交通の安全と円滑を確保するため、関係行政機関及び民間市民団体等との連絡調整を密にし、その効果的な推進を図ることを目的とする組織。
64	悪質商法	商取引として社会通念（常識）上の許される限度を超え、不当な利益を得る事業者の販売行為。悪徳商法、問題商法などとも呼ばれ、マルチ商法、アポイントメントセールス、キャッチセールスなど。
64	特殊詐欺	電話やハガキ等で親族や公共機関の職員を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、犯人の口座に送金させる犯罪のこと。
64	亀岡市消費生活センター	消費生活相談員が悪質な訪問販売や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行う機関。
64	消費者ホットライン	消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在を知らない消費者に、全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内し、消費生活相談の最初の一步を手伝う電話案内。
64	消費生活専門相談員	地方公共団体の消費生活相談センター及び消費生活相談窓口において消費生活相談やあっせんに対応する専門職。

頁	用語	説明
第3章 子育て・福祉・健康のまちづくり		
66	亀岡市子育て世代包括支援センター（BCome）	安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、関係機関と連携しながら一人ひとりの不安や悩みに合わせた相談や情報提供を行う拠点。妊娠中、産後の人、18歳までの子どものいる家庭が対象。
66	子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法に基づき、市町村が児童虐待対応強化に加え、地域の子ども家庭支援全般に係る必要な支援を行うための拠点。
66	放課後児童会	放課後に帰宅しても保護者が就労などで不在といった理由により保育を受けることができない児童を対象に、学校の余裕教室等を活用し、児童の健全な育成を図る事業。
67	亀岡市子ども・子育て支援事業計画	次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画。
67	認定こども園	小学校就学前の子どもに対する保育および幼児教育並びに保護者に対する子育て支援を一体的・総合的に提供する施設。幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ。
68	亀岡型自然保育	亀岡市の豊かな自然環境や地域資源を生かし、戸外での自然体験活動など、自然の素材・要素に直接触れる体験を積極的に取り入れた保育のこと。
68	企業主導型保育事業	平成28(2016)年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため設置する保育施設や、地域企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費を助成するもので、従業員以外の子どもの受け入れも行う。
68	延長保育	仕事の事情などでやむをえず規定の保育時間を超えてしまう場合に、時間を延長して子どもを預けられる制度。
68	病児・病後児保育	病気や病気の回復期にあって保育所等での集団保育が難しく、保護者が就労などによって保育を行うことができない場合に子どもを預けられる制度。
68	一時預かり保育事業	保護者が子どもの面倒を見ることができない時、1日や時間単位で一時的に子どもを預けられるサービス。保育園に入れない子どもが対象となる。
68	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとして、保護を要する子どもや要支援児童とその家族、特定妊婦などへの適切な支援を図るため、関係機関が連携・協議し対応する組織。
69	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする総合相談機関。
69	いきいき長寿プラン	老人福祉法と介護保険法の規定に基づく、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する計画で、介護保険および福祉サービスを総合的に展開することを目的とする。

頁	用語	説明
69	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。
69	後期高齢者	国連の世界保健機関(WHO)では、75歳以上を後期高齢者と呼んでいる。
69	老人クラブ	生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に資することを目的に、地域を基盤として概ね60歳以上の人で構成する任意組織。
69	シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」の提供やボランティアの支援を行う。
70	民生委員・児童委員	民生委員法・児童福祉法に基づいて地域に設置が定められ、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。また、主任児童委員は、児童福祉を専門的に担当し、児童関係機関との連携・調整、地域を担当する児童委員と一体となって児童福祉の推進に努める。
70	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けをする人のこと。
70	認知症カフェ	地域の中で認知症の人やその家族が気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談や情報交換を通じて孤立予防や介護負担感を軽減できる場。
71	亀岡市障害者就労支援共同センター	行政の支援のもと、障がい者の働きがい創出、収入アップにつなげるため、障がい者就労支援事業の共同の取組と、亀岡市内の就労支援施設間のネットワークの連携・強化を図るため平成22(2010)年10月に発足した組織。
71	ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。
72	合理的配慮	障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応など、何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う必要な便宜のこと。
72	障がい者スポーツ	パラリンピックのような競技スポーツに限らず、障がいがある人が行うスポーツのこと。既存のスポーツを障がい者の特性に応じて修正したものが多い。
73	地域福祉支援員	生活課題を抱えている人の相談に対応し、支援の必要な人の見守り体制づくりや関係機関へのパイプ役を担う人。
73	生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、困りごとに関わる相談に応じながら個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る制度。
74	社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会	社会福祉法(現「社会福祉法」)に基づき設置されている、民間の社会福祉活動の推進を目的とした営利を目的としない民間組織。都道府県・市区町村で、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした活動を行っている。

頁	用語	説明
74	成年後見人制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない人が不利益な被害を受けることのないように、後見人・保佐人・補助人を選任することにより、法律的に支援する制度。
75	かめおか健康プラン21（亀岡市健康増進計画）	健康増進法に基づく市町村健康増進計画であり、市総合計画の保健部門の基礎計画として位置づけられる。市民一人一人の健康づくりを亀岡市全体の健康づくりへとつなげていくことを目的に策定。
75	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなど、生活習慣が要因となって発生する疾病。代表的なものとして、高血圧、脂質異常症、糖尿病、肥満等。
75	ロコモティブシンドローム	運動器症候群の通称。骨や関節、筋肉など運動器の衰えが原因で「立つ」「歩く」といった機能（移動機能）が低下し、「要介護になる」リスクの高い状態になること。
75	フレイル予防	フレイルは、加齢とともに心身の機能（運動機能や認知機能など）が低下し、要介護や寝たきりのリスクが高まる状態。一方で普段の心がけで予防・改善でき、健康な状態に戻すことができるもの。
75	亀岡市地域医療・介護・福祉連携推進会議	平成20（2008）年度の在宅医療連携推進事業（亀岡市医師会）を発端として平成22（2010）年度に発足。3つの部会で、関係者の顔の見える関係づくりや研修、終活やかかりつけ医に関する啓発、介護・福祉現場の人材不足・人材育成への対策検討等の活動を行っている。
76	母子手帳	母子保健法に定められ、妊娠した人の届出を受けて、市町村が交付する手帳。妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が、一つの手帳で管理される。
76	特定健康診査	様々な病気が引き起こされやすい状態であるメタボリックシンドローム（内臓に脂肪が蓄積した肥満）に着目した、生活習慣病の予防を目的とした健康診査。国民健康保険や健康保険組合が、40～74歳までの加入者を対象に実施。
76	亀岡食品衛生協会	食品衛生思想の普及啓発と食品衛生の確保のための活動を行う団体。
76	新型インフルエンザ	インフルエンザは、ウイルスが体内で増え、熱やのどの痛みを引き起こす病気。一度かかると、原因となったウイルスに対する免疫を持つようになるが、新しいウイルスが原因の場合誰もが抵抗力を持たず、流行・重症化の可能性が高まる。
77	かかりつけ医	健康に関することを何でも相談可能で、最新の医療情報を熟知しており、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介することができる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師のこと。
77	京都中部総合医療センター	南丹市にある医療機関。亀岡市・南丹市・京丹波町の2市1町で構成する一部事務組合の国民健康保険南丹病院組合が運営。
77	急性期医療・回復期医療	「急性期」は症状が急に現れる時期、病気になり始めの時期で、「病気の進行を止める」「病気の回復が見込める目処をつける」までの医療。「回復期」は容体が危機的な状態を乗り越え、体の機能の回復を図る時期の医療。

頁	用語	説明
第4章 豊かな学びと文化を育むまちづくり		
79	学校施設長寿命化計画	将来にわたって継続的に学校施設を良好かつ健全な状態で維持・更新をしていくため、整備内容や時期、費用等を定めた中長期的な計画。
79	京都府学力診断テスト	府内全小学校・義務教育学校の4年生、府内全中学校の1、2年生、義務教育学校7、8年生を対象に実施する学力調査。小学4年生（義務教育学校4年生）は国語・算数、中学1年生（義務教育学校7年生）は国語・数学、中学2年生（義務教育学校8年生）は国語・数学・英語で実施し、併せて質問紙調査を行っている。
79	適応指導教室	各教育委員会が、不登校の小中学生向けに学籍のある学校とは別に公的な施設のどこかに設置し、学習援助をしながら本籍校に復帰することを目標に運営する教育施設。
80	幼児教育総合センター	家庭や地域を取り巻く環境変化の中、全ての就学前幼児の健やかな成長を願い、公私立幼稚園間や保育所等の一層の連携、小学校への円滑な連続性の確保などを目的として、教職員研修等を実施。
80	食物アレルギー	有害な細菌やウイルスなどの病原体から体を守る「免疫」が、本来無害なはずの食べ物に対して過敏に反応してしまう状態のこと。異物として認識された食べ物成分（アレルゲン）を排除するため、眼・鼻・のど・肺・皮膚・腸などでさまざまなアレルギー反応が起こる。
80	選択制デリバリー弁当	令和元（2019）年5月から亀岡市立中学校全校実施する、デリバリー方式による昼食提供事業。家庭で弁当を作れないときなどに、栄養バランスの良い昼食をとることができる。
81	全国学力・学習状況調査	日本全国の小・中・義務教育学校の最高学年（小学校・義務教育学校6年生、中学校3年生・義務教育学校9年生）全員を対象として行われている学力・学習状況の調査的性格のあるテスト。科目は国語、算数・数学で、3年に一度、理科、英語も実施される。
81	外国語指導助手	小中高校などの英語の授業で日本人教師を補助する外国人指導者。昭和63（1988）年から国が実施してきた「語学指導等を行う外国青年招致事業」では、世界の英語圏から大学を卒業した青年を日本に招致しており、都道府県や市町村が必要に応じて配置してきた。
81	自尊感情	自分の良さを自分で評価し、自分の価値を認識できることに伴う肯定的な感情のこと。
81	スクールカウンセラー	小・中・義務教育学校において、いじめや不登校など、児童生徒、保護者、教師の様々な悩みの相談に応じ、助言をするなど、心の問題に対応するため学校に配置される専門家。
81	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加え社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、様々なケースの見立てをし、家庭や行政、福祉関係施設など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。
81	通級指導教室	通常の学級で概ね学習ができ、社会適応を目指し、週に何時間か、その子どもの特性に合った個別の指導を受けるために通う教室。

頁	用語	説明
81	特別支援教育支援員	幼稚園、小・中・義務教育学校において、障がいのある幼児児童生徒に対し、食事、教室移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行うために配置する支援員。
81	サイエンスボランティア	科学実験や科学に関する工作教室等を通じ、子どもたちに科学の面白さや楽しさを伝える取組を支援するボランティア。
81	サイエンスフェスタ	子どもたちに自然科学や環境について関心を持ってもらうとともに、科学の不思議にふれることで「感動」や「探究」のこころを育むことを目的に開催している市教育委員会主催の体験型科学イベント。
81	サイエンスフレンズ学習クラブ	小学校4年生～中学校3年生までの児童生徒が実験や観察、工作などの体験学習を通して探究心を育てることを目的とした理科教室。
82	京都府総合教育センター	京都府における教育の振興を図るため、教育に関する研究及び教育関係職員の研修を行う京都府が設置する機関。昭和56(1981)年に前身の教育研究所を廃止し、設置された。
82	学校安全対策委員会	小・中・義務教育学校への不審者の侵入抑止など、地域の実情にあった安全対策を推進するため、亀岡市内の全ての小・中・義務教育学校において設立されている組織。
82	就学援助制度	子どもたちが等しく義務教育を受けられるよう、経済的な困りごとを抱える家庭に対し、学用品費や給食費などを援助する制度。
82	臨床心理士	心の問題に取り組む心理専門職の資格で、臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。
83	人生100年時代	ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットが提唱。先進国において平成19(2007)年生まれの2人に1人が100歳を超えて生きる「人生100年時代」の到来を予測し、新しい人生設計の必要性を説く。
84	三大シンボル講座 (コレージュ・ド・カメオカ、 亀岡生涯学習市民大学、 丹波学トーク)	生涯学習都市・亀岡のシンボルとなる講座。「コレージュ・ド・カメオカ」は世界的・全国的視野のもとに各界を代表する講師による講座、「亀岡生涯学習市民大学」は市民がいつでもどこでも自発的に取り組む、市民の、市民による、市民のための生涯学習活動、「丹波学トーク」は講師と参加者の「トーク」により「丹波学」の確立を目指すグローバルな地域学。
84	データベース	蓄積・検索・更新などが容易にできるよう有機的に整理された情報の集まり。
85	読書ボランティア	図書館や学校などで、おはなし会や読み聞かせなどを通して子どもたちに読書の楽しさを伝えるボランティア。
86	アウトドアフィールド	屋外の広々とした草地、野原、平原、自然地等。
87	クライミングウォール	ビルの外壁や室内に設置される、よじ登るための突起をつけた人工の壁。ボルダリングやクライミング等に使われる。
87	VR	Virtual Reality の略。仮想現実。

頁	用語	説明
87	eスポーツ	electronic sports の略。広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指し、一般社団法人日本 e スポーツ連合では「コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称」としている。
88	丹波国分寺跡	奈良時代に聖武天皇の勅命によって建立された国分寺のうち、丹波国に建立された寺院跡。現在は国の史跡に指定され、亀岡市の名木、オハツキイチョウがそびえる。
88	ハブ	本来は車輪やプロペラなどの中心にある部品や構造のことで、ここでは転じて、中心地、結節点。
89	コンテンツ	中身、内容
89	礎石	建造物の基礎となる石、いしずえ。
89	基壇	建物をその上に支える、石や土の壇。

頁	用語	説明
第5章 地球にやさしい環境先進都市づくり		
91	海洋ごみ・河川ごみ・漂着ごみ	国内、国外、陸上、河川、海上（船舶等）等で発生し、山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するごみ。海岸等に漂着したものを特に漂着ごみという。
91	再生可能エネルギー	太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスエネルギー源として持続的に利用できる自然界のエネルギー。
91	環境マネジメントシステム	企業や団体が、その運営や経営の中で環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や目的・目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいくための組織や事業者の計画・体制・手続きをシステム化したもの。
91	温室効果ガス	大気中に含まれる、赤外線を吸収し再び放出する性質を持った気体。二酸化炭素、メタン、フロンガス等。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなる。
91	木質バイオマス	木材に由来する有機性資源で、石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料を除いた再生可能な生き物から得られるエネルギーや資源を利用すること。
91	自然護岸	治水上の安全を確保しつつ、生物の良好な育成環境など自然に配慮した、水と緑豊かな護岸のこと。
91	親水護岸	本来、水流から構造物の侵食を防ぐ施設である護岸に親水機能を持たせたもの。
92	亀岡生き物大学	地球環境子ども村で取り組む、亀岡の豊かな自然や生き物について学べる活動。
92	川と海つながり共創プロジェクト	海ごみサミットでされた約束を実行するため、平成25（2013）年4月に設立。拡大しつつある海洋プラスチック汚染を防ぐため、海に面していない内陸の亀岡から、企業や地域、大人も子どもも含めたくさんの人たちに、川と海そして海ごみに対する正しい知識を普及する活動を展開。
92	保津川の日	多くの市民が川に親しみ、楽しめる記念日として毎年3月第1日曜日に開催。楽しく川の清掃活動等を行うことで、亀岡だけでなく川が結ぶ下流や海岸の人々にも「ごみ」ではなく「思いやり」を流せる、心と身体と環境にやさしいイベント。
92	マイボトル	自分用の飲み物を入れて携帯する水筒・ボトル。
92	消化ガス	下水処理で発生した汚泥が消化槽の中で微生物により分解されるときに発生するメタンとCO ₂ を含む可燃性ガス。
93	ポイ捨て防止重点地域	「ポイ捨てごみの無い美しいまち亀岡」を象徴し、そこから環境美化意識が広がることを目指すエリア。多くの人が行き交うJR各駅周辺とトロッコ亀岡駅周辺を指定。
93	エコウォーカー	ウォーキングしながら身近で気軽な新感覚の清掃活動を実施するボランティア活動。緩やかにネットワーク化することで意識を共有し、効果的で持続可能な環境美化を推進。

頁	用語	説明
94	浄化槽	下水道がまだない地域で各家庭に設置される污水处理施設で、微生物の働きなどを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流する。
94	3 R	Reduce（リデュース、減らす）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再資源化）の頭文字をとったもので、循環型社会を構築するためのキーワード。
94	アップサイクル	リサイクルやリユースと異なり、もともとの形状や特徴を活かしつつ、古くなったもの、不要だと思えるものを捨てずに新しいアイデアを加えることで別のモノに生まれ変わらせる、「ゴミを宝物に換える」サステイナブルな考え方。
94	亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）	環境にも将来世代にも大きな負担となる埋立処分場を新たににつくらないまちづくりを目指して策定された、市内のごみ（一般廃棄物）処理についての計画。
95	食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品。もったいないことであるとともに、環境にも悪い影響を与える。
96	亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想	亀岡の魅力ある地域資源を埋もれさせることなく、亀岡の名所づくりや景観保全を進めるとともに、快適で潤いのある生活環境や美しい景観を創出し、住む人が誇れるまちづくりを促進する構想。
96	都市計画公園	都市計画法に定められる公園。規模や内容によって街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園の7種類に分かれる。
96	公益財団法人亀岡市都市緑花協会	緑と花の都市を目指して昭和63（1988）年3月に設立された法人。「花と緑のフェスティバル」、「花づくりコンクール」、各種講習会・展示会・教室、都市公園の管理運営、街路樹の維持管理、駅前等の緑化業務などの活動をしている。
97	土地区画整理事業	土地の区画を整え、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、宅地の再配置・利用増進を図る事業。幅の狭い道路や家屋の密集の改善、災害発生時の避難や救急車両の進入の円滑化など、安全で安心なまちづくりにも寄与する。
97	公園施設長寿命化計画	適切な施設点検、維持補修等を行うことにより既存公園施設の耐用年数の延伸及び公園施設の企画設計から、建設、維持管理、廃棄までに要する総費用の低減に役立てる計画。
97	花と緑のフェスティバル	「花と緑の街づくり」に繋げる緑化推進活動の一環として、市民の環境意識の向上、都市緑化の普及啓発と花と緑の交流活動の場づくり、生涯学習の発表の場として開催。花と緑に関する展示・発表・即売・体験教室など。
97	オープンガーデンかめおか	花と緑の庭園都市（ガーデンシティ）の実現に向けて、市民の庭めぐりにより人との出会いや市民参加の花と緑のまちづくり、観光拠点づくり、まちの活性化を目指す取組。
97	わがまちの花づくり事業	補助金の交付等を通じて、自治会など地域が実施する花と緑のまちづくりと協働し、緑豊かな潤いあるまちづくりを推進する事業。

頁	用語	説明
97	かめおか桜守の会	亀岡の市の木である「桜」を積極的に守り育てる市民ボランティア。地域の桜に興味や関心を持ち、桜づくりに意欲的に取り組む人を募集し、桜の管理に必要な知識や管理技術を習得し、日常的な点検や簡易な作業に従事できる人材を育成する。

頁	用語	説明
第6章 活力あるにぎわいのまちづくり		
99	南丹地域商業ガイドライン	府内の7地域区分ごとに、中心市街地エリア、中心市街地の将来目標及び大型店抑制・誘導エリア等を明示した地域商業のガイドライン。京都府中心市街地活性化懇話会の「まちなか再生を推進するガイドラインに関する提言」に基づき、京都府と亀岡市、南丹市、京丹波町により策定。
100	かめきたサンガ広場	JR 亀岡駅北駅前広場の愛称。全国各地から募集して決定した。
100	マルシェ	フランス語で「市場」。バラエティ豊かな複数の店が出店するイベント。
100	伴走支援	需要開拓や事業承継などの小規模事業者の経営課題に対して、事業計画の策定や推進など、解決のための支援を継続的に行うこと。
100	デジタル・トランスフォーメーション(DX)	将来の成長・競争力強化を目的に新たなデジタル技術を活用して、新たなビジネス・サービスモデルを創出し、柔軟に改変していくこと。
101	企業座談会	市内に立地する事業所と亀岡市・亀岡商工会議所が意見交換および親交を深める場。
103	着地型観光	旅行者の受入地域で開発される観光プログラム。旅行者は訪問先の現地で集合、参加し、解散する。現地発の旅行商品開発に特徴があり、現地に精通した人たちが旅行商品を開発する。
103	森のステーションかめおか	亀岡の特産品である天然砥石やチョロギを発信する展示・体験施設。天然砥石を使った研ぎ体験コーナーもある「匠ビレッジ」、薬膳レストランやチョロギの加工品、地元産野菜の販売なども行う「チョロギ村」で構成。
103	森の京都地域振興社	京都府中部の5市町（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市）を対象として、観光地域づくりの中核・舵取りを行う組織。交流人口の拡大、食をはじめとする地域資源のブランド化などに取り組み、地域の稼ぐ力を創出する。行政機関職員、民間企業社員の出向及び外部専門人材等で構成。
103	ホスピタリティ	対価を求めるのではなく、おもてなしの心を持ち、様々なサービスを提供すること。
104	桂川舟運歴史体験・展示施設	千代川町にある京都府の施設。桂川舟運の歴史を学ぶことや、河川活用によるスポーツ等の体験などを目的とする。

頁	用語	説明
104	ゲストハウス	アメニティサービスを極力省き、共用リビング等を有した、シェアする安価な素泊まりの宿。プライベート性の高いホテルや旅館と異なり、初対面の宿泊者同士・宿のスタッフ・地域の人々など、他者との繋がりを重視する。
104	ガーデンツーリズム	地域の活性化と庭園文化の普及を図るため、庭園や公園を観光資源として、連携による地域の魅力向上を図る取組。
104	アグリツーリズム	アグリカルチャー（農業）とツーリズム（旅行）を組み合わせた造語で、都市居住者等が緑豊かな農村・農家に滞在し、農業体験を主目的とした休暇・余暇活動を過ごすこと。
104	スローフード	食とそれを取り巻くシステムをより良いものにするため、おいしく健康的で（GOOD）、環境に負荷を与えず（CLEAN）、生産者が正に評価される（FAIR）食文化を目指す世界的な草の根運動。
104	鳥の巣ロッジ	亀岡市交流会館の宿泊施設で、豊かな自然の中でのんびり過ごすことができる、コテージ2棟、キャンプサイト1区画の一日3組限定のキャンプ場。
104	カメロックス	亀岡市交流会館内に設置された、室内で安全に楽しめるスポーツクライミング施設。
105	大丹波連携推進協議会	歴史的・文化的につながりが深い京都府と兵庫県にまたがる丹波地域の連携により、観光キャンペーンなどの産業振興や災害時等相互応援など地域課題の解決を目的とした協議会組織。京都府中丹広域振興局・京都府南丹広域振興局、福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、兵庫県丹波県民局、兵庫県丹波篠山市、兵庫県丹波市で構成。
105	大河ドラマ「麒麟がくる」推進協議会	明智光秀、細川ガラシャ、細川幽斎、細川忠興にゆかりの自治体が平成23（2011）年4月に「NHK大河ドラマ誘致推進協議会」を設立し、大河ドラマ誘致活動に取り組んだ。2020年大河ドラマ化を受け、平成30（2018）年5月に「大河ドラマ『麒麟がくる』推進協議会」へと名称を変更し、京都府8市町、兵庫県2市、福井県1町で大河ドラマを活かした観光振興及び地域経済の活性化を図る活動を行っている。
105	宇治・亀岡・舞鶴観光連携協定	京都縦貫自動車道の全線開通に伴い、3市の移動利便性が大幅に向上したことによる効果を観光誘客に活かすことを目的に、公益社団法人宇治市観光協会、一般社団法人亀岡市観光協会、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社舞鶴地域本部（舞鶴観光協会）が締結した観光連携協定。観光プロモーションや観光キャンペーン、新たな観光ルートの開発等に3団体が連携して取り組む。
105	フィルムコミッション	映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致するとともに、ロケのスムーズな実施を支援する非営利公的機関。
105	京都・かめおか観光PR大使	亀岡市の魅力を広くPRすることを目的に平成30（2018）年3月に創設。本市にゆかりがあり、全国的に活躍する著名人を任命している。
105	Wi-Fiスポット	スマホやタブレット、パソコンを利用して、Wi-Fiでインターネットに接続できる場所、地点。

頁	用語	説明
106	鳥インフルエンザ	A 型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症。まれに人に感染することがあるが、ヒトからヒトへの感染拡大は未確認。
106	豚熱	豚熱ウイルスが豚やイノシシに感染する伝染病。致死率が高く、感染豚との直接的な接触等により感染が拡大する。
107	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、5 年後を目標とした農業経営改善計画で市町村によって認定された農業者。地域の中心的担い手。
107	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法	防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命・財産を保護するため、防災工事等基本方針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めた法律。令和 2（2020）年 6 月成立。
107	平和池決壊	昭和 26（1951）年 7 月 11 日、梅雨前線と低気圧の影響で大雨となった京都府亀岡町（現・亀岡市）において、治水と灌漑のために作られたダム「平和池」が決壊した水害。ダム下流の柏原地区は鉄砲水に襲われ、壊滅的な被害を受けた。
108	6 次産業化	農業などの第 1 次産業とこれに関連する加工・販売等の第 2 次・第 3 次産業の事業の融合等により、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
108	京都丹波米食味推進協会	J A や市町、京都府などの関係団体で構成し、米生産者への栽培技術情報の発信や「おいしいお米コンテスト」を通じて、京都丹波地域のお米のおいしさ向上に取り組む団体。事務局は J A 京都。
108	京のブランド産品	京野菜や他の農林水産物の中で、優れた品質が保証され、安心・安全と環境に配慮した生産方法に取り組んでいるものを認定し、ブランドマークを貼って流通させている。
108	H A C C P	食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。
108	土づくりセンター	亀岡市内の畜産農家から産出される家畜糞尿ともみ殻を混合して発酵させ、機械を使った丹念な切り返しにより、有機肥料生産を行う施設。
109	森林経営管理制度	適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る仕組み。

頁	用語	説明
第7章 快適な生活を支えるまちづくり		
114	認定外道路	市道認定がされていないが、一般の交通がされている道路。
115	主要地方道	国土交通大臣が指定する、その地域で主要な役割を担う都道府県道または政令指定都市の市道。
115	一般府道	主要地方道以外の府道。
115	準市道	亀岡市準市道認定基準要綱に基づき、市街化調整区域内又は都市計画区域外の地域において本市が認定する道路。
115	都市計画道路	都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法でルート、位置、幅員などが決められた、都市の骨格を形成する道路。
116	亀岡市地域公共交通網形成計画	まちづくりと一体となった公共交通の再編を目指して策定された計画。郊外部を含む市内全域における需要と運行のバランスがとれた地域に根ざした持続可能な公共交通網の形成と、交通弱者に配慮した円滑に移動できる交通環境の構築を目的とする。
117	デジタルサイネージ	屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。
117	M a a S	Mobility as a Service の略。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段をひとつのアプリで提供するなど、移動を単なる手段ではなく、利用者にとって一元的なサービスとして捉える概念。
118	高水敷	常に水が流れる低水路より一段高い敷地。平常時にはグラウンドや公園などの形で利用されるが、洪水時等には水に浸かってしまう。
118	堤防敷	住宅や農地がある側ののり面から川側ののり面までの堤防が築かれた部分。
119	淀川水系桂川上流圏域河川整備計画	淀川水系桂川上流圏域の府管理河川に関する今後概ね 30 年間の整備内容を定めた河川整備計画。京都府が平成 30 (2018) 年 8 月に策定。
119	霞堤	周囲の堤防より高さが低い等、不連続な堤防。洪水時には高さが低い堤防部分から水が逆流することで、下流に流れる洪水の流量を減少させ、下流の被害を減少させる一方、逆流による浸水により農地等に被害が及ぶ。
119	天井川	川底が周囲の地面より高い位置にある川のこと。決壊した場合、高い位置から一挙に水が流れ出し、大規模な洪水となるため、周辺地域に及ぼす被害が大きい。
119	国営緊急農地再編事業	農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積を進め、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図る事業。
119	保津川かわまちづくり計画	川を活かしたまちづくり、まちを活かした川づくりを推進するため、京都府と亀岡市で策定した計画。
120	ダウンサイジング	サイズ（規模）を縮小・小型化・小規模化すること。
120	管渠	水路の総称。給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。

頁	用語	説明
120	公営企業会計	官庁会計と異なり、発生主義に基づく会計処理、複式簿記等の企業会計で処理される会計方法。
120	財政マネジメント	財政の管理、運営
121	大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画	大阪湾・淀川の河川、海域等の公共用水域の水質環境基準を維持達成するため、下水道で整備すべき区域や下水処理場からの排水水質基準を定めた下水道整備に関する総合的な基本計画。
122	空き家バンク制度	空き家を活用して移住者などの定住を促進するため、空き家を売りたい、または貸したいという所有者と、空き家を買いたい、または借りたいという利用希望者をマッチングする仕組み。
122	ライフサイクルコスト	製品や施設を取得・使用するために必要な経費について、企画・設計から、調達・製造、使用、維持管理、廃棄の段階をトータルで考えること。
123	新耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 (1981) 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準をいう。これに対して、その前日まで適用されていた基準を旧耐震基準という。新耐震基準は、震度 6 強～ 7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。
123	耐震診断士	木造住宅の耐震診断（地震に対する安全性を評価すること）の専門家として、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録された建築士。
123	景観形成地区	亀岡市の良好な景観の形成に際し、地域の特性を活かした景観形成を必要とする地区。ＪＲ各駅周辺、国道 9 号沿道等を「都市景観形成地区」、湯の花温泉地区を「湯の花温泉景観形成地区」、市街地の背景となっている山々を「自然景観形成地区」に指定。
123	亀岡市空家等対策計画	近年の空家等の増加により地域住民の生活環境への影響が問題になる中、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、本市が目指す「安全で安心して暮らせるまちづくり」などの実現に寄与することを目的として策定された計画。
123	公営住宅等長寿命化計画	市営住宅等ストックの適切なマネジメントを行うべく、住宅の状況や将来的な需要見通しを踏まえた各団地のあり方を考慮した上で効率的・効果的な団地別・住棟別の事業手法を選定し、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を推進するための計画。
124	亀岡市新火葬場整備基本計画	建設地、配置計画、機能など、新火葬場の整備についての基本計画。
124	P F I 方式	Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式。
124	D B O 方式	Design Build and Operate の略。民間事業者が対象施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して行う方式。

頁	用語	説明
125	セキュリティ	大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないよう、必要な対策をすること。一般的には情報の機密性、完全性、可用性を確保することと定義される。
125	クラウド	ソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤（サーバなど）を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。利用実績に応じて利用料を支払う形になり、設備の運用・管理負担や導入・更新時のまとまった投資が不要となる。
126	亀岡市情報化推進計画	市総合計画に掲げる目指す都市像や都市のすがたを実現するための施策を、情報化の視点から捉えた実施計画

頁	用語	説明
第8章 効率的で持続可能な行財政運営		
128	行財政改革大綱	行財政改革の取組を確実に進めていくために策定された大綱。より質の高い行政サービスを持続的に提供するとともに、サービスを支える安定した財政基盤を確立していきながら、魅力あるまちづくりの推進に取り組む。
128	公共施設等総合管理計画	過去に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎える一方、地方公共団体の厳しい財政、人口減少等による利用需要の変化等をふまえ、市民の財産である公共施設やインフラを持続可能な形で次世代に引き継いでいくため、地方公共団体が公共施設等の現状を把握し、長期的視点で公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針を定める計画。
129	ロボテックス	ロボットの設計、製造などに関する研究（ロボット工学）及びビジネスにおけるロボットの運用に関する研究のこと。IoT や AI と連携することで、さらなる発展が期待される。
129	ジョブローテーション	人材の能力開発のため、人事計画に基づいて定期的に職場の異動や職務の変更を行う戦略的人事異動。
129	パブリックコメント	市民生活に関わる計画や条例案などを制度化する際に、事前にその趣旨や原案を公表し、市民の意見を求め、提出された意見等を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する考え方について公表する制度。
130	ふるさと納税制度	応援したい自治体に寄附ができ、寄附金が所得税・住民税の控除の対象となる制度。
130	京都地方税機構	京都府と府内 25 市町（京都市を除く）の税業務を共同して行い、納税者の利便性の向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現を目指す広域連合。
130	チャンネル	方法、手段
130	市債	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために発行する公債（債務）。
131	スクラップ・アンド・ビルド	時代の変化や費用対効果などの観点から、非効率的な事業等を廃止して、効率的・効果的な事業等に見直すこと。
131	ポータルサイト	インターネット上にある様々なページにアクセスする時の玄関口・入り口となる Web サイト。

第5次亀岡市総合計画

発行 令和3年4月 亀岡市
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
TEL 0771-22-3131 FAX 0771-24-5501
<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

編集 亀岡市 企画管理部 企画調整課



亀岡市